

# 日本犯罪社会学会

## 第46回大会報告要旨集

### 2019

---

#### ■ シンポジウム ■

コミュニティと犯罪

#### ■ テーマセッション A ■

日本の死因究明制度について考える

#### ■ テーマセッション B ■

ジェンダーの視点から見た矯正施設

#### ■ テーマセッション C ■

特殊詐欺などの身近な犯罪から高齢者を守るには

#### ■ テーマセッション D ■

若年者に対する施設内処遇の展望と課題

#### ■ テーマセッション E ■

矯正施設における社会復帰支援—多機関連携に向けて—

#### ■ テーマセッション F ■

刑務所を開いていく「語り」とは？

#### ■ テーマセッション G ■

受診者の薬物規制法違反への医療者等による対応

#### ■ テーマセッション H ■

国際的視点に立った刑事政策の実現—第14回国連犯罪防止会議(京都コンgres)の開催に向けて—

#### ■ テーマセッション I ■

犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相

#### ■ テーマセッション J ■

覚せい剤事犯者の社会復帰に向けた地域の役割—司法:処遇:支援の副題

#### ■ テーマセッション K ■

刑事政策学の復権 V

いかにすればポスト／ニーズを増やす／高めることができるか

#### ■ テーマセッション L ■

反復違法行為者に対する治療の義務付け

#### ■ テーマセッション M ■

非行からの「立ち直り」と就労支援を再考する——インタビュー調査に基づいて

#### ■ 自由報告 ■

---

日本犯罪社会学会編

# 日本犯罪社会学会

## 第46回大会報告要旨集

2019

### 目次

■ シンポジウム	コミュニティと犯罪		
	企画趣旨とシンポジウムの構成	野田 陽子	8
	日本における犯罪とソーシャル・キャピタルの関係をめぐる研究動向	竹中 祐二	9
	犯罪社会学における地域社会・コミュニティ概念	山本 奈生	11
	リスクファクタ／プロテクトイブファクタ論の「非対称性」をめぐって	原田 豊	12
	統治としてのコミュニティ—その小史と『統治の社会化』の挫折—	平井 秀幸	14
	指定討論1 実証研究を行うために	島田 貴仁	16
	指定討論2 コミュニティ論とソーシャル・キャピタルの観点から	高木 大資	17
	指定討論3 再犯防止の観点から	久保 貴	18
	指定討論者との質疑応答	野田 陽子	19
■ テーマセッションA	日本の死因究明制度について考える		
	1 企画趣旨		21
	2 日本の死因究明の現状	松原 英世	21
	3 日本の死因究明制度上の課題	河村 有教	22
	4 保育事故から見るCDRの必要性	寺町 東子	22
	5 日本版CDR構想の検討：CDR導入の必要性和課題	小佐井 良太	23
	6 指定討論1	笹倉 香奈	24
	7 指定討論2	吉川 優子	24
■ テーマセッションB	ジェンダーの視点から見た矯正施設		
	1 企画趣旨		25
	2 男女受刑者の被害体験と加害体験	齋藤 実 矢野 恵美	25
	3 刑務官の執務環境	矢野 恵美 上瀬 由美子 高橋 尚也	26
	4 矯正職員の適応感とストレス	谷本 拓郎 水戸部 準	27
	5 女子少年の非行・問題行動と養育環境—少年鑑別所入所者のデータを用いた調査—	西澤 朋枝	27
	6 議論		28
■ テーマセッションC	特殊詐欺などの身近な犯罪から高齢者を守るには		
	1 企画趣旨		29
	2 議論の概要	齊藤 知範	29
	特殊詐欺の被害予防対策に関する研究—予兆電話への対応策—	齊藤 知範	31
	特殊詐欺の被害予防対策に関する研究—水際対策と広報啓発—	山根 由子	33
	警備業による特殊詐欺防止対策の現状と課題	田中 智仁	35
	特殊詐欺対策の過去・現在・未来	江崎 徹治	37

■ テーマセッションD (ラウンドテーブル)	若年者に対する施設内処遇の展望と課題		
	1 企画趣旨		39
	2 フランスにおける少年・若年者に対する施設内処遇の諸相	相澤 育郎	39
	3 若年者に対する施設内処遇(ドイツ)	大谷 彬矩	40
	4 アメリカ(カリフォルニア州)における若年者に対する施設内処遇	石田 侑矢	41
	5 施設収容処遇の現状と課題	中島 学	42
	6 議論		44
■ テーマセッションE (ラウンドテーブル)	矯正施設における社会復帰支援 —多機関連携に向けて—		
	1 企画趣旨		45
	2 話題提供		
	(1)多機関連携の再考-サイロ化を乗り越える-	仲野 由佳理	45
	(2)少年院における多機関連携の事例	服部 達也	46
	(3)少年院における社会福祉士の活動	平田 哉	46
	3 多機関連携を語る～連携を語る場の構造～		
	(1)少年院出院者への社会復帰支援について	服部 達也	48
	(2)話題提供者による「語ろうワーク」振り返り		
	①内円からみたワーク	長尾 貴志	48
	②外円からみたワーク	平田 哉	49
③外円からみたワーク	服部 達也	49	
4. 今後の課題		50	
■ テーマセッションF (ラウンドテーブル)	刑務所を開いていく「語り」とは？		
	1 企画趣旨	森久 智江	51
	2 刑務官の感情労働	深谷 裕	51
	3 刑務所を開いていく「語り」とは？	藤岡 淳子	52
	4 指定討論	佐々木 彩子	53
	5 フロアとの議論	森久 智江	54
■ テーマセッションG (ラウンドテーブル)	受診者の薬物規制法違反への医療者等による対応	平井 慎二	
	1 企画趣旨		56
	2 ロールプレイの設定		57
	3 ロールプレイの展開		57
	4 今回のロールプレイでも明らかになったこと		59
	5 参加者との質問と応答		60
■ テーマセッションH	国際的視点に立った刑事政策の実現 —第14回国連犯罪防止会議(京都 kongress)の開催に向けて—		
	1 企画趣旨	山口 直也	61
	2 UNAFEI(アジア研)及び kongress について	瀬戸 毅	61
	3 kongress におけるアジア刑政財団の関わり	山下 輝年	62
	4 kongress における日本弁護士連合会の関わり	東澤 靖	62
	5 犯罪防止刑事司法委員会および犯罪防止刑事司法会議への参加と課題	新倉 修 鄭 裕静	63
	6 kongress における刑事司法研究者・犯罪社会学会会員としての関わり	笹倉 香奈	63
	7 議論	山口 直也	64

■ テーマセッションI	犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相		
	I 企画の趣旨		65
	II 各登壇者の報告要旨		
	「矯正施設における市民参加の現状と課題」	中島 学	65
	「犯罪者処遇における「第三者委員会」の意義と課題」	高橋 有紀	67
	「地域における再犯防止の推進と矯正、保護の役割」	本庄 武	69
	「不可視化されるコミュニケーション—地域社会における多様性と社会的分断の現在—」	川端 浩平	71
III 議論・まとめ		73	
■ テーマセッションJ	覚せい剤事犯者の社会復帰に向けた地域の役割		
	—司法：処遇：支援の副題		
	1 企画趣旨		74
	2 司法の視点からの可能性について	吉開 多一	74
	3 薬物事犯者に対する保護観察の現状と今後の課題	勝田 聡	75
	4 データ分析結果を踏まえての報告	羽間 京子	76
	5 指定討論者	松本 俊彦	77
6 議論		78	
■ テーマセッションK (ラウンドテーブル)	刑事政策学の復権 V		
	いかにすればポスト／ニーズを増やす／高めることができるか		
	1 企画趣旨		79
	2 刑事政策学の現状と刑事政策学におけるリカレント教育の意義や可能性について	武内 謙治	80
3 創生・新時代の犯罪学：もしも、犯罪学学部を創るなら？	石塚 伸一	80	
■ テーマセッションL (ラウンドテーブル)	反復違法行為者に対する治療の義務付け		
	1 企画趣旨	尾田 真言	82
	2 多機能型精神科診療所における触法事例に対する取り組み	長谷川 直実	83
	3 条件反射制御法を実施したスーパークー21名の経過について	小早川 明子	84
	4 承認を伴う自己変革か、愚行権を含む主体的回復か	市川 岳仁	86
5 議論		87	
■ テーマセッションM (ラウンドテーブル)	非行からの「立ち直り」と就労支援を再考する		
	—インタビュー調査に基づいて		
	1 企画趣旨	岡邊 健	88
	2 犯罪行為者に対する近時の就労支援施策の展開	相澤 育郎	88
	3 福岡における少年への就労支援	知名 健太郎定信	89
	4 雇用主インタビューからみえてきたこと——なぜ、協力雇用主を継続するのか？	相良 翔 都島 梨紗 竹中 祐二	90
5 少年インタビューからみえてきたこと——非行からの「立ち直り」と仕事	大江 将貴	92	
6 質疑応答と討論	岡邊 健	93	

■ 自由報告

A 1	国際自己申告非行(ISRD)調査の国内実施に向けての諸課題 ——日本チーム発足からプレ調査実施までの経緯をふまえて	○岡邊 健 ○相澤 育郎 大塚 英理子	97
A 2	家族関係を中心とした非行少年の実態と対人意識に関する一考察 ——量的調査をつうじて——	作田 誠一郎	99
A 3	なぜ非行少年の復学は困難なのか	大江 将貴	101
A 4	非行経験者が考える「立ち直り」とは何か ——青年期の移行課題の観点から——	都島 梨紗	103
B 1	戦前少年保護実務家は戦後少年司法をいかに見たのか ——戦前・戦後に勤務した少年保護実務家の言説分析——	竹原 幸太	105
B 2	なぜ保護司の科学化が失敗したのか	盛田 賢介	107
B 3	The Inside-Out Prison Exchange Program ——壁を越えて共に学ぶプログラムと日本における実現可能性——	島 亜紀	109
B 4	『聞き書きマップ』を活用した体験型「予防犯罪学」教育の試み	原田 豊	111
C 1	平成年間における性犯罪の量刑基準	○柴田 守 宮園 久栄	113
C 2	日本の厳罰化立法はポピュリズムによるものなのか？ ——厳罰化立法の量的分析——	京 俊介	115
C 3	「人を裁くという原理と心情」 ～裁判員裁判の現状から見えるもの～	○山本 聡 渡辺 演久	117
D 1	性的客体／性的主体としての「幼女」 ——中国における年少者保護政策『四部門意見』とその社会的背景を検討する——	周 筱	119
D 2	女子中高生の自撮り被害 ——インターネットで知り合った男性からの被害に着目して——	○藤原 佑貴 宮寺 貴之 久原 恵理子	121
D 3	婦人相談員への調査結果から見る性暴力被害の実態	○宮園 久栄 柴田 守 山梨 光貴	123
E 1	自動運転における責任 ——ドイツの倫理規則を手がかりに——	樋笠 堯士	125
E 2	薬物犯罪を医療者等が「通報しない態勢」の法的問題と規制薬物需要削減	飯野 海彦	127

E 3 熊本地震の被災地における窃盗の発生状況  
—震災による窃盗の増加は見られるか—

○ 岡本 英生  
齊藤 豊治  
岡田 行雄  
松川 杏寧  
宇都宮 敦浩

129

本抄録は基本的に執筆者の提出されたデータを使用しているため、誤植などがあってもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

シ ン ポ ジ ウ ム

## 第46回大会シンポジウム コミュニティと犯罪

コーディネーター・司会：野田 陽子（淑徳大学）

### 企画趣旨とシンポジウムの構成

地域社会もしくはコミュニティは、固有の意味における犯罪社会学が成立した当初より、犯罪の社会学的研究における主要な焦点の一つであった。とりわけシカゴ学派に属する初期犯罪社会学者、F. M. スラッシャー、E. H. サザランド、C. R. ショウ & H. D. マッケイらの研究は、犯罪発生の地域差を前提として、social disorganization、social differentiation、cultural transmissionといった分析概念を用いて犯罪発生を説明しうる地域社会/コミュニティ特性の解明を目指し、犯罪研究の一大潮流をなした。

犯罪研究において地域社会/コミュニティへの関心はその後途切れることはなかったが、シカゴ学派の犯罪研究が隆盛を誇った時代と比べれば、犯罪研究の全体的動向のなかでは一時後景に退いた感が否めない。それにはいくつか理由があるが、一つに、20世紀半ば以降の大規模な社会変動によってもたらされた地域社会/コミュニティの変容を十分に視野に収めつつ犯罪現象を説明しうる新たな分析概念を犯罪研究が提起できなかったことも影響していると思われる。

20世紀も終わりの四半世紀になると、地域社会/コミュニティへの関心が再び犯罪研究の前景に現れ始める。この変化は、一定の連関性を示す2つの特徴を伴って現れたとあってよい。1つは、自覚的にせよそうでないにせよ、リスクファクターとプロテクトティブファクターの非対称性を前提に研究が組み立てられていること、いま1つは、理論構築上の関心の比重が原因論から対策論へとシフトしていることである。

この動向の延長線上に、近年注目を集めつつあるsocial capital概念を用いた犯罪研究も位置づけられよう。social capital研究は、社会科学の分野で21世紀に入り急速に蓄積が進んだといわれるが、理論的立場の如何を問わず、social capitalの要素もしくは条件等として社会的ネットワークに枢要ともいえる位置づけを与えているため、そもそも犯罪研究との親和性が顕在的・潜在的に高いとあってよい。そのため、犯罪社会学とは専門領域を異にする研究者によってなされる、犯罪と地域社会/コミュニティとの関連に関する言及も少なくない。ただし、周辺領域におけるこうした関心の高さととは裏腹に、少なくとも日本においては、犯罪社会学、あるいはその

近接領域である社会病理学において、social capital概念を前面に押し出し犯罪と地域社会との関連を考察する研究は実のところきわめて少ない。日本犯罪社会学会、日本社会病理学会の機関誌に掲載された論稿をみると、そのタイトルに「ソーシャル・キャピタル」あるいは「社会（関係）資本」等の語を含む論文、研究ノートは、前者に関しては1本もなく、後者に関しては1本にとどまるのである（2018年末現在）。

本シンポジウムでは、以上の研究動向を踏まえ（その認識の妥当性の吟味も含め）、以下の諸点を検討することとした。

第1に、犯罪と地域社会/コミュニティとの関連に関する分析概念を系譜論的に、断続も含め整理しつつ、その展開の理論的、社会的文脈を検討する。日本の犯罪社会学において、なぜsocial capital概念を前面に押し出した研究が少ないのかの検討も、ここに含まれる。

第2に、犯罪社会学が、地域社会/コミュニティの変容をいかに捉え、いかにそれを犯罪研究に内在化させてきたかを検討する。ここでは、地域社会概念あるいはコミュニティ概念を改めて問い直す作業も併せて行う。

第3に、リスクファクターとプロテクトティブファクターとの非対称性は、対策論を原因論とは切り離して展開することの妥当性を担保するが、しかしそれは、原因論を「置き去りにしてよい」ということを論理必然的に正当化はしない。原因論的研究の後退ともいえる事態がなぜ犯罪社会学において起こっているのかを検討する。

第4に、地域社会/コミュニティと犯罪との関連を分析するために用いられてきた諸概念を、その価値属性という観点から検討する。これは、犯罪社会学が、その成立の初期から、支配的な価値体系に胚胎する病理を分析しうる概念枠組を提起してきたことに、現在の犯罪社会学がどれほど自覚的であるかを検討することでもある。

第1課題は竹中祐二会員（北陸学院大学）に、第2課題は山本奈生会員（佛教大学）、第3課題は原田豊会員（立正大学）、第4課題は平井秀幸会員（四天王寺大学）にご担当いただいた。

指定討論は、島田貴仁会員（科学警察研究所）、高木大資会員（東京大学）、久保貴会員（東京福祉大学）にお願いした。

## 1 犯罪と地域社会/コミュニティとの関連に関する分析概念

犯罪学理論とは「犯罪の原因と対策について理性的・合理的に考察」するものとして要約される（岡本・松原・岡邊 2017）。その方法論的基盤は社会学をはじめ多岐に渡るが、何に注目するかによっても整理することができるだろう。

フェルソン（Felson, M.）とコーエン（Cohen, L. E.）は、①動機をもった（潜在的な）犯罪者、②適当な標的、③（逸脱行為に対する）有効な監視（者）の不在、という3要素が時間的、空間的に同時発生することによって犯罪が起こるのであり、したがって、これらのうちいずれかの要素に働きかけることで犯罪を防ぐことができると結論付けた（Cohen・Felson 1979）。犯罪と地域社会/コミュニティとの関連に関する分析概念は③に着目するものとして位置付けられるだろう。

この流れを汲む研究群は、20世紀初頭のシカゴ学派の研究によってその地位を確立した。シカゴ学派以降の流れは大きく3つに分かれているが（細井・西村・辰野 1997）、実質的には地域住民の繋がり等について見るシステムモデルと物理的環境の整備を主たる手段とする環境犯罪学の2つに収斂するとされる（竹中 2020）。先行研究の多くはそれぞれを異なる流れと解釈しているが、両者は互いに相補的な関係にあるだけでなく、環境犯罪学アプローチが成り立つための前提条件としてシステムモデルの要素が備わっていることが必要であると考えべきであろう（竹中 2009a；清永・伊藤 1988）。

## 2 ソーシャル・キャピタルとは何か

SCは、確たる定義の難しさと反して、「説得力のある魅力的な共通用語として、研究者、政策担当者、市民の間に広く普及している」という現状がある（坪郷 2015）。その理由として、「従来から、多様な分野で、社会的ネットワーク、信頼、互酬性が重要であることが知られていたが、これを表現し、共通して議論できる共通用語や枠組みがなかった」ところに登場したからだと説明されている（坪郷 2015）2000年後半以降は「定義と測定の曖昧さ」の問題は収束しつつあり、研究領域ごとに、また類似概念（とされるもの）と比較するにあたって、SCはその都度定義されれば良いといった、非常に広範な理解がなされている（稲葉他 2011；稲葉・吉野 2016）。なお、パットナム（Putnam, P.）の定義に基づき、既述の3要素、すなわち社会的ネットワーク、信頼、互酬性

（への着目）が、SC定義のミニマム・スタンダードとなっているものと説明できるだろう。

ネットワークとしてのSCを集合的な財として捉える点に力点を置くのか、それともSCの便益が還元される個人に焦点を当てるのかは領域によって傾向が異なり、前者は政治学、後者は経済学がそれにあたる。これと関わって、SCをどのように分析モデルとして組み込んでいるかという区別もなされる。例えば、1つの変数として諸変数を合成・加工する研究は多く見られるが、一方で、主として社会疫学では、SCを構成する諸要素について、個別の変数として測定がなされている。このことはすなわち、（集合財としての）SCが「あるのか/ないのか」ではなく、SCが「あること」を前提に、その質的な違いに着目しているという違いだと理解できるだろう。

## 3 日本における犯罪とソーシャル・キャピタルの関係をめぐる研究動向

犯罪と地域社会の関係を対象とする我が国の先行研究を概観すると、その多くは地域で展開される各種非行予防活動や交番を中心に展開される防犯活動などを対象とし、それらを肯定的に評価するものが多い（竹中 2009b；竹中 2014）。これらの先行研究では、我が国の治安が欧米諸国と比較して良好な水準に保たれてきたことを前提にしていると推測される（竹中 2009b；竹中 2014）。とりわけ、現代日本における犯罪と地域社会に関する研究を概観すると、「治安悪化」という問題意識を背景に、「地域社会/コミュニティ再生」という手段によって問題解決を図ろうとする、非常に単純化された論調が目につくことが多くなっているが、裏を返せば、「治安は本当に悪化しているのか」、また「治安が悪化しているとして、地域再生が何故、どのように、犯罪予防に有効だと言えるか」がより本質的な問題となっていると考えられる（竹中 2014）。

1つ目の問いへの答えが“No”であることは、犯罪社会学においてはもはや常識として言うて良いだろう。そのことと相まって、近時の犯罪白書においては、かつてセキュリティ強化の対象として地域社会が位置付けられていたのに対して、犯罪者・非行少年の社会的包摂に向けた取り組みに対する地域社会への期待という語られ方へとシフトしている。犯罪を「当該社会の中で有害・危険であると共通して見なされるもの」として緩やかに理解するならば、それがいかに発生するのかという原因論、それを踏まえた対策論が犯罪学理論の中心課題として位置付

けられるのはごく自然なことである。したがって、犯罪と地域社会との関係において原因論・対策論が後景化していることは、学説史上で地域社会への着目それ自体が後景化していることを意味する。それに対して、例えば脳科学を含む行動科学的なアプローチが犯罪からの立ち直りとも関わって再び注目を集めており、このことが、犯罪との関係をめぐる SC 論の後景化をもたらしていると考えられるだろう。

2 つ目の問いへの答えは、学説史の中で既に確認されている。シカゴ学派がもたらした功績は極めて大きい、それ故に「なぜそうなるのか」という詳細なメカニズム解明へと関心がシフトしたことにより、犯罪の地理的要因を探る研究の流れは犯罪学の主流ではなくなった（竹中 2009b；竹中 2014；竹中 2020）。そして、SC 論においても同じことが起きていると見るべきだろう。例えば高木らは、「どのような犯罪抑制プロセスが生起しているのかについて、複数の犯罪学モデルを援用しながら、より詳細に検討する必要がある」ことを指摘している（高木他 2011）。地域社会/コミュニティとの関わりによらずとも、SC の犯罪予防効果を所与の条件として理解されるにしたがって、同様にそのメカニズム解明に焦点が移されるのである。

確かに、地域社会と犯罪の関わりを見る中で、システムモデルの 1 つである集団効果（collective efficacy）によって SC の犯罪予防効果を説明できるとして、SC を前面に押し出す研究は存在する（竹中 2009b）。しかし、その実証においては有意な結果が得られていない（竹中 2014）。その要因として竹中は、地域社会との関連を見るにあたり、多くの先行研究に倣って結合型に傾斜した仮説に基づくリサーチモデルの構築が行っていることを指摘する（竹中 2014・竹中 2020）。しかし、例えば橋渡し型 SC を軸として、警察などの機関と連携した活動によるフォーマル・コントロールを機能させることも考えられるだろう（竹中 2020）。

実際に、初期 SC 研究において「地理的空間を伴う地域コミュニティでの現象だけ」検討されていたことの問題性が指摘されている（稲葉他 2011）。パットナムも分析した 20 世紀の SC 論に対する遡及的検討を見ても、SC は地域社会/コミュニティの弱体化（あるいは変質）という不可逆的な流れという文脈の中で、それに代わる一種のアソシエーションによる相補性への期待の中で登場していることは注目に値する（坪郷 2015）。すなわち、性質的側面への着目からしても、その当てはめという対象論の広範さや深さからしても、SC を地域社会論の狭い文脈においてのみ捉えてはならないのである。限定的な問題設定を見直し、それぞれを精緻化することによる、犯罪社会学における SC 論の確立こそが重要である。

文献

- Carpiano, R. M. , 2008 , “ Actual or potential neighborhood resources and access to them: Testing hypotheses of social capital for the health of female caregivers” *Social Science & Medicine*, 67 (4) ,568-82.
- Cohen, L. E. & Felson, M. , 1979, “Social Change and Crime Rate : A Routine Activity Approach” *American Sociological Review*, 44(4) , 588-608.
- 細井洋子・西村春夫・辰野文理編, 1997, 『住民主体の犯罪統制』, 多賀出版.
- 稲葉陽二・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三編, 2011, 『ソーシャル・キャピタルのフロンティア』ミネルヴァ書房.
- 稲葉陽二・吉野諒三, 2016, 『ソーシャル・キャピタルの世界』ミネルヴァ書房.
- 伊豫谷登士翁・斎藤純一・吉原直樹, 2013, 『コミュニティを再考する』, 平凡社新書.
- 清永賢二・伊藤信義, 1988, 「なぜ防犯モデル道路は成功したか」, 警察大学校編, 『警察学論集』, 41 巻 3 号, 立花書房, 135-49.
- 岡本英生・松原英世・岡邊健, 2017, 『犯罪学リテラシー』法律文化社.
- Putnam, R. D. , 2000, *Bowling Alone*, Simon & Schuster. (=2006, 柴内康文訳『孤独なボウリングー米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房.)
- Sampson, R. J. , Raudenbush, S. W. & Earls, F. , 1997, “ Neighborhoods and Violent Crime : A Multilevel Study of Collective Efficacy” , *Science*, 277, 918-924.
- 高木大資・池田謙一・針原素子・小林哲郎, 2011, 「近隣の範囲による社会関係資本の犯罪抑制効果の変動」, 地理情報システム学会編, 『GIS : 理論と応用』19 (2) ,69-80.
- 竹中祐二, 2009a, 「環境犯罪学における理論展開の検討」, 京都府立大学福祉社会研究会編, 『福祉社会研究』, 第 9 号, 53-71.
- 竹中祐二, 2009b, 「犯罪と地域社会の関係についての理論的考察-システムモデルにもとづくソーシャル・キャピタル論の検討を通して-」, 日本社会病理学会編『現代の社会病理』, 第 24 号, 45-64.
- 竹中祐二, 2014, 『現代日本の地域社会における犯罪予防についての社会的考察』, 京都府立大学博士学学位論文.
- 竹中祐二, 2020, 「地域社会と犯罪」石塚伸一編著『創生・新時代の犯罪学』日本評論社（印刷中・未定稿）
- 坪郷實編著, 2015, 『ソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房.

## 犯罪社会学における地域社会・コミュニティ概念

報告者：山本 奈生（佛教大学）

犯罪社会学の学説史は、当初から米国のアーバンゼーションと新移民の混淆という社会状況から生み出されたものであることに、大方の異論はないものと思われる。

まずは、コミュニティ概念それ自体が、20世紀初頭からの社会・経済・国際関係に常に影響されながら論じられてきた、決して無色透明ではない概念であることを確認しておきたい。そして、本報告では、それが「どのような関係性の中で変容してきたのか」と問いたい。

例えば、もっとも初期のシカゴ学派第一世代は、19世紀後半の社会改良主義とクリスチャン的なミッションの風貌を未だ帯びていたが、その継承者らは徐々に世俗化し、文化的多元主義と評すべき立場へと移行した。

戦後に、犯罪社会学のみならず米国社会学会の泰斗となった H. S. ベッカーは、公民権運動やベトナム戦争問題を念頭に、「誰の側にわれわれは立っているのか (Whose Side Are We On)」と問うた（そして、さらに A. W. グールドナーはベッカーを再批判した）。

犯罪社会学におけるコミュニティ概念は、隣接分野としての都市社会学、地域社会学、そして「二軒隣」にある人文地理学などと、常に学際的交流をもって進展してきたのだが、「専門分化」と方法論的厳密さの潮流にあって、良くも悪くも、学界と専門性の垣根をこえた大胆な議論は、かつてベッカーの時代と比較しても行いにくくなっているようにも思われる（例えば、批判的犯罪学やカルチュラル・スタディーズを標榜する人々と、実証的にコミュニティの集団効力やソーシャル・キャピタルを尺度として推計しようとする人々の間に、どれほどの相互関係があるだろうか）。

犯罪社会学におけるコミュニティの概念は、まず(1) 戦前のシカゴ学派：社会解体論から開始され、戦後、パーソンズ社会学の席捲期においてはやや陰影の中に沈潜するものの、ベトナム戦争後、ニクソンからサッチャー、レーガンの時代において、百花繚乱／百家争鳴ともいべき様相を呈した。この時期以降の、コミュニティへの関心は現在にいたるまで持続しているものと考えてよい。

例えば、(2) 都市の分断を念頭に置いた、「公民権運動後」の都市ゲッターを問題とする議論、(3) コミュニティの無秩序に対するコントロール、割れ窓の比喩における NYPD への激励。この背景には、ディ

ンキンズ市長の「モザイク都市」から、ジュリアーニ市長への選挙戦が強く反映されている。

そして、(4) 犯罪機会論と環境犯罪学の興隆、ここに建築学の系譜も汲んだ「守りやすい住空間」の議論を含めてもいいだろう。ここでは、政治性から意識的にと思えるほど距離をとろうとする「白衣の研究者」の後ろ姿をみてもよい。さらに近年では、(5) コミュニティと集団の効力感をめぐる議論、これとセットで、政治および地域社会学の R. D. パットナムによる「社会関係資本」の提起を念頭においてもよく、だとすれば、この議論の系譜は80年代後半から90年代にかけての「リベラル／コミュニタリアン論争」「第三の道」への評価をめぐる論争とも不可分なのである。

コミュニティという概念は、例えば「中間集団」などの概念と同様に広義で、また順機能と逆機能、例えば「犯罪者を生み出す」「抑止する」「包摂的に更生させる」「刑余者を差別する」側面を同時に含有する概念である。

そうであればこそ、社会学者は常に、どのような状況において、どのような関係性の中でコミュニティ概念を用いているのかに自覚的であり、また対話的でなければならない、と思う。

そしてこの間、コミュニティをめぐる議論が活性化した70年～80年代頃から後、その前提たる社会状況に関しては、新自由主義と新保守主義、そして「第三の道」の提起とコミュニタリアニズム、都市の分断とゲートド・コミュニティや「不法占拠」運動が展開されてきたことは、決して犯罪社会学における実証的なコミュニティにおける「効果」の議論と無関係ではないのである。こうした社会、経済、政治的背景を抜きに、ややもすれば「地域社会に期待を寄せる」立場は、「ネオ・コミュニタリアニズム」に無自覚に足を踏み入れている可能性もある。

その上で、私たちは、そのような社会状況の中にあつて、共に可傷性を含んだ一人一人として、自己や他者の犯罪／被害、包摂／排除と向き合うしかないという、ジレンマの中に生きていくしかない。

## リスクファクタ／プロテクティブファクタ論の「非対称性」をめぐって

報告者：原田 豊（立正大学）

### 1 犯罪研究におけるリスク／プロテクティブファクタ論

「リスクファクタ／プロテクティブファクタ」という考え方は、元来、医学や公衆衛生学の分野で提唱されたものである。丹後ほか（1996）によれば、そのルーツは1948年に米国フラミンガムで開始された冠状動脈疾患に関するコホート研究だということ。この種のいわゆる生活習慣病は、感染症などと異なり「病原体」を特定できないため、「多重リスクファクタ」という新たな概念が考案されたのだという。

Farrington（2000）によれば、この考え方が犯罪研究に大きな影響を及ぼすようになったのは1990年代からであり、Hawkinsらによる“Communities that Care”（1992）などがその嚆矢であるという。

ここで注目すべきだと思われることは、冠状動脈疾患の研究にせよ、“Communities that Care”にせよ、その対象は患者／非行少年（加害者という意味での）であり、研究の主要な目的は、それらの人物がいかにしてその病気／逸脱行動を発症するのかを説明することだった点である。この点に関する限り、リスク／プロテクティブファクタ論は、従来の「原因論」と大きく異なるものではない。両者の違いは、リスク／プロテクティブファクタ論が、特定の「病原体」や「犯罪原因」を想定するのではなく、多様な「リスク」要因の累積が「確率的に」病気や非行の危険を高めると考える点にある。

リスクファクタと区別した「プロテクティブファクタ」を想定する点は、たしかに、「原因論」と別個に「対策論」を論じる契機となりうるものである。しかし、上記のFarringtonは、「プロテクティブファクタ固有の特性」として、①ある説明変数の影響が「非線形」（もしくは「非対称」）である場合、②ある変数型の変数と交互作用を持ち、その変数の効果を打ち消すように作用する場合などを例示しており、原因論と対策論とを峻別してもつばら後者を強調するような立場を取ってはいないと思われる。犯罪学におけるリスク／プロテクティブファクタ論者の多くが、縦断的調査と実験的介入を重視する「発達犯罪学」系の研究者であることから見ても、彼らが原因論を「置き去りに」するとは考えにくい。

以上のことから、「コミュニティと犯罪」の文脈で「原因論的研究の後退」のような状況が起きているとすれば、それは、「リスク／プロテクティブファクタ論」とは別のものに由来するのではないかと考えられる。

### 2 「シカゴ学派」犯罪学から「場所と犯罪」研究へ

いわゆる「シカゴ学派」時代の犯罪研究は、Shawの“Jack Roller”（Shaw 1930）に典型的に示されているように、幼少年期からの長期にわたる犯罪性の形成に対して地域環境が与える影響に主眼をおいたものだったと言えよう。その背景には、Bell（1953）も指摘するような、次々と流入する移民などが集住して独自のコミュニティを作り、そのなかで多数の子どもたちが生まれ育つという、多分に特殊アメリカ的な社会状況があったのではないかと想像される。

これに対して、近年の「場所と犯罪」研究は、犯罪者／非行少年の居住地や生育地と別個に、彼らの犯罪／非行の「行為地」に注目することが特色だとされている。瀬川（1998）によれば、Bottomsらの「環境犯罪学」論者は、「シカゴ学派が非行少年の居住率と非行の発生率を区別しなかったことは致命的な誤り」（ibid, 127）だと主張し、この観点に立つ実証研究を進めたとしている。こうした「環境犯罪学」論や「状況的犯罪予防」論、「犯罪機会」論、犯罪の「日常活動理論」などの論者は、多少なりとも「合理的選択論」に依拠した議論を展開する点で共通していると思われる。

Gottfredson and Hirschi（1990）が「犯罪性向」と「犯罪行為」とを峻別し、後者の説明には犯罪機会論が有用だとしているように、「行為者」と「行為それ自体」とを区別する考え方が、いわゆる「原因論」と切り離れた形で「対策論」を語ることの、一つの基盤となってきたのではないか。

「行為者」と切り離された「行為」をターゲットとする犯罪対策という考え方は、おそらく、1970年代以降の犯罪者処遇の効果への懐疑や、刑事施設の過剰収容問題などとも相まって、社会的な影響力を強めたのではなかろうか。また、GISによる地理的犯罪分析などの手法の進歩も、その基盤となったと思われる。見方を変えれば、こうした動向が、米国における地域社会／コミュニティの変容といった、社会的現実の変化とどのように関連したのかは、未知数であるように思われる。

### 3 「コミュニティと犯罪」に見る日米の差異

「人間生態学」の観点に立つシカゴ学派の非行研究は、1950年代のわが国でも注目され、大規模な実証研究も行われた（最高裁判所事務総局 1958）。しかし、その主要な知見は、わが国では非行の集中地区はあるが非行少年の集中居住地区は見られないと

いうものであった。この結果は、当時の研究者を落胆させたようだが、今振り返ると、当時から近年までの、わが国の「コミュニティと犯罪」の一貫した特色を反映したものなのかもしれないと思われる。

報告者は、1986年夏から1988年夏まで米国フィラデルフィア市に滞在していたが、一生活者としてもっとも強烈な印象を受けたことは、近隣地区間の巨大な社会経済的格差であり、当時の日本では見たことのなかった絶対的貧困の存在であり、さらに、その環境下で生まれ育つ子どもの多さであった。また、地元の公共放送で放映されたテレビ番組 (Greater Washington Educational Telecommunications Association, Inc. 1988) では、Newman (1972) の研究対象でもあったシカゴ市の高層公営住宅 "Cabrin- Green Homes" について、ギャングの巣窟と化し「人間の住む場所ではない」とまで言われたその建物の内部の状況が生々しく伝えられていた。

「シカゴ学派」時代の「家畜置き場裏」地区で生きたポーランド系移民たちと通じるような生活が、場所と形を変えつつ、1988年当時も厳然として存在している。それが米国という国なのであり、その地での「コミュニティと犯罪」のあり方は、少なくとも「戦後」から最近に至るまでのわが国の社会的現実とは、大きく異なるものだと感じた。1950年代の一時的隆盛のあと、「コミュニティと犯罪」的観点からの研究がわが国で低調であったことは、すでに1958年の「生態学的」研究で見いだされたような、わが国の「コミュニティ」の社会的現実を反映したものだったのではないかとと思われる。

#### 4 今後のわが国にとっての含意

いわゆる「高度経済成長」時代から近年まで、わが国の犯罪問題の中心は、学校が舞台の「非行問題」であったと思われる。刑法犯認知件数が「戦後最悪」と言われた2000年代初頭以降も、その対策は「破れ窓理論」などに依拠するとしつつ厳密な「ゼロ・トレランス」などとは無縁の、地域ボランティアなどを担い手とする「安全なまちづくり」運動などが主要なものであった。こうしたソフトな対策論(?)が、この時代のわが国の社会的現実から見て「身の丈」に合ったものだったと言えるかもしれない。

しかし、その状況を支えた社会的現実が、今まさに変わりつつあるように思われる。「外国人材」の受け入れに大きく舵を切った移民政策（と呼ぶかどうかは別にしてもその一例である。「労働力を呼び入れたつもりが、やってきたのは人間だった。」その生身の人間が家族を持つようになったとき、「移民の二世問題」が生起することは、これまでの欧米諸国での幾多の事例が残した教訓だったはずである。こう

した事例に学ぶことをせず、今後必要となるはずの社会政策が後手に回るようであれば、従来のわが国とは異なった「コミュニティと犯罪」の問題が、遠からぬ将来に姿を現すかもしれない。

#### 文献

Bell, Daniel, 1953, Crime as an American Way of Life *The Antioch Review* 13 (2):131-154.

Farrington, David P., 2000, Explaining and Preventing Crime: the Globalization of Knowledge -- the American Society of Criminology 1999 Presidential Address *Criminology* 38 (1):1-24.

Gottfredson, Michael R. and Travis Hirschi, 1990, *A General Theory of Crime*, Stanford University Press.

Greater Washington Educational Telecommunications Association, Inc., 1988, *Martin Luther King: the Dream on Hold*

Hawkins, J. D. and Richard F. Catalano, 1992, *Communities That Care*, Jossey-Bass.

Newman, Oscar, 1972, *Defensible Space: Crime Prevention Through Urban Design*, Collier Books.

Shaw, Clifford R., 1930, *The Jack-Roller*, University of Chicago Press.

丹後, 俊郎, 和枝 山岡 and 晴良 高木, 1996, *ロジスティック回帰分析 — SAS を利用した統計解析の実例* 一, 朝倉書店.

最高裁判所事務総局, 1958, *東京都における非行少年の生態学的研究 — 昭和三一年度マッピング調査の分析*, 最高裁判所事務総局.

瀬川, 晃, 1998, *犯罪学*, 成文堂.

1 「原因」としてのコミュニティから「対策」としてのコミュニティへ？

19世紀末から20世紀前半にかけての（社会解体的視角に基づく）注目から数十年を経て、20世紀の終わりから近年にかけてコミュニティ概念が犯罪社会学において再上昇していると考えられている。本シンポジウム企画書においても述べられるように、その背景としてはしばしば「理論構築上の関心の比重が原因論から対策論へとシフト」したことが挙げられる。かつて犯罪をうみ出す土壌（原因）とみなされ注目されていたコミュニティは、いまや犯罪者の立ち直りのための資源（対策）とみなされ期待を集めているように見える。

とはいえ、コミュニティを犯罪統治のテクニックとみるまなごしや理論・実践構築の営みは、それぞれ犯罪社会学の始源から存在するような“おなじみ”のものなのではないか。もしそうだとすれば、過去から現在へと連なる「対策」としてのコミュニティそれ自体の歴史、すなわち「統治としてのコミュニティ」の系譜を紐解くなかで、「コミュニティ」という概念に込められた価値とその変容過程がみえてくるかもしれない。本報告は、そうした関心に基づき、「統治としてのコミュニティ」に注目した／している二つのアプローチをとりあげ、よりマクロな社会変動と関連づけながらその含意を考察する。

2 忘れられた「対策としてのコミュニティ」の系譜——コミュニティ・オーガニゼーション・アプローチ

最近では触れられることも少なくなったが、1960年代までの犯罪社会学の（日本人研究者によるものも含めた）教科書ではほぼ必ずと言って紹介されていた「対策としてのコミュニティ」論がコミュニティ・オーガニゼーション・アプローチ（COA）である。COAは1930年代にアメリカを中心とする先進国において拡大した社会解体状況への地域社会的応答のひとつであり、犯罪や非行をはじめとする社会解体の諸帰結に対して、市民の活動参加と主体的組織化によって解決を図ろうとする（日本犯罪社会学会編1975）。当該コミュニティの人びとの社会的ニーズをつかみ、それを満足させるために、当該コミュニティの社会資源（学校、教会、クラブ、警察、保健所、役場、社会福祉施設、婦人会、青年団、PTA、会社、労働組合など）を調整・活用・構築しようとするのである（青井1959、松原1978）。

本報告では、COAの事例として、代表的な二つ

ーシカゴ・エリア・プロジェクト（CAP）と、青少年動員計画（MFY）をとりあげる。

CAPは、玉井真理子の一連の研究に従えば、「非行予防と逸脱者の処遇」を目標に掲げた地域改良の福祉計画であり、シカゴ学派の重要人物であるクリフォード・ショウのリーダーシップによって1934年にシカゴにある三つの非行多発地域で発足した、今日まで続くコミュニティ再組織化の取り組みである（玉井2010・2012・2013a・2013b・2015）。CAPでは逸脱を抑止するコントロール強化のための種々のプログラムが展開されたが、そこではおしなべて近隣住民の運営参加が重視された。CAPでは地域コミュニティ委員会や近隣ワーカー制度が導入され、そこには外部スタッフだけでなく、元非行少年当事者を含む近隣住民が参加し、かれらの経験や知識、「問題解決能力」（玉井2013b:78）が活用されていった。

CAPは、シカゴ学派の犯罪社会学に特有な社会改良思想を反映した、アメリカ型福祉国家における代表的な犯罪統制と理解されることも多いが、他方で福祉国家的な再社会化システムの機能不全に対する応答という側面を有してもいた。CAPが既存の刑事司法システム（例えば少年裁判所制度や保護観察制度）に対するショウ自身の強い反省の上に立脚していたことから明らかなように、国家と専門性を中核とする「社会的なもの」を通じた規格化（規律訓練）と社会的包摂の不備を補修することが、CAPの任務のひとつだったと言える。当事者の「セルフ・ヘルプ」的活動を「教育」し、「遵法的な善きアメリカ市民」としてコミュニティに能動的に参加させることを通じた元犯罪者・非行少年の包摂は、そのための主戦術であった。

それに対して、クロワード・オーリンの分化的機会構造論というもうひとつの犯罪社会学的知を背景としたMFYは、上記福祉国家の不備を正面から克服しようとし、自壊してしまった事例とも言えるかもしれない。MFYは、非公式統制の強化とコミュニティの既存資源の活用に対する相対的力点が置かれたCAPと比較すると、文字通り「合法的機会の拡大」をより直接的にめざした点に特徴があった。ニューヨーク市における個別のセツルメントにおける少年非行対策からスタートしたMFYは、さまざまな政治的錯綜や紆余曲折があったとはいえ、結果としてジョンソン期の「貧困との闘い」を代表する政策パッケージとして、貧困・不平等・不十分な教育・社会参加機会の欠如等に焦点を合わせた総合的社会政策へと発展していった（徳岡1993、藤本1991）。そうした

MIF のひとつの到達点は、著名な『自由社会における犯罪の挑戦』にもみることができる。

MFY が展開された 1960 年代は、福祉国家の全盛期であったと同時に、それに対する激しい意義申し立てが顕在化した時代でもあった。非行少年に対して「機会」を開発するための教育と職業訓練や、住民参加を重視したコミュニティ活動に関しては CAP と類似した側面があったが、MFY はさらに進んでアメリカ社会の政治的・経済的・社会的構造の改革へと踏み出していった。よく知られているように、MFY は選挙権登録運動、家賃不払い運動、警察に逮捕された青少年の権利請願運動などに関与するなかで公民権運動とのつながりを深め、結果として社会的な批判のもとで変質していくことになった（徳岡 1993）。

### 3 新たな「対策としてのコミュニティ」の上昇——コミュニティ・リインフォースメント・アプローチ

1990 年代後半以降、犯罪者処遇の領域ではエビデンスに基づくさまざまな統制手法が注目を浴びるようになった。認知行動療法をはじめその多くが犯罪者個人の変容を重視する個人化された介入であったが、近年において「コミュニティ」の名を冠しつつ、個人をとりまく環境への介入を志向する実践が現れつつある。それが、薬物・アルコール依存の治療法として開発されたコミュニティ・リインフォースメント・アプローチ（CRA）である。

CRA はオペラント条件付けの考え方にに基づき、薬物使用に代わる向社会的な自己治療活動を強化（reinforce）し、クライアントが実際にそうした活動に従事できるように支援することを目的としている（Meyers and Smith 1995=2016）。CRA は機能分析、カップル・セラピー、コミュニケーション・スキル・トレーニング、問題解決トレーニングといった細かな支援ツールを包含しており、認知行動療法をはじめとする既存のスキームとの共通性も多い。本報告にとってより重要なのは、社交クラブの設立（毎週開催される薬物を使用しない社交イベントの企画）やパートナー教育（パートナーをカップル・セラピーに巻き込み、治療の協力者になってもらう）といったコミュニティの変容をめざす支援も組み込まれている一方で、CRA の力点は圧倒的にコミュニティの強化（クライアントを取り巻く既存の環境のなかから断薬の支えとなる強化子を見つけ出す）に置かれているという点であろう。

### 4 「コミュニティ」概念と価値——「統治の社会化」の失敗史？

CRA と COA（CAP と MYF）における「コミュニティ」

概念とそれが帯びる価値の異同をどのように考えればよいだろうか。ここではあえて、三者の「異質な共通性」とも言うべき点（「統治の社会化」の挫折）を指摘しておきたい。三者はともに、犯罪対策として（個人ではなく）コミュニティ（社会）を変えなければならない、という問題関心を何らかのかたちで有していたにもかかわらず、結果的には三者三様のかたちでそこから変質していくことになった。MFY にしても、既存の社会的価値を問い直すような批判的社会変革を実現することはできなかった。「統治としてのコミュニティ」の歴史はその意味で、その時代時代で異なる特定の向社会的価値を背景にした「善きコミュニティ」の想定と、そこに奉仕する個人を条件付きで社会が支援するような介入の“見本市”であったと言えるかもしれない。そこでは、「向社会的変容を元犯罪者個人に責任化することなく、社会（コミュニティ）が変わること」をめざす「統治の社会化」に向けた想像力が置き去りにされ続けている。

#### 【文献】

- 青井和夫, 1959, 『小集団』誠信書房。  
藤本哲也編, 1991, 『現代アメリカ犯罪学事典』勁草書房。  
松原治郎, 1978, 『コミュニティの社会学』東京大学出版会。  
Meyers, R. J. and Smith, J. E., 1995, *Clinical Guide to Alcohol Treatment*, New York: Guilford Press. (=吉田精次ほか訳, 2016, 『アルコール依存のための治療ガイド』金剛出版.)  
日本犯罪社会学会編, 1975, 『犯罪社会学』有斐閣。  
玉井真理子, 2010, 「参加型地域開発教育としてのシカゴ・エリア・プロジェクト」『日本教育社会学会発表用紙集録』62: 218-219。  
———, 2012 「セルフ・ヘルプのコミュニティ支援」『日本教育社会学会発表用紙集録』64: 152-153。  
———, 2013a, 「シカゴ・エリア・プロジェクト（CAP）の理論的検討」『日本教育社会学会発表用紙集録』65: 142-143。  
———, 2013b, 「米国における子どもの貧困と福祉的支援」『教育社会学研究』92: 65-82。  
———, 2015, 「クリフォード・ショウによるマイノリティ社会的包摂支援について」『日本教育社会学会発表用紙集録』67: 320-321。  
徳岡秀雄, 1993, 『少年司法政策の社会学』東京大学出版会。

欧米ではコミュニティと犯罪 (Community and Crime, 以降 CC) の実証研究が多く見られる。その背景理論は社会解体論, システミック理論, 割れ窓理論, 集合的効力感, マルチレベル犯罪機会論と多様であるが, 方法論の主流は国勢調査や社会調査データを地区集計し犯罪・犯罪不安に与える文脈効果を見たものである。刑務所出所者の再入をアウトカムにした分析=第4報告[平井]=や, 犯罪者・非行少年のネットワーク分析も見られるほか, シカゴでの実証研究を総括した Sampson (2011), CC の各理論を歴史的に概説した Wilcox (2017) =第2報告[山本]=, CC 研究の方法論を精緻に述べた Taylor (2018) といった成書も出版されている。

日本でも CC の実証研究は一定の蓄積が見られる。今後, 高齢化, 都市への人口集中, 外国人の労働参加=第3報告[原田]=といった社会状況の変化が見込まれ, 地域での再犯防止が課題となる中, CC の実証研究は重要であると思われる。このため, 以下で CC の実証研究における課題と展望を整理したい。

第1に, 測定の精緻化の必要性である。ソーシャル・キャピタル (以降 SC) の構成概念の多義性は, 第1報告[竹中]で指摘された。地域指標を用いるにせよ, 社会調査を実施するにせよ, SC をどう操作化し測定するかは, 実証社会科学の研究者は十分に意識する必要がある。本シンポジウムの開催趣旨にあった「SC を冠した研究の少なさ」は, 実証研究者が SC の多義性を避けて, 対人ネットワーク, ソーシャルサポート, 社会参加, 一般的信頼など各構成概念に特化して研究を行っている, と肯定的に解釈できるかもしれない。なお, 第1報告[竹中]について, 欧米では広く認められていた SC と犯罪被害との関連が, 中国や韓国では認められず, 日本でも犯罪不安に対して有意に働いていた SC 関連の文脈効果 (島田・大山, 2018) が被害には作用していなかった (島田, 2018) ことを指摘したい。すなわち, こと犯罪に関しては SC は万能でない可能性がある。

第2に, 空間集計単位を見誤らないことである。空間は都道府県-市区町村 (マクロ) -大字・町丁目-街区 (メソ) -道路セグメント-場所 (マイクロ) という階層構造を有し, 分析者は任意の集計単位を選択することができる。海外の CC 研究は, 近隣や集落単位のダイナミクスに注目してメソレベルの集計単位を採用している (島田, 2012)。これに対し, 日本での SC の議論は, 都道府県や市区町村単位の統計データに留まり, 都市-地方間の住民の日常活動-ライフスタイルが交絡している可能性が高い。犯罪は場

所や道路セグメントといったマイクロレベルで集中する (Weisburd, 2015) ことから, 日本の SC 研究の大きな問題であるといわざるを得ない。

現状を改善する大きな福音として, 犯罪オープンデータの公開が挙げられる。2019年からは各都道府県の警察本部または知事部局のホームページで, 窃盗犯7手口の個票が公開された。空間解像度は町丁目である。このため, 国勢調査と合わせて町丁目を集計単位とした分析が可能となる。

第3に, 都市や圏域を対象とした研究-とりわけ小地域集計可能な社会調査-の可能性である。社会調査は, ①自己申告被害や犯罪不安といった業務統計以外のアウトカム, ②対人ネットワーク, 信頼, 集合的効力感といった SC 関連の変数を取扱可能である。冒頭で述べた理論は, シカゴ, シアトル, ボルティモアといった一都市を範囲として社会調査を実施し, その中での地区間分散を見た実証研究が契機になっている。第3報告[原田]の「道路一つ挟んだ」違いを見ているのである。日本の CC 研究も, 当初から東京都府中市 (小川・柏熊, 1970), 首都圏 (星野, 1975), 茨城県鹿島 (土屋・平野, 1980) といった都市や圏域を対象とした社会調査が行われており, 今後でも有効であると思われる。

都市や圏域を対象にした研究を行う際には, 自治体や警察の実務者との協働は有用であろう。都道府県警察本部と大学研究者の共同研究は, 広島県警察・広島大学 (2017) が嚆矢であり, いみじくも SC がテーマとなっている。2014年以降, 福岡, 京都, 東京, 大阪と広がりを見せ, 各研究では個票が研究者に提供され, 学術論文が刊行されている。これらの研究の参画者は, 現在のところ, 都市計画, 地理学, 心理学といった実務での応用に親近性が強い分野にとどまっているが, 今後, 犯罪社会学でも, これら枠組を活用した教育研究が期待される。

Sampson (2011) Great American City University of Chicago Press / Wilcox (2017) Community and Crime Temple University Press, U.S. / Taylor (2018) Community Criminology NYU Press / 島田・大山 (2018) 犯罪社会学研究 / 島田 (2018) 日本心理学会大会 / 島田 (2012) 環境心理学研究 / Weisburd (2015) J. of Quantitative Criminology / 小川 太郎・柏熊 岬二 (1970). 犯罪防止のための地域診断-府中プロジェクト- 一社社 / 星野 周弘 (1975). 科警研報告防犯少年編, 16, 45-60. / 土屋真一・平野隆一 (編) (1980). 鹿島開発地域における犯罪現象とその対策法務総合研究所報告 / 広島県警察・広島大学 (2017) 「減らそう犯罪」共同研究の成果 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/041-herasou-univ2.html>

本稿では、まず社会疫学を専門とする指定討論者のコミュニティおよびソーシャル・キャピタル (SC) の捉え方を述べたうえで、各報告者の問題提起との接点およびそこから浮かび上がってくる問いを整理したい。

実証的なコミュニティ研究においておそらく最もよく使われてきた SC の捉え方は、Putnam (1995) による、ネットワーク、規範、信頼の 3 要素から成る地域の特徴、という捉え方であろう。そして、このような「地域レベルの SC」の捉え方がコミュニティ研究に広く定着したのは、社会疫学における SC 研究の隆盛 (Kawachi et al., 2007) と無縁ではないと思われる (CiNii で「健康 社会関係資本 (ソーシャル・キャピタル)」で検索すると 268 件がヒットするのに対し、山本先生の報告にあるように、「犯罪社会関係資本 (ソーシャル・キャピタル)」では 12 件しかヒットしない)。しかしながら、社会疫学においてコミュニティの SC と健康の実証研究が流行している (していた) のは、無批判的に「地域コミュニティの SC が存在する」と仮定し、それでもなお、大規模疫学データによって「統計学的に有意な」関連が見いだされてきたことも一因であると思われる。

一方、社会学におけるソーシャル・キャピタル論では少なからず社会的ネットワークに重点が置かれている (Lin, 2002; Burt, 2005)。これは、社会学におけるコミュニティ変容の議論とも関係しているだろう。すなわち、Wellman (1979) のコミュニティ解放論に代表されるように、地域コミュニティは失われたわけではないが、私たちはそれよりも多くの社会的ネットワークを空間的に分散した形で保持するようになった。そのような社会においては、人々の社会関係やその創発特性を地域コミュニティの中だけで把握することはもはや十分ではなく、いわば「ポストコミュニティ論」とでも呼ぶべき社会ネットワーク論が必要となった。これは ICT の普及が進む現代社会においてよりあてはまるかもしれない (石黒, 2018)。その意味で、(パーソナルな) 社会的ネットワークを基盤としてソーシャル・キャピタル論を展開するのならば、むしろそれは従来のコミュニティの文脈から離れた形で議論される必要があるように思われる。

このような議論は、使用する理論・terminology は異なるが、報告者の先生方と同様の問題意識に基づいていると思われる。たとえば、竹中先生は「地域社会・コミュニティ再生」という手段によって問題解決を図ろうとする議論は非常に単純化されてい

ると指摘しているし、山本先生は、MacIver の区分では「アソシエーション」とみなされたであろう「人々の場」にもコミュニティ概念が広がりつつあることを指摘している。また平井先生は、コミュニティ・オーガニゼーション・アプローチがコミュニティを変容・介入すべき対象として設定しながらも、既存の社会的価値を問い直すような批判的コミュニティを構築することができなかったことを指摘する。

これらの議論を踏まえると、コミュニティと犯罪の研究にはどのような展開が考えられるだろうか。

1 つは、そのような社会的状況だからこそ、「防犯にとって重要な地域コミュニティ」への揺り戻しを図るというものである。

2 つめは、コミュニティ内での社会関係は、人々が持つ社会関係の総体の (ほんの) 一部である可能性があるため、「地域コミュニティ」ではない別の形態の「コミュニティ」に注目し、犯罪予防の理論・手法を検討する必要がある、というものである。たとえば、地域を超えた社会的紐帯を通じた防犯行動の伝播・社会的統制といったプロセスは、現代の防犯行動促進メカニズムとして馴染むだろう。

3 つめは、原田先生の報告で指摘されるように、(海外人材受け入れなどによって) 社会的現実が変化することによって、従来と異なる「コミュニティと犯罪」の問題が出現しうるため、欧米諸国で蓄積された事例から学ぶ必要があるということである。そもそも、欧米諸国における移民の存在等が、それらの国における SC 研究の動機の 1 つとなっていたことを考えると、上記の予想は、将来的には日本のコミュニティ研究においてコミュニティの SC の重要性が増すことを意味する。

文献

- Burt, R. S. (2005). *Brokerage and closure*. New York: Oxford University Press.
- Kawachi, I., Subramanian, S. V., & Kim, D. (2007). *Social capital and Health*. New York: Springer.
- Lin, N. (2002). *Social capital*. New York: Cambridge University Press.
- Putnam, R. D. (1995). *Bowling alone*. *Journal of Democracy*, 6, 65-78.
- Wellman, B. (1979). *The community questions*. *American Journal of Sociology*, 84, 1201-1231.
- 石黒格 (2018). *変わりゆく日本人のネットワーク*. 勁草書房.

### 指定討論3 再犯防止の観点から

久保 貴（東京福祉大学）

本シンポジウムで指定討論者として与えられた課題は、再犯防止推進法を中心として再犯防止という観点から、コミュニティ、ソーシャル・キャピタル等の概念を考えるというものである。はじめに再犯防止推進法について概観し、その後、再犯防止におけるコミュニティの概念について考えてみたい。

#### 再犯防止推進法と再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）（以下「再犯防止推進法」という。）が、平成28年12月14日に公布、施行された。

再犯防止推進法は、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるとの認識から、（再犯防止等に関する施策の）基本理念、基本事項を定めると共に、国と地方公共団体が連携して施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

その対象は、犯罪をした者、非行少年（非行のある少年）、非行少年であった者とされ、それらの者が犯罪の責任等を自覚し、被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することを基礎として、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるよう支援し、途切れずに必要な指導及び支援を受けられるようにすることを基本方針としている。具体的には、就労の支援、非行少年等に対する支援、住居の確保、保健医療サービス、福祉サービスなどが想定されている。

そして、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないとされ、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために再犯防止推進計画を定め、都道府県及び市町村も再犯の防止等に関する施策の推進計画を定めることとされた。また、国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずることも規定されている。

再犯防止推進法を受けて、平成29年12月15日の犯罪対策閣僚会議において、再犯防止推進計画が策定され、5つの基本方針として、1）「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた施策の推進、2）刑事司法における切れ目のない指導・支援の提供、3）犯罪の責任等の自覚と犯罪被害者の心情の理解を基礎にした社会復帰への自助努力、4）社会情勢

等に応じた効果的な施策、5）国民の関心と理解の促進が、7つの重点課題として、ア）就労・住居の確保、イ）保険医療・福祉サービス、ウ）就学支援、エ）特性に応じた効果的な指導、オ）民間の活動の促進、広報・啓発活動、カ）地方公共団体との連携、キ）人的・物的体制の整備が挙げられている。

#### 再犯防止におけるコミュニティ

コミュニティの概念には、犯罪の場としてのコミュニティ、犯罪の原因としてのコミュニティ、犯罪への対応（対策）としてのコミュニティがあるが、ここでは、再犯防止にとってコミュニティはどのような意味（機能）を持っているのかを考える。

再犯防止推進法及び再犯防止推進計画において、住居と就労（居場所と出番）の重要性が指摘され、それらを確保するために地域社会の協力が求められている。再犯防止の機能を担う更生保護は、保護司、更生保護施設、協力雇用主などによって支えられているが、これらの人々は、単に居場所や出番を提供するのではなく、人は変わることができるという人間性に対する信頼、安全・安心な地域社会の醸成には人と人との繋がりが重要であるとの認識に基づいて、犯罪者や非行少年と接するという利他的と見える活動をボランティアとして行っている。

ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）という概念は、ある事象を説明するために構成された概念であり、コミュニティが存在していること自体ではなく、コミュニティのどのような機能が存在しているか（存在していないか）に焦点を当てている。ソーシャル・キャピタルでは、信頼、互酬性、ネットワークという次元が抽出されており、再犯防止という観点からは、それらの次元の有無（あるいは量的な変化）が再犯防止に関連していると考えられる。

再犯防止における居場所と出番の重要性については言うまでもないことであるが、居場所と出番があること自体のみではなく、それが内包している「自分に感心を持ってくれる人（たち）、自分のことを考えてくれている人（たち）の存在が存在すること」、言い換えると、保護司や更生保護関係者が体現している信頼や互酬性などが、再犯防止において重要な役割を果たしていると言えよう。これが、ソーシャル・キャピタルの意味するところであり、コミュニティの持つこのような機能を明らかにすることが、再犯防止にとって重要であると考えられる。

## 指定討論者との質疑応答

実際の進行とは時間的に前後するところもあるが、質疑応答のおおよそのあらまは以下のとおりである。

### 1 島田会員のコメント・質問に対して

島田会員からは、1) 測定の精緻化の必要性、2) 空間集計単位を見誤らないことの重要性、3) 都市や圏域を対象とした研究 — とりわけ小地域集計可能な社会調査 — の可能性について指摘がなされた。

それに対する応答の骨子は、次のとおりであった。

#### 1) に関して

〈竹中会員〉実証主義と構築主義との対立を乗り越える批判的実在論の考え方からすれば、観測できるか否か、実証できるか否かが、実在するか否かの証となるという単純な因果関係の構図ではなく、観測、実証の背後に、今われわれがもっている方法論や統計分析の手法では見出せないかもしれないが、何か実際のメカニズムが存在するはずだと推定し、では何がそれをもたらしているかについて仮説を立て研究を積み重ねることが重要だと考えている。

#### 2) に関して

〈原田会員〉空間分析の進歩がコミュニティと犯罪との関係を考える上での議論の可能性を飛躍的に高めたことは間違いないし、オープンデータの利用可能性も〔犯罪研究の領域において〕飛躍的に高まってきている。したがって、多重リスクファクタの考え方のように、累積的要因を分離してそれぞれの「うまみ」を比較することも可能であるし、あるいは多重レベル分析のように多重レベルにわたる複数の要因からひとつの構成概念をつくるということも可能となってきており、いろいろなアプローチを比較検討してみるのがよい。

3) に関しては、司会の、シンポジウムの進行に関する時間配分の見通しが不十分であったため、割愛させていただいた。

### 2 高木会員のコメント・質問に対して

高木会員からは、「コミュニティと犯罪」の研究は、地域コミュニティへの揺り戻しをはかるべきなのか（もしくは地域コミュニティはずっと重要であり続けるのか）、それとも地域コミュニティではない別の形態の「コミュニティ」に着目して犯罪予防の理論・手法を検討すべきなのか、あるいは、さらなるコミュニティ変容によって出現する、従来とは異なる「コミュニティと犯罪」の問題を検討していく必要があるのか、という質問がなされた。

それに対する応答の骨子は、次のとおりであった。

〈竹中会員〉再犯防止・再非行化防止という観点から考えると、生活の場としての地域コミュニティへ

の着目は重要であり続ける。

〈山本会員〉コミュニティのもつ両価性に目を向けるならば素朴に揺り戻しをはかるというわけにはいかず、社会的孤立を招くような社会の同質性を緩和し、多元化をはかるということが重要になってくるのではないか。

〈原田会員〉「外国人材」の受け入れに舵を切った日本社会の現実を踏まえるならば、新しい種類のコミュニティの犯罪の問題を検討していかざるをえない。

〈平井会員〉テクニカルな問いとしては重要だと思うが、問いにおけるコミュニティなりの用語がどのような価値的負荷のもとに使われているのかをまず考えるべきで、そうでなければある特定の価値に無批判に依拠する研究につながりかねない。

### 3 久保会員のコメント・質問に対して

久保会員からは、1) コミュニティは再犯防止に対してどのような機能を果たしている（していない）のか、2) ソーシャル・キャピタル（SC）の概念は再犯防止とはどのように関係している（していない）のか、という質問がなされた。

それに対する応答の骨子は、次のとおりであった。

〈平井会員〉実務に根付いた問いであっても、問い自体がもっている価値をまず問い直すべきであると考えている。別の問いの立て方、たとえば、元犯罪者が健康で文化的な生活を営むことが可能となるような場としてコミュニティをどのように機能させるべきなのか、等と問うことも可能であるのに、そのような問いを立てずに、コミュニティが再犯防止に果たす機能を問うことは、両者が単純には両立しない以上、それぞれが別様の価値を帯びているにほかならず、したがって、その価値はどのようなものなのかを問う必要がある。

〈竹中会員〉橋渡し型 SC による地域住民の連帯という点等に目を向ければ、SC は再犯防止に有効であろうといえるが、SC という概念を地域社会という論点に単純化しないということは考える必要がある。

〈山本会員〉コミュニティが再犯防止に果たす機能を問うとき、そのコミュニティの成員として誰が前提とされていて、誰がされていないのかということをもまず考えるべきである。すべての成員を社会的に包摂するというに失敗し続けてきた日本のコミュニティにおいて、文化的、政治的、経済的に排除されてきた人びとが（／を）当事者化する回路を模索していかなければならない。

フロアの方々からも多くの質問をいただいた。

（文責：野田）

テ ー マ セ ッ シ ョ ン

## 日本の死因究明制度について考える

コーディネーター：笹倉香奈（甲南大学）

司会：松原英世（愛媛大学）

報告者：松原英世（愛媛大学）

河村有教（海上保安大学校）

寺町東子（子ども安全計画研究所）

小佐井良太（愛媛大学）

指定討論者：笹倉香奈（甲南大学）

吉川優子（吉川慎之介記念基金）

### 1 企画趣旨

統一的な死因究明制度の不存在、圧倒的な死体解剖率の低さ、死因究明における大きな地域間格差等、日本の死因究明制度には看過しがたい問題が山積している。こうした状況を改善するべく、2012年に「死因究明等の推進に関する法律」、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」のいわゆる死因究明関連二法が成立した。さらに、その後の動きとして、2018年に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、2019年に「死因究明等推進基本法」が成立した。

本テーマセッションでは、死因究明制度の現況を確認するとともに、CDR（Child Death Review／子どもの死亡登録・検証制度）を取り上げて、今後の死因究明制度の展開について検討する。

### 2 日本の死因究明の現状

松原英世（愛媛大学）

本報告では、日本の死因究明の現状を紹介した。

その一番の問題点は、異状死体の解剖率が圧倒的に低いことである（その他にも重要な問題として、統一的な死因究明制度がない、死因究明の精度に地域間格差があるということがある）。その結果、日本では、死因究明によるメリットが享受できない（その主たるメリットは、犯罪の見逃しを防ぐことができる、死者と家族の諸権利を適切に処理できる、公衆衛生を向上させることができる、というものである）。

日本の異状死体の解剖率は12.7%（2016年）であり（監察医制度のある地域を除くとその数字は約半分に減少する）、死因究明関連2法施行以前に比べれば増加しているもののそれもわずかであって、比較対象として参照されることの多い諸外国（いずれも2009年のものであるが、フィンランド（89.1%）、スウェーデン（78.2%）、イギリス（45.8%）、ドイツ（19.3%））との差は依然として大きいままである。

したがって、警察で取り扱う死体の9割弱は、解剖などの検査を経ずに外表検査のみで処理されており（検案時に不確実な死因判断がなされて処理されている）、このことは当然に犯罪の見逃し等の可能性を高めることになる。いかに熟練した法医学者や監察医といえども、死体の外表検査のみによって死因を正確に決定することが困難な症例が多いということは周知の事実であり（高津 1991：35）、例えばフィンランドでは、5%の殺人事件が解剖で初めて発見されるという。さらにいえば、全死亡者数に占める解剖数の割合は1.6%であるが、適正な死因究明のためには、法医解剖の剖検率を少なくとも欧米諸国並みの全死亡の10～30%にする必要があるといわれている（日本法医学会）。

そこで、日本法医学会は全国に国立の機関である法医学研究所の設置を提案するのであるが（日本法医学会「提言：日本型の死因究明制度の構築を目指して」）、それを実現するためには年間240億円の予算が必要になるという（但し、国民一人当たりで換算すれば年間200円である）。税金を投入する以上（さらにいえば、他に競合する重要課題があるなかであって本課題を取り上げるためには）、国民の理解が必須であり、それを得るためには、国民に解剖率を上げることのメリットを知ってもらう必要があるだろう。その一つの契機となるのが、日本におけるCDRの導入であると報告者は考えている。但し、その際の注意点は、CDRにおいては必ず対象を明確に定義し、入口でスクリーニングすることなく全例の死因をきっちり究明することである。このようなCDRをとおして、前述の死因究明によるメリット（とりわけ、避けることのできた死・暴力を確実に避けることができるようになること）を国民に実感してもらうことが大切であり、そうすることで、死因究明制度向上に向けた国民の理解を得ることができるのではないかと考えている。

文献

松原英世（2019）「死因究明関連二法のインパクト：

愛媛県における死因究明制度の運用実態を手がかりとして」大阪市大法学雑誌 64 巻 4 号 65-102 頁。

高津光洋(1991)「東京都における異状死体の取扱いの現状」日本法医学雑誌 45 巻 3 号 35 頁。

### 3 日本の死因究明制度上の課題

河村有教(海上保安大学校)

日本の死因究明に関わる法としては、犯罪行為に起因する死体、すなわち犯罪捜査の対象となる死体については刑事訴訟法が、また、犯罪を含めて、死因が災害、事故等市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合の死体については、2013年に施行された「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(以下では、死因身元調査法という)がある。本報告(「日本の死因究明制度上の課題」)では、実際の運用において、刑事訴訟法および死因身元調査法がどのように使われているのか、岡山県の「死因究明等推進協議会議事概要」(公開データ)を参考に現状を理解したうえで、課題を抽出した。

岡山県の人口は190万人で、そのうち1年間の死亡者数は2万人程度で推移している。戸籍法上義務づけられている医師による死亡診断書・死体検案書には12の死因が分類されているが、2016年のデータで、死因分類別の死亡数・構成割合をみると「病死及び自然死」が95%を占めている。死亡総数の全体の5%(およそ1000人程度)が、交通事故、転倒・転落、溺水、煙・火災及び火災によるもの、窒息、中毒、「その他不慮の事故死」であり、1.8%(およそ380人程度)が自殺、他殺、「その他及び不詳の外因死」である。

岡山県警察が扱う死体の取扱数は1年間で2000体あり、2000体が「異常死」として届けられ刑事手続上の検視の対象となっている。およそ2000体を検視した結果、200体程度の死体が解剖されている。200体のうち、およそ180体は刑事訴訟法上の司法解剖がなされ、残りの20体は死因身元調査法による調査解剖が行われている。

海で発見された死体については、海上保安庁の各管区海上保安本部と各都道府県警察が取り扱う。国や県から配分された予算があり、海上保安庁の各管区海上保安本部が主体で取り扱うものがおよそ30%、警察が主体で取り扱うものがおよそ70%と分けられているようである。岡山県、広島県、香川県、愛媛県、山口県の一部の5県の海域を管轄する海上保安庁第6管区海上保安本部が取り扱う死体は1年間でおよそ150体であるが、解剖された死体はおよそ50体であり、そのうちおよそ10体は海上保安庁第6管区海上保安本部が、およそ40体は岡山県警察

が主体で扱っている。海で発見された解剖される死体の2~3割は海上保安庁第6管区海上本部が、7~8割は岡山県警察が扱っている。

こうした現状において、現行法の枠内における日本の死因究明制度の課題をあげるならば、大きく3点に集約される。第1に、発見された死体のうち、刑事訴訟法上の検視をするか否かの振り分けの基準の正当性の問題である。司法警察職員(警察官や海上保安官)がいかなるものさしで犯罪死か非犯罪死かを認識しているのか、法医でもない非専門家に、専門家の関与なくして、死体観察を通しての高度な客観的であるべき判断を任せておいてよいのかという問題があげられる。第2に、同様に刑事訴訟上の検視の手続きから司法解剖への手続きへと進めるかどうかの基準が不明確であることの問題である。司法解剖を行わずして検視において犯罪死であることが明らかであるケースは存在するとしても、死体を観察するのみで司法解剖が行われない死体が必ずしも犯罪死体ではないという保証はない(もっとも、解剖をしても犯罪死体かどうか完全に判明されるわけではない)。第3に、死体の検案医による検案、法医による司法解剖や調査解剖の信用性の保障の問題(=クオリティ・コントロールに欠けること)である。岡山県では、警察の死体取扱数2000体のうち、警察協力医の死体検案は800体程度で、個人病院の医師による。また各県によっては一つの大学の法医学教室で、一人の法医学の専門家しかいない状況であり、ダブルチェックがなく、法医による司法解剖や調査解剖による信用性の保障の問題も大きい。

チャイルド・デス・レビューの制度の導入においても、死因究明制度そのものが大いに関わってくることから、死因究明制度の上記の問題を解決しておく必要がある。

### 4 保育事故から見るCDRの必要性

寺町東子(子ども安全計画研究所)

2018年12月8日、成育基本法が成立し、日本版CDR(Child Death Review)の導入が根拠づけられた。CDRの前提となる死因究明に関しても、2019年6月に死因究明等推進基本法が成立した。

保育事故に関しては、特に認可外保育施設を中心に、密室の中で子どもが虐待されて死亡したり、保育士不足や不適切な保育の中で子どもが死亡しても「SIDSの疑い」「死因不詳」として不問に付されてきた。被害者遺族の訴えにより、虐待死が明らかになった事件としては、例えば、長年園児を太鼓のバチで殴るなどしていた園長が、1歳2か月児を布団の上に投げ落として頭部を平手や拳で殴り、頭部打撲によるくも膜下出血で死亡させた香川県・小鳩幼児園事件(暴行罪及び殺人罪で懲役10年・判例集

未掲載)、乳幼児を毛布と紐で縛る暴行を加えていた園長が、下痢や高熱を生じた乳児を受診させることなく高温暑熱環境に放置して熱中症で死亡させた宇都宮市・託児室トイズ事件(暴行罪・保護責任者遺棄致死罪により懲役10年・東京高裁平成28年11月24日判決)がある。また、不適切な保育の中での死亡事故が明らかになった事件としては、同じベビーベッド内に乳児2名を放置し、折り重なりにより窒息死させたちびっこ園西池袋園事件(系列園含め20年間で21名が死亡、折り重なり事故も2件目であり、遠隔地にいた経営者が業務上過失致死罪により禁固1年執行猶予3年・東京地裁平成15年1月22日判決)、泣きぐずる1歳0か月児がうつぶせの上に毛布を四つ折りにしたものを頭から足先まで被せて寝かしつけられ窒息死した東北ラサール幼稚園事件(同じ経営者の園での午睡中死亡は3件目、仙台高裁平成27年12月9日損害賠償請求事件判決)などがある。

いずれも施設側は「SIDSの疑い」や「死因不詳」を理由に責任を争っていたが、死体解剖や死亡状況調査(DSI)、内部通報などにより死因が明らかになった事案である。これらの事件・事故が、自治体の指導監督権限を強化した児童福祉法改正や、常時複数配置を求める認可外保育施設指導監督基準の改訂、教育・保育施設での重大事故の検証制度などに繋がってきた。

避けられる子どもの死を防止することが、CDRの目的である。病气死亡では疫学的な検証・提言が有効であるが、事件・事故の再発防止のためには社会的要因の検証も不可欠であり、個別事案の検証パネルの実装が不可欠である。既存の検証制度(教育・保育施設事故、虐待死、イジメなど)の充実・連携が一つの解であろう。また、解剖によらない「SIDS」診断が虐待死・外因子の「隠れ蓑」になっている現状に照らせば、4歳以下の乳幼児の死亡は全件解剖を実施すること(平成30年は2393人)、救急通報直後の死亡状況調査のプロトコルの詳細化・統一化で精度を上げること、解剖結果や実況見分調書などの医療情報や捜査情報をCDRに用いることにつき刑法47条但書の「公益上の必要」の該当性を法定することなどが必要である。

## 5 日本版CDR構想の検討：CDR導入の必要性和課題

小佐井良太(愛媛大学)

近年、相次いで成立した成育基本法、死因究明等推進基本法を受け、厚生労働省は現在、日本でのCDR(Child Death Review:子どもの死亡登録・検証制度)導入に向けた本格的な検討を進めている。報告では、「日本版CDR構想」の概要を紹介し議論

の方向性を確認した上で、CDRの導入が求められる背景や導入の意義を確認しつつ「日本版CDR構想」にみられるいくつかの問題点と課題の探索的な提示を試みた。

CDRは、子どもの死因とその背景因子を全数的に把握して、それらを多機関・多職種が専門的かつ多角的に分析し、その結果に基づき国及び自治体に制度上又は運用上の改善を提言し広く注意喚起を行うことで、本来予防可能な子どもの死亡を防止することを目的とする。日本小児科学会によるパイロット研究(2016年)によれば、予防可能性が中等度以上と判断された事例は、登録された全小児死亡事例の「27.4%」と報告されている。

翻って日本における子どもの死亡に関する調査検証・再発防止の現状をめぐっては、虐待死の見逃し問題や保育施設等における問題状況等が指摘されている(寺町報告)。CDRは、子どもの死を社会的に受け止め位置づける制度的な枠組みであり、子どもの死亡に関する調査検証・再発防止策の提言等を一元的に行う制度として、現状での所管省庁毎の縦割り行政の弊害を打破することが期待される。

CDRの制度設計に際しては、新たな立法を含む根拠法・条文の新設が必須であり、特に既存の各種調査検証制度とCDRとの関係や相互の守備範囲に関する整理・検討が必要になる。CDRは法的な責任追及を目的としない制度であり、そのことの周知と体制整備が必要である一方、民事及び刑事の裁判ないし法的責任追及との関係については、今後より慎重な検討が求められる。CDRにおける捜査情報の活用をめぐっては、刑事訴訟法47条の制約をクリアする必要がある、活用の法的根拠を条文上明確にすることが求められる。不起訴事案での捜査情報(実況見分調書、供述調書等)も貴重な社会資源であり、刑事責任をめぐる訴追判断の結果とは別にCDRでの活用を許容すべきである。また、CDRの検証結果開示をめぐると問題や解剖結果の遺族への説明の問題に関わり、CDRの制度運用上、子どもの遺族をどのように位置づけるかの検討も必要である。CDR運用の前提条件・環境整備として、子ども(とりわけ幼児)の解剖に対する親の忌避感の払拭や子どもを亡くした親が抱くグリーフへの理解促進とケア/サポート体制の構築が求められる。

今後は、これまでの医学的な研究蓄積と検討成果を踏まえつつ、法制度としてのCDRの具体的な制度設計を厚労省のCDRモデル事業の検証と併せ本格的に検討する必要がある。また、CDRは死因究明制度の運用を前提とするため、CDRの運用に必要な予算・人員の確保を通じた死因究明制度全体の底上げ、とりわけ、解剖件数の増加に耐え得る予算・人員の整備・拡充が必要である。

## 6 指定討論 1

笹倉香奈（甲南大学）

CDRの問題を考えるにあたって、3つの問題を考える必要があると考えた。

第1に、CDRの目的である。寺町報告によれば、CDRの目的は「予防可能な死から子どもを守る、子どもの死亡リスクを軽減する社会システムを構築する」ということであった。この目的に沿ったCDRのシステムの構築をしていくことが大前提である。そもそもCDRは、将来に向かって「子どもの死を無駄にしない」ことが目的であり、処罰を目的としないことが小佐井報告でも明らかにされた。CDRと捜査・訴訟・裁判との関連の整理や、CDRを行う手続的段階などを検討し、目的に沿ったシステムの構築をすることが必要である。

指定討論者は現在、児童虐待を疑われた冤罪事件の救済に取り組んでいる。寺町報告では「SIDS（乳幼児突然死症候群）」で隠される虐待事件について言及された。指定討論者は、頭の中の特定の出血があることによってSBS（揺さぶられっ子症候群）と誤って診断されてしまう事件に多く接している。いずれも、死因（または傷害原因）が明らかにされず、誤った診断によって重大な帰結をもたらされる。冷静で中立的・科学的な判断の確保は、CDRの体制のあり方を考える際にも重要な視点であろう。

第2に、CDR構想を誰がしているかという問題である。日本版CDRは児童虐待の専門家を中心として構想されているようである。しかし、子どもの死には様々な原因（直接死因・間接死因）がある。CDR構想に向けた多面的な検討が必要ではないか。

第3に、CDRを実際にするのは誰か。小佐井報告によれば、CDR委員会は「多機関多職種」で構成される。しかし、法律関係者として想定されているのは、警察・検察のみである。必須メンバーに「加害者」の言い分を代弁する立場にもある弁護士が入ることも、必要になるのではないか。

一般に、日本の刑事司法においては、前方視的取り組みが行われにくい。子どもの死への反省を受け止めた上での前方視的な取り組みが必要であることは間違いない。

なお、自分の関わった事件についての医師へのフィードバックのあり方は、刑事司法全体で考えるべき課題である。刑事事件では自らかわった事件のその後を知らない医師が多い。また、捜査・裁判情報を医学研究に利用することもできない。寺町報告

のいうとおり刑訴法47条(捜査情報の非公開)や、さらにいうと281条の4(目的外使用の規定)の見直しが必要だろう。

## 7 指定討論 2

吉川優子（吉川慎之介記念基金）

私は、保育・学校事故遺族という立場から死因究明制度とチャイルド・デス・レビューの必要性について意見を述べさせていただきました。

私の息子は、2012年7月に幼稚園のお泊り保育中、川で実施された水遊び中に溺死しました。この事故の問題や課題、刑事・民事裁判を通じて、死因究明と原因究明～再発防止・予防に向けた事故調査・検証制度について考えてきました。

刑事裁判では、被害者参加制度を利用し捜査資料を閲覧できたことで、事故当日の状況と息子の死亡状況が明らかになりましたが、刑事事件として扱われない子どもの死が多い状況下で、我が子の死亡原因を知ることができず、辛い立場に置かれている遺族は少なくありません。法と制度の重要性を痛感しています。

### ▽子どもの死と遺族が置かれている現状

- ・真実の究明を求めても警察の裁量で死因を知る機会すら閉ざされてしまう。
- ・解剖や事故調査に関する判断が遺族に委ねられているため、保護者の意思によっては、子どもの死が埋もれてしまう。
- ・刑事事件として扱われない場合、民事裁判しか選択肢がなく、遺族が死因・原因究明に翻弄される。
- ・保育・学校事故・いじめ自殺などの調査制度によって調査・検証が実施されるようになったものの、調査方法や委員会の設置などは、限られた権限の下で自治体の判断（裁量）に委ねられているため、報告書の内容や質、遺族対応に大きな差が生じている。

閲覧した捜査資料から、実況見分や検視データなどは、真実を知ることや再発防止のための検証にも有益で、大変貴重な情報だと感じました。

現状、事故の再発防止と予防、遺族が望む真実の究明などは実現していません。初動の調査・情報共有は、保育・学校事故調査、制度化に向けて検討されているチャイルド・デス・レビューでも非常に重要です。様々な問題を改善し、繰り返されている子どもの死を防ぐために、効力ある法に則った検証を、この社会で実現してほしいと思います。

## ジェンダーの視点から見た矯正施設

コーディネーター：矢野 恵美（琉球大学）

司会：齋藤 実（獨協大学・弁護士）

話題提供：齋藤 実（獨協大学・弁護士）

矢野 恵美（琉球大学）

西澤 朋枝（岡山少年鑑別所）

谷本 拓郎（京都少年鑑別所）

水戸部 準（岩国刑務所）

### 1 企画趣旨

日本においては、女性と男性の社会内の地位には明らかに違いがある。そしてその違いが世界的に見ても相当大きいものであることは、例えばジェンダーギャップ指数の順位からもうかがえる（経済、教育、健康、政治の4つの指標について、各国において、男女間にどれくらいの違いがあるかを比較するもの。2018年の順位は149か国中110位）。一方、刑務所に代表される矯正施設は、「社会の鏡」と言われており、その社会が抱える問題が、そこではより先鋭化して現れる。そのため、日本においては矯正施設（本企画においては刑務所、少年院）をジェンダーの視点から見直すことが重要となる。

本テーマセッションの話題提供メンバーは、研究グループとして、これまでも矯正施設をジェンダーの視点から見直すことを行ってきた。今回は、矯正施設に関して各自が行ってきた調査をもとに、女性収容者と男性収容者の違い（犯罪に至る背景、被害者性、出所（院）後の更生に必要なこと等）、またそこで働く矯正職員の職務環境をジェンダーの視点から見直し、矯正職員におけるジェンダー意識が矯正処遇にどのような影響を与えるのか等を検討した。\*本セッションでは、数の多さ、また便宜上、被収容者と職員を「男女」に分けているが、トランスジェンダーやXジェンダー等の受刑者や職員がいることを否定するものではない。刑務所とセクシャリティの問題については、別途研究を行っている。

参考文献

*The Global Gender Gap Report 2018*

### 2 男女受刑者の被害体験と加害体験

齋藤実（獨協大学・弁護士）

矢野恵美（琉球大学）

#### （1）女性受刑者と男性受刑者の違い

同じく刑務所に収容されていても、女性受刑者と男性受刑者には様々な相違点があることが明らかになっている。例えば、男性は処遇指標によって収容される施設が異なるが、女性はエリア収容で、女性につけられる指標は基本的に女性を表す「W」のみで、

混禁である。ここ20年で女性受刑者数は増加し、女性受刑者比はこの20年で約2倍となりほぼ10%に至っており、この水準は世界的に見ても非常に高い。さらに女性受刑者では、窃盗と覚せい剤取締法を入所理由とする者の（笑）愛が男性よりもはるかに高いこと、また、これについては世代間で違いがあり、女性高齢受刑者（65歳以上）においては8割以上が窃盗犯であるという状態である。この高齢受刑者の割合も、2017年では男性が約10%であるのに対して、女性は約20%となっている。70歳以上の割合を見るとこの10年で男性は2倍程度になっているが、女性は実に5倍になっている。

このような女性受刑者と男性受刑者の状況の違いの背景には、社会の中において、女性に貧困が偏っていることや、被害者性が高いことがかかわっているのではないと思われる。そこで、本発表では、2008年に矢野・齋藤が美祢社会復帰促進センターで行った調査をもとに、男女別の被害体験、加害体験について考察した。

#### （2）調査の概要について

配布数は男子334名、女子413名、回収数は、男子311名・女子384名である。回答自体しなくても良い、答えたくない質問には答えなくて良い旨を説明した上で実施している。

#### （3）質問の内容について

男女受刑者の被害体験に関する質問は、①お金を盗まれた、②知らない人に暴力を振るわれた、③友人・仲間に暴力を振るわれた、④親や兄弟姉妹に酷いことを言われたり無視されたりした、⑤親や兄弟姉妹に暴力を振るわれた、⑥妻・夫（内縁）に酷いことを言われたり無視されたりした、⑦妻・夫（内縁）に暴力を振るわれた、⑧付き合っている恋人に酷いことを言われたり無視されたりした、⑨付き合っている恋人に暴力を振るわれたである。

加害体験に関する質問は、①親や兄弟姉妹に酷いことを言ったり無視したりした、②親や兄弟姉妹に暴力を振るった、③妻・夫（内縁）に酷いことを言ったり無視したりした、④妻・夫（内縁）に暴力を振るった、⑤子どもに暴力を振るった、⑥付き合っ

ている恋人に暴力を振るった、であった。

#### (4) 回答について

被害体験につき、①②では男女間に大きな違いはなかった。③では男性が女性を上回った。ただ、④以降の関係が近い者からの被害体験については、女性が男性を上回り、顕著な違いが認められた。例えば、⑦につき、時々あった、たまにあった、を合計しても男性は 3.9%であったのに対し、女性は 32.9%であった。

他方で、加害体験につき、男女間で大きな差はなく、女性の加害体験が予想以上に高かった。例えば、⑥につき、男性は 7.8%であるのに対し、女性は 11.4%であり、顕著な違いとは言えないが、女性が上回っていた。

今後、この内容にさらに考察を加えていく予定である。

#### (参考文献)

各年犯罪白書

矢野恵美「日本の女性刑務所が抱える問題について考える」『慶應法学』2017年 107頁-124頁

### 3 刑務官の執務環境 \* 矢野恵美 (琉球大学) 上瀬由美子 (立正大学) 高橋尚也 (立正大学)

#### (1) 問題の所在

受刑者と刑務官の性別に関しては、日本は長らく同性処遇(受刑者と同性の刑務官が9割強)であるが、ヨーロッパにおいては、同性が6割から7割、異性が3割から4割と言う国が多い。とりわけ女性受刑者においては、異性からの被害体験が高いため、同性による処遇の方が、安心して受刑生活を送れるという利点がある。一方、一つの性に属する者しか存在しない社会はないので、受刑者は被害者性や加害者性が高いからこそ、暴力を使用しない人間のロールモデルとしての異性の職員の存在は、受刑者の社会復帰の際に非常に重要だとする考えもある。ヨーロッパは後者を重視していると言える。

また、日本の刑務官は、ヨーロッパの刑務官に比べ、1人当たりの負担率が高い(刑務官と受刑者の数)。また、夜勤が多い、職階が上がるとより広範な範囲での転勤がある、マルチタスクである等の特徴をもつ。さらに女性刑務官の場合は、2で述べたように、女性刑務所自体が混禁であり、男性刑務所よりも様々な受刑者を一つの施設で扱っている。さらに女性受刑者には処遇に人手がかかる受刑者(処遇困難者)が多い。加えて、離職率が男性よりも高く、若い刑務官が多く(20歳代が半数以上)、ベテランの助けがない等非常に困難な職務環境にある。何よりも大きな問題は、日本社会においては、仕事の他に、圧倒的に女性に家事・育児・介護の負担がかか

っているということである。刑務官と言う職業の内容自体には違いがなく、同じ職階においては給与の男女差もないが、勤務する刑務所自体の状況が過酷であること、刑務官としての職務の他に、家事・育児・介護の負担を負っている者が多いと言うことを考慮しなければ、離職率の増加は防げないと思われる。

#### (2) 調査概要

本報告では、2010年2月に、美祢社会復帰促進センターにおいて、行った職員調査をもとに、職員の意識の男女差を紹介した。対象は国職員123名(配布107名)、民間職員111名(配布86名)で、回収率は国職員が84.6%、民間職員が75.7%であった。ここでは国職員を中心に紹介する。

#### (3) 調査結果

仕事への満足度に関しては、民間職員では男女にほとんど差がなかったのに対し、国職員では、とても満足していると回答した者は、女性より男性が倍近くおり、女性国職員ではどちらとも言えないと答えた者が突出して多かった。職業に対する誇りは国職員では総じて高いが、特に男性職員では「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると8割以上の職員が仕事に誇りをもっていた。一方、「初対面の相手には職業について話さないようにしている」という質問には、女性国職員の半数以上がそう思うと回答しており、刑務官と言う職業自体に「男性の職業」のイメージがあるのではないだろうか。

#### (4) 考察

女性刑務所・女性刑務官の問題に関しては、2012年7月には「再犯防止に向けた総合対策」(犯罪対策閣僚会議決定)に「女性特有の問題に着目した指導及び支援」が記載された。2013年3月には「女性刑務所のあり方研究委員会」からの提言がなされ、「女性施設地域支援モデル事業」が始まり、全ての女性刑務所に広がっていった。また、2014年1月31日には矯正局長通知として「マーガレット・アクション～働きやすい環境づくりと女性受刑者処遇の充実～」が出されている。女性刑務官の執務環境に関しては、現在、マーガレット・アクションに基づいて様々な取り組みがなされている。具体的には、志望者を増やす、仕事内容の理解を進める、女性刑務官のみの初等科集合研修を行う、職域拡大等、様々な努力がなされている。女性刑務官の執務環境を考える際には、社会内における女性のありかたを考える必要があるし、何より男性刑務官の働き方や意識を変え、「刑務官の執務環境」自体を変革していく必要があるように思われる。

#### (参考文献)

名執雅子「女子受刑者等の処遇に関する施策の現状と課題—女性の特性に応じた処遇と女子矯正施設の

運営」『法律のひろば』2013年8月号  
矢野恵美「海外における女子受刑者処遇の状況」『法律のひろば』2013年8月号  
北川統之「女性刑務官の育成について」『刑政』2018年129巻10号  
矢野恵美「ジェンダーの視点から見た刑務所—男性刑務官の執務環境とセクシャル・マイノリティ受刑者の処遇」山元一・只野雅人・蟻川恒正・中林暁生編『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』日本評論社 2019年

#### 4 矯正職員の適応感とストレス

谷本拓郎（京都少年鑑別所）  
水戸部準（岩国刑務所）

労働者のメンタルヘルスが重要視され、教師や看護師のバーンアウト、心理臨床家の精神不調が問題となって久しい。司法犯罪領域では、少年院在院者や受刑者に対して、改善・更生に向けた教育的・心理的働き掛けを実践しており、そうした対象者と密接に関わり合うことを考慮すると、他の対人援助職と同様にメンタルヘルスに係る課題が重大な問題となっている。

そこで、本研究では、対人援助職の心理適応に焦点を当て、特に矯正職員と他の対人援助職との差異に着目して考察した。

手続きについて、対人援助業務を行う10施設（刑務所、少年院、少年鑑別所、児童相談所、児童自立支援施設）の職員402名にアンケート調査を実施した（有効回答数317名、有効回答率約79%）。アンケートによる調査内容は、質問紙と自由記述により、対人援助業務に関する満足感、離職の着想の有無とその理由、対人援助業務に係るストレス源及びコーピング、対人援助業務における外傷体験を通じた成長の実感などの内容について調査した。

まず、対人援助職全般に、離職への意欲を強める要因として、「やりがいや満足感の不足」や「業務内容」、「同僚・上司との関係性」が示された。一方、離職を思いとどまらせる要因としては、「生活の維持」を主軸とした経済的な必要性に触れる回答が最も多かったが、次いで「資源の再確認」（頼れる仲間の存在に気づくなど）、「個人の変化」（仕事が好きで再び頑張ろうと思っ直したなど）の意見が多かった。

質問紙調査について、統計的分析（一元配置の分散分析、t検定）を行った。その結果、最初に、対人援助業務に関与する男女について、女性の方がストレスや無力感を抱きやすく、仕事の経験からの成長も実感しにくいことが示唆された。

次に、矯正職員と他の対人援助職との差異について、他の対人援助職の方が業務内容や援助対象者と

の関わりの中でストレスを抱えやすいいっぽう、矯正職員の方が職場内の人間関係におけるストレスが多いとの結果が示された。加えて、矯正職員の方が対人面及び環境面の両方においてコーピングスキル、いわば適切にストレスを処理するスキルが弱いとの結果が示唆された。

総じて、対人援助職はストレスフルであり、バーンアウトや心理的外傷体験など、メンタルヘルスに深刻な影響を受けたり離職を決意したりすることが懸念される。特に、女性については心理的負担感が大きく、充実感や成長の実感も味わいにくいいため、女性職員特有の課題を検討した上で、それに応じた柔軟な援助体制を整えることが喫緊の課題である。また、矯正職員については、他の対人援助職よりも心理的負担を抱きにくい傍ら、同僚や上司との関係において思い悩みやすく、ストレス対処力も不足していることが懸念される。例えば、刑務所では階級制度があることや業務の性質上閉鎖的な風土があることを背景に、各種ハラスメントが生じるリスクが高まりやすいことも懸念されるため、更に具体的な実態調査が必要と思われる。

（参考文献）

関谷大輝・湯川進太郎（2009）, 退陣援助職者の感情労働における感情的不協和経験の筆記開示, 心理学研究

奥野洋子（2009）, 対人援助職のメンタルヘルスの問題を相談事例から考える, 近畿大学臨床心理センター紀要第2巻

森本寛訓（2006）, 医療福祉分野における対人援助サービス従事者の精神的健康の現状と、その維持方策について—職業性ストレス研究の枠組みから—, 川崎医療学会誌

佐藤安子（2006）, 自覚的ストレスの高低が環境への適応過程に及ぼす効果, 人間環境学研究

病院看護実態調査（2017）, 日本看護協会

#### 5 女子少年の非行・問題行動と養育環境

—少年鑑別所入所者のデータを用いた調査—

西澤 朋枝（岡山少年鑑別所）

女性の非行・犯罪の背景となる問題は男性とは異なる部分が多く、非行・犯罪からの立ち直りにおいても性差の視点から有効な処遇を考える必要がある。そこで本研究では、少年鑑別所に入所した少年の性差を調査し、女子非行少年の特徴を明らかにするとともに、有効な処遇について検討した。その結果、女子少年は男子少年に比べて、①家庭・保護状況が脆弱であり（ひとり親、貧困など）、②被虐待経験を含む逆境的小児期体験（ACE）の累積度が高く、③早期から保護領域から逸脱し（家出、不登校、異性関係）、④自己否定的な感情や対人不信感などが強く、

⑤非行・犯罪領域だけでなく、医療・精神保健領域の問題（自傷、自殺企図、精神障害など）も大きいことが示唆された。これらのことから、女子少年の処遇に当たっては、①早期からの介入によるリスク軽減、②養育環境が子どもに及ぼす影響を踏まえた専門的な知見、③精神保健、医療、教育などとの多機関連携による支援などが重要となると考えられる。

（参考文献）

松浦直己，橋本俊顕，十一元三 2007 「非行と小児期逆境体験及び不適切養育との関連についての検討 ―少年院における ACE 質問紙を使用した実証的調査―」 兵庫教育大学研究紀要 30 p215-223

松浦直己，橋本俊顕 2007 「発達特性と、不適切養育の相互作用に関する検討 ―女子少年院在院者と一般高校生との比較調査より―」 鳴門教育大学情報教育ジャーナル 4 p29-40

## 6 議論

フロアとの主なやりとりは、女性の社会的地位と女性犯罪、女性受刑者の割合の上昇に関するものか、女性受刑者の加害性、矯正職員の風土に男女の違いはあるか、矯正はハラスメントの起きにくい職場か等、大きな視点からの議論がなされた。また、女性の刑務所において、男性の刑務官は、暴力をふるわない男性のロールモデルとなるが、女性の刑務官は男性と同様に働き、自立した女性としてロールモデルになりえるかとの質問に対しては、本来はもちろんそうあるべきであると思うが、女性受刑者にはそもそもきちんと働いた経験のない者も多く、まず1人の人間として自立して生きることの重要性を受刑者のみならず刑務官も意識して教育していく必要があると思うという質疑応答があった。その他、男子非行少年と女子非行少年では被害経験が異なり、特に女子非行少年には性被害が大きく、それが自傷、精神障害等につながることも多く、傷ついた性をどう回復させるべきかを考える必要があるとのコメントがあった。女子非行少年について対人支援の重要性の指摘もあった。本論点については、矢野・齋藤の受刑者調査でも女性受刑者の出所後の心配は人間関係であるという結果が出ており、重要な視点であると思われる。

\*本研究は司法協会の助成を得た「受刑者調査からみた男性受刑者と女性受刑者の違い・受刑者とその子どもとの関係」の研究の一環である。

## 特殊詐欺などの身近な犯罪から高齢者を守るには

コーディネーター：齊藤知範（科学警察研究所）

司会：田中智仁（仙台大学）

報告者：齊藤知範（科学警察研究所）

山根由子（科学警察研究所）

田中智仁（仙台大学）

江崎徹治（国士舘大学大学院）

### 1 企画趣旨

2017年の第44回大会において、コーディネーター（齊藤）が企画したテーマセッション「行政・実務と連携した犯罪研究－施策の市民への還元のために」では、高齢化の進行を意識した防犯対策の検討を、それぞれの報告者に持ち寄ってもらう内容であった。

本テーマセッションでは、企画段階での検討と調整を経て、報告者全員が特殊詐欺をテーマにすることとした。特殊詐欺の認知件数は、2017年まで7年連続で増加しており、本テーマセッションでは、この十数年来の諸対策も振り返りながら、特殊詐欺などの身近な犯罪から高齢者を守るための犯罪研究の成果や取り組みを報告し、現在の課題や将来的な発展可能性を展望した。

### 2 議論の概要（齊藤知範）

ここでの議論の概要の紹介以降のページでは、各報告者による報告要旨が掲載されている。当日は、各報告者からの話題提供をふまえ、フロアとの間で質疑応答が行われた。以下では、当日行われた議論の一部について、その概略を紹介することとした。

齊藤報告の研究1では、固定電話に後付けする自動録音装置の設置世帯に対する事前調査、事後調査から得られたデータを用いて、不審電話や迷惑電話に対する遮断効果が高いことを明らかにした。研究2では、住民調査から得られたデータを用いて、こうした予兆電話の経験にどのような要因が関連するかを分析した。また、被害を予防するための固定電話機器対策の実施に、どのような要因が関連するかを分析した。フロアの研究者から、研究1に関して、自動録音装置の効果は高そうであり、設置を続けたら有益なはずであるというコメントがあった。また、設置後に回収する必要があった事情についての質問があり、この点については、第二期以降の設置予定世帯に機材を配転する必要があり設置した県側の事業としての事情である旨を回答した。

山根報告では、2018年に警察庁が実施した「オレ

オレ詐欺被害者等調査」の結果に基づき、広報啓発の認知度や被害を防止する効果、金融機関窓口における水際阻止の現状を中心に分析した。フロアの研究者から、金融機関は低金利で経営が厳しい中、窓口対応の職員を減らしている場合もあり、見守りを担保する上での課題があるのではないかとのコメントがあった。この点については、田中会員もまじえて回答し、ワークライフバランスに配慮して過重労働を防ぎつつ、防犯事象への関与を増やすという難しい問題が各事業者に共通するのではないかなどの論点が示された。また、金融機関職員以外に、警備員やボランティアが見守りを行うことが現実的に可能かどうかについての議論が展開された。

田中報告では、特殊詐欺防止対策の一翼を担う主体である警備業の動向に焦点を当て、理論的なモデル構築の可能性についても報告した。2018年6月には警視庁と東京都警備業協会が「特殊詐欺被害防止対策協定」を締結し、施設警備や貴重品運搬警備（現金輸送）の警備員による「声掛け」で特殊詐欺を防止した事例も増えてきている。警備業でこれまでも多くの研究を展開してきた田中会員ならではの報告であり、警備員の人手不足、業務量の増加、60歳以上の警備員が多くを占める現状など、警備業の実状を提示しながら、「特殊詐欺被害防止対策協定」にもとづく水際阻止の現状、官民一体の水際作戦の実効性について報告する内容であった。フロアの研究者から、警備業における技術的な発展の方向性についての質問があった。この点については、大手の警備業者の場合にはロボット技術の開発は以前から行われていること、他方で、中堅以下の会社ではロボット技術の開発は進んでおらず警備員が現場に行くという対応にならざるをえないことについて、回答があった。

江崎報告では、特殊詐欺の手口の推移、特殊詐欺に対する国レベルでの施策、警視庁をはじめとする都道府県警察による防犯対策や検挙対策等について、長期的な動向を凝縮して報告するとともに、将来構想を行う際の課題について、独自の議論を展開する内容であった。フロアの実務家から、少年らによ

る特殊詐欺について予防に向けた効果的な取り組み事例はあるのだろうか、という質問があった。この点については、例えば現状では大学などの学校機関に警察が訪問して講習を行う際に特殊詐欺についても伝える機会があること、ポスター掲示がなされていることなど、対策がなされてはいるものの、将来に向けてさらに研究する必要があることについて、回答があった。

本テーマセッションには、多数の会員、非会員の方々に参加頂くことができ、特殊詐欺に関する各位の関心の高さが示唆された。今回のテーマセッションでは内容を特殊詐欺に統一しており、特殊詐欺の社会学的研究に寄せられる期待と同時に、責務の大きさを示すものであると受けとめたい。フロアーの参加者からは、忌憚のない質問やコメントを頂くことができ、今後、解明、対処すべき課題が多く残っていることを実感した。

本テーマセッションでは田中会員に司会を務めて頂き、2017年のテーマセッションでは辰野会員に司会を務めて頂いていた。いずれも、当該テーマセッションに関する研究内容全般に精通しているベテラン会員の司会のおかげで、当日の質疑の進行だけでなく、企画がもたらした議論のまとまりが強まったものと考えており、御礼申し上げたい。最後になるが、貴重な時間を割いて本テーマセッションに参加頂いたフロアーの皆様、登壇頂いた報告者に厚く御礼申し上げます。

# 特殊詐欺の被害予防対策に関する研究 —予兆電話への対応策—

齊藤 知範（科学警察研究所）

## 1 はじめに

特殊詐欺の被害に至る主要な経路として、犯行グループ側が親族を偽装するなどの形で、偽の電話による連絡行為が事前に行われる。本報告では、犯行前の準備行為として、主に固定電話に架電されるこうした偽の電話を予兆電話と呼ぶ。

調査から得られたデータを用いて、以下の点について報告する。第一に、予兆電話を遮断するための機器が設置された後のフォローアップを行い、設置によってもたらされる変化を示す。第二に、予兆電話に対する予防行動の実施にどのような要因が関連しているかを分析する。第三に、予兆電話経験にどのような要因が関連しているかを分析する。

## 2 方法

本報告は、研究1（予兆電話録音機の利用者に対する調査）、研究2（地域住民調査）の2つの調査データを用いている。研究1は、前述した第一の課題に対応する内容である。研究2では、第二、第三の課題に対応する分析を行った。

研究1の調査データについて、概略を記す。ある都道府県において、固定電話に後付けする自動録音装置の設置世帯のうち、調査に同意した世帯に対して設置直後と設置終了時の2つの時点で調査が行われた。本報告では、第1期として装置の設置が行われた248世帯に対して実施された調査のデータを用いた。第1期設置の世帯に対する調査は、2015年から2016年にかけて行われた。なお、当該自動録音装置の設置事業は第2期以降も継続されている。

設置後の1回目の調査では、不在であった19名以外の229名が回答した。設置後2回目の調査は、装置の設置終了時に行われ、248名が回答した。回答者の平均年齢は約76.8歳（標準偏差は7.3）であった。

研究2の地域住民調査のデータについて、概略を記す。調査実施時期は2019年であり、調査対象地は、大阪府大阪市の1つの区である。

調査方法について概要を記す。調査の趣旨について、大阪市と区役所の了解を得た上で、自治会を経由する形で調査の事前予告を書面で実施した上で、現地でのエリアサンプリングにより、1つの町丁字当たり600世帯に配布し、合計配布世帯数は3600であった。配布時は、世帯の郵便受けに投函した。調査は無記名であり、任意の回答に同意したのみが回答し、郵送回収の方式であった。有効回収数は

804であり、回収率は約22.3%であった。

## 3 結果と解釈

### 1) 研究1

1回目調査の時点で、設置前の不審電話・迷惑架電頻度を尋ねた際には、「ほとんどない」と回答した人は31.8%であったが、設置後の2回目調査の時点では「ほとんどない」と回答した人が91.8%であった。さらに、設置前の不審電話・迷惑架電頻度別に見た場合に、設置前の不審電話・迷惑架電頻度が多かった群（「週1、2回程度」、「週3回以上」）において、設置後の2回目調査の時点で、自動録音による切断件数がより多いという結果が見られた。

以上から、固定電話に後付けする自動録音装置による予兆電話等の撃退効果が、自己申告方式の質問による頻度の変化だけでなく、客観指標の変化により明らかになった。また、もともと頻繁に不審電話や迷惑架電を受けていたハイリスク層において、撃退の総量がより大きかったといえる。

### 2) 研究2

研究2では、固定電話機器対策の有無、予兆電話経験の有無のそれぞれを被説明変数とする2項ロジスティック回帰分析を行い、被害を予防するための固定電話機器対策の実施、予兆電話の経験にどのような要因が関連するかを、それぞれ分析した。

統制変数としては、以下の基本属性を用いた。すなわち、性別、年齢、居住年数、居住者数、年収である。

説明変数としては、以下を用いた。すなわち、しつこいセールス電話経験、在宅の程度、犯罪不安感、被害見聞、パーソナルネットワーク種類数、凝集性、防犯教室・街頭広報接触、警察官の訪問の有無、防犯情報の受容である。

まず、被害を予防するための固定電話機器対策の実施に関連する要因として、防犯情報の受容が最も強く関連していた。また、パーソナルネットワーク種類数や犯罪不安感との関連も見られた。さらに、在宅が長い人ほど、対策をしていないという結果が見られた。

次に、予兆電話の経験に関連する要因として、犯罪不安感、被害見聞、居住年数との関連が見られた。こうした関連は実務上、必ずしも大きな意味を持つものであるとは思われない。というのも、今回分析に用いた諸変数に関する限りは、介入して変化をも

たらずことにより、予兆電話への遭遇を防ぐことにつながる要素は、必ずしも見当たらないと思われるからである。

#### 4 考察と今後の課題

研究1から、固定電話に後付けする自動録音装置に代表されるように、専用の固定電話対策機器は、犯罪被害の機会を大幅に減らすのではないかと考えられる。

研究2から、固定電話契約者であれば、ほぼ誰でも予兆電話経験をしうる（つまり被害の機会に遭遇しうる）状況が存在しているといえるだろう。他方で、研究2をふまえると、固定電話機器対策の導入をしているか否かという選択可能性は、情報への能動性や周囲の対人関係に左右される実態が明らかになった。

このため、情報への能動性や周囲の対人関係において恵まれていない人の被害リスクを下げるためには、何らかの支援策（研究1のような機器の無料貸与・安価な貸与）を、さらに推進する必要があると考えられる。

しかしながら、そうした推進策を講じる場合においても、機器の無料貸与・安価な貸与を受けるかどうかは、応募・申し込みという個人の選択によって決められる、という点に、十分な留意が必要である。すなわち、情報への能動性や周囲の対人関係において恵まれていない人は、応募・申し込みをしない傾向があると考えられる。このため、機器の無料貸与・安価な貸与を行う際には、恵まれない人に支援施策が届きにくいという構造的な問題が、何らかの形で残る可能性が考えられるだろう。

もし実際に、こうした構造的な問題があるのだとすれば、支援施策を講じる側が認識を深め、支援施策に改善を図る余地がないかどうかについても検討し続ける必要がある。

#### [付記]

本研究は、所属機関経常研究費、JSPS 科研費17H02467（研究代表者：小林寿一）による成果の一部である。

住民調査に際しては大阪府警察と共同実施し、大阪府、大阪市、区役所、各自治会の協力を受けたことに謝意を表す。

機器設置の調査実施に際して、県警察の協力を受けたことに謝意を表す。

# 特殊詐欺の被害予防対策に関する研究 —水際対策と広報啓発—

山根 由子 (科学警察研究所)

## 1 目的

本報告では、2018年に警察庁が実施した「オレオレ詐欺被害者等調査」の結果に基づき、広報啓発の限界や金融機関窓口における水際阻止の現状を中心に報告する。

## 2 方法

本報告で用いる調査は、2018年に調査主体の警察庁が企画し、報告者を含む科学警察研究所犯罪予防研究室が調査項目の作成全般に協力し、設計された内容である。調査対象は、親族騙りのオレオレ詐欺に限定しており、複数の阻止機会・性格/認知特性を含めた総合調査である点が特徴であるといえる。実施方法は、全国の警察において、被害届や相談等を受理した警察官が面接形式で行った。回答に同意を得られた人を対象とし、休憩時間の確保など、倫理的配慮のもとに、2018年8月から11月にかけて実施した。対象者の内訳は、(1)オレオレ詐欺の既遂被害者(以下、被害者)354人、(2)事業者の協力により被害に遭わなかった者(以下、事業者阻止)187人、(3)家族・親族が見破り被害に遭わなかった者(以下、家族阻止)130人、(4)自ら看破した者(以下、自己看破)428人であった。

## 3 結果

### 1) 広報啓発と認知度

手口の認知度について、今回、だましの電話やメールなどを受ける前に、知っていた手口を尋ねた。オレオレ詐欺を知っている者の割合は全体で97.3%(被害者96.9%、事業者阻止97.3%、家族阻止96.2%、自己看破97.9%： $\chi^2(3)=1.436, n.s.$ )であり、還付金詐欺(全体で71.5%)や架空請求詐欺(全体で52.1%)に比べて、知っている者の割合が極めて高かった。

交付形態の認知度について、犯人が現金などをだまし取る手段のうち、今回、だましの電話やメールなどを受ける前に、知っていたものを尋ねた。結果は、息子や孫の会社の知り合いなどになりすました者が、自宅などに現金を直接受け取りにくる(被害者83.1%、事業者阻止79.1%、家族阻止86.2%、自己看破87.6%： $\chi^2(3)=8.121, p<.05$ )、金融機関の窓口やATMで犯人から指定された銀行口座に現金を振り込ませる(被害者67.5%、事業者阻止56.1%、家族阻止73.8%、自己看破74.5%： $\chi^2(3)=22.377, p<.001$ )、警察官や銀行職員などになりすました者が、自宅な

どにキャッシュカードを受け取りにくる(被害者56.2%、事業者阻止47.1%、家族阻止60.0%、自己看破68.0%： $\chi^2(3)=26.438, p<.001$ )、現金を宅配便や書留などで送らせる(被害者31.4%、事業者阻止26.2%、家族阻止43.8%、自己看破47.0%： $\chi^2(3)=34.145, p<.001$ )であり、 $\chi^2$ 検定の結果、交付形態による認知度に有意差が見られた。残差分析の結果、事業者阻止群の割合が有意に低かった。

防犯情報への接触について、今回のだましの電話やメールを受ける前の過去1年間に、特殊詐欺について、以下の情報を見たり聞いたりしたことはあるかを尋ねた。結果は、テレビ・ラジオの広報(被害者89.5%、事業者阻止86.6%、家族阻止86.9%、自己看破88.8%： $\chi^2(3)=1.366, n.s.$ )、防犯講習会や啓発行事(被害者7.6%、事業者阻止8.6%、家族阻止13.8%、自己看破16.1%： $\chi^2(3)=15.982, p<.01$ )、警察官などの戸別訪問(被害者14.4%、事業者阻止12.3%、家族阻止16.2%、自己看破21.3%： $\chi^2(3)=10.222, p<.01$ )であり、 $\chi^2$ 検定の結果、対面での広報は有意差が見られた。残差分析の結果、自己看破群の割合が有意に高かった。

### 2) 家族や地域の絆

現在、独居かどうかを尋ねた。はいと答えた者の割合は、被害者35.6%、事業者阻止39.0%、家族阻止20.0%、自己看破26.2%であり、 $\chi^2$ 検定の結果、有意差が見られた( $\chi^2(3)=21.234, p<.001$ )。残差分析の結果、被害者群と事業者阻止群の割合が有意に高かった。

身の回りに関することで気軽に相談できる人がいるかを尋ねた。いと答えた者の割合は、被害者78.2%、事業者阻止77.0%、家族阻止91.5%、自己看破93.7%であり、 $\chi^2$ 検定の結果、有意差が見られた( $\chi^2(3)=53.075, p<.001$ )。残差分析の結果、被害者群と事業者阻止群の割合が有意に低かった。

自治会・町内会などの参加状況を尋ねた。参加していないと答えた者の割合は、被害者50.3%、事業者阻止53.5%、家族阻止40.8%、自己看破40.6%であり、 $\chi^2$ 検定の結果、有意差が見られた( $\chi^2(3)=13.281, p<.05$ )。残差分析の結果、被害者群と事業者阻止群の割合が有意に高かった。

だましの電話などを受けてから犯人に現金などを渡したりするまでの間、その電話の内容を誰かに話したかを尋ねた。話した者の割合は、被害者24.0%、事業者阻止38.5%、家族阻止77.3%、自己看破59.9%であり、 $\chi^2$ 検定の結果、有意差が見られた( $\chi^2(3)$

=155.310、 $p<.001$ )。残差分析の結果、家族阻止群と自己看破群の割合が有意に高く、被害者群と事業者阻止群の割合が有意に低かった。

詐欺電話について話した他者がいる者のうち、話した相手の内訳(MA)は、同居の家族・親戚 59.1%、別居の家族・親戚 43.9%、事業者 6.1%、友人・知人 5.5%、その他 2.0%であった。また、話した内容は、息子がトラブルを起こしたそうなので大変だ(50.0%)という内容が最も多く、息子や家族に事実関係を確認したという正しい対処行動をとった者の割合は 12.6%しかいなかった。

### 3) 水際阻止

事業者阻止群の中で、金融機関職員に声をかけられた者の割合は 96.8%であった。また、被害者群の中でも、金融機関職員から声をかけられた者の割合は 25.1%であった。

金融機関でどのような対応を取られたかを尋ねた。結果は、お金の使い道を聞かれた(被害者 96.7%、事業者阻止 91.2%： $\chi^2(1)=2.796$ 、 $n.s.$ )、資料を示された(被害者 32.2%、事業者阻止 36.5%： $\chi^2(1)=0.491$ 、 $n.s.$ )、支払や手続を一旦止められた(被害者 21.1%、事業者阻止 84.0%： $\chi^2(1)=102.032$ 、 $p<.001$ )、警察官が来た(被害者 7.8%、事業者阻止 88.4%： $\chi^2(1)=165.206$ 、 $p<.001$ )、複数の人から説明を受けた(被害者 24.4%、事業者阻止 68.5%： $\chi^2(1)=46.967$ 、 $p<.001$ )、別の場所等に案内された(被害者 16.7%、事業者阻止 57.5%： $\chi^2(1)=40.611$ 、 $p<.001$ )、息子等の親族に連絡を取った(被害者 1.1%、事業者阻止 48.9%： $\chi^2(1)=61.982$ 、 $p<.001$ )という結果であった。

声掛け時の印象について、形式的だったかどうかを尋ねた。はいと答えた者の割合は、被害者群 31.6%、事業者阻止群 5.9%であり、 $\chi^2$ 検定の結果、有意差が見られた( $\chi^2(1)=33.933$ 、 $p<.001$ )。

## 4 考察

### 1) 広報啓発と認知度

近年の政府による広報啓発の結果、オレオレ詐欺の存在については、9割以上の者が認知していた。しかし、詳しい交付形態までは知らない場合もあり、防犯教室等を利用して、最新増加している交付形態を詳しく伝えることは今後も重要なのではないかと考えられる。接触している広報の媒体としては、テレビ・ラジオが最も主流であった。しかし、防犯教室等の対面での広報には4群間で有意差が見られ、自己看破群の割合が有意に高かった。この結果から、本来、情報を積極的に入手してもらいたい高リスク

層に、積極的に防犯教室に参加してもらうことには限界があるのではないかと考えられる。

### 2) 家族や地域の絆

日常生活の相談相手や外部との交流には4群間で有意差が見られ、特に、被害者群と事業者阻止群が孤立している現状が示唆された。ただし、実際に詐欺電話がかかってきた時には、ほとんどの者が家族や親族にしか相談していなかった。息子のトラブルという家族の恥を家族・親族以外の者に話すことができないという心理が働いているのではないかと推測される。一回目の電話(アポ電)から現金を交付するまでの時間が短いことを考慮に入れると、家族以外の身近な他者が異変に気付いて、阻止するのは難しいのではないかと考えられる。

### 3) 水際阻止

事業者阻止群の大半が金融機関での阻止であった。また、被害者群の中でも、金融機関職員から声をかけられた者の割合は 25%を占め、金融機関での対応の仕方によっては見守りの目をすり抜けてしまうことが示唆された。金融機関窓口での対応としては、使い道を尋ねるだけでは不十分であることが示され、形式的な声掛けにならないように心がけ、より踏み込んだ窓口対応が重要であることが示唆された。

今回の調査で、被害者群と同様に、事業者阻止群の危険性が示唆された。被害者群と事業者阻止群では、特殊詐欺に関する認知度や家族や地域からの孤立など、類似した傾向が見られた。この両者を分けた要因が何であるかは、詳細な分析が必要であるが、一つの可能性として、水際での対応の仕方であったと考えられる。

また、今回の調査で、水際対策の大半を金融機関窓口職員が担っていることが示された。水際対策における、より踏み込んだ対応が重要であることが示唆されたが、昨今の金融機関窓口職員の削減の状況を考慮に入れると、さらなる対応強化を金融機関のみに任せるのは限界があるだろう。近年では、警察本部と警備会社や運送会社などによる協定が結ばれ、地域の高齢者を多様な事業者で見守る取組みが増えてきている。今後も、このような取組みが活性化され、多様な見守り手による水際対策が進んでいくことが期待される。

## 文献

警察庁 HP、オレオレ詐欺被害者等調査の概要について

<http://www.npa.go.jp/news/release/2019/20190212001.html> (2019年10月18日閲覧)

1 目的

警備業は、特別な権限を持たない民間人によるサービス産業であり、警察権がないため「取締り」においては補助的な役割を担う主体に位置づけられる（田中, 2009, 2018a）。

一方で、警備業務は民事契約に基づき、店舗敷地内（ATM コーナー等）の巡視、現金輸送、個人宅の機械警備（ホームセキュリティ）、個人（身辺）等の安全確保に従事している。すなわち、店舗利用者や契約者の些細な挙動不審に気づいたり事前の対策を進言しやすい立場にある。このことから、特殊詐欺被害の未然防止ないし被害を発生寸前で阻止する「水際作戦」で警備業を活用する動きが活発化している。

2018年以降、各地の警察と警備業協会が「特殊詐欺被害防止対策に関する協定」（以下「協定」）を締結し、官民一体の体制づくりが進められている。東京都では協定締結後1年間の成果を取りまとめ、功労表彰も実施された。

それでは、官民一体の特殊詐欺被害防止対策は、学術的側面と政策的側面の両面からどのように評価できるのだろうか。本報告では、協定の内容と取組状況を確認した上で、取組みの理論的根拠を検討するとともに、警備業の実態に即した政策としての有効性と限界性を明らかにすることを目的とする。

2 方法

2018年6月1日に警視庁と（一社）東京都警備業協会が締結した協定の条文および別記、2019年5月31日までの1年間の取組状況報告、警察庁生活安全局生活安全企画課が公表する「警備業の概況」（平成29年、平成30年）に基づいて活動の成果を確認し、日常活動理論を用いて犯罪学的考察を試みる。その上で、先行研究が明らかにしている警備業の実態と対照させ、政策上の有効性と限界性を考察する。

3 結果

協定の目的は「特殊詐欺被害の絶無を期し、もって、都民が安心して暮らせる地域社会の実現を図る」ことであり、その運用は「警備業の通常業務を制約するものではなく、警備業に特別な権限を与えるものでもない」ことを前提とする。具体的な取り組み内容としては、「ATM声掛け被害防止対策」や「自動通話録音機の設置又は留守番電話機能の設定の働き掛け」等8項目が挙げられている。警備員による未然防止件数は2018年中が29件（協定締結前16件を含まず）、2019年中（5月末まで）が25件であった。

また、「警備業の概況」では「振り込め詐欺未然防止」の件数として、2017年が104件（うち勤務中は103件）、2018年が82件（うち勤務中が81件）となっており、勤務中の警備員による未然防止の実績が大多数を占めている。

なお、「警備業の概況」には業務別の件数は記載されていないが、主に施設警備業務、貴重品運搬警備業務（現金輸送）、機械警備業務（ATMの障害対応を含む）に従事する警備員が対応する可能性が高く、現金輸送と機械警備では警備用車両を使用して現場へ急行する業務形態となる（田中, 2009, 2012, 2018b）。

4 考察

協定では警備員ならびに営業担当者の通常業務を制約しないことが前提であるため、警備業の日常活動の一環として特殊詐欺被害防止対策を講じていると理解できる。これは「ながら見守り」の一形態と捉えられるものであり、日常活動理論（Felson, 2002 = 2005）に依拠して考察するのが妥当である。

ただし、従来の日常活動理論のモデルは、「犯意ある行為者」「ターゲット」「監視者の不存在」という条件が同一の空間と時間に生じることを前提とする（谷岡, 2004・田中, 2009）。ところが、特殊詐欺では電話等の通信網を経由する上に、振込等による被害発生までにタイムラグが生じる。すなわち、実行犯と被害者が同一の空間・時間に居合わせていない。そのため、監視者がいないか、いたとしても電話等を介したアプローチから実際に被害が生じるまでの過程を見通すことが困難である。このことから、図の通り、空間と時間の分断に対応するモデルを考案した。

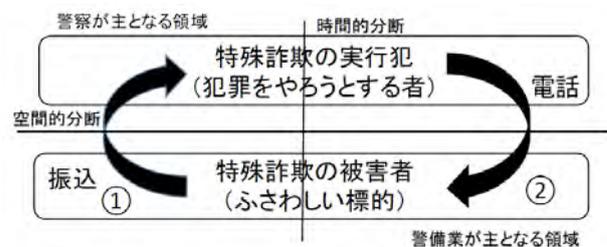


図 日常活動理論の特殊詐欺被害防止対策モデル

このモデルでは、実行犯と被害者が同一の空間に居合わせない状況（空間的分断）を想定し、実行犯側の空間を警察が主となる領域、被害者側の空間を警備業が主となる領域に位置づけた。実行犯に対する捜査および逮捕には警察権を要するため、警備業が主導することはできない。一方で、被害の発生を寸前で防止する「水際作戦」は「①」にあたり、警備員によるATM付近での声掛けや通報が寄与する。

また、実行犯から被害者へ電話し、振込等へ誘う過程を阻止するのが「②」であり、警備員または営業担当者による電話設定が寄与する。

このように、協定によって警察と警備業の相補的な協力関係が成立したことにより、日常活動理論に時空間分断型のモデルが形成される。換言すれば、協定は犯罪学の理論的発展に資する取り組みであると考えられる。

ところで、協定は警備業の通常業務が滞りなく実施されていることを前提として運用される。そのため、協定の警察政策上の有効性を考察するには、警備業の実態と限界性も考慮しなければならない。

まず注目すべき点は、警備員の法定教育時間の削減である。2019年8月30日公布の改正規則では、警備員の新任教育時間を従来の「30時間以上」から「20時間以上」へ短縮し、10時間の削減となった。また、現任教育時間は従来の「教育期ごとに8時間以上」（教育期は6か月であり、年度内に16時間以上）から「年度ごとに10時以上」へ短縮した（東京都警備業協会, 2019）。この変更は、法定教育時間内に特殊詐欺被害防止対策を周知・訓練することが困難になったことを意味する。

この変更の背景にあるのは、警備員の慢性的な人手不足である。「警備業の概況」によれば、全国の警備員数は微増傾向にある。しかし、ATM設置場所が多様化し、銀行支店（出張所含む）に加え、コンビニ、ショッピングモール、駅構内等に設置された各所のATMを分刻みで巡回対応しているため、現金輸送は多忙になっている。

また、機械警備においても、契約戸数や事故現場対応（自動車保険等）の増加で警備員一人あたりの受持ち件数が急増し、警備員は多忙を極めている。すなわち、業務量の増加に対して警備員が不足しているにもかかわらず、「ながら見守り」で特殊詐欺被害防止対策を実施せざるを得ないのが実状である。そのため、通常業務を制約するものではないとする協定の運用が画餅となる可能性、さらに警備員が過重負担になり離職率が上がる可能性が考えられる。

次に注目すべき点は、警備用車両に対する駐車規制である。警備用車両は民間車両であり、路上駐車をした場合は業務実施中であっても取締り規制対象となる。この規制について、防犯に資する目的での駐車であることを理由として、2011年に経団連は見直しを要望し、東京都議会でも2012年に警備用車両を駐車規制対象除外車両にすべきだと提言された。

この要望および提言に対して、当時の警視総監は、駐車する時間が5分以内であり、その間に運転手が直近にいれば駐車と見做されないことから、除外の要件に該当しないと回答した。協定にも警備業に「特別な権限を与えるものでもない」と明記されている

ことを鑑みれば、警備用車両を駐車規制対象除外車両とする特別措置は講じられない。

そのため、警備員は通常業務を実施すると同時に、「不審に気づく」「被害者に声をかけ、状況を確認する」「（状況によって）電話を代わる・被害者を説得する」「警察へ通報する」等の対応を警備用車両の直近にしながら5分以内に済ませる必要がある。通常業務だけの対応であっても迅速な作業が求められる条件であり、これに併せて特殊詐欺被害防止対策を実施するのは極めて困難な状況にあると考えられる。協定の有効性を向上させるためには、警備用車両に対する規制緩和を検討する必要がある。

## 5. 結語

警察と警備業の相補的協力関係による特殊詐欺被害防止対策は日常活動理論で説明できるが、従来の「空間・時間同一モデル」ではなく「空間・時間分断モデル」で考察されるため、理論の発展に資する取り組みとして評価できる。

一方で、警備業の実態と協定の内容に整合しない部分があり、協定で意図された活動ができない可能性がある。そのため、実態に即して運用できるように、警備用車両の駐車規制緩和も視野に入れ、協定を運用するのが望ましい。

ただし、2年目以降の取組状況や各道府県の推移等によって考察の方向性が変わる可能性があること。また、日常活動理論だけでなく、被害者学や犯罪心理学等の視角も追加し、理論に基づく考察の多面性を確保すること。さらに、被害防止に寄与した警備員から、当時の状況や対応にあたっての課題を聞き取り、無理せずに取り組み環境づくりを検討する必要があること。以上を今後の課題としたい。

## 文献

- Felson, M., 2002, *Crime and Everyday life*, 3rd ed., Pine Forge, Inc. (= 守山正監訳, 2005, 『日常生活の犯罪学』日本評論社)
- 田中智仁, 2009, 『警備業の社会学』明石書店
- , 2012, 『警備業の分析視角』明石書店
- , 2015, 『気ままに警備保障論』現代図書
- , 2018a, 『気ままに警備保障論2』現代図書
- , 2018b, 『警備ビジネスで読み解く日本』光文社
- 谷岡一郎, 2004, 『こうすれば犯罪は防げる』新潮社
- 東京都警備業協会, 2019, 『とうけいきょう』2019年8月号

[付記]

本報告の考察は私見であり、警視庁ならびに（一社）東京都警備業協会の見解ではないことを申し添える。

## 1 発表の背景

発表者は、1976年に警視庁巡査を拝命し、歌舞伎町の犯罪抑止で1999年から科警研とかかわらせていただいた。2009年から10年まで生活安全部において振り込め詐欺対策のプロジェクトをけん引し、一時的な減少を見たものの、撲滅に至らず2016年定年退職を迎えた。退職と同時に、大手通信事業会社に再就職するとともに、現役時代に究明できなかった高齢者の万引き行動を研究するため国士舘大学大学院博士後期課程に進学した。2019年上半期、偶然、産・官・学によるAI技術を利用した特殊詐欺対策機器開発PJ.にかかわりを持つことになり、特殊詐欺対策を「天命」と心得えた。実務経験が、少しでも研究者の参考になれば幸甚である。

## 2 特殊詐欺の手口の変遷

### (1) 騙しの手口

「オレオレ詐欺」は、子や孫を騙る一人芝居から、上司や警察官・弁護士などに扮して不安をあおる劇場型へと変化し、卒業生名簿等を利用して実名を名乗る、あるいは娘(姪)を騙る手口に変化した。また、危機をあおる内容は、痴漢、暴行等の事件、交通事故、貴重品の遺失、不倫相手の妊娠などの普遍的なことから、リーマンショック時には、株価下落、元号変更時には、切替え手続きなどに変化した。「融資保証金詐欺」は、はがきなどの文書からメールに、「架空請求詐欺」は、家賃の振込先変更やアダルトサイトの利用料未払い訴訟から情報商材(ばくち、援交等)に、「還付金詐欺」は、税務署を騙る税金還付から市区町村を騙る健康保険、介護保険料の還付へと時代を背景に臨機応変に手口を変化させた。

### (2) 交付の手口

金融機関の窓口振込から、ATM、宅配(バイク便)、ゆうパック、手渡し(現金、キャッシュカード、プリペイドカード)へと変化した。また、出し子や受け子は、男性から女性、さらに少年へと変化した。

## 3 特殊詐欺対策の問題点

### (1) 犯人側

首謀者は、闇金の残党や反社会勢力の予備軍(半グレ・仮想離脱者等)と思われる。したがって、組織性(金主、番頭、架け子、受け子)が高く、警察の捜査も首領に到達しにくい。また、違法とまでは言えない道具屋(他人名義の携帯電話や預金口座の売買)、名簿屋(過去の詐欺被害者、卒業名簿など)、代行屋(アジトの準備)の暗躍がある。つまり、問

題なのは、犯罪そのものより、犯人の属性である。

### (2) 被害者側

家族主義、お上依存という国民性を持った高齢者が、急激に進む少子・高齢化という時代背景に取り残されている。また、平和な時代に社会的に孤立する高齢者ほど、犯罪情報リテラシーが不足している。

### (3) 統制機関側

発表者は、振り込め詐欺対策プロジェクトに携わっていた2009年当時から「振り込め詐欺対策は被害者対策」と主張してきた。最近の警察庁の調査においても、被害者の9割以上が手口を知っており「自分は騙されない」と思っていたという結果からも明らかである。しかし、警察機関は犯人の検挙によって犯罪を鎮圧すること、あるいは犯罪防止のため被害者になりやすい人を探し出し警告や指導を行うことはできるが、その人の考え方のフレームワークを変化させるためのフォローアップまではできない。したがって、防犯対策として取り得る方法は、広報・啓発に終始せざるを得ないことは理解できる。しかし、まだ、犯人側が持っている名簿に載る人の属性、被害者に対する医師の認知症診断、広報・啓発に伴う気づき(ナッジ効果)の測定など行うべき研究はたくさんあるのではないかと。

## 4 防犯対策の過去

### (1) 検挙対策

アポ電情報の収集や、勇敢にも警察に協力してくれる民間協力者との「だまされた振り作戦」による受け子の現場逮捕や電話番号のブラックリスト化と事件の紐付けなど、あらかたの手法がとられている。

### (2) 水際対策

金融機関の窓口における声かけも、現在は当たり前だが、当初、一部の金融機関は「責任の帰属」を盾に消極的であった。ただし、口座凍結は、警察からの通報に基づくため、責任の帰属が明らかで当初から積極的に運用されていた。また、2012年ころから、各金融機関ともATMにおける1回、1日の引き出し限度額を設定している。騙された後の阻止は、金融機関の窓口やATMにおける声掛けに頼っているのが現実である。最近では、郵便・宅配事業者の協力もあると聞いている。

### (3) 電話対策

現場の警察官は、当初から、犯行に使われる電話を遮断すれば被害の拡大を防ぐことができると考えていた。一方、電気通信事業法は自由な通信を守る目的で制定されている。そのジレンマを解消するた

め登場したのが、留守番電話機能付固定電話の普及、自治体による録音機能モデムの無料貸出し、犯行使用電話番号に対する連続架電による無力化、押収名簿搭載の電話に対するコールセンターからの注意喚起などである。

## 5 特殊詐欺防止法制

すべてが特殊詐欺対策として立法されたわけではないが、以下の法律が施行され、それぞれ効果を挙げている。

### (1) 本人確認法

正式名称は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」である。2003年1月6日に、初期の金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律が施行され、2004年12月30日に改正法が施行された。主な罰則規定は、①他人になりすまして口座を開設する行為、②他に譲渡する目的で口座を開設する行為、③口座を譲渡・譲受する行為に対するものである。2008年3月1日に「犯罪収益移転防止法」が全面施行されたのに伴い廃止された。

### (2) 携帯電話不正利用防止法

正式名称は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」である。2006年4月1日に施行され、自己が契約者となっていない通信可能な携帯電話（SIM）の譲渡・譲受等を処罰する規定が盛り込まれ、効果を挙げた。

### (3) 犯罪収益移転防止法

いわゆるマネロン法といわれ、正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」である。2007年4月1日に一部施行、翌年3月1日に全面施行された。資金洗浄及びテロ資金供与対策のための規制が盛り込まれ、一定の事業者に対し、①金融機関等の取引時確認、②取引記録等の保存、③疑わしい取引の届出の義務が課された。

### (4) 振り込め詐欺救済法

正式名称は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」である。2008年6月21日に施行され、振り込め詐欺等の犯人の口座を凍結して、被害金を被害者に返還することができる規定である。

## 6 防犯対策の現在

### (1) 「オレオレ詐欺等対策プラン」の策定

2019年6月25日に全閣僚が出席する犯罪対策閣僚会議において決定された。

(2) 特殊詐欺に利用された固定電話番号の契約解除、携帯電話の利用（サービス）停止

警視庁では、平成28年12月、別の通信事業者に

提供していた固定電話番号の約5,900番号を解約している。2019年9月から警察庁と総務省の新たな合意による制度が運用開始された。まさしく、現場警察官が渴望した施策であり、期待して注視したい。

### (3) 国際捜査共助による海外拠点の摘発

マスコミでも報道されている通り、タイや中国に拠点を設け、日本国内の受け子グループと連携しながら特殊詐欺を繰り返していた犯人らが不法滞在で強制送還され、領空内で逮捕された。

### (4) 少年共犯者（受け子、出し子）の再犯防止

ネット社会における匿名性と希薄な罪の意識により大学生らがアルバイト感覚で特殊詐欺に加担し一生を棒に振っている。警察では、大学と協力し、学内で防犯講習を開催しているが、深刻な問題である。

## 7 防犯対策の未来

### (1) AI技術の活用

AIに連動したカメラで不審・異常な「動き」を検知し、リアルタイムで出し子や受け子の行動を警察機関に通知することや電話の音声で人間の心の動き（脳の働き）を身体反応（声紋、脈拍等）で判定し、警告するシステムなどが開発されると予測する。

### (2) 新たな形の犯罪

中部空港で着陸をやり直そうとした最新鋭の航空機がパイロットの操縦を異常と検知して墜落した。また、自動運転車が予期しない操作に誤作動して事故が発生している。このようなことから、犯人がAIのプログラミングの裏をかいて誤作動させるような新たな手口が現れる可能性がある。

### (3) 問題点

例えば、子どものAIを作って、世話をすれば大人になる「本当のAI」ができるとすれば、それはクローン人間である。つまり、歪んだ人が作ったAIは歪んだものになる。さらに、地上から犯罪がなくなる時は、自他の区別がなくなる時であると考えられるので、そうした時代のスタートを切る人間は、ICBMのスイッチを押すのと同様の倫理的問題を負う。また、AIが不審者と判断したときに、不審者を予防検束することや将来問題を起こすと判断された人に対する優生学的措置など、人権や倫理的問題を解決すべき時がくる。ミンスキーは、「意識の起源が解明されない限り、人間行動の完全予測は不可能」という言葉を残した。犯罪とは人間の行為である。人間が完全に解明されることが幸せなのだろうか。文献

Minsky, M. L. 2006. The emotion machine : commonsense thinking, artificial intelligence, and the future of the human mind. 竹林洋一（訳）2009 ミンスキー博士の脳の探検：常識・感情・自己とは 共立出版

若年者に対する施設内処遇の展望と課題

コーディネーター・司会：武内 謙治 (九州大学)  
話題提供者：相澤 育郎 (立正大学)  
大谷 彬矩 (立命館大学)  
石田 侑矢 (日本学術振興会 (PD))  
中島 学 (美祿社会復帰促進センター)

1 企画趣旨

現在、「法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」が開かれており、少年法適用の上限となる年齢の引下げの是非とともに、刑事政策措置のあり方が幅広く検討の俎上に載せられている。そこで検討されている刑事政策措置は、18歳と19歳の者（年長少年）を対象を限定しているわけではない。しかし、今般の改正構想の中心に位置するのがこの年齢層の者への対応であることは間違いがなく、刑事政策としてもこれまでにない新しい措置がみられる。少年法適用の上限となる年齢が引き下げられることがあれば、年長少年は少年司法・刑事司法上「成人」として扱われることになり、刑事処遇のあり方が不可避的にこれまでとは変わることになる。また、少年法適用の上限となる年齢の引下げが行われなくても、民法上の成年年齢に達した者の非行や犯罪にどのように対応すべきかは、それ自体として検討すべき大きな課題である。反対に、脳科学の最近の知見が明らかにしているように、20歳代半ばまでの者の発達がそれより上の年齢層の者のものとは質的に異なっているのであれば、この年齢層の者の処遇のあり方も問題になるであろう。

そこで、本セッションでは、施設内処遇に焦点を当てて、若年者処遇の問題に検討を加える。「若年者」として想定するのは、年長少年と、（現在少年院や少年刑務所への在所が可能である年齢の上限となっている）26歳までの「若年成人」である。現在、少年院における矯正教育と少年刑務所・刑務所における矯正処遇にはどのような異同があるのか、少年院や少年刑務所において年長少年と他の年齢層の少年とでは（どのように）処遇が異なっているのか、成人に対する処遇との異同はどうか、今後の課題として、どのような年齢層の者にどのような処遇ができ、またそれが許されるのか。こうした問題群を、諸外国（アメリカ、フランス、ドイツ）における制度と運用との比較、日本における歴史的展開、処遇の対象となる者が抱える問題へのアプローチや解決のあり方などに関する知見を踏まえて、検討していきたい。

2 フランスにおける少年・若年者に対する施設内処遇の諸相

相澤育郎 (立正大学)

(1) はじめに

フランスには、一部の例外をのぞいて、若年者を少年施設で収容・処遇する制度は存在していない。他方で、2000年代に入り、フランスにおいても少年司法の厳罰化の流れが生じ、伝統的なものに加え、複数の新たな収容施設・施設内処遇が制度化されおり、日本における少年・若年者の施設内処遇を考える上で参考になる。本報告では、集団収容型教育ユニット (UEHC)、閉鎖型教育センター (CEF) および少年刑事施設 (EPM) を取り上げ、それぞれの特徴を概観する。

(2) 集団収容型教育ユニット (UEHC)

UEHCは、社会活動・家族法典に定められる社会・社会医学的教育施設である。対象者は、フランスにおける少年司法の根拠規定である1945年2月2日のオルドナンスと、要保護少年について定める民法375条以下に定める処分により収容される。通常、1施設17名以上の職員で運営され、13歳以上18歳未満の少年を10名から12名程度収容する。ただし、本人の申請があれば、例外的に21歳まで収容することができる。UEHCは、もともと「クラシック」な少年収容施設であり、被収容者に対する制約の程度も少なく、外部に開かれている。収容決定がなされた少年には個別処遇要領が作成され、法的枠組みと少年および両親の立場を考慮したうえで、教育的介入の目標が記される。少年は教育計画に基づき、創作活動、スポーツ、文化的活動、保健教育等に従事する。集団生活を通じて少年が他者との関係を構築することを助ける。UEHCの教育チームは、教育の「予期せぬ中断」が生じないように、他機関による打ち合わせをいつでも実施できるようにしている。収容の段階に応じて、少年の評価に関するレポートが施設長から少年係裁判官に送付される。

(3) 閉鎖型教育センター (CEF)

CEFは、2002年に創設が宣言され、当初600床60施設（うち公的施設10、認可を受けた民間施設50）を設置することが計画された。2018年9月時点で52

施設が開設されており、さらに 20 施設（うち民間施設 15）の設置が予定されている。1 施設最大 12 名で、13 歳から 18 歳の少年のうち、累犯少年および特に深刻な犯罪を行った少年を収容している。CEF は UEHC とは異なり、法的には①司法統制処分②保護観察付執行猶予③刑事施設外収容④仮釈放のもとにある少年を収容している。施設は教育のために日々の活動を永続的なたちで組織する責任を負い、少年に「構造化されかつ永続的な教育活動」を提供する。通常、1 施設の職員は 25 名であり、管理職、教育職、技術職、保健衛生職、行政職、教師などによって構成される。CEF での収容は、司法の決定に基づきながら、あらゆる教育的介入を拒否してきた少年に対して、教育活動を可能にすることを目的としている。少年の収容プログラムは原則 6 ヶ月を基準としており、2 ヶ月ごとに段階的に移行する。初期は拘禁度が高く、後に行くにつれて開放的な処遇が実施されている。教育、課外活動、スポーツ、職業訓練、研修、診療等の日々の活動は、教育師（éducateur）によって組織される。なお CEF は収容中に成年年齢に達した者を継続して収容することはできない。

#### （4）少年刑事施設（EPM）

EPM は、2002 年 9 月 9 日の法律によって、少年のための刑事収容施設を 400 床増やすため創設された。1 施設 60 床、13 歳以上 18 歳未満の少年を収容している。現在、フランス全土で 6 施設が運用されており、家族関係維持のためにいずれも都市圏に近いところに置かれている。UEHC や CEF と異なり EPM の職員は、教育師らを中心とした青少年司法保護局（PJJ）の職員だけでなく、行刑局の職員によっても構成される。主に行刑局の職員は施設の保安を担当し、PJJ の職員は教育や心理に関連する部門に配置される。各施設で PJJ の職員が約 40 名、行刑局の職員が約 70 名程度配置される。2009 年に制定された行刑法は、義務教育を終えていない少年の教育活動を義務的なものとしている（60 条）。また少年被収容者への教育は、教育法典の規定に従って保障するものとされ、そのための協定が司法省と教育省の間で結ばれている。日課は少年に合わせて作られ、教育と訓練が大部分を占める。通常、成年年齢に達した者は、EPM から成人施設へ移送されるが、例外的に 18 歳 6 ヶ月まで留まる事ができる。この場合、本人の同意が必要である。なお EPM には創設当初から根強い批判がある。それは①少年を拘禁することそれ自体②閉鎖的な環境で教育を与えることの矛盾③刑事施設で働くことによる PJJ の文化の変容④実際の EPM での少年の自殺などに関連するものである。

#### （4）まとめ

以上、フランスの少年施設には多様な形態があるが、手厚い教育や訓練を実施するという点では共通

している。他方で、若年者に対する少年施設での処遇は例外的である。そして、そのような場合には、本人の同意・申請を必要としているところが特徴的である

### 3 若年者に対する施設内処遇（ドイツ）

大谷彬矩（立命館大学）

ドイツにおいて、若年者に対する施設内処遇は、成人に対する行刑と類似点が多く見られるものの、成人に対するものとは異なる独自の特徴も見られる。

#### （1）ドイツの少年司法制度

ドイツの少年司法制度は、刑事特別法としての性格を強く持っている。少年司法制度の骨格を定めているのが、少年裁判所法である。少年裁判所法では、少年司法制度の対象を、行為時 14 歳以上 18 歳未満の「少年（Jugend）」と 18 歳以上 21 歳未満の「青年（Heranwachsende）」による非行としている。

少年裁判所が少年および青年に命じることができる実体処分は、教育処分、懲戒処分、少年刑の 3 つである。

懲戒処分には、「戒告」、「遵守事項の賦課」、「少年拘禁（Jugendarrest）」がある。遵守事項に従わない場合には、「不服従拘禁（Ungehorsamsarrest）」と呼ばれる拘禁が予定されている。

少年刑は、少年裁判所法上予定されている唯一の刑罰であり、少年刑務所または成人行刑施設の分離された区画で執行される。すでに 18 歳に達し、かつ、少年刑に適さなくなった有罪言渡しを受けた者に対しては、その刑を少年刑務所で執行する必要はないと見なされ、成人についての行刑の諸規定によって執行される。有罪言渡しを受けた者が、まだ 24 歳に達しておらず、かつ、少年行刑に適しているときは、一般刑法によって科せられた自由刑を少年刑務所で執行することができる。

2010 年代に入ってから少年拘禁、少年刑、自由刑を科された者の数は減少しており、施設内処遇を縮小する流れの中で社会内処分が多用される運用が行われていることが窺われる。

#### （2）少年行刑

少年刑を執行する際の権利義務関係を規律する少年行刑についての施設法は従来、存在していなかった。少年行刑が法律上明確な根拠を持っていないことに対して、2006 年の連邦憲法裁判所判決は、少年の行刑関係を一般行刑法で規律する状態を憲法上の社会的法治国家原則に照らし合わせて違憲と判断した上で、立法者に 2007 年末までに少年行刑法を立法するよう期限を設けた。この判決は、少年に見られる成長状態は多くの場合青年にも当てはまるという前提に立ち、少年や青年といった成長期にある者の特性への特別な配慮を求めたという点でも重要なも

のであった。

同時期にドイツで連邦制度改革が行われたという事情も少年行刑法制定に大きな影響を与えた。行刑法令の立法権限は連邦から州に移譲され、各州が少年行刑法の制定作業を行った。

ヘッセン州の一般行刑法と少年行刑法とでは、法律の構造自体はほぼ共通している。しかし、少年行刑法では、少年刑執行の目的として教育目的が掲げられていること、成人よりも多くの義務が課されていること、義務違反に対して懲戒処分の前に教育的な働きかけを行う機会を設けていることなどが異なる。

### (3) 少年拘禁

少年拘禁についても、少年拘禁執行法の制定作業が進められ、今ではほとんどの州で立法されている。少年だけでなく、少年拘禁を言い渡された青年および成人に対しても適用される。

少年行刑と比べると、少年拘禁は同様の目的と指針の下に執行される一方で、懲戒処分が設けられていなかったり、制約的な措置であっても緩和された内容で、かつ回避できるようにする工夫が行われている。

### (4) 日本に対する示唆

ドイツでは、上記のように若年者に対する身体拘束処分を成人とは区別された法律によって規整しなければならないという強い要請がある。立法された法律は、その内容が全面的に支持できるものではないものの、若年者に施設内処遇を考えるに当たって、一つのひな型として見るができる。翻って、日本の改正構想では、若年者に対する処遇原則の明文規定を置くことが検討されているものの、行刑全般にわたって特別な配慮を要する若年受刑者について、処遇原則を掲げることによって運用にどの程度の影響を与えることができるのかは未知数である。若年者処遇をそれ以外の成人と同じ枠組みの法律で規律することは避けるべきであるように思われる。

少年拘禁における施設内処遇は、少年行刑における処遇よりも緩やかである。日本の改正構想では、若年者に対する新たな処分として、罪を犯した18・19歳の者で、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされた者に、施設収容処分を課す案もある。刑罰ではないこのような処分は、少年拘禁と類似したものであり、許容される収容期間や場所、処遇の在り方に関して、比較参照することが可能である。

ただ、ドイツで少年行刑法や少年拘禁執行法の立法が進んだのは、この年齢層の若年者に対する自由剥奪の弊害の大きさが認識されていたためである。近年の施設内処遇の縮小や、これら処分を受けた者の再犯率の高さを踏まえると、若年者に対する処分

を考える際に、自由を剥奪する処分が必要なのか、慎重に検討する必要がある。

## 4 アメリカ（カリフォルニア州）における若年者に対する施設内処遇

石田侑矢（日本学術振興会（PD））

本報告では、アメリカ・カリフォルニア州における少年及び若年者に対する施設内処遇を紹介した上で、検討を加えた。

### (1) 少年に対する施設内処遇

カリフォルニア州では少年が刑事裁判所によって判決を言い渡された場合、当該少年を18歳になるまで、刑事施設ではなく青少年施設（Youth Facilities）に収容することが可能となっている。そのため、犯罪行為を行った少年が収容される施設は、福祉施設を除けば、大別して、キャンプ、青少年ホール（Juvenile Hall）、青少年施設の3種類である。このうち、青少年施設のみ州が管轄している。いずれの施設でも、概ね、学科教育、カウンセリング、薬物依存症治療等といった処遇プログラムが提供される。少年は、分類審査を経て、リスク及びニーズに沿ったプログラムが言い渡される。少年はこのとき言い渡されたプログラム又は施設内に設置されたスクールに参加しなければならない。

### (2) 若年者に対する施設内処遇

若年者に対する施設内処遇としては、①刑事施設における処遇と②少年施設における処遇がある。②は一定の犯罪行為を行った若年者（逮捕時21歳未満）を青少年施設に収容することを可能とするものである。これは若年者が未だ発達段階にあり、周囲からの影響を受けやすいことを踏まえたものである（*In re Herrera* (1943) 23 Cal. 2d 206）。もともと、少年施設に収容された若年者に対する特別規定等は見当たらない。少年施設では、そもそも個別処遇が提供されるためであると考えられる。

若年者が収容される刑事施設はジェイルと刑務所である。前者は刑期が1年未満の者を収容するカウンティ管轄の施設であり、後者は刑期が1年以上の者を収容する州管轄の施設である。いずれにおいても、職業訓練、教育プログラム、認知行動療法に基づくプログラム等が提供される。ジェイルではこれらに参加するか否かは任意であるのに対し、刑務所では、個別のニーズ等に応じて分類委員会から割り振られたプログラムに参加しなければならない。ただし、プログラムへの参加について受刑者の同意が得られない場合には、施設の維持・運営に必要な作業が割り振られうる。このとき割り振られた作業については、受刑者の同意は不要とされている。したがって、実質的には、刑務所においても処遇プログラムへの参加には、受刑者の同意が必要とされて

いると考えられる。この例外として、高校卒業資格を持たない刑務所への被収容者に対して、学科教育プログラムへの参加を義務付ける、義務的教育プログラムがある。

近年導入された若年者に対する特別な扱いとして、①分類上の配慮及び②少年施設への移送がある。これらはいずれも刑務所への収容者を対象とする。カリフォルニア州では初めて逮捕された年齢及び現在の年齢が若い場合、それだけで処遇プログラムが限定されている高セキュリティの施設に収容される可能性が高くなる。そのため、若年者が適切なプログラムにアクセスできないという状況がかねてより問題視されていた。①はこのことへの対応として2014年に導入された。これにより、若年者は、従来の手法によらずに、より低セキュリティあるいはより処遇プログラムにアクセス可能な施設に収容されることが可能となった。②は刑務所に収容された若年者を少年施設に移送するものである。2019年より7年間のパイロットプログラムとして開始された。今後の運用が注目される。

### (3) 検討

少年施設では学科教育が必要的であるが、刑事施設では基本的には処遇プログラムを受けるかどうかは任意である。したがって、少年施設と刑事施設のそれぞれにおける処遇の位置づけは大きく異なるといえる。この差異は、処遇を受ける対象が子ども(=未成熟な存在)であるか大人(=自律した存在)であるかという点を反映していると考えられる。もっとも、高校卒業資格を有しない刑務所への収容者は、義務的教育プログラムを受講しなければならない。しかし、カリフォルニア州では高校卒業までの12年間で義務教育とされていること、その他の処遇プログラムの受講が少なくとも直接的に義務付けられてはいないことを踏まえれば、義務的教育プログラムは、賛否は措くとしても、本来受けるべきであった教育を提供するものと位置付けることが可能である。

カリフォルニア州では、少年裁判所は非行少年の監督権をその少年が21歳になるまで維持することが可能とされていることから、若年者は「成人ではあるが未成熟な部分を有する存在」として認識されているといえる。若年者に対する特別な扱いとしては、青少年施設への収容、分類上の配慮、少年施設への移送の3つがある。これらの背景には、Roper事件判決等の一連の連邦最高裁判決の影響のほか、上記のような若年者像があると考えられる。しかし、成人である若年者に対するかかる取扱いが、「(科学的に)発達段階である」ということのみを理由として正当化可能かという根本的な疑問は、依然として存在する。

## 5 施設収容処遇の現状と課題

中島 学 (美祿社会復帰促進センター)

### (1) 「矯正」の多義性とその課題

#### (a) 「矯正」の多義性

施設収容処遇を検討する上で、「矯正」という用語には大きく四つの異なる意味/文脈があり、その異同の未整理が論点をあいまいにしその検討が深まらない要因の一つといえる。矯正を動詞的に捉えるとき、その意味は当人の人格等への改過遷善・改善更生としての作用を意味する。この動詞的な用例においては、保護処分と刑罰としての矯正の質的差を明らかにしない。また、「矯正施設」というような行政組織を意味する用例においては、少年矯正施設と成人矯正施設はその対象者の年齢による区分としてだけの意味に捉えられてしまい処遇内容の質的・量的な異同を不明する。さらに、刑事政策における社会内処遇としての保護又は更生保護との対義語としての「矯正」は、施設内処遇として、その理念も方法も異なる少年院と刑務所の機能・作用を同一のものとしての認識を形成することになる。

#### (b) 矯正施設の「改善指導」の実態

実際の少年院と刑務所における矯正作用は大きく異なっている。

#### (ア) 少年院処遇の特徴

その処遇空間は「寮」中心とする20名前後の人数による集団生活であり、その集団の構成メンバーには職員も含まれている点が、大きな特徴といえる。また、その処遇内容は、感化教育をルーツとする生活をとおしてその成長を促すという機能的な「生活指導」が中心であり、労作教育ともいえる体験学習を展開しながら、日記や課題作文、集会や面接といった言語化作業をとおして、その自己の振り返りとその形成を図っている。このような言語化を中心とした自己形成が自己の立ち直りを明らかにする一つの自己物語として出現しそれが他者によって承認されそれがさらに深化するという循環が少年院処遇の中核といえる。

#### (イ) 刑事施設における矯正指導

他方、刑事施設における矯正指導はその実施回数 は法令により最大月4回までと規定されて、「作業」の代替として、例外的に限定的に実施されているといえる。また、その実施は主に教育専門官等の専門スタッフが担当している。

#### (ウ) 矯正のジレンマ

以上を整理すると、大きく4つの課題が明らかにされる。その第一は「矯正」という多義性(刑罰と保護処分同一視)から生じる混乱のジレンマ、第二が、拘禁した環境におきながら、その社会復帰後の生活に資する「教育」を行うジレンマ、第3が矯正

モデル等による改善更生の対象として客体化されることによる施設化が生じるジレンマ、そして最後が「拘禁」という他律的な環境下で、自律的な言動/社会的な自律を促すというジレンマである。

## (2) 非行少年の立ち直りの実践

この矯正のジレンマへの対応等を検討する上で有用な手がかりを得るために、立ち直りの実践におけるその機能についてみることにする。

### (a) 「ばっちゃん」の非行臨床理論

広島で40年ちかく自宅を解放し非行少年等に食事の提供をし続けてきた「ばっちゃん」と呼ばれる元保護司の中本忠子さんは、その講演や取材において非行・犯罪の原因は「孤独と空腹」であると明言している。「孤独」とは社会的関係性の欠如の状態といえる。他者・社会との関係性の希薄さは人を絶望や自暴自棄の心情においやる。「空腹」という状態、日々の3食が得られない当人を取り巻く環境、それは家庭が崩壊またはそもその家庭が存在しない環境に置かれているとことを意味する。「孤独」で「空腹」の状態が当人を非行や犯罪に追いやることは想像に難くない。また、中本さんの口癖は「よく来たね、偉かった」そして「お腹すいてないかい?」という言葉である。空腹の状態で扉を開いたその先で「よく来たね、偉かった」と掛けられる言葉は当人に対して他者からの受容と自己存在を否定されない、そんな安心感を形成する。それは、それまで構築されていなかった他者との関係性の構築、さらに自己の生存・存在肯定につながり「信頼」を構築する。また、「ご飯食べたん?」という問いかけも支援者と呼ばれる役割の意義を浮き彫りにする。「食べてない」と返答された際にはそれに応答する、ある種の覚悟がそこには存在している。子どもたちから発せられるSOSに相応し、その声を聞きそれに応答し続ける「居場所」とそこでの対話が、それぞれの傷を抱えている子どもたちを回復させ場として機能していることが、明らかにされた。

### (b) 矯正教育の成果

少年院での実践を検討する。相当長期勧告が付され少年院送致となった外国籍の少年が、在留許可が下りず母国に帰国した後、3年間の少年院生活を終え出院時に書いた在院者に対する作文を思い出しながら記した手紙の内容からは、次のような少年院処遇に内在している立ち直りの構造が明らかにされる。

「私が産まれて来た時から両親は居ませんでした。だから、母親と父親(家族)の愛情というものがどういふものなのかと聞かれたら、僕には分かりません。だけど、この3学寮に来て初めて家族という存在の大切さを皆さんからたくさん教えられて学びました。確かに血がつながっていないけど、一つ屋根の下で役1年間も一緒にずっと生活たし、大変な時

期の時には、お互いのことを支えたり、協調したり、時にはケンカしたりもします。普通の家庭とは変わりはありません。だから私は、皆さんのことを自分の家族だと思って接してきました。他生さんのことも自分の兄弟だと思い、寮の先生方は自分の親変わりでした。3学の家族とのお別れが近づいている今、正直、寂しいです。」少年院での生活が本人にとって日本における初めての生活の場・居場所の重要性とその獲得であったことが、そして、そこでの生活が疑似家族としての「寮」での他生や教官との関係性、そして出院にあたり先行する「立ち直りの当事者」の願い、さらには院内で形成された「絆」としての他者との関係性の意義と重要性を指摘している。

「だけど自分たちの本当の居場所はこの少年院ではなく、社会で待っています。最後に、この大好きな3学寮に離れる前に、兄弟たちに一つお願いしたいことがあります。それは、この3学寮に誰かが編入する旅に、自分は関係が無いと思うのではなく、その人(編入生)の人生の中で約1年間自分は大きく関わっているのだと、一人一人には、その責任感があることを忘れないで欲しい。」また、他生や教官ら他者による本人の院生活の意義の承認への思い、そして、形成された大人・組織に対する信頼の確立と他者の心情や立場を図り得る対人スキルの獲得が明らかにされる。さらに、この複層的体験を経て「立ち直りの当事者」と成長した本人自身の、それまでの支えられる者から支える者への転換のナラティブが明らかにされている。その立ち直りには自分自身を振り返る言葉の獲得と、他者との関係性の構築の必要性を示している。

### (3) まとめ：今後の施設収容処遇のあり方

実践事例等の検討を踏まえ、保護処分としての施設収容処遇に関して、健全育成、改善更生の対象とされることによる客体化の弊害を自分自身の言葉で自分の意思を他者に伝達しえる意思表明権の未獲得とし、それに変わる理念として当人を主体として位置付け、その成長発達を支援する、それは当人自身が意思表示できるように、「言葉を獲得」することを目的と再定義する。それは、「言葉の獲得」とおしでの「社会化」と位置付けられる。

このような「言葉を獲得」するための環境として、少年院においては「寮」という「共同体」の意義が再認識される。職員もその構成員とする共同体としての「寮」は、当人にとっての居場所であり、そこには仲間が存在する環境でもある。「居場所」は①自己が承認される場であり、②自由に発言し否定されない場でもある。それは、多様性を許容する「共生」ともいえる生活空間である。また、「仲間」は、①聴き手でもあり、②承認者でもあり、対等性の関係が成立・維持される。さらに、③先行する立ち直りの

当事者としての当人の前を歩く先行者でもあり、共に成長する「共育」的な関係といえる。このような「共同体」と「仲間」が存在する施設における処遇の効果は、「孤独」と「空腹」が解消される場、それは言葉と関係性によって構成される信頼が形成される場と位置付けられる。このような構造を持つ場が形成されている点が刑事施設では代替できない少年院の大きな特質である。

他方、受刑者処遇においては、作業を刑罰内容とすることに伴う混乱、それは罰としての作業と処遇としての作業という両義性に起因するものであることから、「所定の作業」を科す現行の刑罰内容を「拘禁」のみとすることによりその解消を図る。その上で施設収容処遇の目的を「再社会化」としての当人の社会復帰支援と位置付ける。さらに「矯正」に内在する改善主義の弊害から脱却する方策として、現行の矯正処遇のうちの「作業」を社会貢献作業や環境保全に資する作業などの当人・社会にとって有用となりえる「有用作業」に従事・提供することにより、その矯正処遇の大半を占めていた「刑務作業」が本人と社会との関係性を再構築し得る「有用作業」として転換される。その結果「作業」がその再社会化を促進するものに再構築することが可能となる。

以上、施設収容処遇の新たなあり方についての試論を提示し議論のための話題提供とした。

## 文献

秋山千佳, 2019, 『実像-広島「ばっちゃん」中本忠子の真実-』角川書店。

東 邦彦, 1959, 「矯正の理念について」刑政第 70 巻第 5 号。

法務総合研究所, 2018, 『青少年の立ち直り（デシタンス）に関する研究』研究部報告 58

## 6 議論

本セッションは、ラウンドテーブル方式で行った。主として次のようなやりとりがあった。

・「若年者に対する新たな処分」は、侵害原理に基づき改善更生目的で課されるものと説明される。これでは刑罰と同質性をもつことになるが、従前、刑罰執行と保護処分執行とは質的に異なるものと考えられてきたはずである。少年院法と刑事施設被収容者処遇法とがともに「収容」の語を用いるようになったこともあり、「収容」の意味に混乱が生じているのではないかと。少年鑑別所も「少年施設」に含め、「新たな処分」としてそこへの収容を考えるとすれば、なおさら「収容」の意味は混乱することになる。

・少年施設の法務教官と成人施設の刑務官とでは、制服をはじめとして様々な違いがあり、ダイナミック・セキュリティーの議論が象徴するように、「職員

のパワー」の問題を抜きに処遇を語ることはできないのではないかと。

・「若年者に対する新たな処遇」や行刑（矯正処遇）では「改善更生」が目指され、少年院の処遇（矯正教育）が目的に据えられることになるが、「健全育成」と「改善更生」の内容は同じか。広い意味での特別予防を目指す点では共通するとしても、本人の主体性を中心に据えるのか否か、働きかけの手段が教育的手段に限定されるか否かには違いがあるのではないかと。法律上の目的の違いにより、職員の意識や処遇のあり方が違ってくるのではないかと。

・そもそも「改善更生」という言葉は多義的である。この概念を使っても議論が噛み合わずに混乱を招きやすいため、この概念は用いない方がよいのではないかと。

・少年司法の「要保護性」は再犯危険性を中核的な要素としている。このことを考えれば、少年司法も再犯防止を直接の目的とはしないとはいえないのではないかと。少年院における処遇も一般福祉・教育に還元できない要素を含んでいるのではないかと。

・児童福祉法が 2016 年の改正によりノーマライゼーションと子どもの自己決定権を基盤とするようになっていくことと照らし合わせた場合、少年法上の保護処分の強制処分性はどのように考えればよいか。児童福祉とは異なる独自のものが少年司法にあると考えるべきか。

・「再犯危険性」の有無を科学的に判断すること自体に人権保障機能を期待することはできるか。再犯危険性を「科学的」に裏づける／裏づけないことが介入の抑制と人権保障になるというのは、過剰な期待ではないか。エビデンスの有無が検証されるべきは当然のことであるが、価値論として教育の本質を考えるべきではないか。

・少年院における矯正教育では言葉を獲得することが重視されているといえる。少年院における小集団での寮生活は、当事者が言葉を獲得するために有利な要素を含んでいるのではないかと。

・少年院は職員や処遇風土など独自の「文化」を形成してきており、少年院にしかできないことがあるのではないかと。

・処遇では動的要因と静的要因をみており、施設内処遇では当事者の中にみる動的要因を重視しがちであるが、その軸は再構築されるべき時期に来ているのではないかと。

・医療・改善モデルは回復・信頼モデルにより再構築されるべきではないか。若年者に特別な行刑を行うのも、その文脈で、自由刑を純化して初めて可能になる。

矯正施設における社会復帰支援  
- 多機関連携に向けて -

司会・コーディネーター：仲野由佳理（日本大学）

話題提供：仲野由佳理（日本大学）

服部達也（加古川学園）

北川裕美子（四国学院大学）

平田哉（丸亀少女の家）

長尾貴志（四国少年院）

## 1 企画趣旨

近年、矯正施設では様々な機関との連携が進み、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職の施設配置が進み、少年院でも在院少年の福祉的・医療的な課題に対応できる体制が整いつつある。一方で、多領域の連携には「すれ違い」や「共通認識の形成」に関する課題も指摘されている（仲野ほか 2019）。出院・出所後の円滑な社会復帰を目指して、いかにして施設内処遇から社会内処遇への切れ目のない協働的な支援体制を構築するかは重要な課題である。

本ラウンドでは、施設内の連携（法務教官と専門職）と施設外の連携（施設と社会内資源）の両面から課題を整理・共有し、施設内外の実務的研究的連携体制の構築可能性を検討した。

## 2 話題提供

### （1）多機関連携の再考-サイロ化を乗り越える-

日本大学 仲野由佳理

多機関連携における問題点の一つに「サイロ化」をあげることができる。組織論では大企業病の一つとして、セクショナリズムに基づく各部門・部署の過度な分断と閉鎖を問題視してきた。この縦割り化・タコツボ化を指す言葉として近年用いられているのが「サイロ」である。例えば、Tedd (2015) は“*The Silo Effect*”という著書の中で、企業や組織が巨大化・複雑化し、各部門や部署の専門化が進行した結果、組織全体としての凝集性が失われつつあると警鐘を鳴らす。この「サイロ化」は組織に危機的な状況をもたらしているというわけだ。

このサイロに横軸を通すにはどのようにしたら良いか。そのような問題関心の元、2019年4月から「矯正施設における当事者参加型多機関連携体制の構築に関する研究」（日工組社会安全研究財団・2019年度一般助成）を開始し、国内での関係者への聞き取り調査を開始するとともに、福祉と司法の連携先進国でもあるノルウェーでの調査を行なった。ノルウェーにおける出所者支援は、すべての対象が社会復帰を果たすことを前提に、段階的教育・支援のシス

テムを採用している。様々な福祉支援の一つとして受刑者・出所者支援が位置付けられており、司法内部に特定の領域を組み込むというよりは、当事者のニーズに基づき必要に応じて外部機関との連携体制を構築するという、その一端を垣間見ることができた。一方で、様々な領域・専門職が連携する地点においては、日本と同様に「サイロ化をめぐる葛藤」を抱えており、サイロ化を脱する構造的な仕組みと共に、人的連携を作り出す対話的実践の必要性を確認することとなった。

この脱サイロ化に向けて、多機関連携における対話的実践の試みとして2019年7月に香川県丸亀市において「多機関連携を語ろう会」を開催した。非行・犯罪からの立ち直りに関心のある矯正・保護関係者、福祉関係者ら40名ほどが集まり、多機関連携をめぐる意識のズレや将来像を共有した。この会では、対話的実践の試みとして、立場別に2グループを編成して順番に対話を行うという方法を採用した（以下、便宜的に「語ろうワーク」と呼ぶ）。専門用語の多用や目指すべき目標の見えない連携は、基本的な相互理解・協働の妨げになる恐れがある。サイロに横串を通すためには、この観点からの対話構造に関する整理が必要と考えた。詳細は後述するが、このワークは、ミラノ派家族療法の影響を受けたトム・アンデルセンの「ワンウェイ・ミラー」から着想を得た（Andersen 1992=1997）。専門性の異なる他者同士の対話を直接的に行うのではなく、「対話の観察」によって間接的に行うものである。トム・アンデルセンは「リフレクティング・プロセス」の提唱者だが、本ワークはリフレクティングの形式を忠実に再現するものではない。あくまでも「多機関連携へ向けて異なる他者との対話を開く」ことが目的であり、そのため二者関係の対話をさらに外側から眺める他者として外円を設けるなどの工夫をした。様々なレベルでの「観察」により、サイロを横に貫こうという発想である。

本ラウンドの構成は、前半で専門や立場の違う視点から見る「多機関連携の現状と課題」を明らかに

し、後半では「語ろうワーク」を取り入れながら参加者と課題を共有することを目指した。

## (2) 少年院における多機関連携の事例

加古川学園 服部達也

本ラウンドテーブルでの「矯正施設における社会復帰支援—多機関連携に向けて」を題材とした議論を充実させる上での一助とするために、我が国の少年院において現在展開されている多機関連携の具体的事例の紹介を行うとともに、そもそもの少年院での社会復帰支援に係る多機関連携に関しての法的制度の内容や規定の解釈運用の在り方についても説明の上、今後の多機関連携における実務的可能性についても言及していく。

### ①多機関連携に関する法的フレームについて

現在、各少年院で展開されている多機関連携が依拠するところは、言うまでもなく平成27年施行の、全面改正後の少年院法の内容及びその改正に至った際の基本理念に求めるべきところであるが、その出発点となった同22年に発表された「少年矯正を考える有識者会議提言」の内容にその萌芽を求めことができる。

そして、改正後の同法18条においては、少年院での処遇実施の上でのカウンターパートナーと想定される各種関係機関が例示されているところである。

### ②喫緊の必要な教育・処遇展開の上で実施している

多機関連携の内容

前記の同18条の規定に基づき、現在、各少年院で関係機関と連携の上で重点的に実施している教育・処遇内容としては、警察と連携した「特殊詐欺（再犯防止）」に関する指導プログラムや助産施設関係者と連携した、生命尊重教育としての「育児実践指導（父親教室）」、或いは地域自治体や社会活動団体等と連携した「社会貢献活動」が挙げられる。

### ③社会復帰支援展開の上での多機関連携の実情

同法44条では少年院での社会復帰支援の範ちゅうとして、「就学支援」、「就労支援」、「福祉的支援」があるが、就労支援での最新の取組としては加古川学園等の4施設において院内での原動機付自転車の運転免許取得が挙げられる。

また、就学支援における最近の動向としては、少年院が公教育関係機関等から片面的に支援を受けるだけでなく、例えば、茨木農芸学院と地元の牛久市及び民間NPO法人との間での学習指導への相互支援や四国少年院での地元公立学校での生徒指導への法務教官による指導援助や少年院の処遇技術の学校への導入のための援助等、「ウインウインの関係での

連携」が図られていっていることが認められる。

福祉的支援については、昨年の犯罪社会学会学術大会で発表した、四国少年院における虐待事犯により少年院送致となった少年及びその家族への「家族関係再構築プログラム」展開の上で関係福祉機関との連携内容がリーディング・ケースとして位置づけられるところである。

### ④今後の展望（実務的可能性）について

前述のように現在、各少年院ではニーズの高い教育・処遇を進める上で、或いは社会復帰支援の内容をより拡充していく上で、多機関連携を更に発展させ、そのすそ野を広げていくことが望まれる。ただ、従前はその連携の相手方としては勢い、公的機関が多くなるきらいがあったことは否めないが、今後の連携にあっては必要に応じて民間機関・関係者等との連携関係の構築を図っていくことも肝要であろう。

実際に、例えば、大津少年鑑別所では在所者に対して、育成的処遇の一環として、正しいネット使用のための「SNS講習会」をNTTドコモの社員を講師として招聘の上、所内で指導を実施してもらうといった、新たな連携の形も生まれてきている。加えて、少年院と多機関連携というカテゴリーの中には、各大学研究者との連携という点も不可欠な要素である。

現在、多くの少年院において、各大学の研究者との間で共同研究の協定を交わし、少年院での処遇プログラム内容の充実や少年院処遇への適正な評価獲得といったことをその成果物と捉え、積極的取り組む方向性にあるが、少年院処遇に対するアセスメントの実施という観点からも更なる充実、拡大が望ましいと思料される。

また、共同研究の締結・実施と併せて、各少年院の院長等による大学での特別講義の積極的な実施も少年院の社会的意義や教育・処遇内容を正しく広報するとともに、有為な人材の確保にも繋がる点からも必要不可欠な連携の一種であるといえる。

## (3) 少年院における社会福祉士の活動

丸亀少女の家 平田哉

平成27年6月より新少年院法が施行された。少年院においては、再犯防止施策及び少年院法（平成26年法律第56号第44条）に規定する社会復帰支援の一環として、疾病や障がいにより、出院後自立した生活を営むことが困難な在院者に対する保護業務の充実を図るため、医療少年院（現在の第3種少年院）と特殊教育課程（現在の支援教育課程）をもつ少年院を中心に精神保健福祉士、社会福祉士が配置されるようになった。平成30年度では、全国51庁（分

院 6 庁を含む。)の少年院のうち、精神保健福祉士は 2 庁、社会福祉士は 18 庁(常勤の福祉専門官は 3 名、非常勤の社会福祉士は 18 名)配置されている。(※少年院内での社会福祉士と精神保健福祉士の業務は同一のものであると考えられるため、以下「社会福祉士」で統一する。)

社会福祉士の主な業務内容としては、在院者の特徴に応じ、その業務が各施設で異なるが、1. 特別調整に関する業務、2. 帰住先はあるが、出院後直ちに医療措置や福祉支援が必要な在院者の出院時保護に関する業務、3. その他、福祉的な専門性を要する支援に関する業務、以上 3 つを行っている。1 については、少年の場合、適切な環境であるかどうかは別として、帰住先がないのはまれであり、要件を満たさないためほとんど実施されていない。故、2 と 3 が主な業務内容になっている。

2 については、保護観察所と連携を取りながら、出院後直ちに医療機関や福祉サービスが利用できるよう、障害者手帳や障害福祉サービスの利用に関する各種申請書類の作成や関係機関とのケース検討会の開催などを行っている。中でも、障がいをもつ、出院時に 20 歳超になる在院者に関しては、社会内でそれなりに仕事をし、収入を得て生活していた者が少なくなく、支援を受けての就労は勤務時間や職種に制限がかかるため、低収入になることを理由に拒否する者が多いことから、本人の就労状況を検討し、障害基礎年金の申請を行うことにより、何らかの支援を受けながら就労が継続できるように在院中に準備を整えている。3 については、今年度から入院時に全ての少年を対象とした面接を実施し、福祉支援や医療機関の必要性などを確認している。特に入院段階で診断がついている者については、本人の認知特性を考慮し、少年院に配置されている法務技官(心理)や寮の担任等と情報共有し、連携を図っている。また、保護者との面接についても、必要な対象者には実施している。特に自宅へ帰住する者で、要支援の少年については保護者の関わり方や心情安定は非常に重要であるため、保護者が面会来訪の際に面接を実施し、保護者の困りごとを聞いたり、出院後に必要な支援に関する情報提供をしたりしている。また、少年院法第 146 条を根拠に出院後の保護者等からの相談の対応を行っている。実際に保護者や支援者からの電話相談や、支援者会議などに参加をしている状況である。この取組に関しては、関係機関に周知され始めたところであるが、社会復帰に向け、切れ目ない支援を行うためには重要な取組になってくると考えられる。

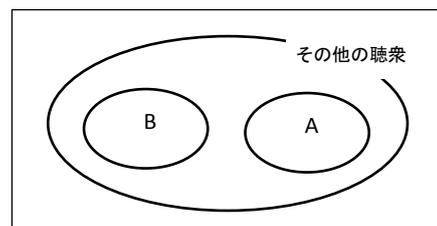
このように、社会福祉士は少年院内・院外の他職種、他機関との連携を行う調整役として少年院に存在しているが、そもそも社会福祉士は支援対象者を

生活の主体者として捉え、人と環境との摩擦の解決や調整を行うことを職務としている。矯正施設という福祉領域とは異なる領域であってもその職務に変わりはない。しかしながら、時に本人の自己決定の尊重が最優先できない矯正施設の中では、社会福祉士としての価値観との狭間で葛藤が生じることが少なくない。本来であれば、スーパーバイズを受け、支援を客観的に振返ることでその葛藤は収まるが、領域的にスーパーバイズが受けられる状況ではないため、その点は今後の課題であると感じている。それを補完すべく、矯正施設内で働く社会福祉士が情報共有を行うことがなされ始めているが、直接的なケースを振返るところにまでは至っていないのが現状である。

また、出院後の支援の方向性については、少年院のみならず関係機関との協議が必要になるが、支援が必要であると思われても、出院後の生活環境や本人の非行内容等により福祉での支援ルートに乗せるべきか、更生保護の対象者のルートに乗せるべきか、その見立ては誰がするのが判断するタイミングにより異なるため、少年院入院当初から関係機関で密な情報共有と、支援者同士が顔の見える関係になっておくことが必要であると考えられる。

### 3 多機関連携を語る～連携を語る場の構造～

本ラウンド参加者は、研究者と実務家という役割、司法・福祉・教育学・社会学・行政という専門領域など、多様な方々にお集まりいただいた。立場や専門領域を超えた語りの場とするため、最初に社会復帰支援の将来性や可能性について話題提供を行い、その後の意見交換には「語ろうワーク」形式を採用した。今回は「実際に支援に携わる者(A)」と「研究に携われる者(B)」5名ずつのグループとした。お互いが「初見」であるという前提を共有し、専門用語の使用を控え(使用する場合は説明する)、「誰かの話」ではなく「私の話」を中心とすることを確認した。2つのグループを「聴衆」が囲み「それとなく耳を傾ける」という姿勢を確認したのち、Aの対話からスタートした。10分程度でBの対話へと移行し、さらにA、Bへと対話を進めた。



図：「語ろうワーク」時の配置

最後に外円を交えた全体討議を行なった。そこで

共有されたことは、専門性を超えた「共通言語」、連携を促進する人材（横軸となる人材）の育成、繋がるべき地域（連携先）とは何か、福祉専門職の司法化の是非、ボランティアへの経済的・物的負担の偏りをめぐる問題など、多岐に渡った。以下は話題提供の要旨と「語ろうワーク」の振り返りである。

#### （１）少年院出院者への社会復帰支援について

加古川学園 服部達也

本ラウンドテーブルでの後半における「社会復帰支援での連携・協働に携わる者同士のディスカッション」が活発に展開されることを期して、そのプロットとして、現在の少年院での出院者への支援に関する制度的説明と実際の運用状況、更に少年院が出院者への支援を行うことへの在るべき理念について説明する。

#### ①改正少年院法における「出院者への援助」

に関する規定について

平成27年の少年院法の全面改正においては、その第146条において「少年院の長は、退院し、若しくは仮退院した者又はその他相当と認める者から、退院し、若しくは仮退院した者の交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について、相談を求められた場合に（中略）相談に応じさせることができる。」と規定されており、出院後のフォロー、ケアについて、その援助要請をする側のチャンネル及び相談（援助）内容の範囲を広く捉えておいていることで、援助の要請があった際の支援が実効性あるものになるようにフレームが作られている。

#### ②出院者への措置の内容

そして、出院者への支援体制が機能するためには、出院者に対して出院後に種々の困難な状況が発生した際にどのようなところに相談、援助要請を行えば適切に対応してもらえるかという情報を伝達しておくことが肝要であって、この観点から現在、各少年院では出院後の相談、援助要請に係るマニュアルとして「トゥモローナビ」との名称の冊子を製作し、出院時に対象者全員に配布している。

#### ③在るべき理念について

ところで、少年院が出院者に対しても種々の援助を行っていくことの必要性は今回の少年院法改正によって初めて創出されたと考えるよりも、昭和52年発出の法務省矯正局長依命通達「少年の運営について」に関する基本的理念にその萌芽を見ることができる。

すなわち、同通達及びそれを受けての矯正行政運

用の内容に通底している「施設内処遇と社会内処遇の有機的一体化」、「少年院の処遇だけの『自己完結主義』というものからの脱却」というプリンシプルが、現在の喫緊の課題である多機関が連携しての出院者への支援の展開ということの基本理念になっていると捉えるべきであろう。

#### （２）話題提供者による「語ろうワーク」振り返り

##### ①内円からみたワーク

四国少年院 長尾貴志

私はラウンドテーブル後半の、内円で少年院の立場で、多機関連携について困っていることなどについて話をする立場で参加させていただきました。今回のラウンドテーブルは、「多機関連携について語ろう」というテーマで、5人程度の二つの内円を作り、一つの円がまず最初に多機関連携で困っていることについて話をし、その話（グループ内のやり取りを聞いて）もう一つの円でもその話題を受けて話をし、それを交互に繰り返す、他の参加者は外円でそれを聞いているというテーブルでした。今回は司会者の指定により、一つが実際に支援をしているグループで、もう一つが研究者のグループでした。

事前の打合せで、私が最初に発言するという事になっていました。最初の発言であることで気を付けたことは、発言内容よりも発言時間についてでした。おそらく最初の発言時間が、その後の発言者の時間を規定していくと考えたからでした。ただその気遣いは結果的には不要でした。なぜなら、参加した方々皆様の発言内容も時間も必要かつ十分な状態でテンポよく進んでいったからでした。

話題の内容についてですが、私が参加者の皆さんと共有したかったことは、専門職が相互に連携する際のハードルの高さ。特にそれぞれの専門職特有のバックグラウンドから、どうしても視点が違い、言葉が違う。それらをどう乗り越えるかということでした。それについて問題提起を行ったところ、外円にいた方も含め、それに理解を示してもらえそうな雰囲気でした。

問題提起後、グループ内ではそれぞれの立場での体験や、連携の難しさなどについて事例を踏まえて話題が展開されていきました。具体的には、保護司の立場から、矯正と保護の連絡体制や情報共有について。また児童相談所と措置を受けて支援する立場から、児童相談所との情報共有等について。などで。グループ内で順に発言をして、二回りしたところで、研究者グループの方に発言権が移り、ここではこちらのグループの話題を受けて、研究者としての連携についての内容が話され、例えば組織の担当者が変わったりすると研究がやりにくくなったりするというような話題が展開されていました。その

後、内円と外円で交流を深めるように様々な意見が出ていました。

終わってみると、困ったことを話ただけだったにもかかわらず、このラウンドテーブル自体が、多職種・多機関連携の場であったことを痛感しました。というのも私は研究者ではなく、実践者としての立場ですが、結果として学会という場で、研究者の方々と交流できたことでした。最初はそれぞれの体験を話すことしかなかった内円のメンバーたちが、お互いの話題を受けて話を進めていくことで、普段は交わることのない方々と、共通の話題ができるようになっていきました。また、外円との交流では、内円で展開されていた話題に沿った形でそれぞれの立場の方が発言をしていました。

今日初めて顔を合わせた方々もいたにもかかわらず、結果的には一体感を持って多機関連携について議論ができました。これこそが今回のラウンドテーブルの肝であったように思いました。

## ②外円からみたワーク

丸亀少女の家 平田哉

外円でそれぞれのお立場からの発言を拝聴し、ワーク開始時は同じものを見ていても、フィルター（専門性）の違いで対象への焦点づけ（課題の抽出や、興味関心の矛先など）が異なることが顕著であった。専門家同士が連携をする際に支援の枠組みを自己の専門性に引き寄せてしまいがちであるが、自分の想いや専門性の観点からの語りをすることで、共通基盤の上で議論が深まり、本当の意味での横のつながりになっている様子であった。私自身も自分の枠組みで話を聞く中で、社会復帰支援の実務という視点から社会、地域という視点で捉え、考えが広がった。対象者を目の前にすると、実務的な対応になってしまい、今回のような専門家同士の語りは生まれませんが、連携のあるべき姿はまさにこの段階から、つまり、相手の話に耳を傾け、相手の視点に気付き、考えの枠を広げた上で支援対象者を中心に置き、知恵を振り絞ることこそが多職種連携なのではないかと感じさせられたワークであった。

私自身のことに具体的に引き寄せて考えてみると、少年院入所者かつ女子、というかなり限定的な対象者への支援を実践しているため、社会福祉士として経験を般化させるのが難しい。しかし、社会復帰支援を展開する際には、院内では法務教官、就労支援スタッフといった他職種と連携をし、さらに、院外では保護観察所、保護司、支援機関、地方自治体など他機関と連携をする。専門性はそれぞれ異なるが、少年が社会復帰をし、安定した生活を営めるようにという最低限の目標は共有できる。そこに、福祉職であればその人らしい幸せな生活が送れるように支

援すること、矯正職員、保護観察所であれば再犯、再非行をせず更生すること、支援機関であれば限定的なものになるかもしれないが、その支援機関の得意分野を支援対象者に提供することがそれぞれの役割になる。しかし、支援対象者にとっての社会復帰は、専門職ではない地域住民や職場の同僚、友人などあらゆるものが刺激になり、必要な資源になる。そこに優劣はない。そういった視点から考えると、矯正施設も専門職も本人にとっての社会資源の一つあり、本来は本人を中心にし、下支えをする面での支援が理想的であるが、現状は本人を中心に置いて点と点が包囲網を作るだけに終始しているような状況になっていると感じられた。それを面にするためには、繰り返しになるが、専門職の枠組みを超え、自分語りをする、顔と顔が見える関係作りなのではないかと考える。

## ③外円からみたワーク

加古川学園 服部達也

ラウンドテーブル後半のディスカッションを外円から参加する形で聴講した結果、自分なりに感じたことを以下のとおりに記してみたい。

第一に、後半のディスカッションに参加された支援の実践者や関係分野の研究者の方々の各発言内容を聴講し、また、それを外円から聴講しているフロアの各関係者の反応を見ていて（あくまでも主観ではあるが）、率直に感じたのは、支援に関わる関係者自体が実は各機関での支援実施の内容を以外と完全には知悉されていない実情にあるということである。

これは実は私が本ラウンドテーブルの前半で「少年院における多機関連携の事例」との題目で説明・発表を行った際にも感じたところであった。

私が少年院で現在、進められている社会復帰支援のための各種施策の内容、とりわけ関係機関との新しい形での連携の内容を説明した際のフロアの反応には「ええ！そのような取り組みがされているのか！」、「そのような連携が可能であったのか！」、「全く知らなかった！」といったものが少なからずあったと感じられた。

この事は決して参加者の問題意識が低いということであったり、関係分野への関心が低く学習が不十分であるといったことではなく、むしろ、支援主体側である少年院或いは連携する各機関からの従前の「情報発信」が十分でないことに専ら起因すると考えられる。

だからこそ本テーマセッションのように支援関係者が一堂に集い、話題提供を相互に行い、ディスカッションを通し社会的支援に関する連携・協働への共通認識を醸成していくことこそが肝要であり、換言すれば、本ラウンドテーブル形式のテーマセッ

ョンのような取組が時機を得たものであると評価できよう。

第二に、後半のディスカッションの際、ある発言者が「福祉関係機関等の担当者においては、矯正・保護関係者がよく使用する「処遇」というタームへの違和感が強い。」との趣旨の話題提供をされていたが、まさにこれに徴表されるように「刑事司法分野」に携わる人間と「福祉・医療分野」に携わる人間との間には「文化の相違」というのが現に存在するという事に思いが至ったところであった。

これは社会復帰支援のための多機関連携というものを考察、検証していく過程においては、常に浮かび上がってくる課題であるが、そうであるならば、「文化の相違」があること自体は首肯の上でこのような話題提供、ディスカッションの場を積極的に設定していくことこそが、相互理解と共通認識の保持に少しでも寄与していくのであろうから、本ラウンドテーブルの所期の目的は十分に達成できたものと思料されるところである。

#### 4. 今後の課題

本ラウンドの構成は、後半にワークを導入するなど、学会で行うにはあまりにカジュアルなものだったかもしれない。しかし、多機関連携のあるべき姿を模索するプロセスでは、専門領域や立場の違いを超えた議論を行うことは重要であろう。例えば、前半の話題提供で服部が示した論点「法的解釈と実践の関連」は、実践としての多機関連携の可能性を指摘するものであるが、一方で平田が指摘した論点「連携の軸となる社会福祉士の戸惑い」は、支援者同士が相互に支援される必要性という大きな課題を提示した。そのほかにも、既出のように多くの論点が全体討議の場で共有された。例えば、専門性を超えた「共通言語」、連携を促進する人材(横軸となる人材)の育成、繋がるべき地域(連携先)とは何か、福祉専門職の司法化の是非、ボランティアへの経済的・物的負担の偏り、研究の継続性をめぐる問題などである。また外円を交えた討議では具体的な事例や発言者の感情の揺れを含めた活発な語りを展開された。サイロを砕くために「異なる他者との対話を渴望している」様子がうかがえた。

さて、次なる課題としては少なくとも2つある。第一に「共有された論点の解消・緩和をめぐる議論への発展」である。本ラウンドは、多機関連携に関する問題意識を共有するための「場」と「機会」の提供に成功したとあって良いだろう。しかし重要なのは、提示された課題の解消・緩和に向けた学術的な議論・実践的な試行錯誤への展開である。全体討議でも指摘されたが、サイロを砕くための構造的な課題をめぐる議論には、すでに蓄積のある組織論の知

見を活用することも必要だ。多機関連携をめぐる問題は、各事例の努力不足(「すれ違い」「対話不足」など)というよりは構造的問題による。本ラウンドで十分に検討することができなかったノルウェー調査の分析を含め、さらなる検討が必要である。

第二に「語ろうワーク」の妥当性の検証である。本ラウンドの中心的な論点ではないが、立場を超えた対話によって、それぞれの「困りごと」や「あるべき像」が共有可能となる。自身の「困りごと」を解消するための仲間を見つける、多領域への理解が深まるなど、振り返りからはいくつかの「効果」が感じられた。数回の開催により、それは偶然もたらされたというよりは、必然的にもたらされるものという感触は得られたが、その妥当性を含めた客観的な検証が必要である。さらに、多機関連携において重要な他者として「当事者」「当事者の(身近な)関係者」の存在がある。当事者が自らの人生の立て直しに関与する権利を行使できるかどうかは、多機関連携のプロセスにどの程度関与できるかでも異なる。本ラウンドでの議論を手掛かりとして、上記2点を中心にさらなる検討を行いたい。

#### 文献

- Anderson, T., 1992 "Reflections on Reflecting with Families", in McNamee, S. & Gergen, K. J. (eds.) *Therapy as Social Construction*, Sage (野口裕二・野村直樹訳, 1997, 『リフレクティング手法』をふりかえって『ナラティブ・セラピー 社会構成主義の実践』金剛出版。
- 仲野由佳理・田中美奈子・安藤藍, 2019, 少年院における社会復帰支援の取り組みと課題―榛名女子学園でのインタビュー調査から― 130 (3)
- Tedd, G., 2015, *The Silo Effect*, Penguin Random house Books.

## 刑務所を開いていく「語り」とは？

コーディネーター・司会：森久智江（立命館大学）

話題提供者：深谷裕（北九州市立大学）

藤岡淳子（大阪大学）

指定討論者：佐々木彩子（法務省矯正局）

### 1 企画趣旨

森久 智江（立命館大学）

名古屋刑務所事件以降に端を発した一連の行刑改革は、2007年の被収容者処遇法を主軸に、この10年ほどの間に、実務に様々な影響をもたらした。一方、2000年代半ばまでの過剰収容状況が収束する中で、相対的に再入所者への対応が注目されるようになり、また、高齢被収容者や障がいのある被収容者の増加と、その対応として福祉をはじめとした対人援助領域との連携が多様な形で行われるようになった。それは、従来の行刑密行主義・刑務所完結主義のもとで展開されてきた刑罰の執行のあり方に疑問が呈され、社会において、刑務所とはどのような存在であるべきなのかが問われた契機であったといえる。

かような時代の「うねり」は、刑務所という機構の内部に何をもちたのか。行刑改革の方向性を決めた行刑改革会議は、その提言において、「国民に開かれた刑務所へ」というスローガンを打ち出したが、果たして刑務所は、真に開かれることを志向してきたのか。刑務所とは社会においてどのような存在であるべきなのか、この問いに、刑務所自身がどう応えようとしているのか。

これらを改めて探るべく、本テーマセッションでは、刑務所職員による自らの役割及び現状の課題に関する認識と、それらを、職員をはじめ（被収容者を含む）他者と共有する「語り」の過程に関しての考察をもとに、社会に対して刑務所が「開かれる」ということの意味とそのあり方について、ラウンドテーブル形式による検討を行った。

### 2 刑務官の感情労働

深谷 裕（北九州市立大学）

本報告は、われわれ共同研究グループが実施してきた、刑務所職員に対するインタビューの結果とその考察について、特に「感情労働者」としての刑務所職員の側面に着目しつつ検討を行うものである。

そもそも「感情労働」とは、1980年代にアメリカの社会学者A・ホックシールドが提唱した概念である。ホックシールドによれば、労働の場面でも、私たちは周りを意識して感情を表現したり、コントロ

ールしたりしていること、また、感情規則に沿った感情のコントロール（感情管理）が生産活動の一部である仕事もあるとする。その根底には、感情は、社会的文化的に要請され構築されるものであって、感情の経験や表出は、社会的なできごとであり、コミュニケーション過程の重要な一環をなしているものの、仕事のときは感情を出してはいけないという考え方があるという。

「感情規則」とは、どういう感情を、どのように感じるか、感情の種類、強さに関する規則が、場面や、関係や、役割に応じて決まっていることを指す。例えば、接客業においては「顧客に対して怒ってはいけない」といった感情規則がある。それに沿って、表情、仕草のみで装うという自覚的な表情演技や、適切な感情を感じるように自分の感情を操作するという無自覚な深層演技といった方法によって「感情管理」が行われる。このような感情規則や感情管理については、看護師、教師、介護職、ホテルスタッフ、コールセンター職員、銀行員、葬儀会社スタッフなどのバーンアウトやストレスとの関連性を測定する上で研究されてきた

それでは、刑務官における「感情労働」とはどのようなものであるのか。「刑務官の職務執行に関する訓令」（法務省矯正訓大3258号/平成18年5月24日施行）等からは、刑務官の感情規則として、冷静、毅然、公平、被害者への配慮、人間的温かみ等、両価的で複雑なものが求められていることがわかる。さらに、これらを具現化するにあたっての研修やマニュアルは乏しく、感情規則に沿った感情管理の巧拙は、各刑務官の力量に大きく委ねられる属人的なものとして、同僚や後進には十分に共有されていないのではないかと。

われわれは2018年7～8月にかけて、男子長期刑務所3施設、女子刑務所1施設の計3施設で、職員12名に対する半構造化グループインタビューを実施した。当該インタビューからは、感情規則（感じるべきこと）と感情（感じていること）のズレが明らかとなった。

#### ●刑務官と受刑者との関係

勤務当初は、受刑者に対して「怖い」「悪者」といったイメージを抱いていた場合も、指導するべき相

手、手を差し伸べるべき相手へと変容していく。2007年法改正等の中で迷いながらもその接し方等を試行錯誤しつつ、「担当」になって受刑者の変化に影響をもたらすことに意義を感じ、強制的な方法で受刑者を規律に従わせるのではなく、彼らの反発や不満に対して、説得する、宥める、諫める、耳を傾けるといった、人間的な相互交流を行うことにやりがいを見いだしていることが判った。

#### ● 刑務官が感じ取っている刑務所の変化

刑務官は、法改正後、職員の人権意識、受刑者に対する言葉遣いの変化し、規律意識が変化したと実感している。しかし、保安中心から改善更生へと舵を切ったこと、刑務所の透明性が高まったことは概ね肯定的に評価しつつも、その変化に戸惑い、受け入れざるを得ないとされる。

#### ● 規律秩序の維持に対する刑務官の認識

規律秩序の維持のみからの変化に、強い戸惑いと不安を感じており、両価感情が大きいことが窺われた。従前の隔離拘禁作用の確保よりも、受刑者の生活習慣の改善が説かれるようになったという。しかしその達成方法は飽くまで受刑者の自発性によるものではなく、強制的な方法によって行われていることが明らかとなった。このことは、「規律秩序の維持」という価値の重要性が否定されているという刑務官の感情や、被害者やその家族の気持ちに思いを致すことが、彼らの中では「応報的刑罰」と重なり、受刑者に厳しく接することを求められているという解釈に帰着しているのではないと思われる。

#### ● 処遇を難しくする、その他の外的要因

増加する高齢受刑者等に対しては、福祉的アプローチが必要とされること、また、無期刑受刑者の仮釈放のハードルの高さゆえ、特に高齢の無期刑受刑者の更生意欲の喚起が困難であることが指摘されていた。

このようなインタビュー結果から、以下の点を指摘することができる。

まず、刑務官は「私が感じるべきこと(感情規則)」の方向性は承知しているといえる。しかし、刑務官における明確な縦社会文化は健在であり、個々の刑務官が受刑者に自発性よりも従順さを期待している。法改正後、システム全体としては規律秩序の維持のみ(タテ社会)からの脱却を目指しつつ、対象となる受刑者の主体性・自律性が重視される。刑務官はこのような感情管理の難易度の高い状況に置かれている。そこでは、規律秩序の維持は依然として重要ではあって、規律重視の縦社会文化で求められる感情規則と、処遇教育重視で求められる感情規則、高齢受刑者の処遇に求められる感情規則とが複雑に交錯している状態にあり、感情管理がきわめて困難なのではないか。

最後に、刑務官の負担軽減に向けては以下のようなことが必要となるものと思われる。まずもって、刑務官が感情労働に従事しているということに気づく必要がある。その上で、自他の感情を理解、管理、知覚し、他者の感情に適切に応答するといった能力(感情リテラシー)の涵養が不可欠であり、そのための刑務官向けの研修内容を、知識詰め込み講義形式から、人間科学の知識・対人技法を中心の非講義形式へと見直すべきであろう。また、刑務官のやりがいを担保しつつ、精神的負担を軽減させる方策として、リフレクティング・トーク等による感情・意識の開示を行うことが、副次的感情開示となることが期待され、これは、感情処理スタイルの変容にも繋がりうるのである。

#### 文献

Hochschild, A.R., 1983, *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*, University of California Press. (=2004 石川准・室伏亜希訳, 『管理される心—感情が商品になるとき』, 世界思想社.)

#### 3 刑務所を開いていく「語り」とは?

藤岡 淳子 (大阪大学)

本報告では、「刑務所を開く」とはどういうことであるのか、また、それを実現しうる「語り」とは何かとの検討を行う。

「刑務所」はどのようになれば「開かれた」ことになるのだろうか。行刑密行主義や刑務所完結主義から、国民、他機関との情報共有・連携が果たされたことが「開かれた」ことなのであるとすれば、視察委員会の開催、広報による説明・情報伝達により、一定「開く」ことができるともいえる。

矯正職員の意識について、法改正の前後で「規律秩序の維持」から「改善更生」重視へと認識の変化があったことは事実である。その意味では、「外に申し開くことのできる」改善更生のあり方を追求しなければならぬという認識はある。しかし、本来、行政サービスである以上「国民に開かれる」のは当然であり、国民の審査を可能とするような情報提供を行う必要がある。すなわち、原則秘密から原則公開とし、特別に秘密にする場合には、説明して納得を得るべきであろう。そのためには一つだけの情報源だけではなく、利害関係者の多様な情報源が不可欠である。たとえば、職員の視点、受刑者の視点、被害者・加害者の視点、被害者・加害者の家族の視点等、多様な視点(声)による担保がなされるべきで、「対話(ダイアログ)」としての「語り」こそが、刑務所を開いていくのである。

「対話」とは、どのようなものであるのか。「オー

ブン・ダイアログ」(セックラ&アーンキル(2006))によれば、「対話」には以下のような特徴がある。すなわち、①対話は開かれている、②互いの間の境界に新たな意味が生じる、③より多くの声に参加したポリフォニック(多声的)な対話になるにつれ、新たな理解が生じる可能性が広がる、④対話はともに考える手段であり、一人の人間の可能性を超えるものとして、参加者の間で形作られる、⑤全ての声が重要であり、新たな意味を生み出すことに関わっている。それらは等しく価値がある、⑥モノログ(独白)にはヒエラルキーがある、⑦困難で行き詰った状況こそ、対話が必要とされ、最も力を発揮する、⑧結論を出すことを目指していない。このような特徴を有する「対話」により、投薬で治癒しない統合失調症のクライアントが驚異の回復を遂げる等、北欧を中心に「対話」が行われる場は増加しつつある。

かような「対話」を実践する場として刑務所はどう捉えられるであろうか。階級社会(ヒエラルキー)構造である刑務所では、上の意見・考えがすべてであり、職員の声は反映されづらい。まして受刑者の声は、出せば「反抗」、「抗命」とみなされる。こうしたきわめてトラウマティックな組織形態にある刑務所において、「対話」は可能なのであるか。

この点、ヒエラルキー(トライアングル)構造は、義務・責任の所在を明確にする組織構造である。ここに、対等性、平等性を実現するサークル構造を加えてみてはどうだろうか。トライアングルを囲むようにサークルが加えられるとき、トライアングルはサークルを支え、サークルはトライアングルを進めるという相互作用が期待できるのではないだろうか。

刑務所という場において、このような相互作用を企図するとして、ある一方が命令を下したり主張したりしても、多面的な相互作用を、ある人が望んだように変化させることはできない。結局のところ、問題の共通した見方は存在しないからである。他者を変えることはできず、変えられるとすれば自分だけなのである。だからこそ、リフレクティング・トークと呼ばれる対話の方法において、参加者は交替で話すだけであり、互いに相手の発言にコメントしない。これにより、内的会話が活発になる。聴いている間、考えることに専念できる。そして、話す(外的会話)ことに繋がる。

新たな理解が生まれるのは、応答されてこそであり、対話は共有された新しい現実を作り出す。私たちの応答が状況に影響して、応答が新たな意味を作り出す。こうして共に考えるという領域に移行する。

その際、治療専門家チームは自分たちの変化が家族の変化を可能にすることに気づいたために、専門家としての鎧を脱ぎ、1人の人間として対話に参加

するのである。つまり、専門家がコントロールするのではなくて、協働で理解を深めていくこととなる。ノルウェーでは、刑務所の中においても、対話の進行役が対話に参加しながら、受刑者と刑務官、受刑者と刑務官と受刑者家族等が対話を行っている。

最後に、犯罪からの離脱においての対話の重要性を指摘しておきたい。犯罪からの離脱の過程においては、①何かがきっかけとなって、このまま犯罪者でいいのか、もっと意味ある生き方があるのではないか、と思う「決意」の段階、②教育プログラム、職業訓練等に実際取り組んでいく機能回復(リハビリテーション)の段階、③受刑により多くのモノを失い、出所から始まる「受刑者」役割から「市民」役割へと長く続く過程としての「社会再参加(リエントリー)」の段階、④③の延長として、社会的つながりの中での信頼関係の体験が重要となる「普通の暮らし」の段階を経る。この過程において、人との良いつながりと、将来への希望が、犯罪からの継続的離脱と社会との融和の鍵、「対話力」が鍵となるのである。

#### 文献

ヤーコ・セックラ、トム・エーリック・アーンキル著/高木俊介、岡田愛訳、2016、『オープンダイアログ』日本評論社。

#### 4 指定討論

佐々木 彩子(法務省矯正局)

現在の矯正は、かつての過剰収容の時代が去り、規律秩序の維持や施設管理面に注ぐべき人的・物的労力の必要性が薄らぐ中、行刑改革の流れもあって、矯正職員がより受刑者の改善更生や再犯防止に重点を置いた処遇にシフトすることができるようになってきている。

規律違反を取り締まることのみによる管理は比較的画一的に行いやすく、また、規律が乱れることへの職員の不安が大きいことも事実であろう。例えば昨年、大井造船作業所で発生した受刑者の逃走事故が社会に与えた影響の大きさに鑑みても、刑務官は、刑務所内で事故を発生させないこと、すなわち規律秩序を維持することを最重要任務として課せられ、刑務官を拝命した時からそのように教育される。よって、刑務所内で受刑者との対話や受刑者の自主性を重んじた処遇を行うことは、規律秩序の乱れにつながるのではないかという不安は、刑務官であれば多かれ少なかれ感じる根源的なものであるように思う。しかし一方で、どのような過程を経て、どのような状態となることが「規律秩序の維持」なのかは必ずしも自明ではなく、また、たとえ規律秩序は乱れても、それも改善更生に必要な過程の一つとして

とらえられるような余裕や社会的な共通認識があれば、規律秩序の維持を偏重する処遇は変わるように思う。

疑問に思うのは、藤岡報告での「対話」について、そもそも一般社会でどれだけできているのか、ということである。むしろ、日本の社会一般においても「対話」を行わない（言えない、言わない）ことは少なくなく、いったん言わないことに慣れてしまうとその方が楽になってしまう側面もあるように思う。

しかし一方で、深谷報告のインタビュー結果からは、刑務所職員にも言いたいこと、語りたいたいことがある、ということを知ることができた。こうした職員の声を対話に結び付けていくべく、サークルを作るためにはどうすればよいのであろうか。同じ階級の人々のみでの対話だけでは、却ってヒエラルキー構造のみが強化されてしまうのではないだろうか。

例えばかつては男子刑務所ではほとんどの職員が男性で、女子刑務所ではほとんどの職員が女性であったのが、近年、男女職員の交流人事が活発に行われるようになり、男女が異なる文化に触れる機会が増加し、自然と互いに驚きや疑問、新たな発見が生じる中で男女職員間での対話が生まれ、多様な視点が施設運営にも反映される好循環を生んでいるように感じる。一方、比較的多様な職員が働いている官民協働刑務所において、必ずしも意見交流が広く行われているという訳ではないとの意見もいただいたので、単に職員集団にダイバーシティがあればいいというわけでもなさそうである。

また、一般社会そのものでの対話がむずかしいのであれば、そのこと自体をどのように打破していくべきであろうか。特に、刑務所内で対話を促すとなった時に、どれだけ一般社会の理解を得られるかという疑問も残されている。

## 5 フロアとの議論

以上の報告・指定討論を受け、フロアを交えて、以下のような活発な意見交換が行われた。

### ■刑務官の役割と感情労働について

まず、刑務官特有の感情労働とは何かということが問題とされた。例えば、同じ刑務官であっても、死刑執行業務の有無という点では、刑務所と拘置所の刑務官では異なるのか、また、転勤の有無によっても異なるのか。刑務官の感情労働は、あたかも、多数が所属する学級において、一人一人の学生や生徒に対応しなければならない教員のように、場面に応じたかなり高度な感情統制が必要であるように思われる。しかし、あまりに高いレベルの感情労働には刑務官が耐えられないということはないのであろうか。その意味では、刑務官の専門性とは何かということが問題になるのではないか。

これに加えて、そもそも適切な感情管理とは何かということ論じる上では、刑務官の役割抜きに語れないのではないかと意見が出された。

この点、受刑者から「刑務官に向けられる感情」として、「怒り」と「依存」とがあること、このいずれかが前面に表出されることとなることが指摘された。このような感情に向けられ続ける時、刑務官は帰宅後にリフレッシュできるが、被収容者はネガティブな感情をどんどん貯めていき、結果的に何らかの形で行動化していく。しかし、刑務官はこの受刑者の行動に対して、保安の観点から無表情のまま制止するのみである。このような感情に向けられれば、感情は本来動くものであるのに、そこに感情麻痺が生じることによって、自他の感情を適切に扱うことができなくなっているのではないか。こうしたコミュニケーションを変える契機となるのが、対話であると言える。

つまり、刑務官の役割を、旧来の単なる規律秩序の維持から、今後、受刑者の自律性・主体性の回復を刑務所において支援する一員として捉えていくのであるとすれば、こうした対話によってコミュニケーションを変容させていくことが不可欠となるものと思われる。

### ■刑務所という組織の変容と人権保障の必要性

「規律秩序の維持」と「社会復帰の促進」のように、種々の矛盾を抱えるのが刑務所という場であるとすれば、今、刑務所はどのような方向性に進もうとしているのか、という疑問が呈された。

現場の刑務官は、近年の実務の変化の中で、皆不安を抱えながら働いており、特に、上司がどんどん変わっては、その指示内容や方針が変化していくことにも振り回されている現状にある。

このような状況に鑑みると、やはり刑務官だけではなく、刑務所という組織全体が変わることが必要ではないか。刑務所という場に生きるすべての人の人権を保障されることが必要である。

また、刑務所の変容の過程にともなう刑務官の不安を適切に扱うことの重要性も改めて認識された。

### ■犯罪をした当事者にとっての「語り」とその理解

犯罪をした人は常に「反省」を「作られたストーリー」として持っているとの指摘があった。たとえば、犯罪行為に対する「反省」のみならず、子どもの頃の自分のふるまい等に対しても、「もっとできたはず」などと「作られた反省」を語る。当事者にとっては、こうしたテーマを何度も語る事が重要であり、それは社会復帰のための技法というよりも、生きていくうえでの態度そのものではないか。

また、矯正において、感情労働としての刑務官の仕事について理解する研修というのは存在するのか、という疑問が呈された。これについて、現在、少な

くとも初等科のうち、処遇職員に対して全くそういう研修がないことが指摘された。

そこで、こうした研修の一助として、出所者の声を聴いてはどうかとの意見も出された。これについては、満期釈放者に対して行われるアンケートを矯正局内においてもっと分析・参照してはどうかという提案がなされた。

#### ■刑務所が開かれていくための社会の役割

刑務所の中で、直接的に対話を導入していく以外に、社会においてわれわれに出来ることとは何か、ということも問題となった。

例えば、マスコミにできることとして、刑務所内での取り組みや、職員・受刑者等について報じる際の信頼関係構築に基づく取材を行うことが重要であり、日常的かつ継続的な取材がなければ、却って社会の中で誤解を生じさせてしまうことが指摘された。

学生からも、自分が大人になったときにどうやって対話を促進していくことができるのかという疑問が呈された。他者や社会についての関心を持ち続けること、さらにそれをできるだけわかりやすくいろいろな人と共有していくことの重要性が確認された。

また、言葉以外によるコミュニケーションの可能性についても指摘があった。確かに、プリズン・アート等の拡がりに照らせば、「語り」が言葉以外の手段によって果たされることも十分にありうるものと思われる。

#### ■社会における対話

刑務所を開く対話が可能となるか否かは、結局は、社会のあり方次第ではないかとの指摘があった。

対話は、既存のシステムを壊すことであるが、そういうことを実際に行うのは、日本ではそもそも難しい状況にあるのではないか。指定討論において述べられたとおり、一般に、実際に対話を実践してみて、味わうという経験がなければ、対話の中で自分を開示するということが、むしろ不快感を伴うものであると認識されてしまいやすい。

本テーマセッションは、ラウンドテーブル形式により、できるだけ率直な意見交換ができる場を目指した。結果的に、研究者のみならず、多様な立場でこの問題に関心を有する人が、それぞれの立場から自由に語り、相互に相手の話を自身の中でより深めていく、そうした「対話」の場の実践がなされていたように思う。とりわけ、大会開催校のスタッフとしてその場に臨んでいた学生からさえも発言が得られた時には、その場にいた人々の中の「何か」を引き出す力を感じられた気がした。まさしく。かような経験をわれわれ自身が積み重ねていくこと、それこそが、刑務所を、社会を開いていくのであろう。

(文責：森久 智江)

受診者の薬物規制法違反への医療者等による対応

コーディネーター：平井慎二

(国立病院機構下総精神医療センター)

話題提供：白川雄一郎 (千葉ダルク)

1 企画趣旨

刑事司法体系が規制薬物乱用を厳正に取り締まり、刑罰を与える態勢は、薬物乱用対策を構成する要素として必要であり、日本ではその態勢は明確である。

一方で、援助側職員が規制薬物を乱用した者に対応した際の方針は、関係機関に共通のものではなく、精神科医療には混乱があり、通報する施設と通報しない施設がある。

その混乱は、物質使用障害に対する治療を受けた者が検挙されることを恐れ、受診を回避しがちになり、規制薬物乱用者を社会に潜伏させる。

平井は、患者として現れた者による規制薬物乱用を通報するか否かに関して検討し、その解決は公益を最大にすることを目的にして取締処分側と援助側が効果的に連携する体系において決定されるべきであるという観点から、既遂の規制薬物使用という違法行為に強制的に対応することを職務としているか否かに注目し、関係機関を取締処分側と援助側に分け、まずは、次の∞(むげんだい)連携<sup>1,2)</sup>というものを構想した。

(図1の④)。

援助側は、対象者による既遂の違法行為を取締機関に通報せず受け入れて、援助の提供を優先し(図1の①)、また、次が可能な違法行為に関しては援助側職員から取締側職員に対象者の存在と違法行為傾向を伝えることに関して対象者の同意を得るように努め、同意が得られれば、取締職員の継続的な関わりを処遇に設定する(図1の③)。

対象者の規制薬物乱用に対する上記の援助側の態勢は援助を望む対象者を円滑に受け入れ、援助を提供し続けることを保つ。また、援助側と取締処分側の連携体系に、援助側から関わる規制薬物乱用者を、通報する場合より多くして、法による抑止力を強く提供する。従って、通報しないが、後に対象者に関して取締機関に伝える努力をする援助側の作業は、刑事司法体系の犯罪予防効果を増幅するものであり、社会の平安を効果的に支える。

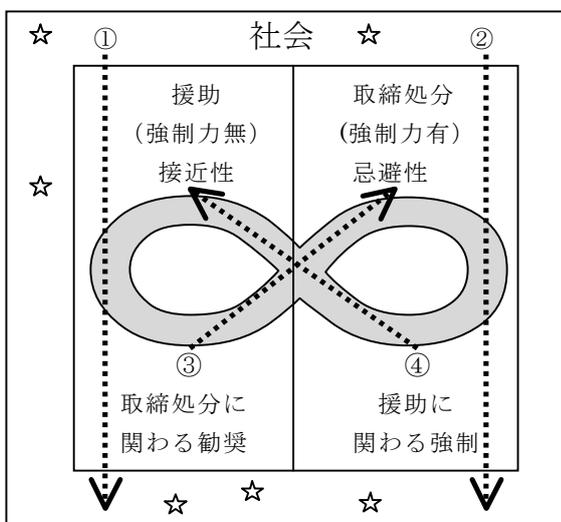
上記の態勢を刑事司法体系は援助側に期待し、協力するべきであり、次のように実現している。

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センターの回復行動に専門的に対応する部門では患者の薬物乱用を、尿検査を用いて厳正に把握しようとするが、陽性になっても取締機関に通報することはない。その態勢をもつ同施設に、2000年から現在まで、関東麻薬取締部から取締職員が訪れ、治療中の規制薬物乱用者の中で同意した者と面接している。麻薬取締官との面接並びに後の接触により、法による抑止力が処遇に設定される。同様のかわりを警視庁も2012年から2016年まで行った。

千葉ダルクは、集団生活あるいはデイケアや夕刻のミーティングで回復を支える施設である。回復の経過中に覚醒剤等の乱用が生じることがある。過去には、入寮中の者が覚醒剤を使った場合に集団生活を継続させることは、他の入寮者を守るためには困難であり、退寮させた。しかし、現在では、規制薬物を乱用した者がいても、下総精神医療センターの前記態勢を利用して、麻薬取締官に面接させるなどして、より強い法の抑止力がかかった新たな設定にして、回復訓練を再開する。

上記の千葉ダルクの態勢と同様の態勢をもって、メビウス千葉も入寮者の覚醒剤乱用に対応している。ここまで示した下総精神医療センターと関東麻薬

図1 反復違法行為に対する∞連携



その∞連携がもつ各領域の態勢は次のようである。取締処分側は、将来の違法行為を防ぐために強力な指導を行い、既遂の違法行為は厳正に取締り(図1の②)、処分においては刑罰だけでなく、援助への関わりを対象者に応じた強制力を持って指導する

取締部の関係における援助側の態勢は、対象者による既遂の規制薬物使用を取締機関に通報しないことと、それとは正反対の作業に見える、対象者の規制薬物使用傾向を取締職員に伝えることを、対象者の同意を得て行うことから、困難であるように感じられるであろう。

その方法を、ロールプレイを用いて実現可能であることを示すために、このセッションを企画した。その方法を普及させなければならないのである。

## 2 ロールプレイの設定

### 1) 症例

症例の設定は次のようである。

症例の患者Aは男性で40歳。職業は大工である。

同居家族は、妻B子38歳、子8歳、5歳、実父68歳、実母65歳。

仕事は規則的にしている。大工の腕はよく、仕事は途切れない。

仕事仲間に誘われて、3年ほど前から覚醒剤を使い始め、この半年は月に1回は覚醒剤を静脈注射で使っている。

最終使用は、初診日の前日。発揚しているので、妻B子に問いただされて、覚醒剤使用が発覚した。

妻B子に引きずられる形で外来に初診となった。

患者Aは初診では入院を拒否する。

患者Aは収入元であり、妻B子も患者Aの入院治療は避けたいと言う。

### 2) 配役

上記の患者Aの役を千葉ダルク白川雄一郎が受け持ち、対応する精神科医師Cを平井慎二が受け持った。

妻B子38歳と麻薬取締官Dの役は、ラウンドテーブルに参加していた参加者にその場で依頼し、受け入れられ、演じていただいた。

ちなみに、麻薬取締官Dの役を演じたのは、本物の麻薬取締官であった。

妻B子の役を演じた方も刑務所で薬物乱用者に対応した経験を持ち、彼らの行動を良く知っていた。

配役は十分なものになった。

## 3. ロールプレイの展開

ロールプレイの展開で注目すべき焦点は次の3点である。

### 1) 定期的薬物検出検査の開始と継続

### 2) 麻薬取締官のかかわりの設定

### 3) 反復された覚醒剤使用への対応

ロールプレイで行われたやりとりの内、上記の局面に関しては詳細に示し、流れを示す。

### 1) 定期的薬物検出検査の勧奨

ロールプレイの中で、患者Aが妻B子と一緒に精神科医師Cに受診した。精神科医師Cは患者Aに対して下記の資料1)「尿・唾液等を資料とする薬物検出検査を用いた対応」と題する文書を用いて、尿検査を勧めた。

#### 資料1)

尿・唾液等を試料とする薬物検出検査を用いた対応  
毎回の面接時に尿、唾液等を試料とする薬物検出検査を受けられます。

この検査により高い精度をもって最近の薬物乱用の有無が明らかになるので、薬物乱用を回避する思考を強く保つものになります。

1 この方法は高い効果を持ちますので、これを利用することを勧めます。

2 薬物検出検査を受け入れなくても、対応することを拒否しません。しかし、この方法を利用されない場合は、面接頻度を高める等の方法で補います。

3 一旦この方法を受け入れた後の面接時に薬物検出検査を拒否しても、あるいは、薬物検出検査の結果等から規制薬物を乱用したことが疑われる際にあなたが自首しなくても、当施設から取締機関に自発的に連絡することはなく、また、当施設での対応を拒否することはありません。

4 この方法や通常の診療の目的は検挙が実施されるための証拠を作ることではありませんが、後に取締職員あるいは保護観察官、薬務行政の職員等から捜査あるいは指導のために照会や協力依頼があれば、当施設は検査結果や病状を回答する等の対応をします。

以上を説明致しました。

年 月 日

説明者氏名

尿・唾液等を試料とする薬物検出検査を受ける努力  
について

予定日に来訪し、毎回、尿・唾液等を提出し、検査を受けるよう努めます。

下総精神医療センター院長

年 月 日

氏名

住所

電話番号

精神科医師Cは患者Aと妻B子に上記の文書を渡し、尿検査の結果の使い方について説明した。しかし、患者Aは精神科医師Cを疑い、本当は取締職員に患者Aの覚醒剤乱用を通報するのではないかと質問した。それに対して、精神科医師Cは自分の仕事は反復する行動を治療することであり、通報することは自分の治療という役割を果たさないことになり、自分の存在価値を低下させることであるので、そのようなことはしないし、また、治療を提供できる自分とのかかわりをなくすことは社会の全体の利益を害することになるので通報しないと説明した。

それを受けて患者Aは、通報しないことはわかったが、もう覚醒剤を使ったって言っているのだから、わざわざ検査をする必要はないのではないかと反論した。それに対しては、必要はないが事実を明確に残しておくことで、後に、現時点の状況を確認に伝えることには意味があると精神科医師Cは答えた。妻B子も尿検査を受けることを患者Aに勧めた。しかし、患者Aは執拗に尿検査をしないことを不合理に主張し、必要ではないのではないかと反復した。精神科医師Cは、必要であるかというところではないので、今日は尿検査をしない選択もあることを患者Aに伝え、尿検査をしないという患者Aの意見を尊重しようとした。

ところが、患者Aは「そう言われると、あまのじゃくだから、してもいいかと思ってしまうんですよ」のように応じ、結局は尿検査を受け入れた。

尿検査の結果は陽性であったとした。

精神科医師Cは、陽性であったことを確認し、患者Aと妻B子に伝えた後は、尿を廃棄し、取締機関には通報しなかった。

## 2) 麻薬取締官との面接の開始

また、精神科医師Cは患者Aに対して、麻薬取締官と会うように資料2)「面接する取締職員の業務に関する説明」を用いて勧めた。

患者Aは、覚醒剤を使ったのだから、逮捕されてしまうのではないかと精神科医師Cに質問した。

精神科医師Cは次のことを回答した。

この対応に患者が同意した場合は、覚醒剤を最後に摂取してから、2週間以上経た後に、麻薬取締官に伝える。

そうすると身体から覚醒剤が排出しつくされ、尿中から検出されなくなる。したがって、患者が麻薬取締官と面接する際に採尿されても、昨日(受診の前日)に摂取した覚醒剤が検出されることはない。

また、麻薬取締官による面接の対象者として下総精神医療センターの医師が紹介する患者は、覚醒剤の最終摂取から十分時間を経ており、証拠を得られ

ない時期に至っていることを、麻薬取締官は知っている。したがって、初回の面接で証拠を得るための作業はしない。

## 資料2)

### 面接する取締職員の業務に関する説明

取締職員は、主に以下の働きかけを受け持ち、精神科医療及び精神保健福祉、業務行政にかかわる職員、その他の関係者と協力し、対象者の社会復帰を支えます。

- 1 取締職員は、薬物乱用の未然防止を目的とし、対象者が覚せい剤等の規制薬物の入手先及び周辺薬物関係者と絶縁するように、対象者及び対象者の家族、知人に働きかけます。
- 2 取締職員は、規制薬物に関する違法行為を発見した場合は、直ちに司法的立場から逮捕等検挙手続を行おうとします。
- 3 取締職員は、対象者の状況把握をするため、精神科医療等の関係専門職に定期的な情報提供依頼をします。

以上を説明いたしました。

年 月 日

担当者氏名

— — — — —

### 取締職員との面接設定の依頼

取締職員の業務に関する上の説明を受けました。取締職員と私が面接できるよう設定することをお願いいたします。

下総精神医療センター院長殿

年 月 日

氏名

住所

電話番号

-----

患者Aは、初回の面接で検挙されることはないことと把握したが、もう覚醒剤をしないから、麻薬取締官に会う必要はないことを主張した。

上に対して精神科医師Cは次のように応じた。

「もう絶対にしないのなら麻薬取締官に会っても困らないし、麻薬取締官は逮捕する権限を持つので、怖い人たちだから、絶対にしないでおこうと強く思える。

さらに、周囲の人に、『自分は麻薬取締官と会ってしまったから、自分に覚醒剤を使わせたら、お前たちも危ないよ』と言うべきだ。そうすると、覚醒剤をあなたに持ってくる人はいなくなるので、この先、覚醒剤を使う可能性は低くなる。」

妻B子も患者Aに対して、麻薬取締官と会うことを求めた。

患者Aは麻薬取締官と会うことを受け入れた。

精神科医師Cは、覚醒剤使用障害を治そうとしている患者Aがおり、麻薬取締官と面接を受け入れたという手紙を、患者Aの氏名等を明らかにして、麻薬取締官Dに送付した。

患者Aは最終の覚醒剤使用から2週間以上を経て、麻薬取締官Dと面接した。妻B子も同席した。

麻薬取締官Dは、患者Aの住所、年齢、家族構成等を患者Aから聴取し、把握した。また、患者Aの顔写真を撮りたいと麻薬取締官Dは申し出たが、患者Aは拒否した。

患者Aはしばらく、覚醒剤を摂取することなく、大工の仕事をまじめに行い、経過していたという展開にした。

### 3) 反復された覚醒剤使用と対応

麻薬取締官と面接をした後にも、一部の者は覚醒剤を使用する。それらの者への対応をどのようにするかを示すために、ロールプレイの展開を、次のように再び覚醒剤を使用したことにした。

#### ① 覚醒剤使用と麻薬取締官との2回目の面接

患者Aは麻薬取締官Dと面接し、その後、しばらくは安定して経過した。しかし、半年ほど後に、患者Aは再度、覚醒剤を使用した。

ロールプレイの患者Aは、自宅に帰らず、一時期行方をくらまし、携帯電話への妻B子からの連絡へも対応しない時期を経て、自宅に帰ったという、おそらくは役を演じた者の実体験に基づく展開になった。その後、自宅に戻り、妻B子と一緒に精神科医師Cに受診し、尿検査を受け、結果は陽性となった。

その時点で精神科医師Cは、患者Aに次を提案した。

覚醒剤を最後に摂取してから2週間以上経た後に、精神科医師Cから麻薬取締官Dに患者Aとの面接を依頼する。その依頼の際に患者Aの状態を表す文言は、覚醒剤使用障害が不安定になっているとする。

精神科医師Cによるその提案に対して患者Aは、もうしない、もう大丈夫、やらないから必要ないののように言い、抵抗を見せた。

精神科医師Cからは、次のように伝えた。

「あなたが受け入れなければ、麻薬取締官Dとの面接は強制するものでないので、面接しないことになる。しかし、後に、麻薬取締官Dから下総精神医療センターに、あなたの状態についての照会があれば、覚醒剤使用があったことを私は回答する。おそらくは2週間以上を経ており、また、十分な証拠となる方法での採尿と検査と保存ではないので、当院での尿検査の結果は検挙する証拠にはならない。しかし、麻薬取締部は、私が、覚醒剤を使ったことを検挙されないが可能な限り早い時期に連絡することを知っ

ている。従って、あなたが覚醒剤を使ったことを、後になって麻薬取締官Dが知れば、精神科医師Cの提案をあなたが拒否し、早い時期に連絡させなかったと考え、あなたのことを要注意人物として、より厳正な対応をするであろう。」

また、妻B子の求めもあり、患者Aは麻薬取締官Dとの面接を受け入れた。

患者Aは、麻薬取締官Dとの面接では、覚醒剤をしばらく前に使用したことを認めた。

麻薬取締官Dは、今回の面接が2回目であり、規制薬物に関する違法行為に関しての麻薬取締官の主な役割が検挙であることをやや厳しい口調で伝えた。

また、患者Aは、半年前の初回の面接では拒否した顔写真の撮影も、今回は受け入れたので麻薬取締官Dは撮影した。

この後は、患者Aはしばらく、覚醒剤を摂取することなく、大工の仕事をまじめに行い、経過していたとした。

#### ② 覚醒剤使用と麻薬取締官との3回目の面接

患者Aは、麻薬取締官Dと2回目の面接をした後は、しばらくは安定して経過した。しかし、半年ほど後に、患者Aは再度、覚醒剤を使用した。その後、妻B子と一緒に受診し、尿検査を受け、結果は陽性となった。

患者Aは自ら入院治療を望み、任意入院とした。

その時点で精神科医師Cは、患者Aに次を提案した。

精神科医師Cから、覚醒剤を最後に摂取してから、2週間以上経た後に、麻薬取締官Dに患者Aとの面接を依頼する。

患者Aは、円滑に麻薬取締官Dとの3回目の面接を受け入れた。

麻薬取締官Dとの面接では、覚醒剤をしばらく前にしたことを認めた。

麻薬取締官Dは、今回の面接が3回目であり、規制薬物に関する違法行為に関しての麻薬取締官の主な役割が検挙であり、そのような対応があり得ることを2回目よりも明らかに厳しい口調で具体的に伝えた。

### 4. 今回のロールプレイでも明らかになったこと

ここに示したロールプレイを、平井は過去に何回か行ってきた。今回のものは、配役が自分の役割を良く理解しており、体験と知識が十分であり、実際に生じる展開してよくあるものであった。つまり、ここで報告したロールプレイの展開は、各立場の者の行動として現実によく生じるものであった。従って、ロールプレイの展開を、そのまま他の精神科医療施設と他地区の麻薬取締部や警察署との関係に用

いることができるはずである。

次に各局面での技法や効果の要点を記載する。

#### ① 通報しないという援助側職員の態勢の宣言

援助側職員が通報しない態勢をもち、それを宣言および明言することにより、規制薬物乱用者は援助側施設を訪れ易くなり、治療的対応に継続しやすくなり、かかわった規制薬物乱用者の病態を改善する働きかけが可能になる。

援助側職員が規制薬物乱用者を通報すること、あるいは、個々に応じて決めるなどと不明にすることは、規制薬物乱用者を社会に放置し、病状を悪化させ、社会に対する危害や損失が生じる恐れを高める。

#### ② 尿検査を実施することの重要性

##### i) 規制薬物使用の有無の把握

患者本人が覚醒剤を使ったと言っても、尿検査で結果を残しておくことは、過去のどの時点で規制薬物を使ったかを、後に、確実に把握できることであり、意味をもつことである。

##### ii) 援助側職員の態勢の明確化

尿検査で規制薬物を使ったことが明らかになって、精神科医師が通報しなかったという事実を作ること、援助側職員の通報しない態勢を患者に明確に伝える方法として強力である。

##### iii) 規制薬物乱用の回避

覚醒剤を摂取すれば、尿検査によりその使用が家族等の周囲の者に明らかになることを体験しておけば、覚醒剤乱用を回避するためのより強い努力が期待できる。

#### ③ 麻薬取締官によるかかわりの開始

##### i) より強い抑止力の提供

規制薬物を使用した場合として意識できる悪い結果が、覚醒剤乱用が家族の知るところとなり怒りや悲しみを生じさせ、一定の効果を生じるが、家族やかかわる援助側職員が通報しない態勢をもてば、患者による覚醒剤乱用が反復すれば、家族や援助側職員は、覚醒剤摂取を抑止するには効果のない存在に陥る。

麻薬取締官と面接することにより、意識することが怒りや悲しみの発現ではなく、検挙という自由を拘束される現象であり、規制薬物乱用を回避する決意と努力がより強くなる。

##### ii) 連絡時期の調整による処遇への取締職員の参加

精神科医師が麻薬取締官に連絡する時期を、最終の規制薬物乱用から2週間以降にして、規制薬物やその代謝物が身体から検出不可となることで検挙できない時期にする。この方法が、取締職員を援助的な処遇に参加させる効果を発揮する。

#### ④ 反復された覚醒剤使用と対応

##### i) 接近性を保つ一貫した通報しない態勢

対象者が規制薬物使用という違法行為を何回反復

しても、援助側職員は通報しないという態勢を保つことにより、援助側施設はかかわりやすい存在であり続けられる。

##### ii) より厳正になる取締職員の態勢

過去には麻薬取締官の役をする者が現実では援助側職員であったりすると、何回面接して甘いという誤った対応になることがある。しかし、今回はその役についての方は現実の職種も麻薬取締官であった。ロールプレイの中で、面接の度に麻薬取締官は厳しさを増していったのである。

取締官による対応が規制薬物使用を重ねる度に厳しさを増すので、援助側の態勢は通報しないままで、連携において社会を支える方向の効果を生じるものとなる。

##### iii) 高まった法の抑止力による処遇変化

ロールプレイの覚醒剤乱用者は賢明であった。彼は、自ら入院治療を望んだ。先入院し、その後、麻薬取締官と面接した。現実では、逆となることが少なくない。

患者の中には、まだ大丈夫であり、仕事を続けると主張する者は少なくない。そのような者には、麻薬取締官との面接を終え、より厳しい麻薬取締官の指導を反芻させる。その後、「おそらくはあなただけでは覚醒剤乱用をやめられないであろうから、条件反射制御法<sup>3,4)</sup>を入院して受けて、欲求を感じない状態になって、元の生活にもどることがよいでしょう」と勧める。麻薬取締官による面接はその方向に向かわせる効果をもつ。

#### 5. 参加者との質問と応答

ラウンドテーブルのこの企画への参加者の方々は、薬物対策に興味を持ち、対策に必要なものは刑罰だけでなく、治療的働きかけも重要であると知る方々であったと思われる。援助職が通用しないことに反対する意見はせず、ロールプレイでの各展開が生じる効果を理解してもらえたようであった。

#### 文献

- 1) 平井慎二：薬物乱用対策における取締処分との連携のあり方 法と精神医療 14:19-38,2000
- 2) 平井慎二：嗜癖行動のメカニズムに従った薬物需要削減のための連携 犯罪と非行 50-71 頁 No.169 2011/8
- 3) 平井慎二：条件反射制御法-物質使用障害に治療をもたらす必須の技法- 遠見書房 2015
- 4) 生駒貴弘、岡田和也、長谷川直実、佐々木渉、平井慎二. 物質使用障害に対する条件反射制御法の効果に関する統計的検証. 犯罪社会学研究第 42号 : 140 - 153、2017

国際的視点に立った刑事政策の実現  
—第14回国連犯罪防止会議（京都 kongress）の開催に向けて—

コーディネーター・司会  
山口 直也（立命館大学）  
話題提供者  
瀬戸 毅（国連アジア極東犯罪防止研修所）  
山下 輝年（アジア刑政財団）  
東澤 靖（第二東京弁護士会）  
新倉 修（国際民主法律家協会）  
鄭 裕静（青山学院大学）  
笹倉香奈（甲南大学）

1 企画趣旨

2020年4月に、京都で50年ぶりに国連犯罪防止刑事司法会議（kongress）が開催される。kongressは1955年以降、5年ごとに開催されてきた国際的刑事司法・刑事政策に関する政府間会議であり、「被拘禁者処遇最低基準規則」「非拘束的措置のための最低基準規則（東京ルールズ）」など、犯罪防止、犯罪者処遇に関する重要な準則を策定するとともに、その実施を促進してきた。

例年、kongressにおいては、当該5年度において実現が目指されるメインテーマの他、テロリズム、薬物犯罪に関する犯罪防止と司法協力、拘禁代替措置、修復的司法等に関する刑事政策、施設内拘禁、死刑等に関する行刑問題、人身取引、子どもの保護等に関する被害者問題等についてワークショップ、サイドイベントも開催され、NGOの関与も含めて犯罪防止・刑事司法に関する幅広い問題が、国際的視点にたって議論されている。

そこで本テーマセッションでは、来年4月にわが国でkongressが開催されるにあたって、刑事司法、少年司法のいくつかの論点について、既存の国連条約、準則、決議を踏まえたうえで、グローバルな観点に立脚しつつ、わが国が実施すべき刑事政策の在り方を理論・実務双方の視点から議論することにした。

登壇者及び報告内容の概要は次のとおりである。

まず、アジア太平洋地域の刑事司法実務家に対して長年にわたって研修を行うとともに過去のkongressにおいても重要な役割を果たして生きている「国連アジア極東犯罪防止研修所」の瀬戸毅所長に同研修所の役割と今回のkongressについて、続いて、長年にわたって国連刑事司法実務、kongress、アジア太平洋地域を中心とした刑事法分野での途上国支援等に関わってきた国連NGOである「公益法人・アジア刑政財団」の山下輝年事務局長（元アジア極東犯罪防止研修所所長）に同財団の役割と今回の

kongressへの関わりについて、そして、1985年以降、kongressに積極的に関与して国連NGOとしての協議資格を有する日本弁護士連合会の関わりについて東澤靖弁護士に今回のkongressに向けた日弁連の活動予定内容についてそれぞれご報告をいただいた。

また、本テーマセッションの目的が、①第14回犯罪防止会議（京都 kongress）の意義の確認、②国際的刑事政策策定の場におけるIGO・NGO関与の意義及び機能の明確化、③日本国内における国際刑事人権基準の実践及び実践上の課題についての検討、及び④刑事法研究者（学会）の関与の在り方と実践上の課題の検討であることから、特に④に関連して、刑事法学者としてNGO活動を通じて、国連刑事法委員会（コミッション）等各種の国際会議に出席して研究報告を行ってきた新倉修会員・鄭裕静会員に研究者としての今回のkongressへの関わり方について、そして、笹倉香奈会員には、犯罪社会学会員としていかにkongressにかかわるべきかについてそれぞれご報告をいただいた。（文責・山口直也）

2 UNAFEI（アジ研）及びkongressについて

瀬戸 毅（国連アジア極東犯罪防止研修所）  
第1 アジ研の概要

アジ研は、国連と日本国政府との間の協定に基づき1962年に設置された途上国の刑事司法実務家の研修等を行う機関である。実際の運営は、法務省法務総合研究所にある国際連合研修協力部が担っており、職員は、検事（裁判官からの出向者を含む。）、矯正局及び保護局出身者等の刑事司法実務家で構成されている。

アジ研の活動の中心は、年4回それぞれ1か月以上にわたり実施している国際研修と、特定の地域や国を対象とする研修である。現在までに、日本を含む139の国・地域から、5900名以上の参加を得て

おり、中には、帰国後、組織のトップになった者もいる。また、研修を通じたネットワーク作りも大切にしており、これは研修後にも活用されている。

これらの活動を通じ、アジ研は、刑事司法分野においては国際的にも高い評価を得ている。

## 第2 コンgress

国連犯罪防止刑事司法会議(コンgress)は、1955年から5年ごとに開催されている刑事司法分野では国連最大の会議で、1970年には第4回会議を、アジアで最初に我が国が開催している。現在、コンgressは、国連経済社会理事会の機能委員会として毎年開催される国連犯罪防止刑事司法委員会(コミッション)に対する諮問機関として位置づけられ、向こう5年間の刑事司法の方向性を示す役割を担っている。

アジ研は、刑事司法分野における国連関連機関の集まりであるプログラムネットワーク機関の一員として、コンgressやコミッションに積極的に参加しており、2000年以降は、コンgressの公式行事で実務的な議論を行うワークショップの運営を担うなどの活動をしている。

## 第3 第14回京都コンgress

2020年、50年ぶりに、日本でコンgressが開催される。

今回のコンgressは、2015年に国連総会がSDGsを採択して初めての会議となるので、「2030年アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」をテーマとしている。

政治宣言の採択や各国が今後の国際社会における刑事司法の在り方を示す全体会合、ワークショップ等のほか、コンgressの一週間前には、若者にも刑事司法に関心を持ってもらうためのユースフォーラムが開催される。

アジ研は、「再犯防止：リスクの特定とその解決策」を議題とするワークショップを運営するほか、付属会議として、国内外のアジ研研修参加者を集めてアジ研研修の意義等を議論する場を設けるなど、国際的な貢献を続けていきたい。

## 3 コンgressにおけるアジア刑政財団の関わり

山下輝年(アジア刑政財団)

アジア刑政財団(ACPF: Asia Crime Prevention Foundation)は、国連NGOであり公益財団法人である。1982年設立時からのスローガン「犯罪なき繁栄」は、刑事司法分野における途上国支援が背景にある。犯罪の完全撲滅はできないが、経済発展に伴う新型犯罪は、先進諸国が経験を適切に共有すれば、新型犯罪を予防しつつ途上国は発展できるのである。敷田稔元理事長主導の下、国連犯罪防止・刑事司法会議(Crime Congress 通称コンgress)に関して

は、特に1992年から2008年までの間、コンgressの関心事・テーマを視野に入れつつ、ACPF独自に世界大会・作業部会等を1~2年に1回開催し、大会毎に決議(宣言)を取りまとめてきた。

その後、財政問題に直面していることもあって、上記の世界大会開催等から方向転換し、現在の活動三本柱は、(1)刑事司法分野で半世紀以上の研修実績がある国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の活動の支援、(2)国内外での講演・セミナー等の主催、(3)国内外の刑事司法制度と運用に関する市民の理解促進、である。比較的小規模のセミナー運営であるが、国内外の協力団体と共催もあれば、ACPFフォーラムという「顔の見える交流」もあり、併せて手帳サイズの「安全な国 日本」(故堺屋太一会長責任編集)を発行し、刑事司法に関する広報を行っている。

官の助成金とは無縁で、民間の企業・個人の寄付で活動し、役員は全て無給のボランティアで運営している。まさに見返りを求めない国際協力の典型であると言える。

さて、来る2020年4月20日から京都で第14回コンgressが開催される。1970年の第4回京都コンgressから実に半世紀ぶりのことである。ACPFは、国連NGOとしてコンgressを盛り上げるべく、現在、次の4つを実施すべく準備中である。

- ① UNAFEI 同窓生のその後の活躍(UNAFEI と ACPF の共催)
- ② UNAFEI 同窓生と関係者の集うレセプション(同上)
- ③ 附属会議(Ancillary Meeting)「刑事司法と社会福祉の融合」
- ④ 附属会議「汚職防止対策・訴追機関の在り方」
- ⑤ ACPFの広報ブース設置

欧米先進諸国から学び続けて発展する日本の法分野。その恩を返すべく「犯罪なき繁栄」の精神で途上国発展に貢献する。それはprofessionの真の姿でもあろう。

## 4 コンgressにおける日本弁護士連合会の関わり 東澤 靖(第二東京弁護士会)

人権と刑事司法との関係は、多面的である。近代国家は、犯罪に対する刑罰権を独占しながら、社会の中での人々の権利を保護しようとする。その反面で、警察や検察の圧倒的な捜査・訴追能力の前に、被疑者や被告人、さらには被害者の権利を保護する必要性も生じる。弁護士の第1の役割は、刑事司法システムの中で、そうした個人の権利を守ることに認められる。

日本弁護士連合会(日弁連)は、1985年の第7回コンgress以来、代表団を送っている。人権はジ

ユネーブ、刑事司法はウィーンとある意味での国連機能の分断が生じてきた中で、国連の刑事司法政策に個人の人権の観点から声を上げていくことは、貴重な役割だと考えている。

今回の京都コンgresに向けて、日弁連は 2016 年にワーキンググループを設置して取り組んでいる。この間、毎年の犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に参加してサイドイベントや発言をするとともに、法務省の責任者を招いての研究会を開催してきた。

直接に京都コンgresに向けては、主に以下の活動を行っている。

1. 日弁連意見書の発表：「第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議における京都宣言に含めるべき事項に関する意見書」（2019.4.18）

2. サイドイベントの開催：国際機関・国際法曹団体・研究機関・国際 NGO との協力しながら、8 つのサイドイベントを主催、共催する。そのテーマは、①死刑制度の廃止、②弁護士の役割に関する基本原則、③無期懲役刑と人権、④市民への法教育（2 つ）、⑤刑事手続における法律扶助、⑥刑事手続における被害者参加、⑦国際刑事司法（特に国際刑事裁判所）における課題などである。

3. 国際シンポジウム：京都コンgres開催期間中の 4 月 25 日に京都大学を借りて国際シンポジウムを開催する。テーマは、死刑廃止と弁護士の役割に関する基本原則であり、基調講演者に条約機関・国連機関の専門家を予定している。

以上のテーマの中で、特に弁護士に関係するのは、弁護士の役割に関する基本原則（基本原則）である。1990 年のコンgresで採択された基本原則は、すべての人の司法アクセスを保障する目的で、弁護士の訓練・資格・懲戒の確保などと並んで、公権力や社会勢力による攻撃から弁護士とその職務を保護すること国家に義務づけている。しかし、この基本原則が採択された後も、弁護士に対する攻撃や嫌がらせは、世界中で止むことがない。基本原則はソフトローである上、その実施を監視するメカニズムが存在せず、また弁護士会員を保護する独立の弁護士会の役割が明記されていない。基本原則 30 周年を契機に、日弁連は、他の国内・国際弁護士会とともに、基本原則を強化する途を提起したいと考えている。

5 犯罪防止刑事司法委員会および犯罪防止刑事司法会議への参加と課題

新倉 修（国際民主法律家協会）  
鄭 裕静（青山学院大学）

「国際的な視点から刑事政策を考える：コンgresの活用方法の提案」について、新倉修（青山学院大学名誉教授・弁護士）と鄭裕静（青山学院大学非

常勤講師）が報告した。

2018 年と 2019 年に死刑問題をとりあげて犯罪防止刑事司法委員会でサイドイベントを実施した経験がある。大きな枠組みとして国連 2030 年アジェンダ「持続可能な開発目標（SDG）」に死刑問題を組み込むことを目指した。発話者として日弁連や監獄人権センター、刑事改革インターナショナル（PRI）や国際弁護士連盟（UIA）の協力を得た。

国連犯罪防止会議では死刑廃止論はなかなか主流化しないが、国連総会で「死刑停止決議」が採択され、また「SDG」理念「Nobody Is Left Behind」は死刑確者も例外ではない。

もちろん刑事政策は、国家が主体となる刑罰制度の設計・運用にかかわるものだが、国際的な働きかけや協働・協力も重要である。NGO や専門家の影響も無視しえない。1955 年の国連会議以降、国際刑法学会、国際刑務財団、国際犯罪学会、国際社会防衛協会と協調体制を築き、5 年の周期で連携して会議を開催するルールがつけられている（Big5 体制）。

そもそも国連の目的は、①国際の平和と安全の保持と②人権の保護促進にある。犯罪の防止や統制は②にかかわり、ウィーンの薬物統制局（UNODC）が事務を担当する。しかし、④防犯や処罰・受刑者の処遇の面だけではなく、⑧適正手続の保障や人権も重要な課題と言えるが、人権は主にジュネーブで論議され、ウィーンとは温度差がある。

国際的な視点に立った刑事政策も、多様な関与者が多角的な立場から多彩な問題に取り組み、意見を交換する場も多様であるという面がある。コミッションでは、敷田稔氏が国連の部長のときにタイ王国を説得してコンgresを開催させたという経験談を聞いたり、東アフリカでのテロ対策のために地元の警察官を訓練する資金を日本政府が提供して貢献しているという隠れた美談に接したりすることもある。このような個人的な経験をさらに広げて、思い切って京都コンgresに参加し、主要な刑事政策上の課題について率直な意見交換の場を増やすことが重要であろう。

研究者はどちらかというと人権アプローチに寄り添った課題設定や活動の拡大になじむが、国の刑事政策上の課題にも、データの見える化などを通じて、もう一つの視点を提供する役割がある。そのためにも国際的な研究者や NGO のネットワークは欠かせない。

6 コンgresにおける刑事司法研究者・犯罪社会学会会員としての関わり

笹倉香奈（甲南大学）

報告者の本セッションで期待されている役割は、比較的「若手」の犯罪社会学会会員のひとりとして、

2020年の kongress へどのように関わっていくのかという点についてコメントをすることである。

そもそも研究者にとって、国際会議は自分の研究を海外に発信する場合であるとともに、海外の議論や情報を得る場面でもある。海外の研究者や実務家との交流の場でもあり、共同研究などの機会を得ることもできる。学会としても、海外へその成果を発信する方法のひとつとなるだろう。

ただし、2020年の kongress には、一部に懸念も見られるように思われる。というのもサイドイベントの「選定基準」として「特定の国の実務を非難する意図を持っているものや個人の政治的課題を進めることを意図するものは認められない」と明記されているからである。しかしながら「ミーティング内容は、国連犯罪防止刑事司法プログラムでカバーされた分野」であればよく、UNODC は「犯罪防止と刑事司法改革」を3つの柱のひとつに据えている。つまり、公正で人権的価値に根ざした刑事司法システムの構築、法の支配と効果的な裁判制度、他国との共同や世界的な市民生活の向上につながる「刑事司法改革」全般がそのカバーする分野になっている。そうであるとするならば、かなり幅広い分野について取り上げることが予定されているといえそうである。実際に死刑問題などについてのプログラムも準備されている。

報告者としては、冤罪の問題に焦点を当てたサイドイベントをできないか、検討中である。B 規約は刑事被告人に「再審理を受ける権利」を保障しているが「冤罪を晴らされる権利（雪冤権）」まで保障しているのかについては、あまり議論が見られない。冤罪の防止や救済は、世界各国共通の課題であるとともに、公正な司法の実現や司法の信頼確保のために必要である。このような視点からのセッションも有意義なのではないかと考える。

なお、2020年10月には京都で、犯罪社会学会と並行してアジア犯罪学会が開催される。犯罪社会学会としてもアジア犯罪学会に向けた準備が必要であるが、そのひとつのきっかけとして、4月の kongress に参加していくことは有益なのであろう。

## 7 議論

セッション自体の参加者はそれほど多くはなかったものの、議論自体は活発に行われた。内容は以下の5点に集約される。

第1に、研究者がいかに国連刑事司法に関わるかという点である。これについては、アジア研においては各セミナーにおいて専門領域の研究者に講演などを通じて関与してもらっていること、アジア刑政財団においても同様の活動が行われていることが紹介された。また、日弁連においては、コミッションや

kongress におけるサイドイベントを研究者も交えて行っていることも紹介された。一方で学界としては京都 kongress のサイドイベントに犯罪社会学会員がコミットする予定などが紹介された。

第2に研究者が政府間会議に間接的に関わるとして、国連における刑事政策の立案過程にどのような影響を与えることが可能かという点について報告者に質問があった。これについては、関心のある各テーマに同調するホスト国（政府）を通じて、共同提案という形で議題にのせることが一つの現実的解決策であるとの意見が述べられた。

第3に、人権問題を中心に扱う国連ジュネーブ事務局とは異なり、刑事政策的議論を中心に扱う国連ウィーン事務局の場においては、人権という観点か希薄ではないかとの質問が出された。これについては、国連ウィーン事務局は、国家主権に関わる刑事司法及び同制度の問題を議論する場であるが故に全会一致評決が原則となっており、仮に人権問題が争点化する場合に、全会一致とはならず、議決ができない状態が生じるからではないかとの意見が述べられた。もっとも、各国政府が人権問題に後ろ向きということではないのであるから、NGO との建設的対話は重要視されているとの説明もなされた。

第4に、ウィーン国連事務局においては刑事司法問題に関する政府間会議としてのコミッションが毎年開催されており、5年ごとに kongress を開催することの積極的意義は国連加盟各国で共有されているのかとの質問があった。これについては、多大な支出を伴う kongress の存在意義そのものを否定する加盟国があり、kongress 不要論は根強いが、特に刑事政策的基盤がまだまだ脆弱な国々また毎年開催されるコミッションの議決国になっていない国々にとっては、kongress が重要な国政政治の場になるので、その存在意義が認められているとの見解が示された。

第5に国際会議への刑事法研究者の参加の重要性についての意見が述べられた。これに関連して、国際会議への参加、刑事司法問題の報告などを通じて国際的刑事政策の実情及び理論的到達点をインプットすることの重要性、そして、国連の諸会議等で議決された内容の分析、国内での運用の分析など研究者本来の活動の重要性も併せて確認された。

最後に、参加者全員の一致した意見として、2020年4月に開催される京都 kongress に向けて、政府関係者、司法・矯正・更生保護実務家、NGO 関係者、刑事法関連学会関係者等の連携及び建設的な対話によって、国連が目指す国際的刑事政策が実現されることの重要性が確認された。京都 kongress の成果が期待される。(文責・山口直也)

## 犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相

コーディネーター・司会：高橋有紀（福島大学）  
中島学（美祢社会復帰促進センター）  
高橋有紀（福島大学）  
本庄武（一橋大学）  
川端浩平（津田塾大学）

### I 企画の趣旨

前回の「京都コンGRESS」である 1970 年の第 4 回国連犯罪防止会議でも、「犯罪・非行の防止と規制における公衆の参与」が議題の 1 つに挙がるなど、犯罪者処遇に多様な「市民」が「参加」することの意義や課題は、世界的に長い間議論されてきた。日本では、2000 年台初頭に矯正・更生保護それぞれの有識者会議がともに、市民に「理解され、支えられる」運営の必要性に言及した。しかし、現実には「多様な市民」が犯罪者処遇に「参加」するとは何を意味するのか、また、そこに限界や課題はないのか。さらに、そもそも犯罪者処遇への「市民参加」の主体として想定されている「市民」とはどのような人々なのか。本セッションではこうした問題意識の下、矯正や更生保護、再犯防止推進計画、ホームレス支援、コミュニティ防犯等に関する理論、実務・実践の観点から 4 人の登壇者が話題提供し、フロアとの質疑・議論を行った。

### II 各登壇者の報告要旨

#### 「矯正施設における市民参加の現状と課題」

中島 学（美祢社会復帰促進センター）

##### 1 「開かれた矯正」とは？

矯正施設における市民参加を検討する上で、近時、用いられている「開かれた矯正」とはどのようなものであるのか、その目的と対象そしてその方向性を検討することからはじめることとする。

（1）開かれた矯正の目的：なぜ開かれる必要があるのか？

「開かれた矯正」の目的はこれまでの当局からの発言等からは、矯正行政運営のためにその実態が「国民に理解され」そして矯正施設が市民によって「支えられるため」であるといえる。このような主張は行刑改革会議提言(2003)において「行刑施設から、地域社会に対して積極的に広報するなどして、情報を発信していくことによって、地域社会との交流を更に活発化していくべきである。」と提言されていることに端を発しているといえる。この提言の主張は「国民の理解と協力」という表現で、再犯の防止等の推進に関する法律第 3 条の基本理念で「国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支

援すること」と規定されている。さらに、同法を受けて再犯防止推進計画の基本方針においても、「分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。」とその方針が明らかにされている。社会から隔離することを目的としていた矯正施設が、社会に向かってその理解を得るための方策を講じていく事が「開かれた矯正」として求められるような状況に転換されたことが明らかとされる。

（2）開かれた矯正の対象：何を開くのか？

本年の「刑政」7月号には、「開かれた矯正」に関する連載新企画を始めることし、その連載第一回の論考として元矯正局総務課長で名古屋高等検察庁検事長の林真琴が「開かれた矯正」への歩み ～外へ開き続ける矯正への期待～を寄稿している。その中で「開かれた矯正」として、①情報の公開・広報、②施設運営状況に関して刑事施設視察委員会の創設、③PFI 刑務所の設置、④教育的処遇の充実、⑤福祉との連携など新たな取組とその成果について検討しているが、ここで指摘された 6 つの点が主に立法当時の当局が思い描いた、矯正が開いていくポイントであったといえる。

（3）開かれる矯正の方向：どこに開くのか？

林が指摘した 6 つのポイントはそれぞれ異なる方向・ベクトルにある。それは大別とする、矯正内部から外（社会）への指向と、それとは逆の外（社会）から施設内への指向という二つのベクトルである。このうち施設内から外（社会）への指向は情報公開や広報といったものに限定される。一方、施設外から内への指向は、視察委員会、外部専門家の処遇プログラムへの参画、PFI 刑務所運営、福祉との連携といったものであり、多くの新たな展開がなされてきている。

##### 2 美祢社会促進センターの実状

これら「開かれた矯正」の一つの取組である PFI 刑務所の運営の実情について報告する。

PFI 刑務所としての美祢社会復帰促進センターは、平成 19 年に運用開始し、既に 13 年が経過している。公権力の直接行使以外の多くの業務に民間企業が参画している。その運用理念は、官民協働、人材

の再生、地域との共生の三つを掲げて具体的な取組を実施してきている。

所属する民間スタッフは、民間常勤215人、非常勤655人（4月現在）であり、主な担当業務としては、常勤スタッフは保安警備要員、刑務作業・職業訓練の企画、各種改善指導・訓練の企画等の業務に、非常勤スタッフは：指導・訓練の外部講師、維持管理・清掃等の業務に従事している。

地域・社会との交流の実態としては、市・地元・施設の三者協議会が設置され、施設設置反対の立場であった地域住民の方々積極的に施設の運営等に協力する場が形成されてきている。また、参観・見学の状況は他施設に比べ多く、年間100件以上の参観・見学を受け入れている。

さらにセンター生の社会参加・地域貢献としては、フラワーアレンジメントの作品を地域に提供し、また、美祢市や大手通信会社と提携してのネット販売のホームページ作成等の職業訓練等を実施している。その他に、就労期間は短期間ではあるが、センター生を外部の工場へ通勤させる「外部通勤作業」も実施しているところである。

### 3 アンケート結果

どの方向に何を開いていくか等を把握するため、矯正施設や受刑者等に関して市民がどのような認識をもっているのか、アンケート調査によりその実態を把握することとした。調査期間は本年9月、調査対象はSPC（民間スタッフ）職員60名（回答59名）、市役所職員60名（回答59名）、調査方法・内容としては、本人の刑務所・センター・受刑者に対する意識、役割に関して開設前（27問）と現時点（37問）での認識の違い、家族等にも同様に開設前（10問）と現時点（10問）での認識の違いをそれぞれ、「思う・どちらでもない・思わない」の三点法により調査した。さらに、今後のセンターが取り組む地域との関わり等に関する認識（10問）を調査した。

#### （1）刑務所/センターに関する意識

SPC職員にとって美祢センターを含め刑事施設は、自分自身や家族等にとって関係ないところではなく、また、「怖いところ」という意識は弱まったものの、20%以上のものが「漠とした不安」を感じ、15%のものが「働くことに躊躇」するような、ある種の緊張感を含んだ場と認識していることが推察される。

#### （2）刑務所/センターの役割

刑事施設の役割については、SPC職員も市役所職員も、「反省」や「改善更生」、「社会復帰を支援する」場であると強く認識しているが、その比率が実際に勤務するSPC職員より市役所職員の9割近い者が認識している点が特徴的である。SPC職員の回答内容

をみると、「反省させる」に「思う」と回答した者は7%減少し、「改善更生」に「思わない」と回答した者は6%増加し、「社会復帰支援」に「思う」19%増、「思わない」11%減となっている。この増減は、現場で現実の処遇場面に直接・間接に関与するSPC職員の偽らざる心情を示していると推察される。

#### （3）受刑者/センター生に対する意識

受刑者：センター生に対する意識については、SPC職員が「規則を守れない」「きちんと生活できない」、そして「自分とは異なる」に「思う」と36%～58%回答している点、とりわけ、「自分とは異なる」にそれぞれ41%の者が「思う」と回答している点の一つの特徴といえる。市役所職員は同じ設問に「思わない」と回答したのが受刑者33%：センター生42%となっている点を比較すると両者に大きな認識の差が認められるといえる。この傾向は、市役所職員の回答の多くが「どちらでもない」に42%～68%と高率であることから、その意識は抽象的であり特定の認識が形成されていないと推察され、SPC職員は業務で接するセンター生の姿や刑務官との会話等から、その具体像が形成され自己との対比を可能としていると推察される。

#### （4）今後の地域とのあり方について

SPC職員がそれぞれの設問に否定的な回答傾向にあるところ、市役所職員はその必要性等について肯定的な回答がみられた。際立った回答としては、センター設置に関する地域住民の意識について、「なくなって欲しい」と思っている（多くいる+いる）にSPC職員は35%、市役所職員は25%回答しているが、一方、「良かった」と思っている（多くいる+いる）にSPC職員は40%、市役所職員は56%回答している点からは、センターに関して両義的な意識を地域住民がもっていることが推察される。

### 4 まとめ：これからの開かれた矯正と市民参加

これまでの検討等をおしてこれからの開かれた矯正と市民参加のあり方に関して考察する。まず、その目的とするところは、出所者等も含めて「誰一人取り残すことのない共生社会」の実現への参画と再構築される。具体的には、刑事施設等の矯正施設が、社会一般において「生きにくさ」を抱えている人たちにとっての「再誕」の場所となり得る、社会インフラのひとつとして、例えば図書館等の公共施設のように社会貢献しえる「市民の施設」として、地域に存在しえる施設として開かれていくことが期待される。

このような目的を実現するために期待される取り組みとしては、一部の改善指導にみられるダルクメンバーの改善指導への関与のような、市民となった元受刑者らの施設運営への参画、とりわけ当事者と

しての経験・知見を個々の受刑者の立ち直り/回復に結びつける取り組みがさらに進展することが期待される。このような外（社会）から施設への指向は、内部の活動を別な視点で解釈・意味付けすることが可能となり、これまで気づいてこなかった種々の取組についての有価値化が図られることも期待される。この有価値化される施設内の知見、とりわけ立ち直り/回復の物語は社会における生きづらさを抱えている人々への回復の手がかり・筋道を提示しえるものである。さらに、施設内から外（社会）へ還元されたその立ち直り/回復の手がかりが社会内で有効に作用・機能し、その成果が施設内へと再び還元しえるという循環を引き起こすことが「矯正を開く」ことによって期待される。これらの考察を含め、議論のための話題提供とした。

## 文 献

- 林 眞琴, 2019, 「開かれた矯正」への歩み ～外へ開き続ける矯正への期待～」刑政 130 巻 7 号.  
西尾 隆, 2015, 「刑務所管理の変容と人的資源- 強制とサービスの間-」社会科学ジャーナル 79

## 「犯罪者処遇における「第三者委員会」の意義と課題」

高橋有紀（福島大学）

### 1 問題意識

日本では 2000 年台初頭に矯正・更生保護のそれぞれにおいて有識者会議が、「地域に理解され、支えられる」ことの重要性を指摘し、その一助とするために「第三者委員会」を設置することを提案した。矯正・更生保護に対して市民が「視察」や「提案」をするという第三者委員会の役割は、篤志面接委員や保護司のような形の「市民参加」に支えられてきた日本の犯罪者処遇において、ある意味で特殊な形態の「市民参加」と言える。そのような「第三者委員会」が矯正・更生保護において果たし得る役割とは何か、また、第三者委員会の委員を務める「市民」とはどのような人々であり、「第三者委員会」の仕組みは彼らに何をもたらすのか。

本報告ではこれらの点について、先行研究に関する文献調査に加え、報告者の福島刑務所視察委員会および、福島自立更生促進センター運営連絡会議での経験を踏まえて考察した。

### 2 「第三者委員会」の設置に関する議論の経過

守山（1979）は、犯罪者処遇における「公衆参加」の形態を「促進助成」「抑制監視」「対立抗争」「補充指導」「自衛自決」の 5 つに分類し、「抑制監視」的な「参加」として、当時すでに英国に存在した刑務所の訪問者委員会等の取組を紹介している。他方

で、日本の矯正・更生保護は、篤志面接委員や保護司など守山のいう「促進助成」的な市民参加に大いに支えられてきた歴史を有する。しかし、「他者の容喙を入れない」（土井：1997）閉鎖的な「日本型行刑」を前提とした矯正や、対象者の秘密保持や保護司の「地域性」に期待し、保護司の担い手を「公的な選考と承認」（恒川：1971）に堪える者に限定しがちであった更生保護の下での「市民参加」はいきおい、既存の矯正・更生保護を理解し、いわばそれらを「内輪」で支えるものに偏りがちであった。そして、その下では、矯正における「第三者委員会」の必要性を指摘する議論に対して、矯正実務家サイドから、日本社会や「日本型行刑」には馴染まないとの反論さえなされていた（鴨下：1989、赤塚：1996）。他方で、そうした「促進助成」的な市民参加の担い手が一定の層に偏り、犯罪をした者と彼らの社会階層に乖離があることも長く問題視されてきた。

その中で、2000 年台初頭の「行刑改革会議」、「更生保護のあり方を考える有識者会議」はいずれも、それまでの矯正・更生保護が多分に閉鎖的であったことを問題視し、「第三者委員会（第三者機関）」の設置を提案した。その背景に、それまでの閉鎖的な矯正・更生保護の行き詰まりを露呈させた「名古屋刑務所事件」や保護観察対象者らによる重大再犯事件があったことはよく知られている。さらに、これらの会議が置かれた 2000 年台初頭は裁判員裁判の導入をはじめとした司法制度改革が行われた時期と一致し、市民が刑事司法の各過程に「参加」することへの期待が集まった時期でもあった。また、司法制度改革自体もその流れに位置づけられるものではあるが、この時期は新保守・新自由主義が拡大する中で、行政サービスのアカウンタビリティの確保とそれに対する「市民の責任」が強調された時期でもあった。そうした時流の下では、それまで「犯罪者処遇」の特殊性を盾に一定の閉鎖性や排他性を正当化できてきた矯正・更生保護ももはや「聖域」たりえず、「市民」の目を意識することが求められるようになったと考えられる。

### 3 「第三者委員会」での経験から

報告者は、2017 年度より福島刑務所視察委員会委員（2017、2019 年度に副委員長、2018 年度に委員長）および、福島自立更生促進センター運営連絡会議委員長を務めている。前者は、行刑改革会議の提案を基にいわゆる被収容者処遇法で全刑事施設に設置が義務付けられたものである。それゆえ、福島刑務所視察委員会も他施設の委員会同様、弁護士、医師、地域の代表者、有識者（報告者が委員になる以前も福島大学の教員が委員を務めていた）で構成されている。一方、後者は、福島自立更生促進センターの

開所への反対運動を受けて設けられた、市民らと施設側との懇談会の中で提案され設置に至ったものであり、法的な根拠はない。ただし、更生保護についても、有識者会議は「更生保護が国民や地域の理解を得るため、(略)いわゆる第三者機関を設ける(更生保護のあり方を考える有識者会議：2005)ことを提案していた。もっとも、現状の福島自立更生促進センター運営連絡会議はあくまで同センターの運営について、福島保護観察所から報告を受け、意見を提出するものであり、有識者会議が提案したような「第三者機関」とはやや趣が異なるのも事実である。また、設置の経緯の影響もあり、委員にはもともと反対運動をしていた市民やPTA関係者等、刑事施設視察委員に比して多様なバックグラウンドを持つ者が含まれる。これら2つの「第三者委員会」について、本報告では、経験に則して以下の3つの点に関して考察し指摘した。

第1に、法務省矯正局のウェブサイト公表されている「各刑事施設視察委員会の活動状況(平成30年度)」等からは、各地の視察委員会において類似した意見が挙げられていることや、いわゆる「軍隊行進」の廃止を提案したり通達を引用したりといった「専門家」的な意見が少なからず存在することが見て取れる。これらの事実からは、インフラ面や自弁物品の価格・品目等について全国の刑事施設が共通して抱える問題が存在することや、多くの委員会において、意見書を犯罪者処遇に精通した弁護士や刑事法研究者が執筆していることが窺える。他方で、視察委員会も運営連絡会議も、施設行事への参加や、視察委員会であればニュースレターの発行や被収容者との面接等の活動を通して、ある意味で施設運営を支える、守山の言う「促進助成」的な役割を負う場面もある。こうした役割期待や役割意識はともすれば、第三者委員会が矯正・更生保護官署との「対立」姿勢を保つことを難しくする。しかし、報告者は、矯正・更生保護官署の側が「第三者委員会」のこうした役割を犯罪をした者が「外とつながる」チャンネルであると前向きにとらえる姿勢は、犯罪者処遇の「社会化」に繋がるとも考えている。

第2に、「第三者委員会」の委員、とりわけ刑事施設視察委員会の委員は、必ずしも犯罪者処遇や犯罪をした者の事情を十分に理解しておらず、時に彼らに対する嫌悪感や「刑務所が恵まれているから再犯が増える」といった専門家から見れば「誤り」と言わざるを得ない見解を示すこともある。しかし、そうした者も委員として施設職員や被収容者とかかわる中で認識を改めることは少なくない。また、そうした者は犯罪者処遇について十分な知識がないからこそ、犯罪者処遇の現状や限界について知識を有する者がともすれば「仕方ない」「難しい」と感じてし

まう事項についても、積極的に建設的な提案をすることもある。「第三者委員会」で活動していると、矯正・更生保護官署の職員がそのような委員の提案に対して、予算的な限界や自らの都合を「教える」姿勢で臨む場面によく出会う。しかし、実はこうした委員の提案こそが「健全な市民感覚」を反映している場合もあると考えられ、それには真摯に向き合うべきではないか。

第3に、「第三者委員会」の担い手たる「市民」もいわゆる「地元の名士」や有識者に偏りがちであり、この点は、保護司や篤志面接委員ら犯罪者処遇における伝統的な「市民参加」の担い手と同様である。彼らはいずれも一定の保守的な価値観を有する一方で、犯罪をした者に対する見方は時に正反対でもある。このことは一見奇妙にも映る。しかし、類似した社会階層や価値観にあっても、犯罪者処遇に対して協力的である者も、そうでない者もいるという事実は、何らかのきっかけさえあれば犯罪者処遇や犯罪をした者の更生に関心を強める可能性がある市民が確実に存在することを窺わせる。そして、「第三者委員会」という形で矯正・更生保護と向き合うことは、そうした「きっかけ」の1つとなり得るのではないか。他方で、「第三者委員会」の委員となるような「地元の名士」や有識者だけが「市民」ではない。報告者自身も、「県外出身の大学教員の30代女性」という地方都市では圧倒的少数派の「市民」でありながら「第三者委員会」の委員を務めることについて、「多様な市民の参加」の外観を作り出しはしても、地域における「多様な市民の意見」を代弁することになっているのか疑問に感じることは少なくない。

#### 4. まとめ

長く「促進助成」的な形態以外での「市民参加」に対して閉鎖的であった日本の矯正・更生保護にとって、「第三者委員会」のような形で「市民」がかかわることの意義は小さくない。しかし、現状では「第三者委員会」にかかわる「市民」もまた地域の一定の層に偏りがちであり、それら以外の「市民」の多様な視点や感覚を犯罪者処遇に反映させる方策も検討すべきである。また、そもそも、犯罪をした者や被収容者も一人の「市民」である。それゆえ、各々の委員が、「自分」以外にも多様な「市民」が存在することと、何らかのバックグラウンドを持った「自分」という「市民」が「第三者委員会」で活動することの意義の両方を意識する必要があると考える。

#### 文献

- 赤塚康, 1996, 「第4議題「外部機関が矯正に与える影響」『刑政』107(2):61-69.
- 鴨下守孝, 1989, 「刑事施設法の下における社会との

連携」『刑政』100(1):114-123.

更生保護のあり方を考える有識者会議,2005,「更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して」

恒川京子,1971,「保護司制度の諸問題—ボランティアとの対比において」『刑法雑誌』18(1=2):141-156.

土井政和,1997,「「国際化」の中の日本型行刑」『刑法雑誌』37(1):25-39.

法務省矯正局,「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」(2019年)

一,「刑事施設視察委員会の活動状況」(2019年)  
[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00111.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00111.html) (最終閲覧日2019年10月16日)

守山正,1979,「刑事政策における公衆参加の現代的意義」『更生保護と犯罪予防』54,1-22.

※この研究は、JSPS 科研費 16K17007 の助成を受けたものです。

## 「地域における再犯防止の推進と矯正、保護の役割」

本庄武（一橋大学）

### 1 報告の趣旨

現在、再犯防止が政府全体として取り組むべき重要な政策課題として位置づけられているが、再犯防止推進法は再犯防止にとっての地域の果たす役割の重要性に着目している。ここに、本テーマセッションのテーマである「犯罪者処遇への市民参加」と再犯防止との接点が認められる。刑事政策に携わる者は、地域社会の力を活用して再犯防止を進めていくことを考えるべきであろう。

この点について、現在は自治体が再犯防止にいかなる役割を果たすべきかに注目が集まっているが、本報告では、伝統的な犯罪者処遇機関である矯正や保護にできないことがないのか、に注目したい。現状では、矯正や保護は自治体との連携という新たな課題に対してどう向き合うかに腐心していると思われるが、それだけでなく、矯正や保護が固有に果たすことのできる役割もあると考えられるからである。

### 2 再犯防止推進計画

2017年に閣議決定された再犯防止推進計画は、再犯防止のためには、①犯罪等の未然防止、②捜査・公判の適切な運用を通じた適正な科刑の実現、③犯罪をした者等の、犯罪の責任等の自覚・犯罪被害者の心情等の理解・社会復帰のための自助努力が重要であるとし、「刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている。」という認識を示す。そこから、生きづらさを抱える犯罪者が地域社会で孤立しないための「息の長い」支

援等、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組実施が必要であるとされる。

これまで、矯正や保護は、犯罪をした人の社会復帰を支援し改善更生を図ることを通じて、上記のうち、③を支える役割を担ってきたといえる。

実際に、再犯防止推進計画は、実施者が目指すべき方向・視点として、5つの基本方針を掲げるが、その中でも、刑事司法機関の役割は、「限界が生じている」とされた伝統的な課題をさらに推し進めることとその取組を広報することに求められているようにみえる。矯正や保護は現時点での取組を継続することで再犯防止に貢献するとともに、そのことを広報することに努めればよく、より一層の再犯防止は他のアクターに期待されている、という構図が見える。

さらに計画は、7つの重点分野を掲げる。①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備である。

このうち、矯正や保護に期待されるのは⑤のうちの広報・啓発活動ということになる。その具体的内容は、i)国民の再犯防止等についての関心と理解を深める、ii)再犯の防止等に関する施策やその効果について積極的に情報を発信する、iii)社会を明るくする運動において、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動を行う、iv)再犯の防止等に資する基礎的な教育として、法教育を推進する、v)民間協力者を表彰する、である。

重点的に取り組むべきは、再犯防止の「施策」や法制度についての広報・啓発である、とされている。

### 3 再犯防止対策に関する世論調査

では国民は再犯防止施策についてどの程度認識しているのであろうか。参考になるのは、2018年に内閣府が実施した世論調査である。それによれば、「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である」と答えたのは79.5%、「再犯防止民間協力者の認知度」は81.6%と高い値を示している。しかし、「社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間を聞いたことがある」は38.9%にとどまる。また「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」は53.5%となっている。その具体的内容は、「ボランティア活動」41.0%、「広報・啓発活動参加」27.5%、「更生保護施設への寄付」26.9%などである。逆に、「協力したいと思わない」は40.8%であり、その理由は「ど

う接すればよいかわからない」44.9%、「自分や家族の身に対する不安」43.0%、「犯罪をした人と関わりたくない」35.5%、「具体的イメージがわからない」24.7%、「時間的余裕がない」24.4%、「国や地方公共団体が行うべき」14.3%となっている。

ここから分かるのは、一般論としてほとんどの人が、再犯防止という施策の重要性については認識し理解している、ということである。また再犯防止のために活動している民間人が存在していることについての認知度も高い。確かに、社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間の認知度は低い、施策が認知されているのであれば、こうした運動や月間の存在そのものの認知度は、そこまで重要でないと思われる（なお月間は、推進法に基づき2017年から始まったものであり、認知度が低いのはある意味当然である。）。問題は、国民は立ち直りへの協力には必ずしも積極的でない、ということである。協力といっても選択肢から分かるように、そのハードルは高いものではない。にもかかわらず4割の国民が協力に消極的である点は問題であろう。その理由を見ると、犯罪をした人へのイメージの不存在や漠然とした不安感が存在していることが分かる。日本社会は犯罪が少なく、犯罪が身近ではない社会である。そのため、犯罪をした人々が不可視化され、社会から排除されてきたのではないかと、そのことがまた犯罪をした人への根強い偏見を助長してきたのではないかとと思われる。このようにみると、再犯防止推進計画における市民への働きかけの重点には、世論調査の結果から見て取れる課題との間で、乖離があるのではないかと疑われる。再犯防止を標榜するのであれば、犯罪をした人を包摂し得る社会を目指さなければならないはずであろう。そのための戦略的な広報・啓発活動が必要ではないか。

#### 4 社会を明るくする運動

代表的かつ継続的に実施されている啓発活動が社会を明るくする運動である。「更生保護」誌によれば、2019年は、再犯防止施策に関する関心が低い30代、40代への広報を強化するため、その子ども世代への働きかけを行うことが有効であるとして、更生ペンギンホゴちゃん等を活用することや、提携関係にある吉本興業所属タレントの出演などを活用して、更生保護の周知を図ることが目指されていた。

ここでは更生保護という政策分野を知らない人に知ってもらうことが重視されており、必然的に働きかけの対象は広く薄いものとなっている。とっつきやすさを優先しているため、踏み込んだ内容の広報が行いづらい構造にある。

#### 5 市民の多層性

しかし、一言で市民といっても多様な存在が包摂されている。保護司や更生保護女性会等の伝統的な民間協力者、ダルク等の新しい民間協力者も市民であるし、再犯防止に意義を認めない層も市民である。その中で社会を明るくする運動は、再犯防止に無関心な層をターゲットにしているが、再犯防止に意義を認めている層も働きかけのターゲットにすべきではないだろうか。この層には、犯罪をした人に不安を感じる人や、主体的に関わる意欲まではない人、自分に関係のある問題だと考えていない人、機会があれば協力したいと思っている人などが含まれている。これらの人々に対して、戦略的な働きかけを強化して、民間協力者の数を増やし、長期的に日本社会の構造を変えていくことが重要ではないだろうか。

#### 6 矯正、保護ができること

いくつか具体的な提言を試みる。まず社会を明るくする運動については、メッセージが抽象的過ぎるとの指摘もされているところであり、協力雇用主等の民間協力者に講演をしてもらう機会を増加させるのはどうだろうか。犯罪をした人はどのような人であるか、どうすれば立ち直りを支援できるのかについて豊富な経験を交えて語ってもらうことで、偏見が除去されていくことが期待される。また、立ち直りに成功し社会で活躍している元当事者の人に語ってもらうのも有効であろう。刑事施設視察委員としてのささやかな経験からしても、犯罪をした人と接触することは、犯罪や犯罪者への印象を大きく変える場合がある。さらに教育現場でも、犯罪や犯罪をした人の更生を考えてもらうための取組を強化すべきであろう。推進計画は、法教育に言及していたが、法教育は正義観念の醸成や法制度への理解を高めることを狙いとしたものであり、それとは別に犯罪はなぜ起こるのか、どういう人が犯罪をするのかについての犯罪学の知見を分かりやすく伝えていく取組も必要だと思われる。それを通じて、犯罪とは社会の縮図であるという認識が、早期の段階で普及すれば、長い意味で犯罪への社会の見方が変わっていくことが期待できる。

最後に、矯正にできることであるが、これまでは受刑者の逃走を防止することで地域社会に安心感を提供することが重視されてきたように思われる。しかしこれをやりすぎると、受刑者は逃走すれば何をかわからない恐ろしい存在である、との印象を強化する副作用があり得る。受刑者も地域社会の一員なのだという認識を広めるための意識的戦略的な情報の公開や提供が望まれる。具体的には、社会的な貢献的な性質を有する活動を拡大していくことが考えられる。施設外処遇を積極化することや、施設外で地域ボランティアを協働すること、反対に施設内に

地域住民を招いて共同作業を実施したりすることが考えられる。また潜在的な再犯防止の担い手である可能性が高い施設参観に訪れる市民に対し、受刑当事者との懇談の機会を提供したり、受刑当事者に作業内容等の説明の役割を担わせたりすることをすれば、犯罪をした人、受刑をしている人のイメージを劇的に変えることが可能である。いずれもハードルは低くないと思われるかもしれないが、こうした活動を担える人材が施設内に全くいないわけではないはずである。犯罪をした人の中には、そういう人たちもいるのだと思わせることができれば、抽象的な「犯罪者」に対する固定観念は払拭できるはずで、こうした取組の有効性は高いと思われる。

## 7 まとめ

本報告では、再犯防止の実を上げるために、矯正や保護がこうした意識的戦略的な広報を担うべきではないか、という問題提起を行った。

### 「不可視化されるコミュニケーション—地域社会における多様性と社会的分断の現在—」

川端浩平（津田塾大学）

#### 1 目的

本報告の目的は、現代日本社会における受刑者や元受刑者の矯正や更生保護をめぐって地域社会や多様な市民の参加を促すという状況の中で浮かび上がる課題を明らかにし批判的に検討することにある。21世紀の日本の都市部の中心市街地は、郊外化と拮抗／連動しつつ、再開発とともにジェントリフィケーションが進行した。その過程において明らかになったことの一つは、多様性が言祝がれるいっぽうで社会的な分断線が引かれていったことである。本報告では、元受刑者であるホームレスの人びとと防犯パトロールのボランティアメンバーへの参与観察と聞き取り調査で得られた知見を起点として、地域社会における多様性と社会的分断の現在への考察を深めたい。この事例を通じて、防犯という福祉と隣接しているはずの領域において専門化が進展しているがゆえに蝸壺化しており、専門的な知識や経験のない一般の市民に負担を強いることには課題が山積みであることを明らかにするとともに、研究者や専門的な実践家たちが多様で横断的な研究や実践を取り入れる必要性を論じる。

#### 2 方法

そこで本研究においては、2002年のホームレス自立支援法の施行を通じて変容していった地域社会におけるホームレスの人びとの状況を批判的に考察し、厚生労働省等の統計を通じてホームレスの減少とともに不可視化が進むとともに、根底にある貧困問題

とホームレス問題が切り離されている過程を明らかにした。このことを明らかにしていく上で、元受刑者である二人のホームレスへの3年におよぶ参与観察と聞き取り調査から得られた知見をもとに、ボランティア活動を通じて包摂されることのない彼らと背景にある貧困問題に焦点を当てて分析した。もう一方で、地域社会の防犯パトロールのボランティア団体の参与観察と聞き取り調査を踏まえて、ボランティアの人びとがパトロールを通じて出会うホームレスの人びととのコミュニケーションを考察するとともに、彼らのホームレスの人びとに対する理解やジレンマを考察の対象とした。包摂と排除を巡って地域社会において相対する場面が発生し得る二つの調査対象者を考察することを通じて、ホームレスの排除をめぐる問題とともに、対話や協働的な実践の可能性について考察することが可能となった。

## 3 結果

分析の結果、元受刑者のホームレスの男性たちは、ホームレスのボランティア支援を通じて自立を達成する方向へと向かいだしていたが、貧困や人間関係の脆弱性により野宿生活へと舞い戻ることになってしまった。彼らが野宿の場所として選択したのは一級河川沿いの河川敷である。2000年代にホームレス自立支援の施作とともに進行していた都市中心部の再開発やジェントリフィケーションを通じて、公園などの公共の空間を含めて彼らが滞在することのできる場所はほとんどなくなっていたのだ。このことが示唆するのは、ホームレスの数は減少したというよりも、「目視」を通じて把握することができない状況になったことである。さらには、ホームレス支援という領域において元受刑者に向き合うことの困難や課題を示唆していると言えるだろう。

このようなホームレスの人びとを取り巻く状況を下から推し進めていった要因の一つは同時期に進められていた安心・安全のまちづくりであった。この一環を担ったのが本報告の事例として考察した防犯ボランティアのパトロール団体である。彼らの多くがホームレスの人々に非常に真摯に向き合っていた。決してあからさまな排除的な行為やコミュニケーションを取ることはなかった。むしろ、彼らにとってホームレスの人びとの存在は「もっとも悩ましい」問題であり、失踪している自分の親族を想起させるなどジレンマを覚えるものであった。

しかしながら、彼らの活動の指針であるアメリカ生まれの防犯社会学理論であり、1990年代後半からグローバルに展開している割れ窓理論を前提とした活動においては、ホームレスの人びとはコミュニケーションや支援の対象ではなく、犯罪の呼び水となる犯罪者予備軍と位置づけられている。この、脱工

業化時代における中心市街地の衰退や治安の悪化に対応した再開発やジェントリフィケーションを推進する犯罪社会学の理論に従えば、多様な一般市民であるボランティアの人びとが個人的にどのように感じようともどうすることもできない、つまり意図せざる結果として排除を推し進める環境づくりを担っていることが明らかとなった。このことはまた、従来は取り締まりとともにケアの対象でもあり得たホームレスの人びとが福祉から切り離されていくことを示唆している。

#### 4 考察

本報告では、従来は警察が担ってきた安心・安全の取り組みを市民が担うことによって様々な課題が存在することが明らかとなった。防犯ボランティア団体による下からの草の根的な活動において掲げられていた当初の目的は、人と人との繋がりが希薄になっている現代社会において、コミュニケーションの再構築こそが安心・安全な社会を生み出すことであった。ただし、犯罪社会学の理論といった専門的な知識や技量がないことによって意図せざる結果としてホームレスの人びとの排除を招くとともに、福祉の支援といった隣接している地域社会の課題と分断されてしまうような状況を生み出してしまった。

もう一方で、ホームレスの自立支援のボランティアの取り組みにおいても、元受刑者とホームレス問題の親和性を考えれば犯罪や貧困といった問題は取り組むべき課題であるが、やはりここにも専門知や実践をめぐる分断線が引かれているように感じる。このホームレス支援をめぐる問題は、昨今のホームレス研究や支援の取り組みにみられるようなホームレスの障がい者の存在によって明らかとされている。ホームレスと障がいを結びつけることは、既存の研究においては二重のスティグマを当事者に負わせるということでタブー視されてきたような状況があり、支援の現場においては異なる専門知や実践の取り組みを架橋することの困難性ゆえに試みられてこなかった。2000年代の地域社会におけるホームレス支援の施作から取り残された障がいを抱えた人びとの顕在化が示すのは、地域社会における人びとのコミュニケーションの断絶であるとともに、専門家や実践家の間の関係性の断絶でもある。

これらの考察をまとめると、特定の目的に特化した理論やデザインは、隣接している問題や人びととの間に分断線を生み出す可能性がある。そしてまた「多様」な市民に分断を橋渡しさせる役割を担わせることは困難である。ゆえに、「多様」な市民の創出は、多様な専門家による協働を通じた取り組みや理論化の結果として登場するということになる。本部会の中心的議論である矯正や更生という過程を一般

市民に委ねるといった場合にも同様に、「多様な市民」が専門的な知識や実践の経験を踏まえることなく受刑者や元受刑者との関係性を構築していくのは困難であり、意図せざる結果を招く可能性が高いだろう。これらの課題を乗り越えていくためには、異なる専門的な知識や実践的な活動の経験が「交錯」する領域を考察して現状を学び直すとともに、異なる分野間を架橋する横断的な繋がりを再構築する必要があるだろう。

#### 文献

Clarke, Andrew, and Parsell, Cameron, “The potential for urban surveillance to help support people who are homeless: Evidence from Cairns, Australia”, *Urban Studies*, Sage Publications, Sep 2018.

浜井浩一、芹沢一也、2006、『犯罪不安社会——誰もが「不審者」？』光文社。

五十嵐太郎、2004、『過防備都市』中央公論新社。

川端浩平、2013、『ジモトを歩く——身近な世界のエスノグラフィ』御茶の水書房。

川端浩平、2017、「地域社会のグレーゾーン——ホームレスから地元志向現象を考える」秋津元輝・渡邊拓也編『せめぎ合う親密と公共——中間圏というアリーナ』京都大学学術出版会、85—109頁。

河合幹雄、2004、『安全神話崩壊のパラドクス——治安の法社会学』、岩波書店。

Kelling, George, and Coles, Catherine, 1996, *Fixing Broken Windows: Restoring Order and Reducing Crime in Our Communities*, New York, The Free Press.

小宮信夫、2001、『NPOによるセミフォーマルな犯罪統制——ボランティア・コミュニティ・コモンズ』、立花書房。

———、2005、『犯罪は「この場所」で起こる』、光文社。

西澤晃彦、2010、『貧者の領域——誰が排除されているのか』、河出書房新社。

小田啓二、2001a、「ガーディアン・エンジェルズの犯罪防止活動とコミュニティづくり」、西川芳明、松尾匡、伊佐淳編著、『市民参加のまちづくり——NPO・市民・自治体の取り組みから』、創成社、67—82頁。

Sliwa, Curtis, and Schwartz, Murray, 1982, *Street Smart: The Guardian Angel Guide to Safe Living*, Addison Wesley.

ヴァカン、ロイック、1999=2008、『貧困という監獄——グローバル化と刑罰国家の到来』新曜社。

Wilson, James, Q., and Kelling, George, L., 1982, “Broken Windows: The police and neighbourhood

safety”, in *The Atlantic Monthly*, March, pp. 29-37.

山北輝裕、2015、「知的・精神障害をかかえた野宿者の地域生活への移行」『理論と動態』8号、55—73頁。

Zimbardo, Philip, G., 1970, “The human choice: Individuation, reason, and order versus deindividuation, impulse, and chaos, in Arnold, W. J. & Levine, D. (eds.), 1969 *Nebraska Symposium on Motivation*, University of Nebraska Press, pp. 237-307.

### III 議論・まとめ

以上4つの報告の後、フロアからの質疑・意見を踏まえ、登壇者とフロアで議論を行った。

中島報告が取り上げた美祢社会復帰促進センターについては、同センター職員や美祢市役所職員へのアンケート調査の対象や結果に関して質問があったほか、中島から同センターを取り巻く地域の人口構造の変化やその中で同センターを維持し、地域にとっての存在意義を高めていくことの困難さと意義が語られた。

高橋報告や本庄報告が話題にした刑事施設視察委員会については、同委員会委員の経験を有する者から自身の経験を踏まえた意見や質問が挙げられた。視察委員会が時に、施設運営において「促進助成」的な役割を内面化し「対立」姿勢を避けがちになるという高橋報告に対しては、フロアや本庄から「専門家」という「市民」としてそのような姿勢を避けることを意識しているとの意見があがった。また、視察委員会での被収容者との面接等を通して、犯罪をした者への見方を変える委員の例を基に、「社会を明るくする運動」等で元犯罪者らが積極的に前に出ることを提案した本庄報告に対しては、市民が、いわば「上澄み」とも言うべき理想的な改善更生を果たした者のみとかかわることになりかねないとの意見があった。この点について、本庄から、そのような側面は否めないとは言え、既存の広報行事にはない効果が期待できることや、視察委員会が面接する被収容者は必ずしも理想的な改善更生を果たす人物とは限らないとの見解が示された。

また、セッション全体にかかわる点として、川端報告において必要性が指摘された「多様な専門家」の協働のあり方や、犯罪をした者もまた「市民」である一方で、新自由主義の下では犯罪をした者に限らず、さまざまな人々が刑事施設の内外で市民性を剥奪された生き方を余儀なくされていることについて意見や質問があった。「市民」とは誰かというのは、企画者が問題意識を有していた点でもあり、この点について登壇者による報告やフロアからの質疑・意

見によって様々な見解が示されたことは本セッションの大きな意義であったと考える。

なお、蛇足であるが、本セッション後、登壇者の中島と川端の間で、刑事施設にラップ音楽を用いた取り組みを導入する意義や可能性が話題になったとのことである。また、刑事施設視察委員会の委員経験のある会員からは、今後、同委員会の経験を共有し考察する企画を本学会等で行うことも提案された。本セッションが川端の言う「多様な専門家」の協働のきっかけとなり、それが「多様な市民」による、犯罪者処遇への多層的な参加をもたらす一助となったとすれば、そのこと自体が本セッションの1つの意義であったと言えよう。

## 覚せい剤事犯者の社会復帰に向けた地域の役割 ー司法：処遇：支援の副題

コーディネーター・司会：矢作 由美子（聖徳大学）  
指定討論者（国立精神・神経医療研究センター）  
話題提供：吉開 多一（国士舘大学）  
勝田 聡（法務省保護局観察課）  
羽間 京子（千葉大学）

### 1 企画趣旨

本セッションでは、平成 28 年 6 月に施行された「刑の一部の執行猶予」（以下、「一部猶予」という。）の導入から 3 年を経て、わが国の覚せい剤事犯の施策は大きな転換点を迎えている。そこで、一部猶予は、覚せい剤事犯者の社会復帰にとって有効な制度であるのかを、以下の司法（吉開多一先生）・処遇・支援（勝田聡先生）、データ分析結果から（羽間京子先生）の各視点から報告をして頂き、その上で、指定討論者である松本俊彦先生とともに意見交換しながら、一部猶予制度の有効性に検討する企画である。

### 2 司法の視点からの可能性について

吉開多一（国士舘大学）

#### （1）覚せい剤事犯の厳罰化とその影響

わが国の刑事裁判では、覚せい剤自己使用を含む覚せい剤事犯に対して厳罰をもって臨んできた。その背景には、①1955（昭和 29）年をピークとする第一次覚せい剤濫用期を徹底した取締りと厳罰化で抑止した成功体験、②暴力団が覚せい剤を資金源としていることによる暴力団対策と覚せい剤事犯対策との同一視、③覚せい剤自己使用者も覚せい剤濫用の一翼を担っている、幻覚・幻聴による凶悪事件を未然に防止する必要がある、拘禁して断薬することが本人の更生のためになるといった考え方があった（北島敬介「覚せい剤犯罪と量刑の動向」法律のひろば 31 巻 2 号〔1978 年〕44 頁以下、鈴木邦芳「覚せい剤事犯についてーその現状と対策ー」罪と罰 19 巻 4 号〔1982 年〕6 頁以下、藤田昇三「薬物事犯の実態とその対応」法律のひろば 38 巻 1 号〔1985 年〕13 頁以下など参照）。他方で、覚せい剤自己使用者を精神科医療の患者として治療することの困難さから、医療がその受け入れに消極的であったことも指摘されており（瀬川晃「覚せい剤事犯の多発化と犯罪者処遇」刑法雑誌 72 巻 2 号〔1986 年〕499-500 頁）、刑罰以外の選択肢が乏しかったことにも留意を要する。

覚せい剤事犯に厳罰をもって対処したことは、刑

事司法側にも負担をもたらした。所持品検査、任意同行と留め置き、強制採尿、電話傍受、訴因の特定、違法収集証拠排除法則といった刑事訴訟法上の論点は、覚せい剤事犯に刑罰を科すために生じたものがほとんどである。最近の裁判例にも、警察官による覚せい剤の押収に重大な違法があるとして違法収集証拠排除法則を適用し、覚せい剤を所持していた者に対して無罪を言い渡したものがある（東京高判平 30・3・2 判タ 1456 号 136 頁、大阪高判平成 28・10・13 判タ 1439 号 127 頁など）。刑罰を科すのであれば、こうした手続的正義の徹底は不可欠となるが、覚せい剤自己使用者には治療が必要であるという認識が浸透しつつある現在では、刑罰を科すための捜査・裁判・弁護のコストに合理性があるのか、再考すべき時期に来ているように思われる。

#### （2）覚せい剤事犯の量刑実務と一部猶予の影響

現在の刑事裁判の量刑実務は、行為責任主義を原則とし、被告人の犯罪行為にふさわしい刑罰を科すものとしている（最判平 26・7・24 刑集 68 巻 6 号 925 頁）。そこでは「過去の犯罪行為」を対象にして回顧的な判断がなされており、展望的であるべき「再犯のおそれ」も、前科や余罪といった過去の行為を中心に判断される（遠藤邦彦「量刑判断過程の総論的検討」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系 1ー量刑総論』〔2011 年・判例タイムズ社〕1 頁以下）。覚せい剤自己使用事犯の量刑については、いわゆる段階的量刑が行われており、初犯者には懲役 1 年 6 月・3 年間執行猶予の判決が言い渡され、執行猶予中に再犯に及んだ者は懲役 1 年 6 月以下の実刑に処せられ、その後は再犯をするたびに 2 か月から 4 か月程度の刑期を上乗せしていくのが一般的となっている（難波宏「前科、前歴等と量刑」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系 3 一般情状等に関する諸問題』〔2011 年・判例タイムズ社〕35-45 頁）。

こうした覚せい剤事犯の量刑実務に一部猶予が与えた影響として、一部猶予とするためには「処遇の実効性」を展望的に判断しなければならなくなったことで、処遇と連携した量刑が重視されるようになった点が指摘できる。大阪刑事実務研究会が 2016

(平成 28) 年 6 月から 2017 (平成 29) 年 11 月までの 226 件の裁判例を調査した結果 (極上慎二・永井健一・海瀬弘章「刑の一部執行猶予制度に関する実証的研究」判例タイムズ 1457 号 [2019 年] 5 頁以下) によれば、「処遇の実効性」を認めるにあたり、社会復帰後の身元引受・監督、更生意欲、薬物再濫用防止プログラム又は薬物依存離脱指導を受ける意思、保釈中のプログラム受講・治療状況、被告人・監督予定者の覚せい剤依存離脱 (支援) に対する知識などが考慮されており、今後は「実際に社会内処遇が実施された事案が増えてくることによって、社会内処遇を実施する上での隘路等が、より具体的に明らかになり、これに基づいて更に制度の在り方について検討が深まっていく」と予想されている。最近の裁判例でも、覚せい剤前科 7 犯の被告人が専門医療機関での治療を継続していることを理由として、一部猶予にしたものがあり (東京高判平 29・10・11 判タ 1455 号 88 頁)、過去の行為ではなく、将来の処遇を見据えた量刑判断が広がっていく可能性がある。

### (3) 司法の視点からの可能性についての私見

刑事司法の立場からも、すでに 1977 (昭和 52) 年の時点で、薬物事犯に対する「刑罰の限界」を指摘する声があった (亀山継夫「薬物乱用事犯の現況と対策」ジュリスト 654 号 [1977 年] 34 頁)。覚せい剤事犯については、2004 (平成 16) 年以降、検挙者が毎年 1 万人程度で固定化し、「刑罰の限界」が窺える状態にある。一部猶予を実施し、その結果をフィードバックしていけば、処遇の充実化を図ることができ、それは覚せい剤自己使用者全体に対する処遇の充実化にもつながる。医療を含めた地域社会に彼らの居場所ができれば、刑事司法としてもこれまでのように厳罰で対処するのではなく、他の選択肢を取ることが可能になってくる。そこから、覚せい剤自己使用を非刑罰化する段階が見えてくるのではないか。

## 3 薬物事犯者に対する保護観察の現状と今後の課題

勝田 聡 (法務省保護局観察課)

保護観察とは、犯罪者や非行少年の再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進することを目的とする社会内処遇である。刑事処分を受けた薬物事犯者のうち、保護観察の対象となるのは、実刑判決を受け、矯正施設から仮釈放を許された者のほか、保護観察付一部猶予者及び保護観察付全部猶予者である。

保護観察は、常勤の専門職である保護観察官と民間篤志家である保護司が協働して実施する。保護観察官は、保護観察対象者のアセスメントを行った上で、処遇の実施計画を立案し、保護司はその計画を

踏まえて、毎月定期的に保護観察対象者と面接して、指導監督及び補導援護を行っている。

薬物事犯者は再犯率が高いため、保護観察所においては、薬物事犯の保護観察対象者には、薬物依存の改善を目的とした処遇プログラムを実施するなどして、重点的に保護観察を実施している。具体的には、仮釈放期間が 6 月以上の仮釈放者と保護観察付執行猶予者に、薬物再乱用防止プログラムの受講を義務付け、実施している。同プログラムの内容は、5 回の課程からなるコアプログラムと、仮釈放者及び保護観察付一部猶予者を対象とするステップアッププログラムであり、いずれのプログラムにおいても、簡易薬物検出検査を実施している。

コアプログラムは、保護観察官が、一定のワークブックを使用し、保護観察開始当初に個別又は集団により実施している。具体的には、保護観察対象者に、(a) 薬物依存に関する心理教育を実施した上で、(b) 薬物使用のひきがね、(c) 薬物を使用しない場面、(d) 薬物使用の兆候の自覚をうながし、(e) 薬物の再使用を防ぐための再発防止計画を作成させる。コアプログラム修了後は、ステップアッププログラムにおいて、薬物依存からの回復のプロセス、飲酒の問題等、薬物使用に関連するテーマについて、保護観察官がワークブックによる教育等を継続する。これらのプログラムは、保護司による処遇と並行して行われる。

薬物事犯者が断薬を継続するためには、本人の動機付けの高さと支援者の存在が必要と考えられる。上記のプログラムは、保護観察対象者に、薬物依存についての自覚を促し、具体的な行動の計画を作成させるプロセスを通じて、断薬に向けた動機付けを高めることが期待されよう。保護観察官や保護司は、薬物事犯の保護観察対象者の指導や援助を通じて、断薬を支える支援者の役割を果たすことが肝要である。さらに、保護観察期間終了後も断薬を続けるためには、家族をはじめとする支援者を確保することが重要であり、さらに、本人が地域の医療や支援団体と関わりを有していることが望ましい。そのため、法務省と厚生労働省においてガイドラインを策定し、保護観察所は地域の社会資源の開拓や連携の強化に努めている。しかし、現時点においては、保護観察中に治療や支援に結び付いた事例は約 5% である。

2016 年 6 月、刑の一部の執行猶予制度が導入され、3 年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた者について、刑の一部の執行を猶予することが可能となった。特に、薬物事犯者については、薬物依存の改善のため、矯正施設における施設内処遇を実施した後、保護観察所による 1 年から 5 年の比較的長期間の保護観察を実施し、その再犯を防止することとされている。この制度の実施状況について見ると、言

い渡される一部猶予期間は2年が最も多く、次いで3年、1年の順になっている。保護観察付一部猶予者の事例を見ると、生育歴における虐待の被害、両親や妻との離別などの経験、未成年からの薬物乱用の開始、保護処分歴、交友関係、経済状態の問題等が多重的に認められる事例が少なくなく、薬物依存の問題以外にも、多様な困難や問題性を抱えていることが認められる。

薬物事犯者の保護観察をより効果的に実施するためには、現在、次の三つの課題があると考えられる。第一に、個々の対象者のアセスメントの充実である。生育歴を踏まえ、薬物事犯者が薬物使用に至った背景要因を見立てるとともに、薬物以外の問題性についても適切に把握し、分析することが必要である。第二に、プログラムを実施する際に、マニュアルのみに頼るのではなく、個々の対象者のアセスメントを踏まえ、個別の状況に応じた処遇を実施することが望まれる。第三に、プログラム実施後に断薬を支えるために医療や支援団体につながり一層促進していくことが必要である。関係機関との連携を進めるためには、医療や支援団体と保護観察所との立場の違いをどう乗り越えるかが課題となる。例えば、保護観察所におけるプログラムにおいて、簡易薬物検出検査を義務付けていることから、医療等を受けている場合でも、プログラムをすべて免除することが困難であるという課題がある。これらは、今後の重要な検討課題である。

#### 4 データ分析結果を踏まえての報告

羽間 京子（千葉大学）

##### （1）問題と目的

諸外国では、薬物使用者への対応として、ハームリダクションや司法領域以外のダイバージョンなどが導入されている。一方、日本では、刑罰が科され、比較的厳しい刑が言い渡される。覚せい剤事犯者は、他の犯罪者よりも、刑事施設への再入所率が約10%高く（犯罪白書、2018）、その理解と適切な対応は非常に重要な課題である。

欧米諸国における司法領域の薬物依存治療に関しては、長期データを使用した研究によって、若年であること、男子であること、犯罪歴があることが、リラプスのリスク要因とされてきた（Hallet al. 2004; Johnson et al. 2011; Pelissier et al. 2001、2003）。しかし、日本では研究が少なく、あってもデータ数が限られている（Hazama & Katsuta、2019）。さらに、犯罪や薬物使用について、社会文化的背景要因も含めた検討が必要（Liu、2009）であるが、このような日本の研究は乏しい。

本研究では、覚せい剤の自己使用または自己使用目的の所持で受刑し、仮釈放に付された人の長期再

犯データを分析し、再犯に関連する要因を明らかにするとともに、処遇やサポートの留意点を論じることを目的とした。

##### （2）薬物依存の理解と保護観察の機能

法務省と国立・精神神経医療研究センター（2019）は、覚せい剤事犯による受刑者（699人）に調査を行い、その約80%の人が、中度から重度の薬物依存の問題を有することを明らかにした。McLellan et al.（2000）は、薬物依存を慢性疾患と位置づけた。こうした位置づけにより、長期的で継続的な介入、つまり continuing care（McKay、2009）の必要性が強調される。

松本ら（2019）は、覚せい剤依存症者の再使用は、満期で刑務所を出所した後が最も多く、地域での孤立は再使用のリスクであると指摘した。しかし、日本では、10年くらい前まで、多くの精神科医療関係者は、薬物依存症患者を忌避しがちだった（松本、2018）。実際、仮釈放された薬物事犯者にとっての主な相談相手は、保護司・保護観察官となっている（松本ら、2019）。つまり、仮釈放下の保護観察は、地域におけるケアとして機能していると言える。

##### （3）方法

分析対象者：覚せい剤の自己使用あるいは自己使用目的の所持により受刑し、2003年に仮釈放に付された人5079人のうち、データ欠損のない1807人（男子1561人、女子246人、平均年齢 = 37.5 [SD: 9.8]）を対象とした。

分析方法：分析対象者の仮釈放後10年間の再受刑に関するデータを、2017年に法務省保護局から提供を受けて分析した。目的変数は、覚せい剤の自己使用または使用目的の所持による再受刑と、その他の犯罪による再受刑の有無であった。説明変数として、年齢、性別、犯罪歴（受刑回数、少年院送致回数）、精神障害の診断の有無、家族との同居の有無、元暴力団関係者であるか否か、教育歴、経済状態を使用した。さらに、continuing care 期間の代替変数として、仮釈放期間を使用した。加えて、再犯に与える影響をコントロールするため、受刑期間を説明変数に加えた。

解析方法として、コックス回帰分析を行った。有意水準は5%とした。

##### （4）結果

10年間の薬物再犯は47.5%、一般再犯は9.1%だった。薬物再犯に、(1)年齢が若いこと ( $p < .001$ )、(2)受刑回数が多いこと ( $p < .001$ )、(3)精神障害の診断があること ( $p = .021$ )、(4)刑期が長いこと ( $p < .001$ )、(5)仮釈放期間が短いこと ( $p < .001$ ) が、有意に関連していた。

##### （5）考察

第一に、若年であることと受刑回数が多いことが、

薬物再犯のリスク要因であるとの結果は、先行研究と一致していた。

第二に、精神障害の診断があることが、薬物再犯の有意なリスク要因との結果は、先行研究の一部と一致した。加えて、日本の場合、地域での精神医療を受ける機会の少なさが、この関連に影響している可能性がある。

第三に、仮釈放期間が短いことが、薬物再犯に有意に関連していた。ここから、刑務所出所後、地域での continuing care 期間を確保することの重要性が指摘される。ただし、continuing care は、仮釈放下でのみなされなければならないわけではない。むしろ、地域の専門機関・団体によるケアのほうが効果的とも考えられる。重要なことは、保護観察と地域関係機関との連携である。

第四に、受刑回数之多さと受刑期間の長さが薬物再犯のリスク要因であるとの結果から、覚せい剤使用者を受刑させることは、薬物再犯を減少させる点で、逆効果であることが示唆される。

今後、覚せい剤使用者（事犯者）の薬物再使用リスク要因に関する研究の更なる実施が必要である。加えて、保護観察所が、地域の支援機関とどのように連携し、どのように繋げていくかという課題について、具体的な議論が求められる。

<付記>

本研究は、科学研究費補助金（15K04114）（研究代表者：羽間京子）の助成を受けて行われた。本研究の一部は、Hazama, K., & Katsuta, S. (2019). Factors associated with drug-related recidivism among paroled amphetamine-type stimulant users in Japan, *Asian Journal of Criminology*, Advance online publication にて発表した。本研究に関して、開示すべき利益相反はない。

## 5 指定討論者

松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部长、同センター病院薬物依存症センター長）

私たちは2006年より、神奈川県立精神医療センターせりがや病院（現、神奈川県立精神医療センター）で新たな薬物依存症治療プログラムの開発に着手した。それが、せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program; SMARPP）である。

このSMARPPの効果については、平成22～24年度厚生労働科学研究班（研究代表者 松本俊彦）において、治療の継続性を高め、自助グループのような他の支援資源の利用率を高める点にあることが明らかにされている。つまり、「より長く、より多くの社会資源とつながれる可能性を高める」という効果であ

る。これこそが、薬物依存症の治療に必須の要件といえるであろう。薬物依存症は、糖尿病と同じような慢性疾患である。治療の目標は、1～2年といった短期的断薬ではなく、地域でのケアの継続性にこそ置くべきである。

ただし、SMARPP 最大にして真の効果は、実は、支援者の薬物依存症者に対する偏見解消と人材育成にあると考えている。

確かに精神保健福祉センターは行政機関という特性上、SMARPP を提供する業務を2, 3年経験した後に、ようやく上手にプログラムを運営できるようになった職員は異動となり、後任には再び「ずぶの素人」のような職員が新たに赴任するということがくりかえされる。そのような事情から、「精神保健福祉センターは職員の異動が多くて相談支援の質が上がらない。だからSMARPPをやっても効果もないし意味もない」という批判を耳にすることもある。

しかし、こうした批判には異論がある。いうまでもなく、薬物依存症からの回復に必要なのは、回復プログラムだけではなく、包括的、総合的な福祉的支援が必要である。精神保健福祉センターのプログラムにかかわることを通じて薬物依存症者への忌避的感情を克服し、回復を信じられるようになった自治体職員が、県庁や保健所、児童相談所などに異動し、散らばり、地域を変えていくわけです。こういってもよいであろう。SMARPP プロジェクトの本質は、人材育成を通じた地域変革のムーブメントなのだ、と。

2019年7月現在、SMARPP ないしはそれに準じたプログラムを用いて薬物依存症患者の治療を行っている施設は、医療機関42箇所、保健・行政機関40箇所に広がっている。そして、平成28年度からは、SMARPP は「依存症集団療法」という名称で正式に保険医療としての算定対象となりました。

現在、私たちは、2016年6月に施行された「刑の一部執行猶予制度」を視野に入れて、もう一つのプロジェクトを進めている。

すでに述べたように、薬物依存症からの回復に最も重要なのは治療・支援の継続性ですが、そうである以上、保護観察終了後に地域の任意にもとづく社会資源につなげる必要がある。そこで、形式上はあくまでも薬物問題を抱えた保護観察対象者のコホート研究の形をとりつつも、その実、保護観察から地域の社会資源へのつながりを高めるシステムの構築に挑戦しているのである。

具体的には、薬物関連犯罪による保護観察対象者に対し、保護観察開始からおよそ3年のあいだ、精神保健福祉センターから定期的に電話でコンタクトをとり、コホート研究に必要な情報収集をするとともに、対象者にニーズがあれば様々な相談や情報提

供を行うというものである。当然、必要に応じて医療機関、あるいは民間回復施設や自助グループを紹介したり、精神保健福祉センターで実施している回復プログラムへの参加を促したりもする。また、たとえ対象者が薬物使用を告白した場合でも守秘義務を優先し、その情報を保護観察所に伝えずに、治療や回復支援を一緒に考えるのである。

なお、精神保健福祉センターからの定期的なコンタクトをする期間を3年と定めたのは、現状では「一部執行猶予判決」を受けた者の保護観察期間としては2年が多いからです。つまり、保護観察終了からさらに1年間地域側からのコンタクトがあれば、保護観察から地域支援へのつながりが多少とも担保されると考えたわけである。

この精神保健福祉センターによる積極的支援は、2017年3月より4箇所の精神保健福祉センターで開始されて以降、少しずつ実施エリアを拡大し、2019年7月現在、全国69箇所ある精神保健福祉センターのうち17箇所がプロジェクトに参加している。

私たちは、このプロジェクトの存在が地域の保護観察対象者の未来を変えるかもしれない、と考えている。このプロジェクトへの参加同意者は、条件満たす保護観察対象者のわずか2割にすぎませんが、それにもかかわらず、8割の不同意者の未来をも変えている可能性がある。現に、平成29年度法務省保護局の統計によれば、全国の保護観察対象者の仮釈放又は刑の執行猶予取消し率は6.7%であるのに対し、当該年度の時点で本プロジェクトに参加していた地域（東京都多摩地区、川崎市、神奈川県、福岡市）に限っては、取消し率は0.0~0.6%と明らかに低いのである。

地域でこのプロジェクトが始まると、精神保健福祉センターと保護観察所とのあいだで相互への信頼感とそれぞれの業務への理解と信頼が醸成されます。もしかすると、こうした、支援にかかわる人の「空気」の変化が、地域を変えているのかもしれない。

私は、覚せい剤事犯者の社会復帰を促進するには、各地域において司法機関と相談機関とがこのように具体的なケースを介してつながり、それを通じて支援者の偏見が低減されるシステムの構築が必要であると考えている。

## 6 議論

フロアとの主なやりとりは、以下の通りである。

Q1. (横山実)「覚せい剤に対する刑罰化の経緯を踏まえて、今後も今の刑罰化の現状をどう考えるか」、A1. (吉開)「覚せい剤の人は医療と司法の狭間にさまよっていた。医療体制を構築されて、医療にお願いできるのであればやがて非刑罰化、そして非犯罪化のルートをとるのが適切である」。

Q2. (葛野尋之)「刑罰は宣告刑なのか？収容期間なのか？仮釈放期間を延ばすことで、早期の仮釈放を活用することにより再犯を防止することが必要なのか？」。A2. (羽間)「収容期間である。仮釈放は長い方がよい」。

Q3. (斎藤豊治)「受刑回数と刑罰が長いことがリスク要因であると思われるが、多くの要素、測れない要素はリスク要因であるのか？」。A3-1. (羽間)「社会的孤立などの測れないファクターを今後取り入れていくには、どのようにしたら良いか検討していきたい」。A3-2. (松本)「動機付けや若年層などの治療につながらない人の対策については、自覚させることは難しいが、保釈中などの弁護士などによって来させられた時や逮捕などのきっかけとして、治療とう社会資源を活用する気持ちを持ってもらえたら良いと思う」。A3-3. (吉開)「一部執行猶予の処遇の有効性が確認できればより広く活用できると思う」。

Q4. 「非刑罰化した際に誰が反対するのか？これを注目すべき。少年の薬物使用の特徴は？」。A4. (松本)「10代男子の薬物使用が減少が目立つ。ただし、市販薬、処方薬の依存症が増えている印象を受ける。大麻については、使用経験の調査が必要である」。

Q5. (横山実)「保護観察官は、法執行官なのか？ケースワーカーなのか？役割葛藤があるのではないのか？」。A5. (勝田)「若い保護観察官は、マニュアルに頼りがちであるが、個別具体的な対応の見立てのツールの開発を検討している」。

Q6. (服部朗)「地域へつなぐとは、具体的にはどのような人がつなぐのか？」。A6-1. (勝田)「つながるのは早ければ早いほど良い。刑務所でつなげることも必要である」。A6-2. (松本)「保護観察官の中で、ソーシャルワーカー的な気質の人が増えた。夜間・休日のプログラムを充実させる必要がある。さらなる社会資源の充実が必要である」。

## 刑事政策学の復権V

いかにすればポスト／ニーズを増やす／高めることができるか

コーディネーター・司会：松原英世（愛媛大学）

話題提供：武内謙治（九州大学）

石塚伸一（龍谷大学）

### 1 企画趣旨

第1回「法学教育における刑事政策の意義と展望」、第2回「社会の変容と刑事政策学の意義」、第3回「刑事政策学のアイデンティティを求めて」、第4回「刑事政策学のこれから」と続いた本企画『刑事政策学の復権』も、今回でいよいよ最後である。そこで、今回はプラクティカルな課題（いかにして刑事政策学のポストや大学／社会における具体的なニーズを増やしていくか）を取り上げた。

話題提供として、①刑事政策学におけるリカレント教育の意義や可能性、②法学部（ロースクール）及び法学部以外（福祉や心理、その他の周辺領域）で刑事政策学を教育することの意義やその実現可能性、③犯罪学部設置構想（具体的なビジョン、それを実現するための戦略、その実現可能性、実現に向けた課題、場合によっては代替案、期待される効果等々）を用意した（なお、②の話題提供者として中村芳生（中央大学）先生を予定していたが、インフルエンザに罹患したため参加が叶わなかった）。これらをきっかけとして、（これからの）刑事政策学について幅広く意見交換を行いたい、というのが本企画の趣旨である。

かつて、本学会で犯罪社会学について同様の課題が取り上げられたことがある（例えば、ミレニアム特別企画ラウンドテーブル・ディスカッション「犯罪社会学の活性化」（第27回大会）、ラウンドテーブル・ディスカッションB「世論形成及び政策過程における犯罪社会学研究者のレーゾンテートル：少年法改正を素材として」（第28回大会）、ラウンドテーブル・ディスカッションA「30年を振り返って：The Spirit of 犯罪社会学会」（第30回大会））。これらの企画については、その関心が本企画のそれと重なる面が多々あるように思われる。それゆえ、「刑事政策学の復権」にとって、犯罪社会学研究者の経験や意見等も大いに参考になるだろう。

今回が本企画の最終回であるため、話題提供者も3名に絞り、参加者間でのディスカッションに多くの時間を割いた。残念ながら参加者は必ずしも多くはなかったものの、刑事政策学のこれからのについて活発な意見交換ができ（その結果有益な示唆を得ることができた）、実に有意義なラウンドテーブル・ディ

スカッションとなったと考えている（このことにつき、話題提供者の先生方をはじめ、ご参加いただいた会員の皆様方に、この場を借りて、厚くお礼申し上げます）。

なお、企画趣旨の説明に続いて、文献からの引用を適宜示しながら、①これまでのテーマ・セッション「刑事政策学の復権」、かつての②「犯罪社会学」についての同様の企画（前述のものに加えて、ラウンドテーブル・ディスカッション「若手研究者をどう育成するか」）、③刑事政策学にとっての「古き良き時代」、④伝統的刑事法学への批判、⑤刑事政策学復権への提言、について概観した。

### 文献

- 荒木伸怡（1998）「刑事法の法社会学と犯罪社会学」日本法社会学会編『法社会学の新地平』有斐閣 146-155頁。
- 河合幹雄（2007）「裁判員制度は日本の民主主義を変える可能性を持っている」論座 149号 87-91頁。
- 松村良之（1989）「書評・荒木伸怡著『裁判：その機能的考察』」犯罪社会学研究 14号 136-138頁。
- ミレニアム特別企画シンポジウム（2000）「犯罪社会学の回顧と21世紀への展望」日本犯罪社会学会第27回大会報告要旨集 1-16頁。
- ミレニアム特別企画ラウンドテーブル・ディスカッション（2000）「犯罪社会学の活性化」日本犯罪社会学会第27回大会報告要旨集 39-43頁。
- 宮澤節生（1989）「書評・荒木伸怡著『裁判：その機能的考察』」法律時報 61巻6号 136-138頁。
- 宮澤節生（1993）「「時代の風」としての川島武宜」法律時報 65巻1号 65-67頁。
- 宮澤節生（1998）「法社会学の制度化と研究指導体制の課題」日本法社会学会編『法社会学の新地平』有斐閣 206-273頁。
- 宮澤節生（2000）「刑事司法の経験的研究」日本犯罪社会学会第27回大会報告要旨集 12-16頁。
- 小津博司「刑事司法と検察はどのように変わってきたか：法律を学ぶ人たちに」法学教室 403号（2014） 168-179頁。
- ラウンドテーブル・ディスカッション（2001）「世論形成及び政策過程における犯罪社会学研究者の

レーズンテートル：少年法改正を素材として」日本犯罪社会学会第 28 回大会報告要旨集 23-26 頁。  
ラウンドテーブル・ディスカッション (2003) 「30 年を振り返って：The Spirit of 犯罪社会学会」日本犯罪社会学会第 30 回大会報告要旨集 32-37 頁。  
ラウンドテーブル・ディスカッション (2005) 「若手研究者をどう育成するか」日本犯罪社会学会第 32 回大会報告要旨集 51-53 頁。  
特集 (1992) 「法社会学的法律学の可能性」ジュリスト 1010 号 11-46 頁。

## 2 刑事政策学の現状と刑事政策学におけるリカレント教育の意義や可能性について

武内謙治 (九州大学)

与えられたテーマはリカレント教育の意義と可能性であるが、学部・大学院・法科大学院における刑事政策教育、若手研究者養成とも密接に関連する問題であるため、法学部における刑事政策学の現状を踏まえつつ、刑事政策学の「復権」の道を探ることにしたい。なお、本報告の現状認識は、あくまで「専業の法学系刑事政策研究者」として法学部、大学院 (研究者、専修、社会人)、法科大学院、リカレント教育、少年院での連携授業に従事した個人的な体験に基づくものである。

刑事政策を法学部や法科大学院のカリキュラムに組み込むことには意味があり、ニーズもある。(法)学部生の進路は公務員、民間企業、法科大学院進学など多岐にわたるが、裁判員制度、セキュリティの私化、福祉との連携、街づくり、再犯防止条例などに見られるように刑事政策の外縁が広がってきていることから、いつ誰がどこで「刑事政策」と遭遇するかわからない。法科大学院教育も含めて、法律解釈学の体系が精緻化すればするほど、法の現実的作用、現実との接点の理解は重要になる。行動・実践としての刑事政策の活発化、学際性を強くもつという学問としての特質を考えれば、(ディープ)アクティブ・ラーニングの素材にもしやすい。

にもかかわらず刑事政策学の「復権」が語られなければならない状況にあるのは、法学部において刑事政策関連科目は減り、刑事政策専攻者の新規採用も難しい状況にあるからであろう。国立大学法人に端的に見られるように、大学関連予算の削減が主たる原因であるものの、学際性が災いして「刑事政策」は専門性がなくとも講じることができる科目であるとの認識の拡がりもないとはいえないのではないかと。こうした状況は刑事政策分野での博士論文審査にも影響を及ぼしており、若手研究者の育成ができないという悪循環をつくっている。「刑事政策学」(研究者)が「何ができるのか」を学の内外に示すために

は、ガイドラインのようなものをつくる必要もあるであろう。

社会における刑事政策へのニーズに応えるために、社会人の大学院教育、リカレント教育、各機関との教育連携などを積極的に行うことも必要であるが、組織による対応は予算や授業料徴収との関係で障壁も多い。最終的には、研究者が研究会などで地域において不可欠の存在になるしかない。若手研究者も何らかの資格を取得していることが人生のリスクマネジメントになることを考えると、「入口」としてリカレント教育はますます重要になり、若手研究者養成の重要なルートになるであろう。「出口」としての学位審査体制については、学際性をもつ刑事政策学にふさわしい体制を大学横断的に構築する必要がある。「刑事法」の枠組みから離れることには利点も欠点もあるが、さしあたりは、学内の軋轢を超え、他大学・他機関の研究者を副査とする審査体制をスタンダードなものにする必要がある。国際的な大学間連携も視野に入れた研究者養成体制も考えるべきであろう。

## 3 創生・新時代の犯罪学：もしも、犯罪学学部を創るなら？

石塚伸一 (龍谷大学)

### 【犯罪社会学の歴史的現在】

日本犯罪社会学会は、社会学と刑事法学の二つの系譜が合流してはじまった。集った人たちの多くは、既存の「学問」に不満を抱いていた。これは、大学の研究者だけでなく、学問好きの実務家たちにも共有されていた。あるひとつの学科 (ディシプリン) が「通常科学 (サイエンス)」(トマス・クーン, 1971) として成立するためには、「研究と教育と社会貢献という学術の発展サイクル」が構築され、次世代へと手渡していくことが必要となる (石塚 1996; 石塚 2001)。

### 【犯罪人像、犯罪者像の変化】

かつて、犯罪と非行は、人生における致命的“つまづき (deviance)”であった。19 世紀半ばに創始された犯罪生物学派は、犯罪や非行をおかした人を「犯罪人 (criminal)」と呼び、進化から取り残された「先祖返り (atavism)」と蔑み、閉じ込めたり、排斥した。20 世紀初頭に台頭した犯罪社会学派は、貧困と失業を犯罪の原因と捉え、職業と教育を対策の中核に据えた。21 世紀に入り、犯罪の様相は激変した。先進国では、「街路犯罪 (street crime)」の法違反者が減少し、刑務所人口も減っている (石塚 2017)。他方で、家庭内暴力、ストーキング、児童虐待、自傷行為、ひきこもり、依存などの「家庭内逸脱 (domestic delinquency)」は増えている (津島・我藤・浜井, 2017)。彼らの行動を包括して「アディ

クション（嗜癖・嗜虐行動）」と呼ぶことにしよう。アディクションの背景には“孤立”がある。小さな“つまずき”を致命的な失敗にしないためには、「犯罪者（offender）」になる前の早期の介入と支援が必要である（石塚，2018）。

これまで犯罪学は、犯罪や非行の研究と犯罪人や犯罪者の再犯予防をその中心的関心に据えてきた。新しい犯罪学は、多様なアディクション研究から得られた知見を、多くの人が人生で体験する“つまずき”からの“立ち直り”の応援にその焦点を移行させてみてはどうだろうか。社会実装は、矯正や更生だけではなく。犯罪研究の成果は、子育てや保育、教育や学習、保健や福祉、街づくりや生活環境の改善などに還元されることになる。

【もしも、124単位の犯罪学学部を作るとしたら？】

卒業の最低修得単位を124単位としてカリキュラムをシミュレーションしてみた（石塚 2019）。所定の単位を修得しても、かなり偏頗な知識しか修得できない。進路も、刑務官、法務教官、保護観察官などの国家公務員、警察官などの公安職の地方公務員、セキュリティー関連企業、司法福祉団体など、若者の進む先としてはいかにも狭隘である。

大学院に目を転じてみれば、大学院への進学者はもはや「稀少動物」である。そこで、ターゲットは、社会人ということになる。司法や福祉の実務家やアディクションの専門家が、自らの経験を理論化・汎用化し、より実用的なものにする「場」を提供することには一定のニーズがある。そのためには、大学の壁、地域の壁を越えた協働体制が必要である。国際連携の進んだ犯罪学における後継者養成には、国の壁を越えた研究者の交流が不可欠である。

定員200名で財政シミュレーションしてみよう。完成年度の在学者は800人、1年間の学生納入金を100万円とすると学費収入が8億円。その40%を教員人件費とすると3億2千万円。教授10人、准教授10人、非常勤講師等の教育人件費を加えて積算してみる。教養科目が5人、専門科目は15名になる。これでは、専任教員をコア科目にしか配置できない。犯罪学の学際性・実践性という特性は活かせず、基礎研究や萌芽的・挑戦的研究には手が回らない。大学院の研究・教育水準もそれなりにならざるを得ない。

【もしも、教学主体を創るなら？】

学部レベルでの過度の専門化を避け、教学を多様な“つまずき”からの回復支援と子育てや保育、教育や“街づくり”の中に活かしていくことをめざす学部---犯罪学学部と呼ぶか、対人支援学学部などと呼ぶかは別として---へのニーズは大きいと思う。他方で、高度職業専門人養成は、大学内の連帯と他大

学・研究所との連携が不可避である。連帯と連携なくしては、Japanese Criminologyの発展はあり得ない。

2020年は、春には第14回国連犯罪防止・刑事司法会議（京都 कांग्रेस）、秋には第12回アジア犯罪学会と日本犯罪社会学会第47回大会が開催される。「次世代へのバトンタッチ」は、もう始まっている。

文献

石塚伸一（1996）『刑事政策のパラダイム転換：市民の、市民による、市民のための刑事政策』現代人文社。

石塚伸一（2001）「刑事政策のパラダイム転換」刑法雑誌40巻3号299-314頁。

石塚伸一（2017）「〔創生・新時代の犯罪学・共生の時代における合理的刑事政策〕犯罪学者のアイロニー：犯罪の減少をどう説明するか?」，龍谷大学社会科学研究年報47号57~72頁。

石塚伸一（2018）「犯罪人像のパラダイム転換：先祖帰り（遅れているヒト）から、過適応者（急ぎすぎる人）へ」龍谷大学社会科学研究年報48号79~90頁。

石塚伸一（2019）「刑事政策学の危機と創生・新時代の犯罪学：“つまずき”からの“立ち直り”の科学に寄せて」龍谷大学社会科学研究年報49号71~80頁。

トマス・クーン（1971）『科学革命の構造』（中山茂訳）みすず書房。

津島昌寛・我藤諭・浜井浩一（2017）「女性の暴力被害に関する調査」犯罪社会学研究42号182-188。

## 反復違法行為者に対する治療の義務付け

コーディネーター・司会：尾田 真言（NPO法人アパリ）

話題提供：長谷川 直実（医療法人社団ほっとステーション）

小早川 明子（NPO法人ヒューマニティ

市川岳仁（三重ダルク）

### 1 企画趣旨

尾田真言（NPO法人アパリ）

本セッションでは治療の義務付けをめぐる問題を扱った。常習犯対策は刑事政策では永遠の課題とされているが、ヒトの行動原理に基づく条件反射制御法は反復違法行為者に対してめざましい効果をあげている。私は再犯防止のためには治療処分を創設し、条件反射制御法を義務付けるべきだと考えている。

本セッションでは、反復違法行為者の社会復帰を長年にわたって支援してきたダイケアクリニックの精神科医、スーカークのカウンセラー、ダルク責任者の3人に治療の義務付けをめぐる諸問題について、それぞれの視点から報告してもらい、反復違法行為者の回復に資する方策を検討した。

私は下総精神医療センターの平井慎二医師が2006年から提唱している条件反射制御法の考え方によって、ヒトの行為が思考のみに基づくことを前提に作られている現行の刑法を、正しい行動メカニズムに基づくものに変えていくべきだと考えている。すなわち、言語を持つヒトのみが持っている、頭で考えて行動することを意味する第二信号系という反射系だけではなく、動物ならばすべてが持っている第一信号系という反射（生まれながらにして持っている先天的反射と生後に獲得する条件反射）の2種類の反射がヒトの行為を成り立たせているのだから、第二信号系のみを考慮している現行の刑法は理論的に誤っているということになる。

それゆえに、これまで常習犯と言われてきた、同種の違法行為を反復する者に対する刑事司法の対応を、第一信号系の過作動に対しては治療処分を創設して対応していかないといけないと考える。そしてその治療とは、頭ではやめなければとわかっているけどコントロールできなくなってしまう状態を改善するための条件反射制御法だということになる。もっとも、第一信号系の影響を受けていると考えられるのは、多数回繰り返される薬物乱用、万引き、スーカーク行為などの、いわゆるわかっちゃいるけどやめられなくなってしまう反復違法行為者に対してであって、そうではない犯罪類型にまで治療の

義務付けが必要だと言っているわけではない。

反復違法行為者の多くには、病識がなく、本当の自分の姿から目をそらして否認するという特徴がある。そのため一定の強制力がないと改善に向かわないことが多い。治療処分が求められるのは、社会にとって好ましくない行為を繰り返す者に対して、その行為をやめさせるために強制力を持つ刑事司法制度が担うべきだと考えるからである。

日本では刑務所出所後の5年以内の再入率が最も高いのは覚せい剤事犯者である。そうした犯罪類型でありながら、初犯者に対しては判で押したように、懲役1年6月執行猶予3年が言い渡されて、1割程度の者に保護観察が付く以外には何のプログラムも提供されていない。また、再犯の場合は、実刑判決が言い渡されて服役することになるが、刑務所の中で行われているプログラムは画一的で、認知行動療法という名のもとに、第二信号系（ヒトの思考）に働きかける内容のものでしかなく、薬物を使いたくなったら手に巻いておいた輪ゴムをはじいて痛い思いをして気をそらしましょうなどという、効果のないものに留まっている。

刑事司法は根本的には犯罪に対して応報として罰を与えるものであって、いくら保釈を取って治療あるいはプログラムをやってもらおうと思っても、10年前までは実刑確定の覚せい剤事犯者の保釈は許可されなかった。

刑の一部執行猶予制度の問題点は、失敗しそうな人を選んで言い渡していることにある。また、覚せい剤事犯者の約5割を占める暴力団員に対しては保護観察がつかないので、言い渡されていない。

さらに、刑の一部猶予制度ではたいしたことができない。更生保護法65条の3第2項では、保護観察対象者の意思に反しないことを確認しないとできないことになっている。本人が嫌だといえればそれを義務付けることができなくなっている。裁判時にダルクに行く約束をしても、いざ刑務所に入ると行かないと言い出す人も多い。

施行後3年経過した時点で見ると、刑の一部執行猶予の運用は軽い判決の言い渡しとはなっていない。4か月の刑の執行を受けない代わりに2年間

保護観察を受けなければならないというのが一般的である。24回の薬物検査と48回保護司に会わないといけない。

また6か月以上の保護観察期間のある者に対しては、簡易薬物検査が義務付け荒れているが、そこでは1回の失敗も許されていない。規制薬物の使用が発覚すれば、新たな刑事事件として刑務所に戻されることになる。それではいつまでたっても本格的な治療ができない。社会内で1回の失敗も許さないプログラムには矛盾があると考えられる。

NPO法人アパリの司法サポートは、保釈中から治療をしようとするものである。

もともと刑事司法制度においては、本人が幸せになることまでを義務付ける制度ではない。私はダルクが刑事司法制度の枠の外で活動しているものと理解している。それゆえ刑事司法手続きの一員として働くことを期待されているわけではない。援助側の機関は強制力がないことを特徴としている。安心してそこに行ける。まずはそれぞれの機関がそれぞれの役割を果たさないとはいえない。

捕まる人は捕まり続ける。運転免許で照会がかかるとすぐ捕まる。一方、入院することを知っている人は具合が悪くなると入院して薬を抜く。そこで、取締側と援助側の∞連携が必要となる。自分にはない機能を他に委ねることで相互委補完しあう必要がある。

ただ罰を与えるだけでは反復違法行為を止めることにはつながらない。

#### 平井慎二会員からの指摘

自傷他害のおそれがないケースにおいても、医療保護入院を活用して強制入院させるべきケースがあるが、それは検討しないのか。また、刑事司法手続の中にいない人に対しても、行動制御能力の障害という疾患を持つ人を医療保護入院にすべきではないかとの指摘があった。

## 2 多機能型精神科診療所における触法事例に対する取り組み

長谷川 直実(医療法人社団ほっとステーション)

### 1) 多機能型精神科診療所としての取り組み

ほっとステーションは、多職種連携のチームで地域精神医療に取り組む多機能型精神科診療所である。多職種協働で、デイケア(疾患別・問題別プログラム、SSTなど)、就労支援、麻薬取締官による面談、CRCT(条件反射制御法)、簡易薬物検出検査、ケア会議、薬物療法、カウンセリング、心理教育プロ

グラム等の治療ツールをその人に合わせて組み合わせ実践している。

多問題、困難ケースについては、主治医、看護師、ソーシャルワーカー、生活保護課職員、保護司、児童相談所職員などの関係者が集まって当事者を中心にケア会議を持ち、情報共有とそれぞれの役割の確認、クライシスプラン作りなどを行う。ケア会議チームは、「応援団」としてのメッセージを当事者に伝えることができ、そしてケア会議の存在自体が逸脱行為のブレーキにもなりうる。新規の触法ケースの主な紹介元としては、弁護士、北海道警察、地域生活定着支援センター、保護観察所、回復支援施設、当事者などである。

刑事司法との連携の中で、制御不能の問題に取り組み、“社会防衛的”という意味ではなく、社会復帰阻害要因を遠ざけ、その人の回復の可能性を広げることを目指している。

### 2) 麻薬取締官との連携

ほっとステーションでは、違法薬物乱用歴があり、薬物乱用をやめるために受診予約を希望する電話を受けた場合、簡易薬物検出検査と麻薬取締官との面談を受けることを了承できる場合にのみ引き受けている。予約を希望する殆どのケースがこれらを了承して受診に至る。

麻薬取締官との連携は、平井<sup>1)</sup>が提唱する“<sup>むげんだい</sup>∞連携”の基本形である。医療機関で実施する簡易薬物検出検査で違法薬物の陽性反応が出ても、直ちに通報せずに、二週間以上間隔をあけた時期に麻薬取締官との面談の予定を組む。取締官側は、関わりを持った薬物乱用者を援助側機関につながるように勧める。結果が陽性でも医療機関側から通報しないこと、しかし、取締側から問い合わせがあった場合は応えなければならないこと、麻薬取締官との面談を受けることについての説明を事前に口頭と文書で行い、同意を得ておく。この援助側が取締側からの刑訴法一九七条第二項に基づく紹介に対して、あるいは機関相互の協定に基づいて対象者の同意を得たうえで、直ちに検挙されない形で情報提供を行う体制は、守秘義務違反にも抵触せず、援助側単独での欠点を補完する体制である<sup>2)</sup>。取締側と援助側が互いの役割を補い合って、有効なブレーキと支援の輪を作るのである。

### 3) 保護観察所との連携

医療観察法では、社会復帰調整官が調整役を担う。医療観察法以外でも保護観察所の担当者はケア会議にも参加し、ブレーキとしての存在意義を示すことができる。薬物乱用のために服役し、仮釈放期間に

保護観察所に定期的に通っているような人に対しては、薬物検出検査も保護観察所で行う。仮釈放期間が過ぎてから、医療機関における麻薬取締官との面談及び薬物検出検査の予定をたてる。一部執行猶予制度においても、それぞれ様式は異なるが、医療観察法処遇では全例、一部執行猶予対象者の一部について、月に1度、保護観察所に報告書類を提出する。

#### 4) その他の刑事司法との連携

悲惨な事件が起こる前に、ストーカー規制法による警察からの警告の段階で医療機関につなげようとする試みが全国の警察で取り組まれている。医療機関は、対象者の疾病の有無、問題の所在、リスク評価を行い、カウンセリング、CRCT;条件反射制御法など、必要な治療を提供する。

また、検察官による所謂入口支援としての受診勧奨もある。反復する軽微な事件（無銭飲食等）の場合、服役しても出所後同じことを繰り返すことが明らかでないため、治療に確実につながることができれば、起訴せずの社会で様子を見るという判断を下される場合が出てきている。

#### 5) まとめ

主に統合失調症患者が長期にわたる社会的入院を余儀なくされていた日本の精神医療の負の歴史から、精神医療者の間では、非自発性治療はなるべく少なくすべきという考えや、精神医療に社会防衛的意味合いが入り込むことに対する警戒が強い。

同意なしの非自発性医療とある程度の規制の中で同意ある治療を行う治療の義務付けは異なるものである。

ほっとステーションでは、一部の事例について、刑事司法との連携の中で、制御不能の問題に取り組んでいる。このような取り組みは、“社会防衛的”という意味ではなく、社会復帰阻害要因を遠ざけ、その人の回復の可能性を広げると考えている。

平井慎二，2003，規制薬物乱用者への対応における取締処分との連携による援助職としての純化，日本社会精神医学会雑誌12（1）：55-65.

飯野海彦，2016，規制薬物乱用者への対応における法的問題と課題．第57回北海道で更生と再犯防止を考える会，札幌．

### 3 条件反射制御法を実施したストーカー21名の経過について

小早川 明子（NPO 法人ヒューマニティ）

#### 1) ヒューマニティの取り組み

1999年からストーカー対策活動を開始した。ストーカー被害者が救われるには加害者がストーカー行為を止めることが必要であることから、加害者に積極的にアプローチし、ストーカーがストーカー行為を止められるようになるまでカウンセリングをすることに取り組んできた。

#### 2) ストーカーの定義

ヒューマニティでは、無許可接近をストーキングと呼び、ストーキングする者の中でも、①特定の相手（組織や団体、地域を含む）に関心を固着させ、②過剰な接近欲求をもつ者をストーカーと呼ぶ。（ストーキングする者を英語でストーカーというが、当会の定義では、ストーカーは病態にあるものと見なしており、ストーキングをするすべての人間がストーカーという病態を抱えてるわけではないことから、スキッキングするものとストーカーとを分けている。）

#### 3) ストーカーの動機別分類

ストーカーが特定の相手に関心を固着させる動機は様々であるが、オーストラリアのビクトリア州メルボルンにあるモナッシュ大学の研究者や関係機関が開発した「Stalking Risk Profile (SRP)」は、ストーカーを動機別に5つの型に分類している。1)

要約すれば、失恋から始まる「拒絶型」、被害を受けたと思いつむ「憎悪型」、孤独ゆえ知りあいに対して求愛する「親しくなりたい型」、憧れの対象に個人的関わりを求める「相手にされない求愛型」、常軌を逸した性癖から窃視や尾行をする「略奪型」である。

#### 4) ストーカーに対するカウンセリングとセラピー

カウンセラーはストーカーの言い分を聞き、その正当性、倫理性、現実性を共に検討する。その結果、約8割のストーカーが自らの言い分に正当がないことを理解するか、言い分に正当性がある場合は弁護士を介するなど合法的手段により解決することでストーキングを止める。残りのストーカーには、彼らが望めば未完了の感情を解放するセラピーを施し、結果、被害者から離れられるようになる者がほとんどである。（カウンセリングは対話による思考への働きかけであり、過去や未来を適切に評価する手助けであるが、セラピーはイメージを使い感覚に働きかけ、過去の出来事を「今、ここ」にあるものとして体験する。）

#### 5) 医療措置が必要なストーカー

しかし、言い分を変えない者、カウンセリングやセラピーを拒むもの、また受けても治らない者は残る。中でも衝動性が高く、またカウンセリングやセ

ラピーを受ける精神的余裕もないストーカーは入院治療に繋がってきた。例えば、「大学生の息子が失恋して何週間も寝こんでいる」という相談では、カウンセラーが訪問すると部屋は乱れ、割れた瓶や血の付いたティッシュが転がっていた。布団をはいでみると息子の手首には切り傷があった。入院を勧めたが親は同意せず、その日から警護員が息子を監視することになった。ある日、息子は家を出て相手の女性の関係先に向かった。到着したところで警護員が声をかけると服の中に刃物が数本あり、そのまま入院となった。

しかし、ストーカーを精神科病院に入院させても、入院中は投薬効果でおとなしくなるが退院すれば元に戻るということの繰り返しで、親やカウンセラーが監視し続けるしかないという状況が続いた。それでも入院をさせてくれる病院はまだよく、ほとんどの病院で入院は無理とされた。医者から「パーソナリティ障害であり、治療対象ではない」と言われ、本人が入院を望んだとしても、まず出来なかった。それでも、かなりの数のストーカーを医療保護入院に繋がってきた。問題は、そのように苦労して入院させても治らないことにある。

#### 6) 海外のストーカー治療と対策の現状

海外でも、カナダの SAM、オーストラリアの SRP のようにリスマネジメントツールは充実しているが、治療はパーソナリティ障害や発達障害などに対応する精神科医療、自己管理を目的にした認知行動療法、アンガーマネジメント、マインドフルネスなどの精神療法にとどまっているのが現実であり、決定打はないという状況にある。

守山正氏の研究によれば、イギリスでは、「ストーキング単体の一貫した定義が欠如して」おり、「現場では『何がストーキングであるのか』という混乱が生じている」「警察署の中には、ストーキングの行為者に向けた対応を独自に講じる場所もあり、たとえばハンプシャー警察では『ストーキング・クリニック』を開設し、警察、保護観察、保健衛生、慈善組織が一同に会し、リスク・プロファイル評価手続きを使用することなどによって行為者を精神衛生処遇に送致」するなどの措置を取っているが、「実際の原因究明とそれに基づく治療と言った側面の遅れは否めない」状況にあるとし、一方、オーストラリアでは、「ストーキング行為は DV の一部の行為と理解され」てはいるが「DV と関連しないストーキングの形態もあり」それに対する法的対応は進んでいる」とする。2) ただし、オーストラリアのクイーンズランド州にある司法精神保健機関は、「ストーキング事案の加害者に対する治療に関しては、現在、確立した治療法はなく、ストーキングを専門として治

療した症例から得られた知見を基に対処している」と述べる。1)

それらの状況を踏まえ、守山氏は、「ストーキング対策の目玉は加害者に対する精神医学的、心理学的対応であろう。この点はどの国においても悩ましい問題であり、わが国でも各種提案はあるものの、遅れを取っていることは事実である」とする。2)

#### 7) 条件反射制御法との出会い

そうしたところ、2013 年 12 月、下総精神医療センターの平井慎二医師から、ストーカーを治しますと連絡があり、条件反射制御法を知ることになった。2014 年、「相手にされない求愛型」の女性のストーカーを入院に繋がれた。彼女はある作家をネット上でつきまとい、地方から頻繁に上京し、作家の自宅を特定し、押しかけ、警告を受けた。「先生(作家)と会いたくて仕方ない。私が悪い事は分かっています。でも、苦しすぎて会ってくれない先生に怒りが湧いてきてしまうのです。警告を受けたのに止められません。先生は私の神様なんです。」と泣いていた。ところが 10 週間後の退院時には、「そういう人もいたって感じです。怒りはなくなりました。怒りは消えました。関心はなくなりました。神様? 今は砂粒くらいかな」と言った。通常、カウンセリングのゴールで聞く言葉は、「つきまとわないと決めました」「感情のコントロールをします」と言ったものが多いが、条件反射制御法で欲求を落とした者の発した言葉は全く異なるものだった。

#### 8) 条件反射制御法の入院治療を受けたストーカーの結果

以来、2014 年 1 月から 2019 年 7 月末までの期間、ヒューマニティで対応したストーカー 152 名のうち 21 名が下総精神医療センターに入院した。この 21 名に関して報告する。

##### <当初状況>

- ①男女比は、女性 5 名、男性 16 名
- ②地域は、東京 3 名、愛知 3 名、神奈川 3 名、三重 2 名、埼玉 2 名、北海道 2 名、茨城 2 名、岡山 1 名、大阪 1 名、千葉 1 名、山口 1 名
- ③当会への情報提供者は、被害者側が 6 名(本人 3 名、家族 3 名)、加害者側 15 名(本人 5 名、家族 9 名、その他 1 名)
- ④職業は、トラック運転手 1 名を除き 18 名が就労しておらず(無職 12 名、休職中が 6 名)、大学生と専門学校生 2 名は休学
- ⑤ストーキングの類型は、「拒絶型」15 名、「憎悪型」2 名、「親しくなりたい型」2 名、「相手にされない求愛型」2 名

⑥加害状況と危険度は、被害者の身体に危害を加えた者が3名、そうなる可能性が極めて高いか具体的に殺害計画を立てていた者が5名、身内や関係者に暴力を加えた者6名、自傷行為をした者6名。(複数該当あり)

⑦警察の対応は、口頭警告9名、文書警告1名、禁止命令4名、逮捕10名(うち3名は複数回)

⑧逮捕や警告後もストーキングを止めなかった者は、12名(うち6名はその後逮捕)

⑨司法の処分は、罰金1名、実刑3名、執行猶予1名 不起訴3名、保護処分1名、拘留中が4名

⑩「行動制御能力の障害」以外に併存する精神疾患(うつ病2名、発達障害2名、パニック障害2名、アルコール依存症1名、統合失調症1名)(本人の申告による)

#### <治療への導入>

⑪治療に向けて弁護士との連携があった者は、8名

⑫警察との連携があった者は、4名

⑬入院形態は、任意入院12名、医療保護入院9名

#### <治療状況>

⑭治療を完了し維持作業をした者が、14名(全員が再発なし、全員が就労、復職、復学)、完了したが維持作業をしなかった者は、3名(うち2名は再逮捕、2名が2度目の入院)、入院を中断した者は、2名(2名とも精神審査会に退院請求、1名は2度目の入院での中断)で現況は不明、治療中が4名(うち2名は再入院)

#### 9) まとめ

治療を完了し維持作業を継続した14名は全員、被害者への接近欲求が低減した。条件反射制御のストーカーに対する治療効果の高さが分かる結果となっている。その一方で、ストーカーに対する医療保護入院が近年は至難となっており、ストーカーを入院治療に繋げる困難および入院治療が中断されるという問題が起きている。

#### 文献

平成26年度警察庁委託調査研究、『ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究(I)』:4-100

守山正, 2019, 「ストーキングの現状と対策」守山正編著『海外におけるストーキング対策』:307-339. 成文堂

#### 4 承認を伴う自己変革か、愚行権を含む主体的回復か

市川岳仁(三重ダルク)

#### はじめに

刑の一部猶予制度を含む保護観察処遇では、薬物事犯者に対して基本的に薬物検査とワークブックのみが課される。この問題は、十分な治療もなされないままに、結果(再使用のなさ)だけが要求されていることである。それは結局、自己責任論を強化させ、テキストによる誘導が回復の言説を貧困化させる。回復(立ち直り)は、やめることだと思わせてしまう。数少ない回復資源に接続されるこの機会を、単なる断薬がゴールだと思わせることの弊害。治療、矯正と回復の議論は分けて行われるべきである。

#### 1) 薬物依存者のリアリティ

① アディクトとは、虐待・障害・排除による孤立を生き延びた人々である

ダルク利用者の70~80%に被虐待経験がある。また、ダルク利用者の50%以上が最終学歴中卒であり、いじめや差別を受けた経験がある。それぞれの経験から低い自尊傾向を示す。

② 被虐待の経験は、断薬後の関係性構築に影響を及ぼす

困りごとや相談を持ちかけることができず、一人で解決しようと抱えてしまう。また、見捨てられたくない、必要とされたいとの思いから、関係に支配されたり、無理を引き受けてしまう。

彼らは、薬物云々の前に、他人を信頼し、助けてもらえることを学ばなければならない。

③ 就労・社会参加・処遇によるこじらせ

低い自尊感情のまま社会参加することで、本来安全で健康的であるはずの関係・場所に居心地の悪さを感じ、自ら「以前の問題ある関係」に戻ってしまう。世間の言う「不健康で危険な場所」も、その人にとっては劣等感や居場所のなさを感じなくて済む唯一の場所なのである。

刑罰に代表される懲らしめ処遇は、かえって依存者の自尊心を下げてしまい、問題をこじらせる。すべてに共通するのは「孤立」である。“つながり”を紡ぎ直していく必要がある。

#### 2) ダルクはどのように機能しているか

① 物語の書き換え

他者への信頼と、自らの存在に対する肯定感を取り戻すために効果を発揮するのが「自助(セルフヘル

ブ)」の関係性である。そこでは、ただ援助を受ける客体としてではなく、自らも誰かの力となり希望となる。ダルクでは、誰もがもう一人の人を助ける人になれる。知的障害などを並存する者も「回復者」として扱われる。そこでの関係性・経験がその人自身の自尊心を高める。アディクトは自らの存在意味を置き換える（回復におけるメタ認知）。それらは、『治療』『処罰』などの客体的処遇による「こじらせ」のスパイラルからの脱却と表せる。

## ② 愚行権の行使と自己決定

被虐や排除などによる「赦されなかった自己」のイメージの書き直し（セルフスティグマの克服）には、ある種の「やらかし」と「赦され」が必要である。立ち直り過程における「失敗・挫折」を許されてこそ、本当の居場所だと感じられる。社会からの「承認」を伴う自己変革は、被虐・薬物影響下のあり方と同じといえる。「愚行」をさせないための認知修正が主体性を奪う。愚行権を「行使できる」環境が回復を主体化する。

## 3) 依存症対策の問題点

テキストによる回復言説の貧困化が進行している。多くの対象者が「断薬」をゴールだと思ってしまう。さらに、本来は当事者たちが用いてきた「プログラム」「回復」という用語を刑事司法処遇者が用いることによって、意味の変化が起きている。

## 結論

「治療」「更生」と「回復」概念の明確な住み分けが必要である。

## 文献

市川岳仁, 2019, 「アディクトの人生に寄り添う一治療でも更生でもなく一」『犯罪社会学研究』日本犯罪社会学会編, 第44号

市川岳仁, 2019, 「薬物依存とダルク一依存者の人生とその再構築への挑戦一」『都市問題』110巻11号

## 5 議論

松宮孝明会員（立命館大学）から次の批判がなされた。①治療を受けないという不作為に刑罰を科すべきだという主張に対しては、治療を受けないことは問題行動をすることで発覚する。そうすると問題行動をしたことを処罰することで、現象的には何も変わらないのではないか、②単に治療を受けなかったということだけではせいぜい罰金で終わってしまうだけではないのか。そうすると治療を受けなかったことは罰金を払うことで終わってしまう。もっとストレートに、治療を受けさせる方法を考えた方が

良いのではないか、③気をつけなければいけないことは、強制とか抑止という言葉で刑罰とイコールだと思えない方がよい。確かに刑罰は強制の一種だが、世の中には措置入院だって医療保護入院のように強制的な法的措置はほかにもある。刑罰を科すことで治療ができなくなると言っているときに、抑止と刑罰をイコールだと思ってしまうのは良くない。切り分けて議論すべきだ。

これに対して平井会員から、①治療の不作為に刑罰を与えようとするだけではなく、治療の強制をしようということから始まっている。第一信号系の過剰行動という病的な部分を治療しなければならないというところから始まり、悪いことを繰り返しているのにただの病人だというだけで治療するだけにしてしまうと、社会から受け入れられなくなる。社会で信号学説が流行って、治療が必要だということがわかるようになると、認知という言葉を使っているこれまでの多くの治療が間違っていることがわかる。これまでの治療技法も刑事司法体系も間違っている、②第一信号系には治療、第二信号系には刑罰の両方が必要であるという反論がなされた。

また、不作為に刑罰をと言われると法律家は抵抗感が強い。かえってそこに着目されて、平井会員の話が受け入れられなくなってしまうとの指摘がなされた。

福島至会員（龍谷大学）からは、法律を変えないとできないことと、変えなくても今できることを整理した方がよい。入口支援は裁量でできるので立法は必要ない。裁判中に治療してもらって効果があるということがわかってくると、それでは法律を変えていこうという話になってくる。そうでないとなかなか社会の制度は変わっていかない。戦略としては裁量のある所から変えていくのが良いのではないかという意見が出された。

非行からの「立ち直り」と就労支援を再考する——インタビュー調査に基づいて

コーディネーター・司会：岡邊 健（京都大学）

話題提供者：相澤育郎（立正大学）

知名健太郎定信（七燈法律事務所・弁護士）

相良 翔（埼玉県立大学）

都島梨紗（岡山県立大学）

竹中祐二（北陸学院大学）

大江將貴（京都大学大学院）

## 1 企画趣旨（岡邊健）

犯罪からの離脱をはかるために重要な要素として、犯罪学ではしばしば就労が挙げられる。更生に関わる実務においても、就労はキータームとなっている。しかしながら、検討すべき点は多い。就労支援がそもそもどのようになされているのか、就労は支援者や少年のなかでどう意味づけられているのか、進められている就労支援にはどのような課題があるのか、就労を軸とする「立ち直り」という営みはどのような帰結を生みうるのか、といった点である。

私たちの研究会では、これらに答えるべくインタビュー調査を実施した。ひとつめは、雇用主へのインタビュー調査である。調査は元非行少年を雇用した経験のあるX県の雇用主6名（プロフィールは表を参照）を対象として2018～2019年に実施した（1回あたり30～100分の半構造化インタビュー）。

性別	職種	これまでに雇用した少年の数	協力雇用主になつてからの年数
aさん	男 建設業	1～10名	1～10年
b1さん	男 小売業	11～20名	21～30年
b2さん	男 建設業	21～30名	11～20年
cさん	男 サービス業	1～10名	1～10年
dさん	女 サービス業	1～10名	1～10年
eさん	男 建設業	11～20名	1～10年

ふたつめは雇用された少年へのインタビュー調査であり、2018年に開始し現在も継続中である。インタビューを行った雇用主のもとで働く少年3名（プロフィールは表を参照）が対象である（1回あたり40～70分の半構造化インタビュー）。

性別	年齢	職種	これまでのインタビュー回数
Aさん	男 20代	建設業	3回（継続中）
Bさん	男 10代	小売業	3回（継続中）
Cさん	男 20代	建設業	1回

ここで掲げた表中および本要旨の本文で示されるアルファベットは、雇用主（小文字）と少年（大文字）とが対応しており、たとえばaとAは、それぞれ同一の会社の雇用主と少年である。

なお、インタビューデータの位置づけについて付言する。社会学者の見田は、次のように述べている。

活火山はけっして地表の「平均的」なサンプルではない。しかし活火山から噴き出した溶岩を分析することをつうじて、地殻の内部的な構造を理解するための有力な手掛り

がえられるのである。極端な、あるいはむしろ例外的な事例が、他の多くの平常的な事例を理解するための、いっそう有効な戦略データとなることは、自然科学においてさえ多くみられる。（見田 1963: 22-23）（傍点は原文通り）。

私たちがインタビューした雇用主も、協力雇用主一般からすれば、例外的な人々である可能性があるが、そうであったとしても、元非行少年への就労支援を考えるために、意義のある素材であることは間違いない。分析や考察において、過度の一般化は慎まなければならないが、「対象者が偏っているのだから、そこから得られる知見は無効である」との批判は失当であると、私たちは考えている。

## 文献

見田宗介, 1963, 「現代における不幸の諸類型」北川隆吉編『疎外の社会学』: 21-72.

## 2 犯罪行為者に対する近時の就労支援施策の展開（相澤育郎）

### 2-1 はじめに

本報告では、犯罪行為者に対する近時の就労支援施策の展開を整理し、若干のコメントを行う。

### 2-2 政府方針等

まず政府の方針等における就労支援施策の展開について整理する。

2003年の犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」では、就労支援は特に言及されていなかった。2008年の同会議「犯罪に強い社会実現のための行動計画 2008『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」において、刑務所出所者等の就労先の確保、入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施などが挙げられた。

2011年には、再犯防止対策ワーキングチームによる「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取り組み」が公表され、帰住先・就労先確保のための仕組みの構築として「出番」と「居場所」の確保が必要とされた。2012年、同会議は「再犯防止に向けた総合対策」をとりまとめ、その中で就労支援が再犯防止のための4つの重要施策の1つに位置づけられ

た。その内容は「社会における『居場所』と『出番』を作る」ものとして、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保の充実・強化、協力雇用主の確保、雇用に結びつく実践的なサポート、新たな就労先の確保、少年の就労・就学に対する立ち直り支援などであった。

2013年には、「『世界一安全な国、日本』創造戦略」が閣議決定され、就労支援が7つの戦略のうち「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」に位置づけられ、支援の充実、協力雇用主に対する支援の推進などが必要とされた。2014年の犯罪対策閣僚会議「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」では、犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）ができる社会環境を構築することが不可欠とされ、立ち直りを支える社会を創ることが宣言された。その中で「再犯防止につながる仕事の確保」として、求人と求職のマッチングの強化、犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくり、国等公的機関における雇用の促進、企業に対する支援の充実、雇用継続のためのサポート体制づくり、2020年までに協力雇用主の数を3倍にするなどの施策が挙げられた。

こうした中で2016年、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、いわゆる再犯防止推進計画の策定が、国等に義務づけられた。国の再犯防止推進計画では、7つの重点分野のうちの1つに「就労・住居の確保」が置かれ、①職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得②就労に向けた相談・支援等の充実③新たな協力雇用主の開拓・確保④協力雇用主に対する支援の充実⑤犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上⑥職場定着に向けたフォローアップの充実⑦一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保の7項目が挙げられた。

### 2-3 具体的な施策

次に具体的な施策を概観する。

2006年度から「刑務所出所者等総合就労支援事業」が実施された。本施策では、法務省と厚労省が連携し、矯正施設内で対象者に対する職業相談や職業紹介、職業講話等を実施するとともに、職場体験講習では最大24000円、トライアル雇用では最長3ヶ月、月4万円、さらに身元保証制度では見舞金として最大200万円の経済支援も行われている。

「更生保護就労支援事業」は、2011年度よりモデル事業、2014年度より本事業が行われている。事業内容は、就労支援についてノウハウを持つ民間団体に業務を委託し、就労支援事業所に就労支援員を配

置し、「就職活動支援業務」「職場定着支援業務」「雇用基盤整備業務」などの業務を行っている。

2016年には、矯正就労支援情報センター室（コレワーク）が東京と大阪の両管区に設置された。活動内容は、広報活動、受刑者等とのマッチング、雇用支援アドバイザーによる相談会、刑務所出所者等雇用支援セミナーの開催などである。2016年11月から2019年3月末までで企業等からの相談は2200件以上とされている。

民間・官民による多様な取り組みもなされている。2008年に設立された全国就労支援事業者機構は、「治安の確保」のために協力することが企業の「社会的責任（CSR）」であるとの認識のもと、経団連等によって設立された。2013年からは日本財団による「職親プロジェクト」として、民間企業と国等が連携して、就労と住居、教育、仲間づくりの機会を提供することで、更生と社会復帰を支援し、再犯率低下の実現を目指す取り組みが実施されている。

少年に対する特別の指針・施策もいくつかある。2003年の青少年育成施策大綱では「労働市場で不利な条件下にある青少年の支援」として非行少年の就労支援が挙げられている。また2015年に施行された少年鑑別所法131条（その他の必要な援助）に基づき、法務少年支援センターによる就労援助も行うとされている。さらに福岡県では、2011年、県内の弁護士が発起人となり、福岡県非行少年就労支援ネットワーク会議が発足している。

### 2-4 コメント

以上のように近時の就労支援施策の展開は目覚しいが、その背景にはいくつかの文脈が存在している。もっとも目立つのは「再犯防止」であり、様々な政府系の指針等に見ることができる。また「立ち直り」や「更生」も多くの就労支援施策の目標として挙げられる。さらに「社会的責任（CSR）」は就労支援事業者等による就労支援への協力の理由にしばしば見ることができる。加えて「人手不足」も活発な就労支援の背景あるように思われる。建設業の雑誌に「建設産業の担い手」確保の一環として就労支援がアピールされることもある。こうした様々な文脈で論じられる就労支援施策であるが、実際に従事している当事者の視点はあまり顕在化していない。これらを明らかにすることが本テーマセッションの意義の1つである。

## 3 福岡における少年への就労支援（知名健太郎定信）

私は2003年に弁護士登録をし2010年に福岡市で事務所を設立した。2012年、後で述べる福岡県就労支援事業者機構の理事になった。

2005年に就労支援に携わり始めた。身寄りのない16歳男子の付添人を務めたことがきっかけだった。家裁調査官は、少年自身の要保護性が高くないことは認めていたが、学校にもまともに通っておらず生活能力がないこと、連絡のとれる親族がいないことをもって、少年院送致を主張していた。私は、要保護性が高くないのであれば少年院送致はおかしいのではないかと考え、国選事件（成人）で知り合った雇用主に彼を雇用するよう依頼した。雇用主と鑑別所に行って面接を設定し、雇用主は審判にも出席してくれた。最終的に彼は保護観察となった。

個々の弁護士（付添人）による就労支援には、次の3点において限界がある。(1)たまたま担当した付添人が雇用主とのルートを持っているかに左右されてしまう。(2)ひとりの弁護士が知っているルートは限られ、職種の幅も広がらない。(3)一弁護士が探してきた雇用主では、家裁からの信頼感が薄く、信頼を築くために時間を要する。

そこで2009年頃、弁護士会として就労支援の拡大を試みた。弁護士の知っている企業情報を収集して名簿を作成し、名簿の利用方法のルール化を行うというものだ。しかし、これは失敗に終わった。情報収集もあまり進まず、名簿による運用では少年-雇用主のマッチングがうまくいかなかった。

2010年末ごろ、野口石油の野口義弘さん（現在、福岡県協力雇用主会会長）の講演を聞き衝撃を受けた。同社は小倉で3店舗のガソリンスタンドを経営していて、これまでに140人以上の非行少年を雇用している。

NPO法人福岡県就労支援事業者機構が設立されたのはその年の4月だった。機構は、大企業等からの寄付をもとに「協力雇用事業所」の活動をサポートする組織である。機構の事務局長だった元保護観察所所長の北崎秀男さん、そして野口さんと共に、就労支援の輪を広げるためのイベントを県内で始めた。イベントがマスコミで報じられたことで「うちも雇っていいよ」といった連絡が入るようになっていく。県内の協力雇用主数は、2011年3月に120名だったが、現在は900名を超えるまでになった。

先述した3つの限界は、機構が存在することにより克服された。すなわち(1)独自のルートを持っていない弁護士も、機構を通じて機構の会員である雇用主にアプローチできる。(2)弁護士では知り合えない雇用主も機構の会員となっており、職種も豊富である。(3)NPOとしての活動を活発化することで、裁判所の信頼を得やすい。

次に、就労支援がうまくいくための条件について述べる。まず、少年がどのような子なのかの把握が大事だ。年齢、学歴、職歴、能力、興味、性格などの情報は必須だ。また、住居の確保などの点で家庭の

協力を得られるかは、就労先の選択にとって重要な情報だ。就労が必要な理由にも、家庭や地元から引き離す必要性が高い場合もあれば、仕事さえあれば非行をしないという場合もあり、これらの見極めも必要だ。また、本人や家族その他周囲の人の協力で就労先を見つけたほうがいい（生活面もその人にみてもらったほうがいい）場合もあれば、進学のほうがふさわしい場合もある。本人の事件に対する反省、更生したい、変わりたいという欲求、仕事へのモチベーションも大切だ。

就労支援には前提条件（土台）がある。やりたい仕事かどうか、仕事を通じて将来の夢が描けるかが重要だ。「義務」としての就労、「権利」としての就労の両方がありうるが、後者の捉え方ができるのが望ましい。一定の労働条件を満たすこと（ブラックな職場は本人の自尊心を傷つける）、居場所があること、「逃げ道」がある（相談役がいる）ことなども、継続にとっての条件となる。

就労支援の拡大に向けて、最近は補導委託先の開拓に協力している。家裁からの依頼に応じて雇用先を紹介することで、家裁は試験観察の選択をとりやすくなる。県外の弁護士や（非行と直接関係のない）自立援助ホームからの就労支援の依頼を受けることも出てきた。少年院・少年刑務所出所後の就労支援にも携わっている。

最後に、少年友の会の活用について述べる。少年友の会とは、各地の家裁において、主に家事調停員などを中心に構成され、付添人活動を行っている任意団体である。私は2019年に福岡少年友の会の顧問に就任し、活動の活性化を模索している。

熊本少年友の会の活動は注目に値する。弁護士会員数が非常に多く、40社以上の企業が会員となり「職親の会」を設けているのが特徴だ。定期的に交流会を開き、幅広く“行き場のない少年”の雇用を目指している。先述した個々の弁護士による支援の限界を、熊本では友の会の枠組みのなかに設けられた「職親の会」によって克服しているといえる。

各地域に個性豊かで面倒見の良い雇用主は必ず存在する。そのような雇用主と少年をつなぐための方法はひとつではない。各地域の特性に応じた方法をとるべきだろう。

#### 4 雇用主インタビューからみえてきたこと——なぜ、協力雇用主を継続するのか？（相良翔・都島梨紗・竹中祐二）

##### 4-1 はじめに

『平成30年版犯罪白書』によると、協力雇用主として登録する事業主の数は、20,704となっており、その数は年々上昇している。また、協力雇用主の業種は、建設業が過半数を超え（51.7%）、次いでサー

ビス業（13.5%）、製造業（11.2%）の順が多い。そして、実際に対象者を雇用している協力雇用主（平成30年度は887事業所）、そして協力雇用主に雇用されている者の数（平成30年度は1,465名）も、年々上昇傾向にあると言える。

しかし、協力雇用主のすべてが、対象者を雇用しているわけではない。法務省保護局によってまとめられた「協力雇用主に対するアンケート調査」の結果（法務省保護局2019）からも、以下のことが判明している。第一に、回答した協力雇用主のうち32.7%は対象者を一度も雇用したことがないと回答している。第二に、雇用実績のある協力雇用主に対するこれまでの雇用実績に関するアンケート項目においては、1人が26.0%、2人から4人が39.3%という回答であった。他方で、10.1%の雇用主が20人以上雇用したと回答している。このような違いはどのようにして生まれるのか。本報告では、長期継続する雇用主と新規参入した雇用主の実態を把握した上で、協力雇用主を長期継続する要因について考察した。

#### 4-2 データの概要

まず、調査結果を踏まえて、雇用実績が多くあるa、b、c、eを長期継続する雇用主として分類した。a、c、eは建設業、bは小売業に分類できる。これらの雇用主は、協力雇用主として登録した理由として、「被雇用者の『立ち直り』に向けた支援に貢献したため」「保護司や他の協力雇用主に依頼されたため」「雇用主自身も元非行少年の経歴をもっているため」「家族に保護司がいてその活動への協力のため」などの理由を挙げていた。

他方で、dを新規参入した雇用主として分類した。dはサービス業を営んでおり、その事業規模も比較的大きい。会社の経営理念として、社会貢献にも力を入れており、その一環としての協力雇用主として登録している。また、更生保護実務家から登録の依頼があったことも理由の1つである。dでは協力雇用主として登録してから、1名を雇用している。

#### 4-3 分析結果

##### 4-3-1 被雇用者との信頼形成

長期継続する事業者において、協力雇用主として重視していたのが被雇用者との信頼関係の形成であった。まず、雇用主は、被雇用者にとって信頼できる人物であるように心掛けていた。他方で、被雇用者が突然辞職する、再犯を起こすなどの「裏切り」といえるような行為に関しては、事前にそれを想定した上で対応を行い、寛容な姿勢をとっていた。

##### 4-3-2 「来る者拒まず、去る者追わず」

また、長期継続する事業者は、基本的には「来る

者拒まず、去る者追わず」というスタンスで被雇用者と関わっていた。「来るもの拒まず、去る者追わず」といっても、対象者に対してドライに接するわけではない。協力雇用主としての支援が必要なときには、積極的に関わる。しかし、被雇用者が退職を希望する時にはそれを尊重し、その後の人生も応援するという姿勢である。また、対象者が筋を通さないで退職した時などにおいても基本的に寛容な姿勢であった。大江報告でも触れられているが、このようなスタンスでいることは被雇用者にとっても重要であり、会社への信頼につながるものであった。

##### 4-3-3 トラブル処理

また、長期継続する雇用主は、警察や保護司、弁護士等との独自のコネクションをもっていた。そして、被雇用者が何らかのトラブルを起こした時にも、そのコネクションを基にトラブルを解消するように仕向け、被雇用者ができる限り勤務し続けられるように働きかけていたこともわかった。

しかし、雇用主として被雇用者が抱える問題に対してどこまで関わればよいのか、その境界に関する悩みについても垣間見えた。例えば、悩みの1つとして、トラブルの処理にあたって、被雇用者だけでなく、その家族などの周辺人物との調整が必要となることがある点が挙げられていた。

##### 4-3-4 なぜ協力雇用主としてあり続けるのか

上記などから、協力雇用主として継続する上での負担は少なくないことが伺えるだろう。それでも、なぜ協力雇用主として長期継続するのであろうか。

その理由として、長期継続する雇用主は、協力雇用主として「立ち直り」支援に携わることは価値合理的行為であるという旨を語ったことが挙げられる。例えば、更生保護活動を含めた地域貢献を心掛ける家族として協力雇用主として活動に関わること(b)、Marunaが提示する贖罪の脚本 redemption scriptのように(Maruna 2001=2013)元非行当事者として犯罪や非行からの「立ち直り」を目指す被雇用者への支援を行うこと(a、b、c、e)、宗教活動の一環として協力雇用主として活動すること(e)など、いわば自然な流れで協力雇用主を継続しているという旨を語っていた。

##### 4-3-5 協力雇用主を継続する上での障壁

他方で、新規参入した雇用主であるdへのインタビューからは、協力雇用主を継続する上での障壁についても伺えた。dにおいても、長期継続する雇用主と同じような姿勢で被雇用者と関わっていた。しかし「トラブル処理」でも触れたように、dでもどこまで協力雇用主として被雇用者の問題に関わればよいのかという点で悩みを抱えていた。被雇用者に

対して、職業に関すること以外の支援が必要だということにはわかっているが、それを実行することは困難であるという点にジレンマを覚えていた。

#### 4-4 考察

##### 4-4-1 長期継続する協力雇用主が持つ「価値」への注目

本報告でも垣間見えたように、協力雇用主を続けるためには様々な負担がある。それらに加えて、人件費の増加による会社の経営面での考慮、被雇用者の育成なども負担として考えられるだろう。それでも長期継続する雇用主は自身が持つ「価値」に基づいて、協力雇用主として活動していた。そのような「価値」がいかにか形成され、それを持続しているのか。その点に注目した意識調査を行い、より詳細に長期継続の要因について検討する必要性が伺えた。

##### 4-4-2 過剰な負担と期待を背負う可能性

長期継続する雇用主は、価値合理的行為として就労支援を行っていたことが伺えた。しかし、価値合理的であるからこそ、過剰な負担と期待を背負うことによるリスクが潜在化してしまうこともありうる。そして、それは経営的側面からの限界や経営者のバーンアウトなどを招く可能性もある。この点は協力雇用主として新規参入を検討する者にとっても障壁となりうる。そのようなリスクが本当に潜在化するのか、いかなるときに潜在化するかなどに焦点をおいた詳細な検討が必要となる。

また、協力雇用主が、職業に関する支援以外にも気を配らなくてはならないという点についても、より詳細に検討する必要がある。雇用主は、被雇用者にとって保護者の役割、警察等との調整役、従業員・消費者はじめ地域住民との調整役なども多様な役割を担う可能性がある。そのような状況を踏まえて、協力雇用主に対するより充実したバックアップのあり方について議論する必要があるだろう。

#### 文献

法務省保護局, 2019, 『協力雇用主に対するアンケート調査』([http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo11\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo11_00005.html), 2019年10月19日閲覧)。

Maruna, S., 2001, *Making good*, APA. (=2013, 津富宏・河野荘子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』明石書店。)

## 5 少年インタビューからみえてきたこと——非行からの「立ち直り」と仕事（大江将貴）

### 5-1 本報告の目的

本報告の目的は、雇用主のもとで雇用されている元非行少年へのインタビューをもとに、彼らが非行からの「立ち直り」と仕事をどのように意味づけているかを明らかにすることである。

仕事が犯罪・非行からの「立ち直り」にとって重要な要因であることは、先行研究で指摘されてきたが、仕事が少年のなかでどのように意味づけられているかについてはこれまで十分に検討されてきたわけではない。そこで本報告では、①少年は雇用先でどのような経験をしているのか、②少年は「立ち直り」と仕事をどのように意味づけているのかという2つの分析課題を設定し、分析を行っていく。

### 5-2 分析

#### 5-2-1 雇用先での経験

まず、少年たちの雇用先での経験について確認していく。少年たちのインタビューから示唆されたことは、雇用先をセーフティーネットとして捉えているということである。Aさんは「ほかに行く場所がない」といい、Bさんは「受け入れてくれるところって、ここくらいしかない」と語っている。なお、BさんとCさんは一度雇用先を離れた後、再び雇用先に戻る「出戻り」をしている。このような「出戻り」を認めている背景には、「来る者拒まず、去る者追わず」という雇用先の方針が挙げられる。

さらに、少年たちは雇用主への信頼感を語っている。たとえば、Bさんは雇用主について、自身を「救ってくれた人」といい、仮に雇用されていなかったら、再非行を行っていた可能性もあったことを語っている。そして、Bさんは一度勤務先を「飛んだ身」であるにもかかわらず、再雇用してくれた雇用主への感謝を述べている。雇用主の「来る者拒まず、去る者追わず」という方針は、少年が勤務先から逃げ出すことにもつながりやすい。しかし、この方針があるおかげで、少年たちは行き場を失わずに生活することができているものと考えられる。このほかにもCさんは、雇用主に非行経験があることで、信頼関係を築きやすくなることを語っている。

雇用主への信頼感を語る一方で、少年たちは同僚を反面教師として捉えている様子が見えてきた。少年たちは、欠勤などの勤労態度や理不尽な対応といった「悪い見本」を挙げ、「こういう大人にはなりたくない」と語っている。

さらに少年たちは、現在の雇用先からの転職希望があることをインタビューの中で語っている。少年たちが転職を希望する背景には、雇用先の「来る者拒まず、去る者追わず」という方針が影響を与えていると推察される。このような方針があることで、少年たちは後腐れなく転職できることにつながるものと考えられる。転職を希望する理由としては、ポジティブな意味づけと、ネガティブな意味づけがあった。ポジティブな理由としては、新しいチャレンジを上げることができる。ネガティブな理由としては、現在の職場での待遇面の不満が挙げられる。こ

の不满は、少年の社会経験が少ないことに起因するとも考えられる。なお、転職を考える契機となっているのは、いずれも知人からの誘いであった。

#### 5-2-2 「立ち直り」と仕事

次に、少年たちが非行からの「立ち直り」と仕事をどのように意味づけているのかについて確認していく。少年のインタビューからは以下の3点のことが示唆された。

第1に、仕事は生活保障のために必要であるということである。Bさんは、非行からの「立ち直り」のために仕事は必要であると語っている。その理由として、仕事があることで非行をする暇がないことや、仕事がなければそもそも生活していくことができないということを語っている。

第2に、仕事への責任感と仕事を継続することの重要性である。Cさんは、仕事を「任されているから、頑張ろう」と思うようになったといい、仕事に対してやりがいを感じるようになったという。このように、仕事に責任感が持てるようになったことで、「立ち直り」につながることを述べている。さらにAさんは、「やりたいことをやるのが一番」というように、仕事を継続するためには自分の好きな職業に就くことの重要性を語っている。

第3に、仕事を通じた相対化である。たとえばBさんは、「仕事を始めて、悪さしていた自分がバカみたいに思える」といい、仕事を通じて過去の自分を客観視している様子が見ええた。さらに、周囲の友人と比較する少年もいた。Aさんは、同年代の友人が仕事に就き落ち着いていく中で、自身が非行をして捕まることは、はずかしいと語る。このように、少年は仕事を通じた相対化を行い、非行からの「立ち直り」と仕事を意味づけていると考えられる。

#### 5-3 考察

本報告では、少年たちが非行からの「立ち直り」と仕事をどのように意味づけているかを検討してきた。第1に、少年たちの雇用先での経験について確認した。第2に、少年たちが非行からの「立ち直り」と仕事をどのように意味づけているのかについて確認した。少年たちのインタビューからは、非行からの「立ち直り」と仕事には関連があるということが示唆された。

Laub and Sampson(2003: 138)は、「立ち直り」の過程における仕事の役割として、日常生活における構造的な機会への従事、配偶者のような雇用主の直接的な社会統制、自身のアイデンティティや人生の意味の変化という3つを挙げている。以下、この3つの視点をもとに考察を行っていく。

まず日常生活における構造的な機会への従事についてである。インタビューでは、仕事に従事するこ

とで、少年は非行をする暇がないということが語られており、仕事が少年たちに構造的な機会を提供しているといえる。

次に、配偶者のような雇用主の直接的な社会統制についてである。少年たちは雇用主への信頼感をインタビューでは語っていた。さらに、少年たちは仕事に対する責任感を語っているが、これは雇用してくれた雇用先に穴をあけることをしたくないという雇用主への信頼感にもとづく行動である可能性を指摘できる。他方で、雇用先は「来る者拒まず、去る者追わず」という方針を取っており、Laub and Sampsonが指摘するような情緒的な関係ではなく、ドライな関係性においても雇用主の社会統制は機能しうることが考えられる。

最後にアイデンティティの変化についてである。インタビューでは「仕事は生活のため」と語られているように、少年たちは、仕事はあくまで自身の生活を保障するために行っている。一方で、少年たちは同僚を反面教師として捉えていた。そのような同僚の姿から、雇用先での自身のロールモデルを作り、そのことが少年のアイデンティティの変化を促す可能性が考えられる。ただし、同僚のロールモデルの少なさといった職場の環境が、少年にとってストレスとなり、「立ち直り」の障壁となりうる可能性(Sagara and Tsushima 2019)も指摘できる。

また、少年の「立ち直り」にとって、仕事を継続することも重要な意味を持つことになるだろう。インタビューでは、仕事の継続のためには、自分の好きなことを仕事にする「やりたいこと志向」を持つ重要性が示唆された。やりたいこと志向とは、『やるべきこと』を持つべきであり、さらにその『やりたいこと』を仕事にすべきだという価値観(太郎丸 2009: 119)のことである。本報告では、「やりたいこと志向」の具体的な内容まで検討することができなかった。今後はこの「やりたいこと志向」の内実を検討していく必要がある。また、結婚など他の要因が仕事に与える影響についても検討していくことも今後の課題である。

#### 文献

- Laub, J. H. and R. J. Sampson, 2003, *Shared beginnings, divergent lives: delinquent boys to age 70*, HUP.
- Sagara, S. and R. Tsushima, 2019, How employment effects on desistance from crime and delinquency: through qualitative studies in Japan: *19th Annual Conference of the European Society of Criminology: briefing paper*, pp. 351-352.
- 太郎丸博, 2009, 『若年非正規雇用の社会学——階層・ジェンダー・グローバル化』大阪大学出版会。

#### 6 質疑応答と討論(文責: 岡邊健)

交わされた主なやりとりは、下記のとおりである

(オーディエンスについては姓のイニシャルで表記した)。

(S) インタビューした少年の具体的な労働条件、賃金や労働時間などはどうか？

(大江) 労働時間のはっきりしたところは把握していない。「不満がある」と語った少年は、一応週休2日ということになっているが、急に別の人の欠勤のために仕事に入らなくてはならないようなことがたびたびあると言っていた。賃金面もはっきりとはわからないが、昇給の見通しが立たない、上がっても10円単位といったような語りは聞いている。

(O) 熊本で職親の方たちとのつきあいがある。状況をお伝えしたい。再非行、DVなどの話は、職親からよく聞くが、対応の際友の会の弁護士が果たす役割が大きい。ある弁護士がすべての職親を把握し、職親と顔の見える関係を維持している。先日、職親が発達障害のある少年のケースについて報告していた。職親は発達障害のことがわからない。ついつい手を出してしまったのだが、どうしたらよいかという相談だった。少年は職場から逃げだしてしまったそう。どのように職親を支援するかが、課題だ。

(岡邊) 準備がないままに支援をすることによって、あまり良くない効果を生んでしまう点に、注意しなければならない。そのことを教えてくれる事例だ。

(I) 仕事以外の支援、家族に対する支援であるとか、DV、発達障害の問題をどうするかとか、そのようなことは雇用主に丸投げになってしまうのか？ 制度上その種の支援をする枠組みはあるのか？

(相良) 制度的な支援の枠組みは弱いと考えている。Dさんのケースの場合、雇ってから問題があらわれた。どこにどう相談してよいか分からない状況があるのではないかと。さきほどの熊本の例でも出てきたが、困りごとの調整役が必要だと考える。制度によってできることもある。たとえば保護観察中であれば、観察官と協力しながらできることもあるだろう。ただし体制は弱い。草の根の活動があらわれていること自体、制度的枠組みが弱いことの証拠だ。

(知名) サポート体制を整えないといけないという問題意識はある。法律的な問題であれば弁護士が対応できるが、福祉的な問題、家族の問題への対応などでは、いまのところ福岡の就労支援においては、不十分だ。先日、北九州でホームレス支援をされているNPO法人抱樸の奥田さんの講演を聞いた。また、佐賀には、スチューデント・サポート・フェイスというNPOがあり、谷口さんという方を中心に引きこもり支援をしている。彼らと話をしてみると、生じてくる課題は、家族の問題、発達障害の問題など、ホームレス支援、引きこもり支援、非行少年の支援のすべてに共通している。

(岡邊) 相良報告では、最後のほうで「過剰な負担と期待の問題」と整理されていた。現状では、草の根的な、ある種の献身によって成立しているが、そこは何かしらの形で、もう少し社会的に対応できる部分があるかもしれない。ただし、制度化するとやりにくくなる面もあり、そこにはジレンマもある。

(M) 弁護士をやっている。就労支援の過程で生じるトラブルのなかには、事前に予測できるものがあるのではないかと。少年事件であれば、家裁の社会調査の情報を弁護士は把握できる。その情報をどこまで協力雇用主に伝えてよいのか、悩ましい。

(知名) 事件の内容、前歴等の情報は、私は必要ないと思っている。雇用主も基本は同じで、一切聞かないという人もいる。むしろ、その少年がどういう性格なのか、強く言っても大丈夫なタイプなのか、体力はあるのか、などの情報が重要だ。傷害を起していても「そういう場面にならなければ問題はない」とみていることが多い。ただ、窃盗については、教えてほしいという雇用主はいる。職場でモノがなくなったときに、職場のなかがギスギスしてしまう可能性があるからだ。そういう場合は、お金を扱わない仕事にまわすなどの工夫をすることになる。また、わいせつ系の犯罪を気にして、教えてくれという雇用主はいる。自分の家族に娘がいるような場合だ。一方「そんなのはどうでもいい。うちに来たらみんな平等」という雇用主も多数いる。

(M) 何らかのトラブルが起きた時に、その背景となる事情について、家裁等で調べた情報のなかに糸口があることはあるだろう。その意味で、雇用主と弁護士がつながり続けることが大事だ。そうすれば、雇用主だけが抱え込んで悩むこともなくなる。

(T) 立ち直りに関する研究会の背後仮説は、冒頭の説明からすると、Laub & Sampsonなのだろう。報告全体を聞いていると、社会的絆で説明したほうがわかりやすいと思う。愛着、巻き込み、ピリーの要素はあった。投資でいうと、相良報告で少年のキャリア構造の話があり、大江報告で転職の希望、やりがい等の話があった。少年たちは、投資、つまり、いま働かせてもらっているところで「どうスキルアップしていくのか」というような意識を持っているのか？ 雇うほうは、どう意識しているのか？

(岡邊) SampsonとLaubは、Hirschiを踏まえた議論である。私たちの報告が、社会的絆の話に帰着するというのは、議論としては整合的だ。

(大江) Bさんは、非行をしないために仕事をがんばっていると言う。車関係の仕事をしたいので。そのための資格も取っかけていこうとしている。雇用主側も「取れる資格は取っておけ」というスタンスだ。

(相良) 別の学会で少年のインタビューに基づく報告をした。多くの少年が一人親方になって、自分で

なんとかやっていく、というスタイルを志向している。自由に働きたい、でもまじめにやる、という語りだ。雇う側は、あなたの行きたいところがあるのなら応援するよ、すなわち「去る者は追わず、来るものは拒まず」というスタンスだ。したがって、投資の要素はあるのかなと思う。

(知名) 建築自体が流動性が高い業種だ。少年を多数雇っている会社の雇用主からは、「お前みたいに若いもんが、長くいる会社ではないぞ、次行くところを考えておけ」と言うとも聞いた。

(Y) いまも昔も、元非行少年が公務員になるというのは、まず聞かない。大企業の正社員として出世することもありえない。独立して自立して、ラーメン屋を営むであるとか、産業廃棄物関係の会社の社長になるとか、そういったところでの「出世コース」が描ける。今回の報告を聞いていると、それらと類似のライフコースを歩みつつあるのではないかと思った。低階層にはいるが、自分に自信をつけて生きていけるかどうか、いわば脱皮ができるかどうかが重要ではないか。その可能性はあるのか？ 生涯、解体業の日雇い労働者として生き続けるといった場合、これを立ち直りというのか？

(都島) 論点をいただいたと理解した。そもそも協力雇用主として登録している会社は、建築業に偏っている。中小企業がほとんどだ。就労支援の枠組みを使って仕事をしようというところで、業種が限定されてくる面がある。今回の対象者は、最終学歴が中卒だ(高校中退もいる)。その点から仕事の選び方が制限されることもある。労働市場の問題にかかわって、成功という側面が制限される側面がある。ただ、そういうなかでも、社長になることによって、自分は雇用する立場だ、というところで、同期の若者一般と比べて優位に立っていると考える元非行少年もいる。単に年収などで考えるべきなのか、あるいは本人たちの満足度も含めて考えるべきなのか。このことも、仕事と立ち直りを考える際の論点だ。

(相良) 立ち直り概念の捉え方について考えてみたい。立ち直りを達成概念と捉えるかプロセス概念と捉えるかで、見方が違うだろう。私たちはプロセスと捉えていて、非行・犯罪をしないで生き続けることとは、どういうことかという問題意識を持っている。私が2015年に書いたが、非正規で働きながらも犯罪をやめ続けている人へのインタビューのなかで、特徴的な表現がみられた。「犯罪や非行をしているときは、どん底中のどん底だった。いまは、どん底だからマシだ」という語りで、とてもインパクトが強かった。そういうなかで犯罪・非行をしないで生き続けることが立ち直りなのかを考えると、私は少し違う印象を持っている。

(Y) 誤解が生じたかもしれないが、私は立身出世

が立ち直りだとは思っていない。低階層を馬鹿にしているわけでもまったくくない。論点が変わるが、雇っている人の思いと雇われている少年の思いがずれているような感じがしないでもない。報告を聞いたところでは、同僚との関係では、反面教師という言葉が出てきていた。どう考えればよいのか？

(相良) 今回の調査で、同僚との関係性が反面教師として語られていたのは、興味深かった。なぜこのようにとらえているのかは、検討すべき課題だ。

(知名) 独立して、みな幸せかといえば違うと思う。社長になることで幸せを感じる人もいれば、そうでない人もいる。こういう未来があると教えてあげることが必要だ。

(岡邊) 就労を軸とした立ち直りを考えてきたわけだが、その場合、既存の社会構造を前提とせざるを得ない面がある。下層階層の再生産が綿々と続いている実態があるわけで、そのなかに組み込まれているのが就労だ。そのような構造を変えていく余地がどのくらいあるのかも考えていかねばならない。構造自体に目が向けられていないではないかという批判も、同時になされなければならない。

(N) 私は、保護観察官で、以前就労支援担当官をやっていた。これから考えていかねばならないのは、退職のしかたではないか。退職の時にトラブルになっている例が多い。

(相良) 退職の仕方を学ぶことは確かに大事だ。加えて、社会学的な論点としては、退職がなぜダメとされているかも問わないといけな。日本は、転職がまだまだ少ない社会で、ひとつの会社に勤め続けることが長らく良しとされてきた。そのような点をふまえた検討も必要だ。

(岡邊) 議論のなかで、いくつかの論点が出てきた。ひとつは雇用主の問題だ。現状は、「できる雇用主」「素晴らしい雇用主」に頼っている面が強い。当面は、そこを拡大していくという道が考えられるが、一方で、そこには限界があるのではないのかという疑問は残る。また、知名報告でも触れられていたが、場合によっては就労ではない道もありうることも、忘れてはならない。就労支援が強調されればされるほど、選択肢が就労だけになってしまう危険性が出てくる。「学校には行きたくないよ」と言っているが、ホンネを聞けば行きたくがっている、という話は示唆的だ。進学、就学の支援も同時に考える必要があるだろうし、生活全般の支援をどう考えて、そのなかに就労がどう位置づけられるかという問題の立て方も、大切だろう。

今日は生産的な議論ができた。参加いただき感謝申し上げます。

# 自由報告

## 国際自己申告非行 (ISR D) 調査の国内実施に向けての諸課題 ——日本チーム発足からプレ調査実施までの経緯をふまえて

○岡邊 健 (京都大学)

○相澤 育郎 (立正大学)

大塚英理子 (愛知教育大学)

### 1 ISR Dとは

国際自己申告非行 (ISR D) 調査は、共通の調査票による少年非行の国際比較調査である。欧州発祥のプロジェクトであり、12カ国が参加した第1回調査 (ISR D-1、1992~1993年)、アジアから中国などが初参加して世界31カ国で実施された第2回調査 (ISR D-2、2005~2007年) に次いで、第3回調査 (ISR D-3) は約40カ国の参加により、2012年に開始され、まもなく終了予定である。若者の加害・被害の国際比較に加えて、非行に関する諸理論の検証がプロジェクトの目的である。

ISR D-3の基本的なリサーチデザインは、7~9年生(日本の中学生にあたる)の生徒に対する調査を、対象者を無作為に選んで実施するというものである。紙の調査票を用いた形式とコンピューターを用いた形式の両方が選べるが、後者が推奨されている。

### 2 日本チームの結成とこれまで

日本チーム (ISR D-JAPAN) は、調査の計画・財務を担当する運営委員会と、調査の実施・分析を担当する実行委員会から構成されている。運営委は津島昌弘\*、上田光明\*、岡邊健\*、久保田真功\*、作田誠一郎\*、津富宏\*、森久智江\*、石塚伸一、朴元奎、浜井浩一、福島至、松原英世からなり、津島が委員長を務めている。実行委は、運営委と兼務する7名(\*を付した)のほか、相澤育郎、大江将貴、大塚英理子、我藤諭、相良翔、竹中祐二、都島梨紗、中森弘樹、西本成文、松川杏寧、丸山泰弘から成る。

2017年9月にチームが結成された後、同年12月~2018年7月に調査票の翻訳作業が進められ(後述)、2018年12月~2019年3月にプレ調査が実施された(後述)。また、ISR D-3 Steering CommitteeメンバーのDirk Enzmann教授(ハンブルク大学)などを招聘してのレクチャー受講、欧州犯罪学会に併せて開催されるISR Dミーティングへの参加、ISR Dクロアチア・ISR Dボスニア・ヘルツェゴビナでの聞き取り調査等も行なってきた。

### 3 サンプリングプロトコル

非行の頻度・広がりについて、頑健性・妥当性の高い推定を行い、各国比較ができるように、サンプリング手続きは、可能な限り標準化されていなければならない。そのためにISR Dでは詳細なプロトコル(A4で8頁)が定められている。その概要は以

下の通りである。

まず、サンプルデザインは、7~9年生が対象で、主要な学校は公立/私立の別を問わず母集団に含まなければならない。サンプリングフレームについては、都市ベースのサンプリングが強く推奨されており、その場合、各都市で1学年300名、3学年あわせて900名を抽出し、これを最低2都市で実施する(すなわち国全体のサンプルは1800名以上)。また、学級を単位とするサンプリングが推奨されており、その際、社会経済的要因等による層化抽出も認められている。

なお、上記のサンプルサイズは有効回答数ベースであり、学校レベル、個人レベルの無回答(不参加)を見越してoversamplingが強く勧められている(回答率を50%と見積もることが推奨されている)。

### 4 調査内容

ISR D-3の調査票は、いくつかの理論を検証するように設計されている。すなわち、社会的絆理論、社会統制理論、自己統制理論、日常活動/機会(routine activity/opportunity)理論、および社会解体/集团的効力感(social disorganization/collective efficacy)、ならびに手続的公正(procedural justice)理論、制度的アノミー論および状況的行動(situational action)理論などである(Enzmann et al. 2018)。

調査票は、大きく分けて10のセクションで構成されている。すなわち(1)人口統計的背景、(2)家族、(3)学校、(4)被害経験、(5)余暇と仲間、(6)道徳、自己統制および近隣地域、(7)違法行為、(8)物質使用、(9)制度的アノミー理論、(10)手続的公正であり、最後に回答の正直さを検証する設問(実施は任意)が置かれている。

例えば、4.1(a)(被害経験)では「これまであなたは、だれかから、お金やもの(時計、くつ、携帯電話など)を渡せとおどされたことがありますか?」との設問に対し、「なかった」または「あった」で回答を求め、「あった」場合には、最近12ヶ月での回数と警察への通報件数をたずねている。6.2(道徳)では「あなたが万引きをしたのを見つかったと想像してください。そのことが次の人に知られたら、自分のことをどのくらい恥ずかしいと感じますか?」に対し、「親友」、「先生」、「親」について、「まったく恥ずかしくない」、「少し恥ずかしい」、「とても恥

ずかしい」のいずれかで回答を求めている。10.1(手続的公正)では「被害者が犯罪被害を警察に届けたとき、その被害者が人種や民族の違う人であったり、外国にルーツを持っていたりしても、警察は平等に扱うと思いますか?」との設問に、「はい、みんなが平等に扱われる」または「いいえ、ひどい扱いを受ける人たちがいる」で回答を求め、後者の場合、該当する人の属性を自由記述でたずねている。

## 5 調査票の邦訳に伴う諸問題

調査票の邦訳は、相澤が作成した下訳をもとに、実行委員会メンバー全体で検討した。ISRD 本部から *Translator's Guide* という冊子が公表されており(A4で3頁程度)、一般的な指針と個別の設問へのコメントが付されている。基本方針は *Contextual Flexibility* であり、すなわち「われわれは、国際的に標準化された手法を保持しようと努めると同時に、重要な国の背景と差異への適応を考慮している」。個別の設問へのコメントでは、例えば、特定の国を想定して設けられた選択肢は、自国の状況に合わせてこれを変更すべきといった旨の指示がなされている。

邦訳に伴う問題として、まず設問それ自体が難解な場合がみられた。例えば、特定の状況(友人を騙して、古い携帯電話を売りつける)を提示し、そのような行動を自分がとった場合に、周囲の人がどのように反応(賞賛もしくは非難)するかを想像させる設問では、原文を維持したまま、回答者がズルをするというニュアンスをいかに伝えるのかに苦心した。原文への忠実さと、日本語としてのわかりやすさの両立は、邦訳全体を通しての課題であった。次に設問の内容がデリケートなものである場合である。親からの身体的な暴力被害をたずねる設問では、原文がかなり直接的な表現を用いていたために、子どもへの影響や学校・保護者への印象を考慮して、より穏健な表現にすべきか検討が必要であった。最後に設問に文化的な差異が大きく反映している場合である。例えば、余暇時間の過ごし方に関する質問のなかで、"I go to coffee bars or pop concerts."という表現があった。coffee bars や pop concerts は、主に欧州諸国では不良少年のたまり場というニュアンスを持つようであるが、日本ではそうではないため、それに類似した場所に変更する必要があった(「コンビニやファミレス、ゲームセンターでたむろする」とした)。このような意識に関する内容も含めて、日本での調査の実施状況の詳細は、*Technical Report* にまとめて、事後に ISRD 本部に提出される。

## 6 プレ調査

プレ調査は、東海地方と近畿地方の公立中学校各1校で実施され、あわせて167名から回答を得た。

保護者の同意手続きは Opt-out (事前に趣旨説明文書を配付し、不同意の場合にのみ申告を求める)によったが、不同意申告は全体の3%程度だった。タブレット端末(iPad)により、授業時間内で無理なく実施できることを確認できた。

調査後に回答者である中学生にフリートーク形式で感想を聞いた。その中には「タブレットをタップした際、音が周囲の人に聞かれるのが気になる」、「フリック入力したい」などの回答方法に関する意見のほか、「質問の文言がストレートで驚いた」、「宗教が答えにくい/わかりにくい」などの内容に関わる意見も出された。技術的な面はある程度改善可能であるが(例示した2件はいずれも技術的に解決済み)、内容的な面は調査の比較可能性という点から対応が難しいものもあった。

## 7 今後の課題

本調査の実施に向けて、2019年4月以降、複数の都市の教育委員会・校長会と接触を持った。「訪問での説明」に至らなかったのが3自治体、教委や校長会に訪問して説明をしたが最終的に実施に至らなかったのが4自治体あった。本報告時点では、交渉中で実施に前向きな自治体が1市、実施手続きを調整中の自治体が1市あり、近日中に何らかの形で本調査を実施できるのは、ほぼ確実である。

とはいえ、実施都市が円滑に決まったとはいえない。調査環境一般が悪化しているのは周知のとおりであるが、これに加えて、教委・学校関係者との接触のなかで、非行や犯罪被害の自己申告、保護者・家庭のプライバシーに関わる質問等について、大きな拒否反応を示された。学校現場の忌避感はある程度予想していたものの想像以上であった。今後、調査の実施にあたっては、一部の質問を削除せざるをえないかもしれない。

早ければ2020年には第4回調査(ISRD-4)が開始されることが決まっている。日本チームは、これへの参加もすでに表明しているが、まずはISRD-3の本調査を成功させなければならない。調査結果は、本学会の大会等の場で、順次報告する予定である。

## 文献

Dirk Enzmann, Janne Kivivuori, Ineke Haen Marshall, Majone Steketee, Mike Hough & Martin Killias, 2018, *A Global Perspective on Young People as Offenders and Victims: First Results from the ISR3 Study*, Springer.

付記 本研究は、龍谷大学・私立大学研究ブランディング事業および京都大学教育研究振興財団の助成を受けて実施されたものである。

# 家族関係を中心とした非行少年の実態と対人意識に関する一考察 —量的調査をつうじて—

作田 誠一郎 (佛教大学)

## 1. 目的

内閣府がおこなった「少年非行に関する世論調査」(2015)の結果をみると、「最近の少年非行はどのような少年が起こしていると思いますか」(複数回答)という設問に対して「保護者が教育やしつけに無関心な家庭の少年」が51.5%で最も多い結果となっている。その他、「家庭にも学校にも居場所がなく孤立している少年」も44.4%であり、非行少年と家族との関係は、非行の要因として一般的に関心事であることがわかる。

本報告の目的は、少年院に在院する少年を対象にして、現在の非行少年がどのような家族関係の有し、その関係性がどのように少年自身に影響をおよぼしているのかを量的質的な側面から分析する。また家族関係と少年院の生活における少年自身の変化の関連について考察する。

## 2. 方法

本調査の概要は、2018年3月から同年4月にかけて少年院20か所に対して調査票を配布して記入してもらい集合調査法を用いた。全体のサンプル数は760である。また男女比は、男子が88.8%(675)であり、女子が11.2%(85)である。本調査においては、無記名の後、用意した個別の茶封筒に封入して回収することで、率直な回答が得られるように配慮した。

## 3. 結果

### (1) 対人意識の特徴

対人意識について、数量化Ⅲ類を用いて分析した結果、「グループ重視の軸」(第1軸)、「他者評価重視の軸」(第2軸)、「プライベート重視の軸」(第3軸)、「能力主義重視の軸」(第4軸)の特徴が認められた。それぞれの軸に対して平均値から分析を進めたところ、性別においては、女子が男子にくらべてプライベートよりもグループを重視する傾向が認められた。また年齢においては、「19歳から21歳」の年齢区分がプライベート重視の値と能力主義重視の値において他の区分(「14歳・15歳」「16歳から18歳」)よりも高い値を示した。

### (2) 家族形態における特徴

非行少年の家族形態からその特徴をみていくと、「核家族」80.9%であり、「直系家族」18.1%、「拡大家族」1.0%であった。兄弟姉妹の有無については、「一人っ子」32.5%、「長男・長女」43.7%、「次男・

次女」23.8%であった。保護者の有無では、「14歳・15歳」が「母子家庭」35.6%、「父子家庭」13.6%、「両親ともいる(夫婦と未婚の子)」42.4%、「両親ともいない」1.7%、「その他(一人暮らし含む)」6.8%であった。「16歳・17歳・18歳」では、「母子家庭」36.9%、「父子家庭」8.5%、「両親ともいる(夫婦と未婚の子)」35.9%、「両親ともいない」4.8%、「その他(一人暮らし含む)」13.8%であった。「19歳・20歳・21歳」では、「母子家庭」32.5%、「父子家庭」5.8%、「両親ともいる(夫婦と未婚の子)」26.7%、「両親ともいない」5.5%、「その他(一人暮らし含む)」29.5%であった。この結果から、中高生の年代にあたる少年の「ひとり親家庭」の割合が4割に近いことがわかった<sup>1)</sup>。

### (3) 家族関係(性別)の特徴

性別を中心に家族関係の特徴をみると、「家族は仲がよい」や「家の中では何でも話することができる」、「親は自分のことをわかってくれている」の設問において、男子は女子よりも高い値を示す結果となった。一方、「家では家事手伝いなどをきちんとする」という設問では、女子は「思う」が60.7%であったが男子は38.8%であった<sup>2)</sup>。特に女子は、「自分の言い分も聞かれずにしかられることがある」という設問において55.4%(男子29.8%)が「思う」と回答しており、「よその家に生まれたらよかったと思うことがある」という設問でも同様に、女子は「思う」が50.6%であったのに対して、男子の「思う」は31.9%であった。この結果からもわかるように、女子は男子にくらべて家族関係において問題を抱えているようである。

ここで「親は家の中で暴力を振るうことがある」という虐待に関する設問を用意したところ、男子の「思う」という回答が22.6%であったが、女子の「思う」という回答は41.0%であった。この結果から、在院している少年の24.6%が被虐待経験があり、特に男子にくらべて女子に被虐待経験が多いことが明らかとなった。同じ「虐待経験」を問う設問を中心に家族関係をみたところ、被虐待経験を有している少年は、「家の中では何でも話することができる」、「性格の面で将来、父親や母親のようになりたい」という設問では、「思わない」という回答が6割以上を占めている。一方「自分の言い分を聞かれずに叱られる」および「よその家に生まれたかった」は、「思う」という回答が約6割であった。やはり、被虐待経験は家族関係にマイナスのイメージを強く反映す

ることが明らかとなった。

#### (4) 家族関係と少年院

「少年院の生活の中で自分が変わったと思うきっかけ」という設問（複数回答）における回答をみると、「規則正しい生活」が 49.2%で最も多く、次に「家族との面会」が 48.2%、そして「担任（法務教官）との面接」が 45.1%という結果であった。この結果から、少年院における少年自身の変化に家族との関わりが影響していることが窺い知れる。次に、「家族との面会は楽しみだ」という回答を中心にみたところ、「鑑別所に入った時に反省した」や少年院において「考えて行動することが多くなった」、「少年院に入って成長している」や「生活態度はよい方だ」の各設問において、「思う」という回答が「思わない」という回答にくらべて有意に高い値を示した。この結果から家族との関わりが少年自身の反省や少年院における成長等に影響していることが認められる。しかし、この家族関係のプラスの影響も少年院の入院回数が増すごとに低くなる傾向も認められた。

#### 4. 総合考察

少年の家庭状況は、ひとり親家庭および兄弟姉妹のいる家庭が多いことがわかった。家族関係をみると他の属性よりも性別にその違いが認められ、女子は男子よりも家族関係に問題を抱えているようであ

る。この問題は今後さらなる分析を要するが、女子は男子よりも被虐待経験が多いことも一つの要因としてあげられる。また家族関係は、少年院の生活態度や少年自身の成長にも関連していることがわかった。今後、今まで以上に少年院における家族関係の結び直しや家族に対する少年の理解等をどのような進めていくかが課題といえる。

#### 注

1) 厚生労働省の「国民生活基礎調査(平成 30 年)」によれば、2018 年の児童数別の世帯構造は、「1 人」45.4%、「2 人」40.4%、「3 人以上」14.2%であった。また「夫婦と未婚の子のみ世帯」76.5%、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」6.8%、「三世帯世帯」13.6%、「その他の世帯」3.1%であった。この数値はあくまで児童を中心としているが、概ね近年の青少年の家族形態をあらわしていると考えられる。

2) 「思う」は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を統合した値を示している。同様に「思わない」は、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を統合した値を示している。

#### 文献

内閣府,2015,『少年非行に関する世論調査』  
厚生労働省,2018,『国民生活基礎調査(平成 30 年)』

# なぜ非行少年の復学は困難なのか

大江 将貴（京都大学大学院）

## 1 問題設定

本報告の目的は、非行少年の復学がなぜ困難なのかを明らかにすることである。

2017年に「再犯防止推進計画」が策定された。この計画では7つの重点課題が示されている。その1つとして、「学校等と連携した修学支援の実施等」が挙げられている。

しかし、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があった。そこで2019年に、法務省矯正局・保護局は「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を発表し、少年にとっての学びの継続の重要性について周知を行っている。また、同じく2019年に文部科学省が、「『再犯防止推進計画』を受けた児童生徒に係る取組の充実について」という通知を出していることからわかるように、非行少年の再就学は、高い関心を集めているといえる。このような就学支援を重視する背景の1つとして、日本社会の高い高校進学率があると考えられる。現代の日本社会では、高校進学と高校卒業資格は、社会参加をするうえでほぼ必須（酒井 2015）とされる。つまり、現代の日本では、高校卒業資格を持たないと、それだけで社会的に排除される可能性が高まってしまう。

また、教育歴と非行という観点からも、高校卒業資格は重要である。たとえば、麦島・松本（1967）は、1942年生まれの少年を対象として、出身中学校の記録と警察に保管されている資料にもとづき、非行発生と少年の教育歴との関連を明らかにしている。それによれば、教育歴が中学校までの少年は、高校に進学した者や大学に進学したものと比べて、非行発生率が高くなっていったことが明らかになっている。この傾向は、近年改めて検証されており（岡邊 2013）、教育歴の低さと非行の発生の関連性に変化は起きていない。

他方、矯正施設においても、近年、少年の社会復帰に向けた支援の充実が図られている。たとえば、社会復帰支援の一環として、2007年から「高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）」を、少年院内で実施している。

しかし、就学支援の一環である矯正施設からの復学の事例を検討したものは少ない。それは、少年院出院者の復学決定者の割合が非常に少ないことからわかる。その背景として、少年の復学には何らかの困難を伴うことが考えられる。どのような困難を伴うかについてデータを用いて検討されたものは

ない。そこで本報告では、矯正教育実務家が報告した復学事例をもとに、なぜ少年の復学は困難を伴うのかについて検討していく。

## 2 分析の視点

本報告では、Elias and Scotson（[1965]1994=2009）の「定着者一部外者」理論を参照しながら分析を行っていく。Elias and Scotson（[1965]1994=2009）は、ウィンストン・パーヴァの実態を調査し、国籍や階級の点でほとんど違いがない2つの労働者階級の集団間で、一方の集団が他方の集団を価値の低い集団として、汚名化していることを見出した。本報告では、この「定着者一部外者」理論を援用しながら分析を行う。本報告の事例に「定着者一部外者」を当てはめるならば、定着者が非行をしていない生徒あるいは教師、部外者が非行少年ということになる。それは、非行をしていない少年が1回も学校から離れておらず定着している一方で、復学を目指す非行少年は、いったん学校のコミュニティから離れた存在であり部外者とみなせると考えられるためである。

## 3 事例と方法

本報告では、矯正教育実務家が報告した非行少年の復学に関する事例を分析する。事例は矯正図書館OPACを用いて収集した。収集した事例のうち、少年院入所から復学までのプロセスが少年ごとに記載されたものを抽出した。ここで対象となったのは、4報告5事例である。この5事例は、いずれも2005年以降に報告されたものである。少年の性別は、すべて男子である。学年は、記載がない1事例を除いて、すべて中学2年である。

## 4 少年が少年院に至るまで

### （1）少年の特徴

事例では、怠学や基礎学力の不足といった学業不振に関することが示されている。また、学校内での孤立や、教師への反抗などがあった様子も示されている。Hirschi（1969=2010）は、学業面の能力は「愛着によるつながり、目標・価値への思い入れによるつながり、活動への巻き込みによるつながり、規範観念へのつながりに影響を与えることによって、非行行動の発現に作用している」（Hirschi 1969=2010: 127）と指摘するように、学業不振は、非行を誘発する重要な要因である。本報告の事例においても、彼らの非行の背景として学業不振があったことがうか

がえる。

## (2) 家庭環境

事例からは、両親の離婚といった不安定な家庭環境に少年は置かれていることが示唆された。『平成30年版 犯罪白書』によれば、男子の少年院入院者の保護者状況は、実母のみが42.4%を占めているように、少年の両親が離婚を経験していることは少なくない。Elias and Scotson ([1965]1994=2009: 191)は、家庭があまりに不安定で荒れている団地の若者たちは、「両親によって定められた安定した社会的に容認されている行動モデル」を欠いていると指摘するように、非行に至る背景に家庭の影響があることが考えられる。

## 5 「部外者」としての少年

事例からは、復学を拒否されるといったように、学校側から「部外者」として扱われることで、少年の復学が困難になることが示唆された。

また、少年が「部外者」として扱われるのは、復学調整の段階のみではない。復学が実現した場合であっても、教室に入室できなかつたり、別室で指導されたりと、少年が学校側から「部外者」として扱われるケースがみられた。他方で、少年自身の不良交友の再開や、帰宅先の環境が不安定だったケースもみられた。

## 6 まとめと考察

本報告では、矯正教育実務家の実践報告を手掛かりに、少年の復学はなぜ困難なのかについて、「定着者一部外者」理論を参照しながら検討してきた。本報告で示唆することは、少年が学校側から「部外者」として扱われることで、少年の復学が困難になっているということである。伊藤 (2018:118) は、これからの学校像として、「様々なリスクを負った生徒も排除せず居場所を提供し (コンサマトリー)」、かつ「将来の自立や自己実現に向けて援助やエンパワメントを行う (インストルメンタル)」「社会的包摂のための学校」を挙げている。しかし、この実現に向けては乗り越えなければならない課題も多いことが、本報告の事例からは示唆される。

さらに本報告では、少年が復学した際、居住先の環境の安定していることの重要性も示唆された。少年院出院後、少年たちの多くは家族のもとに戻って生活を送っている。Elias and Scotson ([1965]1994=2009: 196) は、「乱れた家族における親たちの行動がその子供たちの行動傾向を生み出した」というように、不安定な家庭環境は再非行といった「悪循環」に陥ることになる。山田ほか (2011) が述べているように、保護者の指導監督能力に困難

が伴う場合は、他の機関との連携を含めた多角的な家族支援体制が必要になる。藤間 (2011: 81) が、非行少年の「再社会化にあたって家族が担いきれない機能を社会の側が代替する」必要性を指摘するように、少年の帰宅先を家族に限定しないことが1つの方法であると考えられる。家族の機能を代替する機関として考えられるのが、更生保護施設であろう。しかし、更生保護施設の中で、少年を対象とする施設はわずかである。また、更生保護施設への在籍そのものが、少年にスティグマを知覚させることにつながる可能性も考慮する必要がある。

最後に、今後の課題について述べておく。本報告では、実践報告をもとに検討してきたが、復学の実態を把握するには限界がある。そのため、今後は社会調査にもとづいた詳細な実態の把握を行う必要がある。

## 文献

- Elias, Norbert and Scotson, John L., [1965] 1994, *The Established and The Outsiders: A Sociological Enquiry into Community Problems*: Sage Publications. (大平章訳, 2009, 『定着者と部外者——コミュニティの社会学』法政大学出版局.)
- Hirschi, Travis, 1969, *Causes of Delinquency*, University of California Press. (森田洋司・清水新二監訳, 2010, 『非行の原因——家庭・学校・社会へのつながりを求めて (新装版)』文化書房博文社.)
- 伊藤茂樹, 2018, 『学校問題の再構築——インストルメンタル/コンサマトリーに着目して』日本教育社会学会編『教育社会学のフロンティア2 変容する社会と教育のゆくえ』101-122.
- 麦島丈夫・松本良夫, 1967, 「1942年生れ少年における非行発生の追跡的研究 (第2報) ——非行発生と少年の出身階層および教育歴との関連」『科学警察研究所報告 防犯少年編』8(2): 9-15.
- 岡邊健, 2013, 『現代日本の少年非行——その発生態様と関連要因に関する実証的研究』現代人文社.
- 酒井朗, 2015, 「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』96: 5-24.
- 藤間公太, 2011, 『非行と家族』研究の展開と課題——背後仮説の検討を通じて』『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』72: 71-87.
- 山田高志・星野亮毅・畑和輝, 2011, 「最近の中学校への復学調整事例から見た関係機関の連携の在り方について」『日本矯正教育学会大会発表論文集』47: 94-97.

# 非行経験者が考える「立ち直り」とは何か ——青年期の移行課題の観点から——

都島 梨紗（岡山県立大学）

## 1 目的

本報告の目的は、非行経験者が考える「立ち直り」の在り方を青年期の移行課題の観点から考察することにある。平成 30 年版犯罪白書でも指摘されているように、保護観察対象少年が再び逮捕され、処分を受けるかどうかの割合は、学生・生徒もしくは有職者である場合よりも、無職である場合の方が高く、無職者の場合は約 50%が再処分となっている。

只野ほか(2017)では、少年院出院後 3 カ月以内の少年を対象とした量的研究を行っている。ここでは、社会的要因と認知的要因の特性に着目しており、犯罪・非行行為をやめている／強くやめたいと思っている若者像として、次のような特性を導き出している。すなわち、学業や仕事に従事していること、家族と良好な関係であること、向社会的な友人がいること、悪い日常的習慣を持たないこと、自分の過去を肯定的に受容していること、自信や希望を持って物事に取り組んでいること、目標を持って生活すること、である。

しかしながら、雇用の流動化の波を受けている後期近代において、大人への移行が危機的な状態にあるという指摘がある。乾(2013)や杉田(2015)では、高卒労働者を中心に、不安定な仕事に従事している状況や、それにより家族形成の困難性や将来展望に不安を抱えている様子が明らかにされてきた。

また、Furlong&Cartmel は子どもから大人への移行の時期が引き延ばされ、就労が不安定化し、パートナーを形成しづらくなっている状況では、「犯罪親和的な期間の引き延ばし」(Furlong&Cartmel, 1997=2009: 230)がもたらされると述べる。つまり、犯罪行為にコミットする若者においても、移行期の不安定さによって、さきほどの只野ほか(2017)が見出したような職場で活躍する機会や家族と良好な関係を取り持つことが困難を有する可能性があるということである。その結果、犯罪・非行の継続に影響を及ぼす可能性が示唆されるのである。すでに、都島(2017)が明らかにしたように、仕事に従事していたとしても、スティグマにより、自信や希望が持てなくなる出来事に見舞われることがある。そのため、子どもから大人への移行期に経験されるライフイベントに着目して、非行経験者の生活を整理する必要があるだろう。

そこで本報告では、仕事に従事すること、自分の力で生活すること、パートナーとの同棲や結婚生活をする事、の 3 点に焦点を当て、これらのライフ

イベントの見通しを非行経験者の語りから整理することとした。

なお、本報告では検討の対象とする 10 代後半の非行少年を Jones&Wallace(1992=1996)が射程とする「青年期」にある存在であるとする。Jones&Wallace は「青年期」について、身体的発達や社会的・経済的な側面、法的地位など事象によって「大人」としてみなされる状況は様々であるため、「どの年齢で若者が大人になるかは言えない」(Jones&Wallace, 1992=1996: 20)と述べている。本報告では、「依存する子ども期」と「自立した成人期」を往還するポジショニングとして非行少年を捉え、どういった局面で依存状態にあり、どういった局面で自立状態にあるのかを把握する視座を採用する。

## 2 調査の概要

本報告で用いるデータは、「立ち直りに関する研究会」(研究代表: 京都大学 岡邊健)の調査の一環により得られたものである。調査対象とした更生保護施設 A は X 県に所在し、男女の未成年を積極的に受け入れている。これまで 2016 年春以降 5 名への入所者調査を行ってきた。それぞれに対し 1 時間～2 時間程度のインタビューを実施し、最多で 11 回の追跡調査を行っている。男性 3 名、女性 2 名への調査を実施した。

調査では更生保護施設 A 入所者へ可能な限りインタビュー時に「立ち直り(更生)」についての自身の考えを聞き取っている。インタビューによって「立ち直り」という表現を用いる場合もあれば、「更生」という表現を用いる場合もあったため、報告では「立ち直り(更生)」と表記することとした。なお、当日配布資料にデータ概要を添付し、5 名の仕事の状況や、退所後の住まいの状況などのプロフィールをまとめて提示した。

なお、知見の提示に移る前に、前提としておくべき事項について触れる。それは、更生保護施設 A では、「更生=自立」として指導している、ということである。このことは、少年によって語られた事柄であり、それゆえ 5 名の語りにおける「更生」は自立に結びついて語られる可能性を踏まえて検討する必要がある。本報告では、それぞれの捉える「立ち直り(更生)」イメージを捉えるために、「自立」の内実についても検討していくこととした。

### 3 調査の知見

ここでは、インタビュー調査によって得られたデータの知見の概要を提示する。紙幅の都合上、データの要約を提示する。

まず、仕事についてである。将来は自分の店を持ちたい、社長になりたい、と語っていたのは3名いた。彼らは知識よりも、実践的なスキルを持つことを重視し、そのための「勉強」として現在の就労先を位置づけていた。

次に、住まいについてである。協力雇用主などの元で働いており、入所時の就労先が退所後の保証人を引き受ける予定である者は3名おり、彼／彼女らは住まいと仕事が連動した語りをしていた。そうでない環境にある者は、家族の元に帰るという方法を取っていた。しかし、家族の住まいも無条件で得られるわけではなく、関係性が修復できているかどうか条件になることがわかった。

さらに、結婚や恋愛についてである。女性は子どもを持つ願望が強く語られたが、結婚願望についてはあまり強く語られなかった。男性はいずれも明確に語ることはなかった。

そして「立ち直り（更生）」についてである。2.で述べたように、5名とも「立ち直り（更生）」＝自立と捉えている様子だった。ただし、その内実は様々であった。男性は仕事によってお金を稼ぎ、家族を養う、あるいは家族に恩返しをすることが自立である、という就労自立の稼ぎ手モデルを語った。対して女性は、炊事や洗濯など、日常生活を自力でこなし、家賃を自分で支払っていくことが自立である、という生活自立の生活者モデルを語った。

### 4 考察と今後の課題

知見を元に、考察と今後の課題をまとめる。まず、仕事に関しては、自分の店を持つ、社長になるという独立志向の語りが複数見られた。これは、依存状態から独立した「大人」を目指す過程での出来事なのか、学歴至上主義に対抗するアスピレーションとしてなのか。なぜ独立を目指すのかを掘り下げるとともに、成人以降も社長や独立を目指し続けるのかどうか検討する必要があるといえる。

次に住まいについてである。一部の少年からは住まいと仕事が連動している実態が明らかとなった。こうした実態は、身一つで双方を獲得できるというメリットがある反面、失職と同時に住居を失うことになるという問題も考えられる。また、あらゆる仕事に住まいと連動しているわけではない実態もあるため、住まいと連動しない仕事に従事する場合は、住まいを探したり保証人を探したりといった課題に直面する可能性があるだろう。

他方で、仕事に連動しない住まいとして家族の元

に帰るという方法もある。しかし、家族の住まいも無条件で得られるわけではなく、関係性が修復できているかどうか条件になる。様々な事情に応じて、無条件で頼ることのできる住まいの支援が必要だといえる。

そして、女性は生活自立の生活者モデルを語り、男性は就労自立の稼ぎ手モデルを語っていたが、なぜこのような違いが生じるのかはさらなる検討が必要である。施設入所中に起きた様々な出来事によって語りが揺れ動いているため、より詳細に語りを整理する必要がある。

最後に、「青年期」の定義に立ち返っておきたい。「青年期」は「依存する子ども期」と「自立した成人期」の往還である。本報告の知見を踏まえれば、主に住居を中心に、家族や職場とのつながりが脆弱な場合に、孤立する可能性が浮かび上がった。「立ち直り」を目指す非行少年が「青年期」にあることを踏まえれば、どのような局面での依存が必要で、そもそもなぜ彼らに依存状態が許されず、自立を余儀なくされるのかに目を向ける必要があるだろう。

### 文献

Furlong, A and Cartmel, F, 1997, *Young People and Social Change*, Second edition, (=2009, 乾彰夫・西村貴之・平塚眞樹・丸井妙子訳『若者と社会変容リスク社会を生きる』大月書店)。

法務省, 2018『平成30年版犯罪白書』

乾彰夫編著, 2013『高卒5年どう生き、これからどう生きるのか 若者たちが今<大人になる>とは』大月書店。

Jones, G and Wallace, C, 1992, *Youth, Family and Citizenship* (=1996, 宮本みち子・鈴木宏訳『若者はなぜ大人になれないのか 家族・国家・シティズンシップ』新評論)。

杉田真衣, 2015『高卒女性の12年 不安定な労働、ゆるやかなつながり』大槻書店。

只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介, 2017「非行からの立ち直り(デジスタンス)に関する要因の考察」『犯罪社会学研究』42:74-90。

都島梨紗, 2017「更生保護施設生活者のスティグマと『立ち直り』」『犯罪社会学研究』42:155-170。

### 附記

本研究は JSPS 科研費:15K01757, 19H01558 (いずれも研究代表:岡邊健), 18K13101(研究代表:都島梨紗), 京都大学教育研究振興財団平成30年度研究活動推進助成(研究代表:岡邊健)の助成を受けて実施しました。また、調査にご協力くださった研究参加者の方にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

# 戦前少年保護実務家は戦後少年司法をいかに見たのか ——戦前・戦後に勤務した少年保護実務家の言説分析——

竹原 幸太（東北公益文科大学）

## 1 課題設定

近年の少年司法改革は急速であり、目下、成年年齢を20歳から18歳へ引下げる民法改正に伴い、少年法の対象年齢引下げと共に年長少年に対する矯正教育のあり方も法制審議会で議論され、戦後の少年司法・少年矯正は過渡期を迎えつつある。

1948年少年法・少年院法の成立過程や保護処分の運用については、少年法制史・司法福祉研究等で検討され、本学会では森田明が大正少年法の成立過程とその論理及び日米の少年法の少年観を検討し（森田1997、2005）、社会史の観点からも少年司法・非行問題が検討されてきた（徳岡2009、作田2018）。

また、現行少年法の立法関係者であった柏木千秋、戦前から少年審判に携わり、戦後の家裁をリードした宇田川潤四郎、森田宗一らの業績に触れる研究や（団藤・村井・斉藤1999）、大正少年法の少年審判の実際に注目しつつ、現行少年法との変更点を改めて整理する研究もなされてきた（武内2015:36-41）。

このように、少年法学、犯罪社会学等において少年法制史に関わる研究が蓄積され、少年司法の理念や構造の史の変遷は検討されてきたが、主に少年法立法過程や法理念・制度の改編点に関心が傾き、戦前・戦後を通じて少年保護を担った実務家が戦後の少年法制をいかに見たのかについては、十分、検討されてこなかった。

そこで、本報告では、少年司法制度史とは角度を変え、少年司法実践史の観点から、「現行少年法の成立をめぐる従来の言説」の影に埋もれ、必ずしも「問題」化されてこなかった戦前少年保護実務家の現行少年法制をめぐる言説を明らかにすることを目的とする。研究方法は第一に、戦後直後の代表的な少年法概説書で描かれている少年法像を検討し、現行少年法をめぐる言説がいかに構築されたのかを検討する。第二に、戦前少年保護から引続き戦後少年司法実務を担った者の現行少年法制をめぐる言説を検討する。そして、最後に現行少年法をめぐる焦点化されてこなかった言説を明らかにする。

## 2 戦後直後の少年法概説書で強調された点

本研究では、少年法・少年院法成立から間もない時期の少年法概説書で描かれた少年法像として、①財団法人司法保護協会編（1948.10）『新しい少年法と少年院法の解説 附関係法規』同会、②柏木千秋（1949.1）『新少年法概説』立花書房（1952.8に『改訂 新少年法概説』）、③国家地方警察本部刑事部防犯

課編・横井克己解説（1949.3）『新少年法要解 附関係法規』港出版合作社を検討する。

後年、柏木自身が詳細に述べているように、1946年11月から1948年7月に少年法が成立するまで柏木は法務庁保護課事務官として法制定に携わったことから、新しい少年法・少年法院法の「運用に当る実務家諸賢のための最初の解説書」の少年法部分を担当したため（文献①）、文献②もほぼ同じ解説であり、文献③でも同じ傾向が見られる。

具体的には文献①～③で主に強調されたのは、第一に日本国憲法で人権を制限する処分は裁判所に限定したこと、司法行政機関であった戦前の少年審判所を廃止して家庭裁判所を設置し、保護決定と執行が分離したこと、第二に代用少年院として使用された民間少年保護団体を廃止し、少年院を国立としたこと、第三に大正少年法の検察官先議を家庭裁判所先議に変更し、少年の健全育成を目的として対象年齢を18歳未満としたのを20歳未満に上げたこと（同案は戦前の少年審判所長・矯正院長会議で既に提案されていた）、第四に児童福祉法成立過程で少年法の吸収案が出されたが実現しなかったため、非行少年の取扱いをめぐり、児童福祉法と少年法との間で対象年齢を基に調整されたこと等であった。

その後、1951年児童憲章策定年には児童・少年保護関連書籍が公刊され、柏木と同じく少年法成立過程を知る判事の内藤文質、森田宗一も少年保護の法理を解説し、内藤は家裁の有する刑事政策的機能と社会福祉的機能の二面性を指摘しつつ、少年保護が司法機関内でなされるケース・ワークとの知見を示し（内藤1951:47-49）、森田は憲法の基本的人権擁護の観点から、少年に関わる法律として、少年法のみならず児童福祉法、教育基本法等との関連を示し、法律や制度を運営する各機関相互の「力強いチーム・ワークの推進」を説いた（森田1951:5-7,51）。

やや粗い議論ではあるが、この時期には概ね、少年の権利を尊重して健全育成を図るべく、家庭裁判所先議でケース・ワーク機能を重視するとの現行少年法をめぐる言説は作り上げられたように思われる。当然ながら、戦後の新しい少年法を解説・普及するため、大正少年法と比較した「新しさ」・「刷新性」が強調された反面、戦前の少年保護事業から継承すべき理念等はあまり語られていない。

## 3 大正少年法の機関連携の評価と児童福祉法制への期待言説

こうした現行少年法制に対する言説に対して、家裁の性格づけを担ったことで有名な宇田川潤四郎は、戦前の「少年審判所は、その名称からすると、裁判所を想わせるが、その性格は行政機関であって、(中略)司法行政機関とでも称すべきものであった」ことを指摘しつつ、少年審判所と少年院に緊密な人事交流があり、少年処遇において調査・診断・措置の連絡協調が図られたことを美点とし、大正少年法の構造も評価していた(宇田川 1969: 70-72,187)。

宇田川も述べるように、大正少年法・矯正院法下では、少年審判所審判官(審判)、少年保護司(保護)、少年院教官(矯正)の間で人事異動がなされ、異動を通じてそれぞれの実務を理解する構造にあった(竹原 2019: 10-12)。

雑誌『更生保護』4巻4号(1953)でも、山岡萬之助、宮城タマヨ、前田偉男、内片孫一により、座談会「少年法の今昔物語」が企画され、大正少年法の成立・運用から現行少年法の課題等が議論された。

そこでは、司法省保護課長を勤めた宮城長五郎の妻で、戦前に司法省・文部省の推薦でリンゼー判事の下で少年保護実務を学び、女性初の少年保護司として活躍していた宮城タマヨは保護の決定と執行が分離したことが課題とし、「判事にしましても調査官にしましても、私は責任を持つ範囲がせま」く、子どもにはなじまず、「少年法というものが何か魂がぬけたような感じがする」と述べている(山岡・宮城・前田・内片 1953: 11)。矯正院法策定に携わり、東京少年審判所審判官、五代目多摩少年院長を務め、戦後は文部省へ異動した前田偉男も少年院の細分化や保護観察所、少年鑑別所の設置等を進歩として歓迎しつつも、それらの「密接な関係が欠ける」ことを課題としていた(同前: 12)。

他方で福岡少年審判所から 1943 年に四代目浪速少年院長に異動した辻三省は、「その頃、少年審判所で無能と目されると少年院に廻されると、まことしやかに取沙汰するものがあり、私も少年審判所長として不適合の烙印を押されたのか、内心余りよい気持は致しませんでした」とも戦後に回想している(辻 1969: 464)。つまり、戦前少年保護実務家すべてが大正少年法の構造を肯定していたわけではなく、戦時中は人事異動の葛藤も存在したことが確認される。

なお、東京少年審判所に 10 年以上務めた鈴木賀一郎は、戦後は少年法ではなく『児童福祉法の話付・児童福祉法条文』(草美社、1948.7)を出版し、どちらかといえば、「児童の権利」を基軸とする総合的児童保護法である児童福祉法の画期性を唱えた。

#### 4 結論

以上、戦前少年保護実務を担い、戦後も少年司法に携わった実務家は、戦後少年法を一定評価しつつ

も、戦前を省みて、保護の決定と執行の統一が希求されていたことが確認される。鈴木賀一郎の場合は、やや角度を変えて、児童福祉法と少年法の制度上の統一を求めていたようにも思われる。

これらは少年司法の関連機関の連携・人事交流等を積極的に評価する言説だが、他方では、関連機関間での人事交流については、辻三省が語るように、一概に美化できない事情も確認できる。

いずれにしても、これらは従来の「現行少年法をめぐる言説」の影で焦点化されて来なかった言説といえる。当然、戦後直後は新しい少年法・少年院法を普及・啓発・運用していくことが使命であり、その対比で大正少年法を評価する言説は埋もれてきた。

現行少年法の普及・啓発期を経て、過渡期・変革期であるからこそ、大正少年法時代から実務を担ってきた者の言説にも目を向け、少年法 100 周年に向け、少年司法の議論を熟成させていくことが求められているのではないだろうか。

#### 文献

- 団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治他,1999,『ちょっと待って少年法「改正」』日本評論社.
- 森田明,1997,「大正少年法の施行と「司法保護」の観念:宮城長五郎の場合」『犯罪社会学研究』22: 64-84.
- 森田明,2005,『少年法の歴史的展開—鬼面仏心—の法構造』信山社.
- 森田宗一,1951,「少年をめぐる法律の概要」同他『少年問題と法律 児童憲章制定記念』有斐閣.
- 内藤文質,1951,「少年保護制度の歴史的背景」同・前沢光一郎・森田宗一他『児童・青少年法講座V 少年保護』新評論社.
- 作田誠一郎,2018,『近代日本の少年非行史—「不良少年」観に関する歴史社会学的研究』学文社.
- 竹原幸太,2019,「1922 年少年法・矯正院法下の少年矯正実務における少年保護観—1930 年代初頭までの少年院を対象として」『社会事業史研究』55: 9-22.
- 武内謙治,2015,『少年法講義』日本評論社.
- 徳岡秀雄,2009,『少年法の社会史』福村出版.
- 辻三省,1969,「二つの思い出」森山武市郎先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧 森山武市郎先生顕彰録』同会.
- 宇田川潤四郎,1969,『家裁の窓から』法律文化社.
- 山岡萬之助・宮城タマヨ・前田偉男・内片孫一,1953,「座談会 少年法の今昔物語」『更生保護』4(4): 4-13.

※本報告は科研費研究基盤(C)課題番号 19K02194 の成果の一部である。

## なぜ保護司の科学化が失敗したのか

盛田 賢介（一橋大学大学院）

### 1 目的

この報告の目的は、戦後に保護司に期待された科学的ケースワーカーとなるべきという雑誌や保護観察官からの要請が失敗した原因を解き明かすことである。

保護司と保護観察官の関係は、保護観察官に足りないところを補う地域性と民間性の担い手という像が前提とされてきた(高橋 2012)。しかし、雑誌『更生保護』の記述を見れば、保護司に期待されたのは地域性や民間性を前提としたうえで、さまざまな知識を持つ科学的ケースワーカーとなること(=科学化)でもあった(更生保護 1949)。しかし、次第に官民協働論や「協同治療論」(北澤 2003)のように、保護司に科学的なケースワークを期待することがなくなっていく。この推移を分析することが本報告で試みることである。

### 2 方法

そこで、データとして、雑誌『更生保護』で「科学化」をめぐる論争を用いた。科学化についての論争とは 1958 年の 1 月の更生保護誌上において、東京の保護司朝倉昇によって、「声の交換室」という保護司の読者投稿欄に寄稿された一つの問題提起からはじまる、保護司と保護観察官・有識者の枠を超えた論争である。

朝倉の問題提起には、科学的なケースワーカーとしての保護司への期待を拒絶するだけでなく、保護司こそが保護観察の担い手であるという強い主張が含まれていた。それゆえに、読者投稿欄での意見の交換だけでなく、保護観察官や有識者も含んだ論争へと発展したのだ。

論争を分析するうえで、保護司と保護観察官を委託者と受託者の特殊な関係とみなすプリンシパルエージェント理論の枠組みを部分的に用いた。

理論を用いると、保護司の実践に対して保護観察官が監視も評価も十分にできないという情報の非対称性があること。保護観察が刑罰の一環であるために、一定の水準で実践されなければならないという前提があること。この二つから、保護司制度には保護観察官による専門職制とは異なり①保護観察官が保護司に対する情報の非対称性を解消するためのあらゆるコントロールコストと②保護司が保護観察官へ情報を開示していくシグナリングコストが余計にかかることが導き出される。このコストをいかにして低減するかが保護司制度に求められ、その対処の一つのやり方が科学化であり、それが拒絶されたのも保護司に余計なコストが負荷されることが拒まれ

たからではないかという仮説が提示された。

### 3 結果

分析の結果、変遷を一貫する共通性を析出された。それを示すのが表 1 である。表 1 では、行を「更生保護」創刊の辞、「声の交換室」での朝倉の提起、朝倉に対する三保護司の対応、科学化を厳命する「匿名提言」、保護司の科学化を求めない「匿名提言」の五つに分けた。四つの行に対して、列ではそれぞれ保護観察官に対して科学化を求めているか、保護司に科学化を求めているか、書き手の属性は何かという三点について分け、それをクロスした。

	「更生保護」創刊の辞	「声の交換室」朝倉	「声の交換室」朝倉以外	匿名提言①	匿名提言②
保護観察官の科学化	?	?	○	○	○
保護司の科学化	○	×	×	○	×
書き手の属性	法務総裁	保護司	保護司	保護観察官等	保護観察官等

表 1

「声の交換室」も「匿名提言」の二つの立場も、以下の二点において共通していた。それは、保護司は常識や愛情や社会的経験といったものを用いて実践をおこなっていることと、保護司の実践に科学的な知識を付け加えることの困難性である。特に、常識や愛情を元にもみ実践をおこなうことは、「匿名提言①」においては強く批判されていたが、逆に言えば、一貫してそういった実践がありふれていたことを示唆する。つまり、保護司は科学化を求められていようがいまいが、事実として「ぎせいの」に「しろう」として保護観察をおこなってきたのではないだろうか。

次に、保護司の科学化は困難であることも、共通して抱いていた部分である。保護司の科学化を求めない人びとはもちろんのこと、保護司の科学化を求める「匿名提言①」においても、困難は認識され、変化を促進するために新たな制度の創出が訴えられていた。したがって、『更生保護』誌において 1950 年代に試みられた保護司を科学的ケースワーカーとして期待する試みは挫折したのである。

#### 4 考察

本報告では、保護司一元論をめざす朝倉の提起から垣間見られた保護司の科学化の挫折を追尾してきた。それを分析枠組みから見直せば、保護観察官に課せられるコストと保護司に課せられるコストの低減と分配という課題についての対処として選択されたのは、保護司のコストを増大させる科学化ではなく、コントロールコストもシグナリングコストも低減させる保護司にほとんど白紙委任するというやり方であったことが示唆された。

このコストの分配という観点から見ると、保護観察官と保護司の協働論は、保護観察官がコストを担い保護司との経験の非対称性を低減させるという形で問題を解決してきたことが示唆された。

#### 文献

北澤信次, 2003, 『犯罪者処遇の展開——保護観察を焦点として』日本更生保護協会.

大坪与一, 1996, 『更生保護の生成』日本更生保護協会.

高橋有紀, 2012, 「1950年代から1970年代の更生保護制度における「官民協働」論の変容と継続——保護司の役割期待の本質」『犯罪社会学研究』38:138-52.

#### 参考資料

朝倉昇, 1958, 「更生保護は科学か人間性か」『更生保護』1958年1月号, pp. 62-3.

浅見覚道, 1958, 「更生は書類か実績か」『更生保護』1958年4月号, pp. 54-6.

小谷方明, 1958, 「朝倉さんの一文を読んで」『更生保護』1958年3月号, pp. 61-2.

金中正雄, 1958, 「朝倉先生の提題に対して」『更生保護』1958年3月号, p. 62.

寺坂宣正, 1958, 「実績向上の一手段——朝倉氏の所論に思う」『更生保護』1958年4月号, p. 56.

匿名提言, 1958, 「保護司会にブレーンを」『更生保護』1958年5月号, pp. 28-9.

匿名提言, 1958, 「保護観察官を拡充強化せよ」『更生保護』1958年8月号, pp. 22-3.

匿名提言, 1959, 「適正な保護観察のために」『更生保護』1959年4月号, pp. 25-6.

# The Inside-Out Prison Exchange Program

## — 壁を越えて共に学ぶプログラムと日本における実現可能性 —

島 亜紀（中央大学研究開発機構・  
成城大学治療的司法研究センター）

### 1. はじめに

本報告の目的は、受刑者と社会を繋ぐ教育プログラムとして米国を中心に広がっている The Inside-Out Prison Exchange Program(以下、「プログラム」と記す)を紹介し、日本の刑務所における改善指導の一つとして、このプログラムを導入する可能性について検討することにある。

旧監獄法から刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、刑事収容施設法）への法改正とその施行から 13 年が経過し、改善指導や教科指導の内容の充実化が図られてきているが、取り組むべき課題も明らかとなってきた（澤田，2006；富山，2018）。特に、改善指導プログラムが多様化すれば、それらの指導を行う専門家の多様性もより一層求められることになる。したがって、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律にも盛り込まれたように（第 90 条）、矯正処遇の充実を図るためには、社会の関係機関との連携や民間人の活用が不可欠である。

報告者は、この社会連携の一つとして、大学が教育機関として矯正処遇に貢献しうる可能性を模索したいと考えている。もちろん、これまでも個人レベルでは、大学教員が専門家として矯正処遇に関わることはあったが、ここで考えているのは大学が高等教育機関として受刑者の教育や社会復帰、さらにはプログラムを通じたシティズンシップ教育のために果たしうる役割であり、その可能性である。以下では、まずアメリカにおける刑務所や教育提供に関する現状を概観した上で、プログラムの紹介を行い、最後に日本の矯正処遇におけるプログラムの実現可能性と導入に向けての課題について検討したい。

### 2. Inside-Out プログラムの紹介

#### 1) アメリカの現状

アメリカにおいて刑務所や拘置所に収容されている者の数は、2016 年で 216 万人（prison 収容者数は 150 万人）であり、人口に対する受刑者は 582 人/10 万人（日本は 44 人/10 万人）となっている（Bureau of Justice Statistics, 2018b）。このようにアメリカは、世界中で最も過剰収容の国であり（Institute for Criminal Policy Research, 2019）、いかに収容者の数を減らすかが国家的な課題となっている。

特に、アメリカにおける州刑務所における再犯率

（再逮捕率）は、2005 年から 2014 年の 9 年間の追跡調査によると 3 年以内に 68%、6 年以内に 79%、9 年以内に 83% である（Bureau of Justice Statistics, 2018）。参考のために、日本において公表されているデータは刑務所への再入率であるため、上記のアメリカの再逮捕率との単純な比較はできないが、5 年以内では 39%、10 年以内では 48% の再入率であるとされている。（高橋ほか，2016）。

#### 2) アメリカの刑事収容施設における高等教育の提供

再犯率の高い状況にあるアメリカにおいて、再犯防止に効果的な教育プログラムとして注目されている研究や実践事例が、州刑務所における高等教育プログラムの提供である（Gorgol and Sponsler, 2011; Vacca, 2004; Esperian, 2010; Erisman and Contardo, 2005; Earhart, 2013）。アメリカ司法統計局（2003）によれば、教育レベルの低い受刑者は、教育レベルがより高い受刑者に比べると再犯を起しやす傾向があると指摘されている。すなわち、高校卒業資格のない州刑務所の受刑者は、高校卒業後の高等教育機関への進学経験のある受刑者と比べると前科がある傾向にあった。

#### 3) Inside-Out プログラム

Inside-Out プログラムは、大学の授業の一部を刑務所内の受刑者に提供し、単位を与えるという点で、アメリカの多くの大学によって実践されてきた刑務所における高等教育プログラムの提供であり、教育を通じて受刑者の更生を支援するものである。しかし、このプログラムの特殊性は、中の学生（受刑者）と外の学生（大学生）とが対等な立場で、犯罪と正義について刑務所の中で共に学ぶ点にある（Wyant and Lockwood, 2018; Tanja, 2016）。

1997 年に始まったプログラムは今では 46 の州に広がっており、アメリカだけでなく、オーストラリアやブラジルなど 11 カ国でもこのプログラムが実施されている。このプログラムを統括するセンターによれば、この 20 年間で 350 の大学から派遣された 1 千人以上のファシリテーターが刑務所におけるプログラムを実施してきた（The Inside-Out Center）。一方、このプログラムの実施を受けて入れている矯正施設は、群の拘置所、州や連邦の刑務所、少年院や地域の矯正施設などの 200 以上に及んでいる。その結果、これまでに 1 千以上のクラスが提供され、3

万 8 千人以上の塀の内外の学生がこのクラスを受けてきている。

このプログラムでは、同敷の中と外の学生が矯正施設の同じクラスで共に勉強する。すべての学生は犯罪に関する理論から修復的司法にいたる様々な資料を読み、毎週リポートを書くことになっている。クラスでは、大小のグループに分かれて様々なトピックについて議論をする。このとき、「外の学生」は刑事システムに関して彼らが持っているアカデミックな視点を持ち込むことができるし、他方「中の学生」は刑事システムを直接経験した者が持っている視点を持ち込むことができる。(Hilinski-Rosick and Blackmer, 2014, p.387)。

このプログラムの「中の学生」にとっての効果を検証したのものとして、Torres ら (2005) の女性刑務所における 4 年間の参加型研究がある。これによれば、プログラムに参加した受刑者は、以前よりも自信を取り戻し、自分がどのように見られているかに関して大きな変化が起き、以前よりも所属感情を持てるようになり、法的なトラブルに関わらずにいられると思うようになったと回答している (Torre and Fine, 2005)。また、McLaren (2015) は、「外の学生」が最初は「我々対彼ら」と捉える傾向があったのに対し、「コミュニティという感覚や相互尊重」へと変化していくことを指摘している。

### 3. 日本におけるプログラムの実現可能性と課題

#### 1) 日本の刑務所における高等教育の提供

2014 年から 2018 年の 5 年間に於いて、日本の刑務所に新たに受け入れられた総受刑者の教育レベルは、義務教育未終了の者が全体の 1%、義務教育終了の者が 62%、高校卒業資格取得者が 31%、大学を卒業した者が 6% の割合となっている (2018 年法務省矯正統計調査より計算)。

日本の刑務所における補修教科指導については、現在、刑事施設内にある唯一の公立中学校が松本少年刑務所内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者のうち希望者が中学 3 年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が学習指導を行っている。また、義務教育よりもより高度な学力を身につけさせることを通じて社会復帰を図ることを目的とした「特別教科指導」は矯正処遇の一つとして掲げられており、この枠において高等教育を提供することは制度的に保障されている (刑事収容施設法第 104 条第 2 項)。運用例としては、松本少年刑務所と盛岡少年刑務所におけるものがある。これは、近隣の高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、教育指導を行う取組である (法務省, 2018 年)。少年院における取り組みはより充実している。義務教育レベルの教科指導とともに、2007 年からは

少年院内における高等学校卒業程度認定試験の実施が開始されており、全 49 の少年院のうち 13 庁においては「高等学校卒業認定試験受験コース」の提供も開始されている (子ども・若者育成支援推進課長会議・少年非行対策課長会議合同会議資料より)。しかし、大学機関による教育が実施されているとの報告は見られなかった。

日本における再逮捕者や再入所者と教育レベルとの関係に関する統計については、アメリカにおいて蓄積されてきたようなデータは公開されていない。ただし、上記の松本少年刑務所において義務教育を終了した成人受刑者は、その再犯率が低いと言われている (清弘誠, 2012)。

#### 2) 日本におけるプログラムの実現可能性と課題

上述のように、このプログラムを通じて受刑者が犯罪と刑事司法について考える機会を持てることは、一般改善指導の目的とされている「生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること」に繋がりうるものであり、刑事収容施設法の受刑者処遇の目的に適うものである (法務省, 2018 年)。

また、プログラムを通じて大学が学生に刑務所内で受刑者と一緒に犯罪や正義に関する問題について考える機会を提供することは、大学生にとってはコミュニティの一員としてそれらの問題を捉え、異なる視点で刑事システムを見直すきっかけを与えるものである。さらに、受刑者を社会の中でどのように迎えるのかという社会復帰や社会包摂の問題について、社会の一員として考えるシティズンシップ教育ともなりうるものであろう。

最後に、このプログラムを導入するにあたっての課題について述べたい。まず、前述したように、プログラムを実施するには指導員研修を受講する必要があるが、報告者は来年度の参加を希望している。次に、プログラムの効果測定とデータ公表の必要性である。真に有効なプログラムを実施し改善していくためには、再犯率にとどまらず、受講者のプログラムを通じての変化や更生という観点からの変化を検証することが重要である。日本においてはそのようなデータの測定や公表が十分ではなく、既に実施されている教育プログラムの効果に関するデータも公表されていない。プログラムの検証を可能とするためにも改善が必要である。最後に最も困難だと思われるのが、矯正施設と社会との連携体制の構築であるが、これについては地道に理解者と協力者を増やしていくほかないと考えている。

参考文献 (省略) ただし、当日会場において配布。

# 『聞き書きマップ』を活用した体験型「予防犯罪学」教育の試み

原田 豊 (立正大学)

## 1 目的

(独) 科学技術振興機構 社会技術研究開発センターの提言書『犯罪から子どもを守る 7 つの提言』(2013)において、「予防犯罪学を学べる場を整備し、現場で取組む人々が知見を高められるようにする」ことが求められている。本報告の目的は、この提言を大学教育のなかで具現化する試みとして、報告者らが開発した『聞き書きマップ』(原田 2017)を活用した体験型授業について紹介し、その教育的・実践的意義と課題について検討することである。

## 2 方法

報告者が専任教員および非常勤講師として勤務する首都圏の2つの私立大学で、演習型の授業を実施した。開講時期はいずれも春学期であり、週1回・15回で2単位の科目である。授業はどちらもコンピュータ教室を使用して実施した。履修登録者数はR大学が20人、A大学が14人であった。15回分の授業は、おおむね前半で報告者が予防犯罪学などの解説を行い、後半でこれまでの実施事例の紹介と受講者自身による『聞き書きマップ』の実習およびその結果のプレゼンテーションを並行して実施する構成とした。このうちR大学のシラバスの抜粋を以下に示す。A大学のシラバスもこれとほぼ同様である。

### [授業の目的]

今日の犯罪予防の取り組みの主役は、防犯ボランティアなどを含む一般市民です。この演習の目的は、このような市民自身による防犯活動の支援のために私たちが開発した『聞き書きマップ』という安全点検地図づくりアプリを使いながら、犯罪の被害防止のための基礎的な考え方、取り組みの「現場」への実装、さらに多様な用途への展開など、「研究と社会をつなぐ」活動のあり方や課題について、体験的に学ぶことです。

### [到達目標]

この演習の到達目標は、以下の3つです。

- (1) 犯罪の被害防止のための理論や方法について、その基礎を理解できること。
- (2) 『聞き書きマップ』アプリの基本的な使い方が理解できること。
- (3) 『聞き書きマップ』を使って、受講者自身が簡単なフィールドワークを行えるようになること。

### [授業計画]

【第 1 回】演習を始めるにあたって

【第 2 回】『聞き書きマップ』の紹介

【第 3 回】犯罪予防の理論と方法 (1)

【第 4 回】犯罪予防の理論と方法 (2)

【第 5 回】『聞き書きマップ』のインストール

【第 6 回】『聞き書きマップ』アプリの基本 (1)

【第 7 回】『聞き書きマップ』アプリの基本 (2)

【第 8 回】現場への導入事例 (1)

【第 9 回】現場への導入事例 (2)

【第 10 回】フィールドワークの実際 (1)

【第 11 回】フィールドワークの実際 (2)

【第 12 回】フィールドワークの実際 (3)

【第 13 回】更なる活用のために (1)

【第 14 回】更なる活用のために (2)

【第 15 回】演習のまとめと「その先」へのヒント

『聞き書きマップ』を用いた受講生自身によるフィールドワークは、スマートフォン版(原田ほか 2016)のアプリを用いて実施した。実施に先立って、5月中旬～下旬に1～2回の練習会を行い、それぞれのキャンパス内を約40分前後歩いてデータを記録し、操作手順などの確認を行った。その後、受講生自身が、数人のグループまたは単独で、授業外学修としてフィールドワークを行い、その結果を授業時間内に順次プレゼンテーションの形で報告した。

## 3 結果

以上の方法により受講生自身が実施したフィールドワークで作成した『聞き書きマップ』の地図の例を図2に示す。就職活動や授業コマ数の制約などでプレゼンテーションの機会を得られなかった受講生が数名あったものの、大部分の受講生が学期中に少なくとも1回の報告を行うことができた。

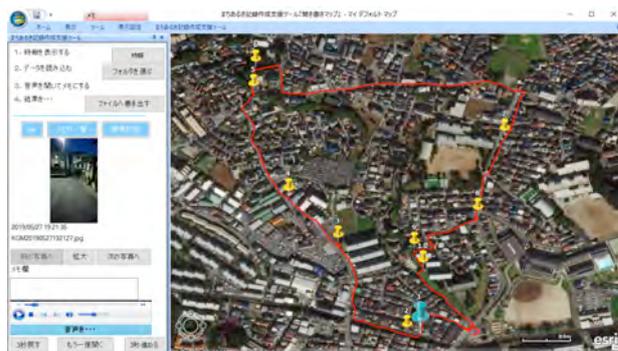


図 2 受講生による地図の例 (R 大学 4 回生)

受講生の発表に対するフィードバックとしては、各回の発表者のプレゼンテーションの際に、その発

表を聞きながら教師が要点を板書し、終了後にその板書を受講者全員に示しながらコメントした。上記図 2 の発表についての板書の例を図 3 に示す。

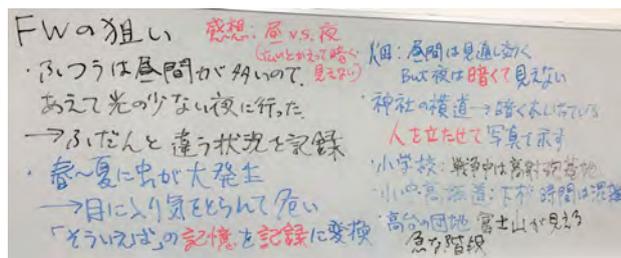


図 3 発表に対するコメントの板書の例

これと併せて、受講生全員に各回の授業後に大学所定の用紙 (A5～B6程度の大きさ) による「レスポンスペーパー」を提出するよう求め、その中で他の学生の発表を聞いた感想についても記入し、その後の自分自身のフィールドワークに向けた参考とするよう指導した。その例を図 4 に示す。

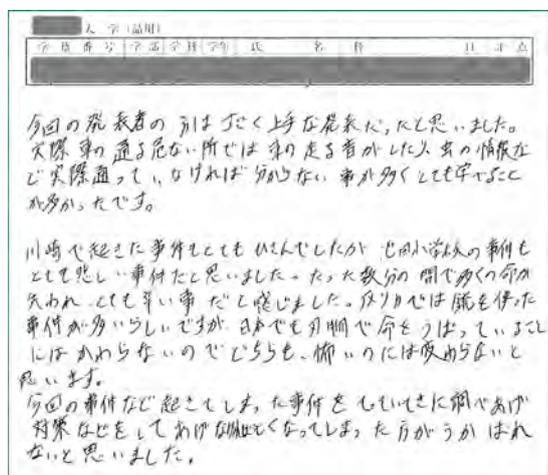


図 4 レスポンスペーパーの例

#### 4 考察

本報告は、2019年度春学期に実施した授業についての事例的検討の域を出るものではないが、これらの事例にある程度共通して、『聞き書きマップ』を活用した体験型授業に独特の有用性があることがうかがわれる。これらを列挙すると以下のとおりである。

- (1) 教室で学んだ知識を、身近な地域の観察に応用することが容易にできる。
- (2) 自分自身で発見することによる、知識の「わがこと」化が促される。
- (3) 実施結果のプレゼンテーションを通じて双方向的な学修を進めることができる。
- (4) 空間情報+肉声の結合により、直観的で印象深い効果が生まれる。

また、とくに大学教育のなかでこの授業を実施す

る場合には、以下のような利点が得られると思われる。

- (1) スマートフォン版『聞き書きマップ』の活用が容易かつ効果的である。
- (2) 学生どうしが相互に刺激し合うことで、全体的なスキルアップ効果が生まれる。
- (3) 学生個々人の興味関心に応じ、多様な目的のフィールドワークに応用可能である。
- (4) スマホアプリ化で、「現地で即座に」記録を開始できる可能性が高まる。
- (5) 公務員・教員志望者、将来の防犯ボランティアなど、近未来に実践の現場に入る人材を育成できる。

今後の普及に向けた課題としては、たとえば以下のようなことが挙げられる。

- (1) 教育用パソコンへのインストール許諾

現時点では、A大学では2016年度に了承・インストールが完了しており、R大学では2019年度の春学期終了後に許諾が得られ、来年度に向けてインストール作業の詳細を検討中である。

- (2) ソフトウェアのさらなる改良

現時点では、パソコン版には、縦長構図写真の表示の調整、音声時刻合わせの自動化などの課題があり、スマートフォン版は、一部機種で生じた動作の不具合への対処が必要である。

- (3) 実施事例の紹介・「共助」のしくみづくり

これまでの経験から、今後の普及と展開のために「現場の知恵」の交流と蓄積が重要だと考えられる。そのために、予防犯罪学推進協議会のウェブサイト (<http://www.skre.jp/>) の機能拡充と有効活用などを進める必要があると思われる。

今後の予防犯罪学教育を推進するためには、「危険なできごとカルテ」を含む他のツール類・教材などの改良をさらに進め、より包括的な基盤の拡充を行うとともに、これらを用いた教育の効果の測定・検証などを実施することも課題になると考えられる。

#### 文献

原田 豊, 2017, 『『聞き書きマップ』で子どもを守る — 科学が支える子どもの被害防止入門 —』現代人文社。

原田 豊・山根 由子・齊藤 知範・大川 裕章・高島 聖, 2016, 「まちあるき記録作成支援ソフトウェア『聞き書きマップ』のスマートフォン対応化」, 『第62回数理社会学会大会研究報告要旨集』: 55。

独立行政法人 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「犯罪から子どもの安全」研究開発領域, 2013, 『犯罪から子どもを守る7つの提言』

■ 1 はじめに ■

2017年6月に「刑法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)が成立し、同年7月13日より施行された。本法は、近年における性犯罪の実情等にかんがみ、事案の実態に即した対処を可能にするため、性犯罪に関する罰則の整備を行ったものである。改正された性刑法の特徴の1つに、重罰化(厳罰化)がある。強姦罪については、法定刑の下限が3年以上の有期懲役、集団強姦罪は4年以上の有期懲役であったが、これらは強盗罪(5年以上の有期懲役)よりも低いといった批判などがあったことから、その見直しを図り、強制性交等罪を新設するにあたって、法定刑の下限を強盗罪と同じ懲役5年以上に引き上げた。今回行った強制性交等罪の法定刑の引き上げについては、改正を審議する過程で強姦罪の量刑の現状などを分析して、実務上評価済みであることを確認した上で、当該犯罪に対する価値判断の変化に基づいた評価変更を行ったという見方が主張されているところである。評価変更の是非はさておき、価値判断の変化があったのか(正しく観測されていたのか否か)は、検証する必要がある。

そこで、本報告では、①平成年間の性犯罪事件を対象にして、統計手法によって、強姦(強制性交等)、強姦致傷(強制性交等致傷)などの性犯罪事件に関する刑期判断基準(犯情や一般情状に関する各因子の重みづけ)を分析するとともに、②それを踏まえて、実務における価値判断の変化があったのか(正しく観測されていたのか)を検証したいと思う。

■ 2 手続 ■

(1) 対象

本分析の対象としたのは、LEX/DBインターネット[TKC提供]及び裁判所ホームページの裁判例情報に掲載された2019年5月19日の時点で収録されていた平成年間の強姦(強制性交等)、強姦致傷(強制性交等致傷)などに関する性犯罪事件の裁判例で、第一審において有罪となり、有期懲役(執行猶予を含む)に処された事案214件である。

対象選定の手続は、以下のとおりである。

①まず、犯情が最も重い処断罪名が、「強姦(強制性交等)」、「強姦致傷(強制性交等致傷)」、「強姦未遂(強制性交等未遂)」、「準強姦(準強制性交等)」、「準強姦未遂(準強制性交等未遂)」、「準強姦幫助」、「集団強姦」、「集団強姦致傷」、「集団強姦未遂」、「集団準強姦」のものに絞っている。

②このうち、宣告刑が「有期懲役」のものに限定

した(「無期懲役」のものは除外した)。

③なお、①・②に該当する裁判所ホームページの裁判例のうち、裁判年月日が特定できないものは、本分析から除外した。

(2) 調査票について

調査票は、「刑事事件量刑データベース」[TKC提供]を参考にして「たたき台」を作成した。それを踏まえて、本調査が対象としている裁判例を、一度すべて目を通した上で、犯情と一般情状に関するアイテム(量刑因子)とカテゴリーを調整して作成した。設定した量刑因子(アイテム)の数は43で、それらのカテゴリーは合計すると151になる。

本分析で用いた量刑因子(アイテム)は、(1)性犯罪の犯情(性犯罪で犯情が最も重いもの)では、(1-①)被害者との関係、(1-②)姦淫行為、(1-③)共犯関係、(1-④)被害結果(傷害)、(1-⑤)動機、(1-⑥)凶器等、(1-⑦)犯行場所、(1-⑧)精神症状、(1-⑨)心神耗弱、(1-⑩)被害者の落ち度、(1-⑪)飲酒、(1-⑫)薬物、(1-⑬)計画性、(1-⑭)組織性である。(2)犯行後の行為では、(2-①)罪証隠滅行為、(2-②)窃盗・詐欺(未遂も含む)、(2-③)逃亡・逃走、(2-④)その他(犯行後)である。(3)すべての性犯罪の被害者数では、(3-①)強姦、(3-②)強姦未遂、(3-③)強制わいせつ、(3-④)強制わいせつ未遂である。(4)一般情状では、(4-①)前科・前歴(少年院歴)、(4-②)累犯前科、(4-③)服役歴、(4-④)反省、(4-⑤)謝罪、(4-⑥)示談、(4-⑦)損害賠償、(4-⑧)被害者感情、(4-⑨)自首、(4-⑩)通報、(4-⑪)再犯可能性、(4-⑫)更生可能性、(4-⑬)高齢、(4-⑭)若年、(4-⑮)真相解明の協力、(4-⑯)社会的影響、(4-⑰)同情の余地、(4-⑱)不遇、(4-⑲)身元引受け・更生支援体制、(4-⑳)その他、(4-㉑)執行猶予期間中である。

■ 3 方法と結果 ■

(1) 刑期判断基準(量刑予測モデル)

【方法】分析は、変数増減法を用いた数量化理論第I類で行った(ソフトは、エスミ社の数量化理論Ver.4.0を用いた)。従属変数は宣告刑の刑期(月に換算)で、説明変数は上記の43量刑因子(アイテム)・151カテゴリーである。F値は2.0に設定した。

【結果：分析精度】重相関係数が0.908(自由度修正済み重相関係数は0.886)で、決定係数が0.824(自由度修正済み決定係数は0.785)であった。赤池情報量規準(AIC)は2194.138であった。非常に

高い相関で、予測モデル式の当てはまりがよかった。

【結果：予測モデル式】 変数増減法によって、43の量刑因子が16に選別された〔表1〕。レンジ、偏相関係数、相関比などの結果から判断すると、強姦（強制性交等）、強姦致傷（強制性交等致傷）などに関する性犯罪事件の刑期判断基準（量刑予測モデル）は、①すべての性犯罪の被害者数、犯情が最も重い性犯罪に関する傷害の有無や程度（被害結果）などを中心に、刑期の基本的な位置づけを決め、②それに対して、被害者の落ち度、飲酒などの犯情が、修正要素として影響を与えており、③そして、示談の成否（一部成立を含む）、再犯可能性の有無（高低）、若年、不遇、身元引受け・更生支援体制の有無などが、一般情状として、刑期の判断に関して影響を与えているという傾向が見えてきた。

□ 表1 □

変数増減法を用いた量刑予測モデル													
変数	カテゴリ	N	平均値	レンジ	偏相関係数	相関比							
							被害結果(被害)	被害と加害の連続性	被害と被害の月以内	被害と被害の月以内	被害と被害の月以内	被害と被害不明	なし
被害者の落ち度	あり	19	-23.931	29.107	12位	0.169	14位	0.009	【**】				
飲酒	あり	201	1.929	14.789	15位	0.125	16位	0.017	【】				
その他(犯行後)	あり	183	1.452	22.623	13位	0.195	15位	0.000	【】				
強姦	1名	113	-13.001	188.104	2位	0.819	1位	0.951	【**】				
強姦手続	1名	39	4.778	81.077	5位	0.452	3位	0.243	【**】				
強姦手続	2名	17	51.829										
強姦手続	3名	7	69.502										
強姦手続	4名	2	25.777										
強姦手続	5名以上	5	27.898										
強姦手続	なし	149	-11.577										
強制的いざこざ	1名	19	0.441	66.792	4位	0.455	2位	0.154	【**】				
強制的いざこざ	2名	2	40.193										
強制的いざこざ	3名	5	62.286										
強制的いざこざ	4名	1	80.424										
強制的いざこざ	5名以上	10	84.695										
強制的いざこざ	なし	177	-6.370										
強制的いざこざ未達	1名	10	67.400	113.308	3位	0.407	4位	0.088	【**】				
強制的いざこざ未達	2名	3	-45.809										
強制的いざこざ未達	3名以上	3	48.983										
強制的いざこざ未達	なし	189	-3.197										
手続	全部成立	32	-13.820	53.039	7位	0.355	7位	0.088	【**】				
手続	一部成立	19	-44.748										
手続	手続なし	75	-4.921										
手続	なし	134	3.288										
自前	あり	2	54.704	59.452	8位	0.182	8位	0.024	【**】				
自前	同意なし	211	-0.778										
再犯可能性	あり(高)	28	16.252	35.788	10位	0.187	8位	0.046	【**】				
再犯可能性	あり(中)	4	-16.823										
再犯可能性	同意なし	152	-2.071										
更生可能性	あり(高)	22	1.853	249.839	1位	0.280	5位	0.000	【】				
更生可能性	あり(中)	1	-249.009										
更生可能性	同意なし	181	1.076										
若年	あり	5	37.021	37.958	9位	0.182	13位	0.011	【】				
若年	同意なし	209	-0.887										
若年	あり	21	-14.247	15.908	14位	0.134	15位	0.044	【**】				
若年	同意なし	192	1.501										
不遇	あり	2	-24.808	39.842	11位	0.127	14位	0.005	【】				
不遇	同意なし	209	0.833										
身元引受け	あり	105	-6.632	13.122	18位	0.176	10位	0.001	【】				
身元引受け	同意なし	108	6.453										

【\*】p<0.05 【\*\*】p<0.01

(2) 標準化残差による重罰化傾向の分析

【方法】 上記の3-(1)で示した予測モデル式（刑期判断基準）をもとに、各サンプル（214件）の標準化残差（標準誤差で標準化した残差〔実測値-予測値〕）を算出した。そして、女性に対する暴力に関する専門調査会で性暴力／性犯罪が重点的に議論されるようになった2011年（平成23年）を基準に、2008年から2012年の5年をそれぞれ判別点に設定して、判別点「以前」と「以降」の標準化残差の平均値、中央値などを計算した〔表2〕。

【結果】 ①「2012年以前」は、標準化残差の平均値が-0.17、中央値が-0.20であるのに対して、「2012年以降」は、標準化残差の平均値が0.15、中央値が0.04であった。②「2011年以前」は、標準化残差の

平均値が-0.24、中央値が-0.20であるのに対して、「2011年以降」は、標準化残差の平均値が0.19、中央値が0.04であった。③「2010年以前」は、標準化残差の平均値が-0.27、中央値が-0.23であるのに対して、「2010年以降」は、標準化残差の平均値が0.19、中央値が0.09であった。④「2009年以前」は、標準化残差の平均値が-0.34、中央値が-0.25であるのに対して、「2009年以降」は、標準化残差の平均値が0.20、中央値が0.04であった。⑤「2008年以前」は、標準化残差の平均値が-0.37、中央値が-0.30であるのに対して、「2008年以降」は、標準化残差の平均値が0.20、中央値が0.07であった。

これらの結果から、2011年（平成23年）を基準に年を遡るにつれて、標準化残差の平均値及び中央値が徐々に差が開いていくことを見て取れる。したがって、女性に対する暴力に関する専門調査会で性暴力／性犯罪が重点的に議論されるようになった2011年（平成23年）の時点で、すでに性犯罪の量刑が緩やかな重罰化（厳罰化）の傾向にあったものと解される。

□ 表2 □

判別年	判別年	N	平均値	中央値	最大値	最小値
2012年判別	2012年以降	114	0.15	0.04	2.82	-2.50
2012年判別	2012年以前	100	-0.17	-0.20	2.72	-2.22
2011年判別	2011年以降	119	0.19	0.04	2.82	-2.50
2011年判別	2011年以前	85	-0.24	-0.20	2.72	-3.22
2010年判別	2010年以降	124	0.19	0.09	2.82	-2.50
2010年判別	2010年以前	90	-0.27	-0.23	2.72	-3.22
2009年判別	2009年以降	138	0.20	0.04	2.82	-2.50
2009年判別	2009年以前	78	-0.34	-0.25	2.41	-3.22
2008年判別	2008年以降	139	0.20	0.07	2.82	-2.50
2008年判別	2008年以前	75	-0.37	-0.30	2.41	-3.22
合計		214	0.00	-0.09	2.82	-3.22

■ 4 まとめと今後の課題 ■

①平成年間の強姦（強制性交等）、強姦致傷（強制性交等致傷）などの性犯罪事件に関する刑期判断基準（犯情や一般情状に関する各因子の重みづけ〔傾向〕）は、すべての性犯罪の被害者数、犯情が最も重い性犯罪に関する傷害の有無や程度（被害結果）などを中心に、刑期の基本的な位置づけを決めていること、②2011年（平成23年）の時点で、すでに性犯罪の量刑が緩やかな重罰化（厳罰化）の傾向にあったことを確認した。

強盗強姦や強姦殺人に関する事件の量刑基準についても、今後、同様の分析・検証をしたいと思う。

■ 参考文献 ■

柴田守「批判的被害者学からみた改正性刑法の評価と今後の課題—3年後を目処とした検討に向けて」被害者学研究28号（2018年）  
柴田守「顕在化する被害を報じる意義—刑事政策・被害者学から見る刑法改正」新聞研究799号（2018年）  
宮園久栄「法定刑の引き上げと強姦罪—ジェンダーの視点から」法学新報113巻11=12号（2007年）

# 日本の厳罰化立法はポピュリズムによるものなのか？ ——厳罰化立法の量的分析——

京 俊介（中京大学）

## 1 本報告の目的と背景

本報告の目的は、1990年代以降の日本における厳罰化立法がポピュリズムによるものかを、立法についての量的分析に基づいて検証することである。

近年、英米圏を中心とする欧米先進国において刑事政策が厳罰化の傾向にある(Garland 2001 など)。そのメカニズムについては、「ポピュリズム厳罰化 (penal populism)」の枠組みで理解する見方が有力であり (Pratt 2007 など)、日本の厳罰化についても、「ポピュリズム厳罰化」の枠組みで理解できるかが議論されてきた(日本犯罪社会学会編 2009 など)。従来、刑事政策に対する政治学的な分析が少ないことが指摘されてきたが (Nicholson-Crotty & Meier 2003 など)、厳罰化を背景として、それは増加しているようである。しかし、後述するように、日本の厳罰化をめぐっては、特に立法の側面について分析が不足している。

厳罰化には以下3つの側面があると考えられる。すなわち(1)司法、(2)世論、(3)立法の側面である。日本においても(1)と(2)の厳罰化が進行していることは、先行研究において実証されている (日本犯罪社会学会編 2009 ; 松原 2014 など)。しかし、(3)の厳罰化については、いくつかの目立つ事例の指摘や (浜井 2011 など)、立法事例の列挙にとどまっておき (浅田 2008)、体系的な証拠はまだ提示されていない。列挙された事例の中には「ポピュリズム厳罰化」論で捉えられないものも含まれている (京 2016)

そこで、本報告は、日本における立法の厳罰化を体系的に捉えるとともに、それが先行研究の指摘するように「ポピュリズム厳罰化」の枠組みで説明できるのかを検証することを試みる。

## 2 立法の厳罰化を捉えるデータ

以下では立法の厳罰化の操作定義を明らかにしておく。立法の厳罰化には、既に存在する刑罰規定の刑を加重する狭義の厳罰化と、それまで不処罰であった行為を処罰する広義の厳罰化がある (浅田 2008)。本研究では、各立法について、それが狭義または広義の厳罰化の内容を含むか否かを確認した。対象とする罰則は、刑法9条に定められている刑罰である。新規立法については、罰則規定を含んでいれば厳罰化立法に分類した。改正法については、それが刑を加重または処罰対象の行為を拡大していれば、厳罰化立法に分類した。

分析対象は、1990～2016年に制定された全法律

(N=3427)である。先行研究では概ね1990年代後半から立法の厳罰化が進行していると指摘されているため (浅田 2008 など)、1990年まで遡って傾向を確認することとした。

## 3 立法の厳罰化の量的分析

### 3.1 厳罰化立法はいつどのように生じているのか

以上の方法で収集したデータの傾向を確認する。下図は年ごとの全立法に占める厳罰化立法の割合のグラフである。ただし、行政組織の改革によって一時期に集中する傾向があり、従来議論されてきた「厳罰化」とは明らかに異なる守秘義務違反の罰則規定を含むことが多い新規組織の設置法は除外している。この図から、立法による厳罰化は、量的にみれば特に2000年代半ばに生じた現象であるといえる。

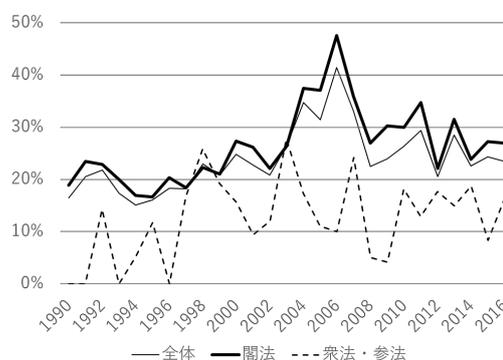


図 厳罰化立法の動向

本研究における閣法の厳罰化立法について、その厳罰化の内容を以下の3パターンとその刑罰が自由刑か財産刑かで、6種類に分類した。3パターンとは、(1)刑罰引き上げ、(2)処罰対象行為拡大、(3)刑罰付き新規立法である。下表は以上を整理したものである。

表 厳罰化立法の内容

		期間合計	年平均	厳罰化立法に占める割合
刑罰引き上げ	自由刑	56	2.1	7.6%
	財産刑	163	6.0	22.1%
処罰対象行為拡大	自由刑	346	12.8	46.8%
	財産刑	442	16.4	60.0%
刑罰付き新規立法	自由刑	185	6.9	25.1%
	財産刑	271	10.0	36.8%

表から、厳罰化立法で最も数が多いのは、財産刑についての処罰対象行為の拡大であることが分かる。また、処罰対象行為の拡大は、自由刑・財産刑とも

に 2000 年代半ばにその数を増加させており、厳罰化立法の量的増加は主にこれらによるものといえる。ただし、この時期には刑罰引き上げの件数も増加しており、刑罰引き上げを含む厳罰化立法の大多数が処罰対象行為の拡大を伴っていることも考慮すれば、刑罰引き上げも 2000 年代半ばにおける厳罰化立法数の増加に対して一定程度寄与しているといえる。

### 3.2 どの省が厳罰化法案を作っているのか

では、どの省庁が厳罰化法案を作成・提出しているのか。主要な先行研究では、法曹資格をもつ法務省官僚・検察官が立法の厳罰化を主導していると主張されている（浜井 2011；宮澤 2017）。そこで、分析対象の全立法について所管省庁を特定し、厳罰化立法の件数の観点から以下のことを明らかにした。すなわち、2000 年代前半からの厳罰化立法の増加は、特定の省によるものではなく、多くの省が提出法案に占める厳罰化法案の割合を増加させた結果である。

所管省庁と、上で分類した厳罰化内容の関係についても確認したところ、以下の 2 点が明らかになった。第 1 に、厳罰化立法の増加の主要因である処罰対象行為拡大は、経産・国交・厚労省といった業界規制を担当する省庁の所管法案が占める割合が多い。第 2 に、刑罰引き上げにおいては、上記の省庁に加え、法務省と国家公安委員会（警察庁）の割合も相対的に高い。

### 3.3 厳罰化立法は党派対立を回避しているか

「ポピュリズム厳罰化」論によれば、厳罰化は市民感情によって引き起こされている。それゆえ、党派性に関係なく、再選を目指す政治家は厳罰化法案に反対しにくいだろう。そこで、以下の 2 つの基準で、厳罰化立法が党派対立を回避しているか否かを検証する。第 1 に、衆参両院での法案の採決状況である。採決の結果により「全会一致」から「激しい党派対立」まで 4 段階に分類した。第 2 に、政党間対立における「非重要」法案か否かである。野党は重要法案については本会議での趣旨説明を求める。それが実現していない場合を「非重要」とし、その条件に加えて衆参両院での委員会での審議回数がそれぞれ 3 回以下のものを「特に非重要」と分類した。

この分類と厳罰化立法との関係を確認したところ、以下の 2 点が明らかになった。第 1 に、厳罰化立法においては党派対立が少ないという証拠は見出せなかった。第 2 に、厳罰化法案はそれ以外よりも「非重要」法案である割合が低い。したがって、量的な観点からは「ポピュリズム厳罰化」論を支持する結果は得られなかった。

また、このデータを先行研究と接合させたところ、浅田（2008）が列挙した閣法の厳罰化事例の多くは

これらの分類において「全会一致」と「特に非重要」の割合が閣法の厳罰化立法の平均よりも高く、この点において「ポピュリズム厳罰化」論へのバイアスをもつ可能性が高いことが明らかになった。

### 4 まとめと今後の課題

本報告は、厳罰化立法の量的な把握を通じて、以下の 3 点を明らかにした。第 1 に、日本における立法の厳罰化は、量的な観点からいえば先行研究の指摘よりも遅い 2000 年代半ばに進行した現象である。第 2 に、それは特定の省庁によるものではなく、多くの省庁で厳罰化法案が作成された結果である。第 3 に、厳罰化法案の国会審議における党派対立は、省によって若干のバリエーションはあるものの少ないとはいえず、先行研究が注目する事例は、「ポピュリズム厳罰化」論に有利な方向性でのバイアスをもつ可能性がある。以上から、「ポピュリズム厳罰化」論では日本の厳罰化立法を体系的に説明するには不十分であるという結論が導かれる。

今後の最大の課題は、厳罰化立法が 2000 年代に量的に増加した理由を説明することである。その方法としては、量的分析に基づいて立法事例を分類しながら、類型ごとにいくつかの事例を選定し、比較事例分析を行うことが想定される。

※本研究は JSPS 科研費 19K01356 の助成を受けたものです。

### 文献

- Garland, David, 2001, *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford: Oxford University Press.
- Nicholson-Crotty, Sean, and Kenneth J. Meier, 2003, "Crime and Punishment: The Politics of Federal Criminal Justice Sanctions," *Political Research Quarterly*, 56(2):119-126.
- Pratt, John, 2007, *Penal Populism*, Routledge.
- 浅田和茂, 2008, 「刑事立法の重罰化」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』法律文化社。
- 京俊介, 2016, 「イシュー・セイリアンスと刑事政策：『ポピュリズム厳罰化』と『民意なき厳罰化』の政治過程」『公共政策研究』16: 19-32.
- 日本犯罪社会学会編, 2009, 『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社。
- 浜井浩一, 2011, 『実証的刑事政策論：真に有効な犯罪対策へ』岩波書店。
- 松原英世, 2014, 『刑事制度の周縁：刑事制度のあり方を探る』成文堂。
- 宮澤節生, 2017, 「日本のポピュリズム刑事政策：その特色・現状・展望」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店。

## 「人を裁くという原理と心情」 ～裁判員裁判の現状から見えるもの～

○山本 聡（神奈川工科大学 教職教育センター）  
渡辺 演久（神奈川工科大学）

### 1. はじめに

「証拠に基づき、皆さんの常識に照らして少しでも疑問があったら有罪にはできません。疑問が残っていたら無罪にしなければなりません」。10年前から始まった裁判員裁判では、評議に当たり専門裁判官からそのような説示がなされる。日弁連のホームページにある裁判員制度の説明では、<心にとめておきたい4つのこと>として「法廷に現れた証拠だけをもとに判断」「常識にしたがって間違いないと確信できないときは無罪とする勇気を」ばどがあげられている。これらは、被疑者・被告人の権利として現代刑事法の原則、つまり「無罪の推定」や「疑わしきは被告人の利益に」といわれたり、また「黙秘権」や「自白の任意性」の根拠とされる常識でもある。

しかし、教育現場では「道徳教育」という授業があり、倫理や道徳として人のあるべき姿を学ぶ。法学部の学生でさえ、刑事ドラマで、被害者の痛みや悲しみを認識できず反省のない犯人に対し、熱血刑事が胸ぐらをつかんでも違和感を感じない。

検察調書を疑うことなく公判を進める刑事裁判が、有罪率が99.9%と言われるのは驚くことではない。日本の検察・裁判文化として「悪は決して逃さない」という正義感がそうさせるとの比較犯罪学のエビデンスもある。刑法は人権保障の機能を持つという形式論だけが学習され、現実との齟齬に関心を持たない結果でもある。

### 2. 裁判員制度10年から見えてきたこと

この10年間で、92773人（裁判員69240+補充裁判員23533）の市民が裁判員裁判に参加した。最高裁によると、12276人の被告人事件（殺人：2810人、強盗致傷：2607人、傷害致死：1199人、覚せい剤取締法違反：1001人、強盗殺人：310人など）に対し、11915人に有罪、105人に無罪、12人の少年に家裁移送決定がなされた（2019年6月末現在）。

この結果、裁判員裁判による有罪率は99.15%に低下（0.75ポイント低下/殺人の有罪率99.33%、強盗致傷：99.62%、傷害致死：98.25%、覚せい剤：96.01%、強盗殺人：99.03%）した。専門裁判官による従来の刑事裁判の有罪率は99.9%とされているので、裁判員裁判の有罪率の低下はわずか0.75ポイントでは

あるが驚くべきことである。むしろ、専門裁判官以上に真摯な判断を裁判員は行った（性犯罪及び被害者が子どもの傷害致死は厳罰化傾向を示す）。

裁判員による一回性の判断は、検察調書ばかりか被告人の言動を真摯に汲み取る様子が見て取れた。執行猶予や保護観察が多用されたのはその証左である。さらに、素人裁判員の過度な感情や判断の意外性を排除するための説示は、裁判官自らを初心に回帰させる働きをした可能性もある。いっぽうで、裁判員候補者の辞退率は高まり（開始時53.1%⇒現在66.5%）、選任手続きへの参加率は低下（開始時83.9%⇒68.7%）している。一部の市民は裁く責任を回避している一方で、参加した裁判員は真摯な判断をし、全体として若干の寛刑化を示しているということになる。

### 3. 司法の市民参加と専門家の組織的無責任

この10年間、法専門家と市民の正義感覚の差は狭まったのだろうか。控訴審による裁判員判決の覆しが報道され、形式だけの民主化ではないかとの批判がある。法専門家が長年積み上げてきた事実認定の手法（刑事手続き法）や量刑データ（判例含む）は、過去における人権侵害の反省から生まれた刑事裁判の絶対的原則であり、法律素人は感情的になり、事実認定や量刑など無理だという意見もある。

昨今、科学技術の国際的議論の場では「コンセンサス会議」（事務局が専門家パネルと市民パネルの理解と議論を求める）が一般的だ。ここでは、市民は科学技術の部外者ではなく潜在的当事者だからだ。市民の声は、専門家のルーティンワークで見落とされていた人間的視点を持ち込み、科学技術の加速度を緩め、再考を促す契機にもなっているからだ。

法分野はどうだろう。法の世俗化ともいわれ、司法判断に疑義を訴える意見は増えたが、いまだ決定権は専門家にあるようだ。裁判官の説示をはじめ市民への一方的な法知識の注入（法的にはどうなのかという市民の問いは増えた）は変わらず、専門家支配の時代錯誤（素人は口出しするな）がどこかに残っている。裁判員の判断は一審のみでありかつ、多数決には専門裁判官が欠かせないというルールは、市民の判断を信頼しない証左であり、そのための歯止め装置のようにも見える。

法専門家の「市民感情が誤審や冤罪を生む」という考え方よりも、むしろ誤審や冤罪の温床は、法専

門家の「組織化された無責任」に内在しているのではないか。人質司法や調書裁判、あるいは判検交流といった組織化された無責任に対し、法の部外者ではあるが潜在的当事者でもある市民裁判員の眼で予防できるかもしれないと期待する面もある。裁判員候補者の辞退率の高まりおよび選任手続きへの参加率の低下がそうした安易な裁判員候補者を淘汰し、真摯な裁判員による判決の寛刑化傾向を促している可能性がある。

#### 4. 「合理的な疑い」の起源と人を裁く躊躇

そもそも「人が人を裁くこと」は、真実の解明や権威による判断といった神聖なるものではなく、むしろ俗なるもの、感情に動かされるものであると考えるのが自然だろう。ヨーロッパの刑事裁判は、中世の教会懺悔に起源を持つと言われる。罪を反省し贖罪を語る者には神の許しがあり、否認や嘘をつく者には教会による神判が行われた。被告人や証人が嘘や沈黙すれば神の呪いを受け、民衆による公開の刑罰（儀式として）が下った。刑罰は、毀損された正義を回復するための儀式として民衆が参加して行われた。

やがて、神判に代わって人（同胞の陪審員）が裁くこと、処罰することへの恐れ、裁くことの道徳的責任を負った。なぜ市民が裁判に参加を求められたのか。陪審員の本来的任務は犯罪事実がどうであったかを認定するためではなく、被告人と同じ社会から選ばれ、隣人として被告人に刑罰を科すことの「道徳的な責任」を担うためなのであった。その歴史的所産が「合理的な疑い」という法律用語なのである。この言葉はもともと「神学」に由来し、被告人ではなく陪審員を守るためのものであった。中世キリスト教の伝統では、罪のないものを罪人に定めることは大罪とされ、「人を裁くな。自らが裁かれないために」（マタイ福音書7・1）と警告されていた。6世紀の教皇グレゴリウス1世は「事実が疑わしい時に断定的な判決を下さい」ことの深刻さを論じており、13世紀のトマス・アキナスは「冤罪が起きた時の責任は、判事ではなく陪審員にある」と書いている。したがって、陪審員は自らの魂の救いを危機にさらされないために、隣人の断罪に際して「合理的な疑問の余地がない」ことを確認する必要があった。だから評決にはコモンローの伝統にもとづいて陪審員の全員一致が求められた。（犯罪学の知見でも全員一致による事実認定の確実性のエビデンスはない）有罪宣告を困難にして被告人を守るためではなく、隣人を罪に貶める陪審員の道徳的責任を全員で共有するためなのであった。たとえ事実認定上疑問がない場合でも、隣人に刑罰を科すことへの人間としての自然な躊躇が陪審制度を支えてきたのである。

陪審員をなだめ、励まし、克服させる緩和措置として生まれたものが「合理的な疑いを超える証明」なのであった。それゆえ、Guilty と断定できないならば Not Guilty としてよい。裁く側の恐れ、躊躇といった心理的不安から生まれた神学的な制度であった。この原則はまた、供述を強要していた裁く側の特権をも禁じ、裁かれる側の道義的責任を問うことにもなった。被告人に対して偽証罪や証言拒否罪の制裁を加えることによる供述を強要していた特権を禁じることで、裁く側のミスジャッジの防止の担保に資するいっぽうで、裁かれる側（被告人）の道義的責任（真実を告白する）を果たさせる結果につながった。

#### 5. 懲らしめと恩情の司法文化

日本の検察官は、捜査段階で膨大な調書を作る伝統がある。これは、事実認定が法廷ではなく取調室で行われるといわれる所以である。刑事訴訟法と裁判官が検面調書を極めて重視するためである。万一被告人や証人が公判で供述を変えても対応できるよう必要以上の調書を取り、冒頭陳述を補強する材料を用意する（精密司法）。公判では証拠として提出する調書のみを開示すればいいので、多くの調書や証拠は精密に反して杜撰に管理される。同一情報源から得られた複数の調書が矛盾していようが、不利な証拠や調書であってもあまり頓着しない。裁判所が被告弁護側の証拠開示請求を検察に命ずることはほとんどないからである。日本の刑事司法が中世のようだとされる理由だとされる。

また、犯罪者に反省を求め、国家の強大な力を持って畏怖させるばかりでなく、共同体の価値に対する敬意を内面から感じさせようと努力をする。反省がないことは、社会に対するある種の反乱であり、共有するはずの人間的な資質と責任を喪失していると考えからである。

裁判員は、同胞の悪行によって生じた怒りや哀しみといったネガティブな感情を少しでもポジティブな感情に止揚できないか考える。犯罪によって壊された関係性を市民の力によって回復できないか。それはひとえに社会の寛容性にかかっている。悪人を隔離・排除すれば済む問題ではないのだろう。

参考文献：

- 1) 最高裁判所：「裁判員制度の実施状況について」
- 2) James Q. Whiteman, "The Origins of Reasonable Doubt", Yale University Press, 2008
- 3) 高倉新喜「合理的な疑いの起源」アメリカ法/日米法学会 2009年2号, pp. 353~357
- 3) 森本あんり「陪審員制度の神学」キリスト教新聞 1面「論壇」2008年7月5日号

# 性的客体／性的主体としての「幼女」 —中国における年少者保護政策『四部門意見』とその社会的背景を検討する—

周 筱（筑波大学大学院）

## 1. 問題意識と研究目的

近年、中国社会では年少者の性的問題への注目がなされている。中国の刑事司法制度における年少者をあらゆる性的侵害から保護する目的に、2013年『四部門意見』が公布された。その『意見』は「未成年者の合法的な権益を保護する」を趣旨としており、年少者が性の被害者かつ性の犠牲者、いわば性的客体として主に解釈される。しかし、同じ『意見』はまた、未成年者同士の恋愛交際に基づく性行為に関し、「幼女」と定義される14歳未満の女の子の性的主体性を求め、その恋愛交際を法的に保障するように規定されている。

それはなぜであろうか。本報告は、中国の刑事司法制度において、「幼女」の性的主体性がどのように把握されていたのかを、『四部門意見』の内容、最高裁判院が行った司法解釈、および『意見』が公布されるまでの社会的背景に着目し分析を行う。

## 2. 『四部門意見』と27条

中国の最高人民法院（最高裁判所）、最高人民検察院（最高検察庁）、公安部、司法部（法務所）が連携し、幼女に対する特別な保護を目指し、2013年10月24日に『法に従って未成年者を対象にする性犯罪を処する意見文』という、法的効力をもつ政策提言書を公布した。その提言書は、幼女の性行為に対する「合意」を問わずに、幼女と性的関係をもつと犯罪になることを趣旨としており、それが中国の刑事司法制度は「幼女」の性的客体との捉え方を強固しようと考えられる。

ところが、『意見』の第27条は、その趣旨に背く方向に定められている。27条の内容は「14歳以上16歳未満の人が偶に幼女と性行為をし、情状が軽微で重大な危害を与えてなかった場合、犯罪と見なさない」であり、その目的は「未成年者の間の自らの同意に基づいての性行為を処する基準を明らかにする」（最高人民法院第一刑事審判庭、2014：228）という。そして、27条に適用するか否かの判断基準について、最高人民法院（最高裁判所）は「行為者は自らの年齢と相当する幼女と正常な交際、恋愛関係で幼女の同意に基づいて性行為をしたか」（最高人民法院第一刑事審判庭、2014：228）を提示した。

27条の規定に基づき、1つの問題が浮上した。それは、強姦罪の司法解釈で無効化された幼女の合意が、同じ司法解釈において認められているし、その合意が、未成年者同士の恋愛交際の場合のみに犯罪化か非犯罪化を判断する基準になっている。なぜこの基準がこのように設けられたのか。

## 3. 27条の適用—少年A強姦案と裁判理由

27条が中国の刑事司法制度にどのように用いられているのかを説明するために、中国の最高人民法院27条の適用を解釈するために公示した事例を説明しながら、最高人民法院の司法解釈（中国では法的効力を有する）をくわえて用いる。

【事由】1993年3月20日生まれの少年Aは、2008年（15歳）のころクラスメートの少女B（1998年生まれ、当時10歳）と知り合って交際した。2010年から2012年の間、少年Aは幼女Bが14歳未満だと知っていたう

え、少女Bと数回の性行為をした。その間に、少女Bが2回妊娠になって中絶した。2011年に少年Aが少女Bを連れて二回とも家出した。2012年に家出中の少女が保護され、少年Aが逮捕された。

【弁護意見】被告人少年Aとその弁護人が刑罰の軽減を主張した。犯行時の少年Aがまた18歳未満で、逮捕された後に罪を自白し、態度がよく、自分の行為に後悔していたからである。

【裁判理由】14歳が法律に定められた幼女が合意に基づいて性行為に対する決定権を有するかどうかの法的同意年齢である。よって、行為者が14歳未満の幼女と性行為をした場合、幼女の同意があるかにかかわらず、その合意を無効に認定し、行為者の行為を強姦行為としてみなすべきである。ところで、この場合だと、被害者としての幼女と刑事被告人になる可能性のある未成年者とともに、身体的および精神的に未熟であり、弁別能力が欠けているため、法律に定められている特別保護を与える対象に該当する。（最高人民法院第一刑事審判庭、2014：44）

事例に基づき、中国の司法部門は、児童保護の原則のもとで、未成年者同士の間の性的関係に対する処置がかなり真剣な態度を取っている。それが「加害者」である未成年者を「児童」として配慮しながら特別に保護する必要があると根拠づけているからである。この事例を援用しながら、最高人民法院があらためて27条の適用の基準を固めた。

## 4. 27条の適応

27条の適用に対し、最高人民法院の解釈が次のように見られる。それは「司法実践の複雑性を総合的に考えてみれば、かならずしも16歳以上の未成年者が幼女と性行為をしたら一律に犯罪とみなすわけではない。例えば、行為者が16歳未満の時に、13歳以上14歳未満の幼女と恋愛交際で合意に基づいて性行為を行い、行為者が16歳になってからも、二人の性的関係が保ったまま、幼女の親に検挙された事例が見られる。総合的に見ると、情状が軽微の場合、法律に定められる16歳を線引にして、16歳未満の行為を非犯罪で16歳以降の行為を強姦罪で処するのは行けない」（最高人民法院第一刑事審判庭、2014：47）という。しかし、この未成年者同士の恋愛交際に基づく性行為を非犯罪化する条文に対し、幼女の合意が有効になる条件がさらに制限がかかられた。その制限は「年齢相当の幼女と付き合う」という。つまり、27条の合意の有効性が非常に文脈依存的であることが見られる。それでは、「年齢相当」がどのように定められているか。

最高人民法院は16歳未満の未成年者は幼女との年齢の差が何歳までならば「年齢相当」と認定してもよいかについて、「4歳ほどのほうが比較的に合理である」（最高人民法院第一刑事審判庭、2014：47）と述べて、27条に該当する14歳以上16歳未満の男がもし幼女との間の年齢の差が4歳を超える場合、「たとえ男側は幼女と正常の恋愛交際を理由としてあげたとし、『性侵意見』27条を援用し男の行為を非犯罪と認定することに適応しない」と明白にした。

よって、27条は、合意に基づき、未成年者保護の趣

旨のもとに、未成年者同士の恋愛交際を認めている一方、その承認に「年齢相当」という制限を新しく設けた。

## 5. 考察

本報告は、中国の刑事司法政策における未成年者への性的侵害に対する政策意見書『四部門意見』とそれの実践に応じる司法解釈を分析した。それを通じ、中国の未成年者にかかる性的問題に対し、中国の刑事司法政策が未成年者、とりわけ14歳未満の幼女を性的客体とし、あらゆる性的侵害から保護の姿勢を取る傾向が示される。

しかし、こうした流れのなかに、異色とも見られる『四部門意見』の第27条が定められている。その条文は年少者同士、特に14歳以上16歳未満の男の子と14歳未満の幼女との恋愛交際による性行為の処置についてである。条文内容とそれに対する司法解釈は、その性行為が犯罪か否かを判断する根拠を、第一に、幼女の合意に基づいてであり、第二に、幼女と男の子の年齢の差にしている。それはつまり、一定の年齢差の範囲で、幼女が性的主体として捉えられているし、その恋愛交際が法的に「保護」されている。それはつまり同じ中国刑事司法政策の文脈において、「幼女」が「性的客体」と「性的主体」を同時に語られているという。

その社会的背景とみなされているのは、一方で、中国の刑事司法が従来から「幼女」を性的客体か性的主体として問うべきかに大きな論争をもたらしている。特に近年、道徳派フェミニストの活躍で、性犯罪に関する法律が大きく変化していた。子どもと大人の世代間関係だけではなく、権力の犠牲者と権力側との非対称性が次第に問われており、性的客体としての幼女像が固まっている。他方で、性的解放を同時に進んでいる中国社会では、年少者の能動的に性的表現が増している。それらの現象が法律に規定されていないため、法的に強姦や、売春という法律に裁かれるような解釈と、恋愛交際、親密性の追求など自己決定のような解釈が常に対立している。この対立が、中国の刑事司法システム、特に年少者保護制度において生じている。中国の刑事司法において、これらの年少者の性的問題をめぐる問題がなぜ生じているのか、中国のジェンダー法学と年少者のセクシュアリティのあり方を捉えるのは今後の課題である。

## 文献

最高人民法院刑事審判第一庭編, 2014, 『最高人民法院, 最高人民検察院, 公安部, 司法部性侵害未成年人犯罪司法政策案例導与理解使用』(未成年犯罪司法政策における事例指導と理解適用) 人民法院出版社

周筱, 2015, 「『幼女』語られ方—中国現行刑法における『嫖宿幼女罪(幼女買春罪)』解釈をめぐる法的言説と日常的言説」筑波大学人文社会科学研究所国際公共政策専攻社会学分野修士論文。

周筱, 2018, 「中国における未成年者に対する性的侵害の規定の変遷—1979年から1997年まで」『社会学ジャーナル』43 81-97.

# 女子中高生の自画撮り被害 ——インターネットで知り合った男性からの被害に着目して——

○藤原 佑貴 (科学警察研究所)  
宮寺 貴之 (科学警察研究所)  
久原 恵理子 (科学警察研究所)

## 1 問題と目的

近年、児童ポルノ事件の被害、中でも児童が自分の下着姿や裸の写真(自画撮り写真)を撮影させられ、送付させられる被害(自画撮り被害)の増加が問題となっている。児童ポルノ事件の被害児童の9割は女子である(警察庁, 2019a)。また、自画撮り被害の被害児童のうち、約7割がスマートフォンでSNSにアクセスしたことで被害に遭っており、約8割が面識のない相手に画像を送付している(警察庁, 2019b)。しかし、自画撮り被害の実態は十分に明らかになっていない。特にインターネットで知り合った相手からの女子の被害を防止するため、被害と関連する要因を明らかにすることが必要である。

そこで本研究は、①自画撮り被害の実態を明らかにすること、②インターネットで知り合った相手とやりとりをした女子児童のうち、自画撮り写真を依頼されなかった児童、依頼されたが送付しなかった児童、依頼されて送付した児童の回答を比較検討し、それぞれの特徴を明らかにすることを目的とする。

## 2 方法

### (1) 参加者と手続き

住民基本台帳に基づく無作為抽出と都道府県警察への依頼により調査票を配布した。無作為抽出調査では、全国の中学生、高校生相当年齢(12歳から18歳)の女子10,000名に対して訪問留置調査を実施し、5,968名(平均15.2歳,  $SD = 1.7$ )から回答が得られた。このうち5,868名については、保護者からも回答が得られた(平均45.7歳,  $SD = 5.4$ , 無回答172名)。都道府県警察による調査では、平成28~29年に全国で取り扱った自画撮り被害に遭った女子について、警察職員が状況を勘案し協力が可能であると認めた場合に、調査への協力を依頼した。有効回答が得られた児童は162名(平均15.9歳,  $SD = 1.6$ )であった。このうち156名については、保護者からも回答が得られた(平均45.1歳,  $SD = 6.3$ , 無回答4名)。調査票はいずれも郵送で回収した。

### (2) 分析に使用した変数

表1に示したとおりであった。児童には加えて自画撮り写真に係る依頼・送付の経験について尋ねた。自身の性的魅力に対する満足度は草野(2007)、家庭及び学校(職場)における孤独感の中村(2011)、養育認知のうちモニタリングと心理的統制は内海

(2013)、養育認知のうち受容は姜・酒井(2006)から、いずれも抜粋し改変した。その他の項目は独自に作成した。

## 3 結果

### (1) 自画撮り被害の実態(無作為抽出調査の結果)

自画撮り写真を依頼されたことがあると回答した児童は308名(5968名全体の5.2%(中学生3.5%, 高校生相当年齢6.9%))であった。うち67名(21.8%; 全体の1.1%(中学生0.7%, 高校生相当年齢1.5%))が、依頼に応じて自画撮り写真を送付したと回答した。ただし、260名(全体の4.4%)が自画撮り写真に係る経験について無回答であった。

自画撮り写真を依頼された児童のうち、96.4%は相手が男性であったと回答し、60.5%は相手とインターネットで知り合ったと回答した。

また、自画撮り写真を依頼された児童のうち、現実場面で相手と知り合った児童では、相手が同い年であった者が79.6%, 5歳以上年上であった者が0.9%であった。一方、インターネットで相手と知り合った児童では、同い年は18.4%に留まり、5~9歳年上が10.9%, 10歳以上年上が11.5%であった。相手の年齢を知らなかった児童も23.6%に上った。

### (2) インターネットで知り合った男性に係る自画撮り写真の依頼・送付に関する3群

上記の実態を踏まえ、以下ではインターネットで知り合った男性とやりとりをしたと回答した児童とその保護者を対象に分析を行うこととした。

無作為抽出調査で、インターネットで知り合った男性とやりとりをしたと回答した児童588名のうち、自画撮り写真を依頼されて送付した者は33名(「一般送付あり群」)、依頼されたが送付したことはない者は126名(「依頼あり送付なし群」)、依頼されたことも送付したこともない者は429名(「依頼なし群」)であった。また、都道府県警察による調査で、自画撮り写真を送付した相手がインターネットで知り合った男性であった児童は130名(「被害群」)であった。そこで、「一般送付あり群」と「被害群」を合わせた163名を「送付あり群」とした。

### (3) 3群の比較

「送付あり群」「依頼あり送付なし群」「依頼なし群」の3群で児童と保護者の回答の差異を検討した(表1)。「送付あり群」では、相手と共通点のあつ

表1 3群の比較

		(a) 送付あり (n = 163)	(b) 依頼あり送付なし (n = 126)	(c) 依頼なし (n = 429)	統計量
		M[SD] / %	M[SD] / %	M[SD] / %	
児童票	児童の年齢(回答時)	15.88[1.46]	15.75[1.58]	15.76[1.56]	$F(2, 715) = 0.39^b$
	相手が恋人	<b>14.5%</b>	4.0%	8.2%	$\chi^2(2) = 10.13^{**c}$
	共通点あり	42.0%	54.0%	<b>86.9%</b>	$\chi^2(2) = 133.45^{***c}$
	相手からの顔写真の要求 (range = 1-4)	2.66[1.04]	2.57[1.05]	1.22[0.59]	$\chi^2(2) = 333.98^{***a}$ (c) < (a),(b)
	相手から連絡頻繁 (range = 1-4)	2.93[1.02]	2.62[1.05]	1.64[0.94]	$\chi^2(2) = 189.19^{***a}$ (c) < (b) < (a)
	相手への信頼 (range = 1-5)	2.99[1.11]	1.94[1.10]	3.14[1.19]	$F(2, 697) = 52.05^{***b}$ (b) < (a),(c)
	ネットの使用時間(時間/週)	36.70[18.82]	32.23[18.65]	28.65[17.23]	$F(2, 704) = 12.16^{***b}$ (c) < (a)
	送付の危険性の認知 (range = 1-4)	3.19[0.67]	3.84[0.38]	3.87[0.35]	$\chi^2(2) = 211.44^{***a}$ (a) < (b),(c)
	性的魅力に対する満足度 (range = 1-4)	1.50[0.63]	1.42[0.61]	1.74[0.65]	$F(2, 679) = 15.75^{***b}$ (a),(b) < (c)
	孤独感 (range = 1-4) 家庭	2.19[0.96]	1.93[0.84]	1.82[0.74]	$\chi^2(2) = 15.55^{***a}$ (c) < (a)
	学校・職場	2.33[0.87]	1.95[0.70]	1.97[0.75]	$\chi^2(2) = 24.25^{***a}$ (b),(c) < (a)
	養育認知 (range = 1-5) モニタリング	3.20[1.03]	3.48[1.05]	3.99[0.89]	$\chi^2(2) = 81.63^{***a}$ (a),(b) < (c)
	心理的統制	2.35[0.96]	2.22[0.94]	2.03[0.87]	$\chi^2(2) = 15.32^{***a}$ (c) < (a)
	受容	3.27[1.23]	3.59[1.08]	3.78[0.96]	$\chi^2(2) = 18.89^{***a}$ (a) < (c)
保護者票	ネットのルールまたは指導あり	88.9%	97.5%	94.8%	$\chi^2(2) = 9.99^{**c}$
	機能制限・フィルタリングあり	45.7%	45.0%	53.5%	$\chi^2(2) = 3.71^c$

各変数について、欠損を除いた上で分析を行った

<sup>a</sup> クラスカルウォリス検定: H統計量の近似値である $\chi^2$ 検定の値を示した; <sup>b</sup> 分散分析; <sup>c</sup> カイ2乗分析: 太字の数値は、残差分析の結果、有意に割合が高かった回答を、斜体の数値は、残差分析の結果、有意に割合が低かった回答をそれぞれ示した

\*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

た割合が相対的に低く、インターネットに関するルールの設定や指導をしている保護者の割合も相対的に低かった。また、「依頼あり送付なし群」及び「依頼なし群」と比べて、相手から連絡が頻繁にあり、自画撮り写真の送付の危険性の認知が低く、学校・職場における孤独感が高かった。更に「送付あり群」は、「依頼あり送付なし群」と比べて相手への信頼の度合いが高く、「依頼なし群」と比べて相手からの顔写真の要求が多く、インターネットの使用時間が長かった上、家庭における孤独感が高く、保護者のモニタリング及び受容が低く、心理的統制が高かった。

「依頼あり送付なし群」では、相手と共通点のあった割合が相対的に低かった。また「依頼なし群」と比べて、相手からの顔写真の要求が多く、相手から連絡が頻繁にあり、自身の性的魅力に対する満足度が低く、保護者のモニタリングが低かった。一方、自画撮り写真の送付の危険性の認知や学校・職場における孤独感は、「依頼なし群」と同等であった。更に「依頼あり送付なし群」は、「送付あり群」及び「依頼なし群」と比べ相手への信頼が低かった。

最後に「依頼なし群」では、相手と共通点のあった割合が相対的に高かった。また、「送付あり群」及び「依頼あり送付なし群」と比べて、相手からの顔写真の要求は少なく、相手からの連絡も頻繁ではなく、自身の性的魅力に対する満足度が高く、保護者のモニタリングが高かった。

#### 4 考察

無作為抽出調査の結果、自画撮り写真を依頼されたことのある児童、送付したことのある児童は少なくないことが明らかになり、被害防止対策の一層の必要性が示された。特にインターネットで知り合っ

た相手から自画撮り写真を依頼されるケースでは、相手の年齢が高い場合が多く、児童が大人から搾取されている実態が浮き彫りとなった。

3群の比較の結果、自画撮り写真を依頼された者では相手と共通点のある者の割合が低かった。児童は、例えば暇つぶしのために人と繋がることのできるアプリ等を使って、共通点のない相手と知り合っている可能性があり、このような行為の危険性を教育する必要がある。自画撮り写真を依頼された場合には、相手から顔写真を要求される頻度や相手からの連絡頻度が高かったことから、これらを危険の兆候として捉える必要がある。また、自画撮り写真を依頼された児童は保護者のモニタリングを低く認知しており、自画撮り写真を送付した児童では保護者の心理的統制を高く認知し、インターネットの使用に関するルールや指導があると回答した者が相対的に少なかった。したがって、保護者の関わりとして、児童の考えを操作して行動を統制しようとするのではなく、児童の行動に関心を持って把握しつつ、必要な制限を設定することが重要であろう。

自画撮り写真を送付した児童は送付しなかった児童と比べ、自画撮り写真を送付する危険性を認識しておらず、学校・職場での孤独感が高かった。自画撮り写真を送付することによってどういったリスクがあるのかを具体的に児童に伝える必要がある。一方、児童が孤独感を埋めるため、インターネットで知り合った相手を繋ぎ止めようとして写真を送付した可能性もあることから、孤立しがちな児童に対して周囲の大人が気を配ることも必要であろう。

今後は、今回比較に用いた変数のうち、どの変数が実際に自画撮り写真の依頼や送付を説明するのかを検討する必要がある。

## 婦人相談員への調査結果から見る性暴力被害の実態

○ 宮園 久栄（東洋学園大学）  
柴田 守（長崎総合科学大学）  
山梨 光貴（中央大学大学院）

### 1 目的

2017年6月に「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第27号）が成立し、同年7月13日より施行された。本法は、近年における性犯罪の実情等にかんがみ、事案の実態に即した対処を可能にするため、性犯罪に関する罰則の整備を行ったものである。本法に関して特筆すべきは、附則9条において、性犯罪規定のさらなる見直しの可能性が定められたことである。同条は、この検討に際し、「性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案」するものとしている。政府はすでに複数の実態調査を実施しているところであるが、研究者側においても、性暴力被害の実態について調査していくことが望ましい。

報告者らは、これまであまり注目されてこなかった婦人相談員が扱った性暴力被害者に着目して、2019年に婦人相談員が関わった性暴力被害の実態に関する調査を行った。そこで、本報告では、その調査結果をもとに、これまで見えていなかった性暴力被害に関する現状の側面を示すとともに、また、そこから見えてくる性暴力被害者のニーズから、被害者支援の拡充も視野に入れた性暴力対策のあり方について考察する。

### 2 方法

#### (1) 対象

まず第1段階として、2019年5月から6月にかけて、東京都の婦人相談員を対象に先行して行い、第2段階として、2019年7月から8月にかけて全国の婦人相談員を対象に行った。婦人相談員は、都道府県の婦人相談所には必置義務となっているが、市町村は任意配置となっている。全国で1,447名（平成29年4月1日現在、なお平成30年4月1日の数字は1,500人）が配置されている。うち、市の配置は981人、県への配置は466人である（ただ、それぞれの配置人数、配置場所も明確ではない）。

#### (2) 方法

婦人相談員の配置人員は、都道府県・市区町村で異なっており、また、配置場所も明確でないことから、婦人相談所や自治体の福祉関係の窓口など婦人相談員が配置されている部署に、調査票を郵送し、適宜婦人相談員の方に配付していただく形をとった。回答は、被害者1名につき1票ご回答していただく形をお願いをした。

#### (3) 調査票について

調査票は、婦人相談員に関する厚生労働省などの先行研究を参照して作成した上で、聞き取り調査にご協力いただいた婦人相談員からアドバイスを受けて、加筆・修正を施して完成させた。

### 3 結果

#### (1) 回収状況

393票の回答を得た。今回のアンケート調査については、婦人相談所51カ所及び都道府県庁47カ所に婦人相談員がどのような形で配置されているかが分からないため、回収率を示すことができないことはご理解いただきたい（なお、個人情報保護等の観点から調査に協力できない旨の回答をいただいた事業所が7カ所あったことを付記しておく）。

#### (2) 結果

調査結果から得られたことについて、以下いくつか焦点をしばって報告する。

【被害者】被害者の中心は30歳代の割合が最も多い。20代、40代の女性もそれぞれ20%以上おり、20～40代で約8割を占める。非正規雇用の女性が3割を超え、無職も約2割、生活保護を受けている者も1割を超える。また、単身というよりは、家族と同居しているものも多く、特に配偶者や子どもと同居しているものが多い。以下に見るように、主訴が、DVが多いことをかんがみると、DVを受けながら子どもを育てるといふ、厳しい生活を送っている状況がうかがえる。また障がいのある被害者が多いことも目立つ。なかでも、依存症や躁鬱を繰り返す気分症などの精神障害が6割を超えていることは注目される。

他方で、20歳未満が1割弱で、小中高生の被害者は5.6%であった。数は多くはないが、相談に来ているという事実は看過できない。

【被害の内容】「性器、肛門、口腔内への性器の挿入」が23.7%、「性器、肛門、口腔内への異物の挿入」が1.3%、「性的強要」が63.1%であった。強姦性交等罪に該当する可能性がある性暴力被害のケースが2割を超えている。被害を受けてから相談するまでの期間が10年を超えるケースが2割近く存在しており、また、このような性暴力被害は、「継続的」に行われている傾向が見て取れる（86.5%）。

【加害者】6割以上が配偶者・元配偶者である。加えて、実父、継父、兄弟などが加害者であるケースは約2割を占める。このように、約8割の性暴力が親族間によるものである。

【性暴力被害後の変化】 性暴力被害後に、身体に変化があったと回答したのは約半数で、そのうち7割に「不眠」の症状が見られた。精神の変化があったと回答していたのは約7割で、そのうち、「不安感」が最も高く(71.9%)、次いで、「恐怖感」(55.1%)、「抑うつ」(45.3%)、「フラッシュバック」(24.8%)であった。

【相談のきっかけ】 「関係機関からの紹介・引継ぎ」が約半数を占めており、婦人相談員のところへ相談に訪れる前に、すでに別の機関に相談を行っている被害者が多いことがわかる。婦人相談員に対して相談することによって、性暴力の顕在化につながった例も少なからず存在することが明らかとなった。

【相談する際の主訴】 最も多い主訴は、「配偶者からの暴力」であり、半数以上を占める(51.1%)。もっとも、主訴の内容は様々で、ストーカー行為(0.5%)や売春強要(0.3%)のように、その背後に性暴力の存在が疑われるようなケースもある一方、経済関係(1.3%)や帰住先の問題(3.1%)のように、一見すると性暴力とは無関係なケースで相談に来た相談者も少なくない。

【支援】 ①急性期の支援を行ったケースは17.6%、②警察に通報を行ったケースは14.0%、③二次被害防止のための事前調整を行ったケースは11.5%、④証拠の採取が行われたケースは1.3%、採取された証拠が存在したのは0.8%であった。一方、⑤中長期的支援(生活支援、法的支援、心理的支援)については、6割以上のケースで行われていた。

【刑事手続】 被害届または告訴状を提出したケースは8.7%、そのうち、それらが受理されたケースは7.1%で、5.3%は受理されなかった〔無回答：86.8%〕。主な加害者の起訴につながったのは4.6%に過ぎず、有罪が2.0%、無罪が0.3%であった。

#### 4 考察～性刑法改正後の性暴力対策(被害者支援を含む)のあり方

##### (1) 配偶者間における強制性交等罪の明文規定の設置

DVの背景には、配偶者からの性暴力が潜んでいることが明らかになった。DVについて相談する人は少ないのが現状であるが、それに加え、DVについてはなかなか相談できず、配偶者間における強制性交等が顕在化しにくいものと推察される。配偶者間における強制性交等は、構造化(潜在化)した性暴力の典型例であると言えよう。それゆえ、改正性刑法の見直しにおいて、配偶者間における強制性交等罪の明文規定の設置を含め、配偶者間における性暴力対策について改めて検討することが必要であろう。

##### (2) 相談対応の拡充～男性、LGBT、外国人の対応被害者として少数ではあったが、男性(少年)と

外国人の被害者がいたことに留意する必要がある。婦人保護事業における相談者は、「婦人」という言葉に象徴されるように、大半は日本人女性である。今回、少数ではあるものの、男性(少年)と外国人の被害者がいたことは、相談対応の広がり必要性を示唆するものと理解される。加えて、LGBTの被害者についても相談・支援を整備していく必要があるだろう。

##### (3) 中長期支援及び多機関連携の拡充

性暴力被害者の中には、生活保護を受けている者、知的障害者が一定数存在しているほか、多くの被害者が性暴力被害によって不眠や抑うつなどの症状を表すといった心身の変化を経験したり、離婚や離職などの生活上の変化を余儀なくされていることが明らかになった。それに対応して、婦人相談員は、このような複雑な問題を解決するために、中長期的な期間、支援を行っている。婦人保護事業が行っている中長期的支援を、より充実させていくための制度を構築する必要があるだろう。

##### (4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツによる性暴力予防に関する学校教育の必要性

今回、性暴力被害者の中には、継続的に被害を受けている者、過去に性暴力被害あるいは虐待被害を経験している者、身体・精神・生活に深刻な被害を受ける者が多いということも明らかになった。このような状況に対処するためには、被害を受けた後の支援を充実させることのみならず、性暴力被害を生まないための予防策を充実させていくことも必要である。「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」11条などのように、性暴力被害に関する教育を学校の責務として条例に明記している自治体も現れている(また、滋賀県や長崎県の犯罪被害者等支援条例などのように、被害者に関する学校教育を県の責務とする自治体もある)。今後は、このような取り組みが、より多くの地域に広まっていくことが望ましいと思われる。

##### 【文献】

女性犯罪研究会編, 2014, 『性犯罪・被害』尚学社。  
須藤八千代＝宮本節子編著, 2013, 『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』明石書店。  
厚生労働省, 2018, 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究報告書」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000340184.pdf> [最終閲覧日: 2019年10月18日] .

【謝辞】 本稿は、公益財団法人日工組社会安全研究財団からの助成を受けた調査研究の成果の一部である。

# 自動運転における責任 —ドイツの倫理規則を手がかりに—

樋笠 堯士 (中央大学)

## 1 本研究の目的

本研究は、AI と関連する法領域、とりわけ自動運転に関する刑事責任を検討するものである。AI を巡る技術革新は日進月歩で発展しつつあるものの、法整備は遅れている。そして、2016 年のテスラ自動車事故、および 2018 年の Uber 自動車の事故以来、刑法上の答責性の問題は増加している現状にある。

自動運転車により、交通事故は減少すると予想されているが、自動運転車における事故も想定されている。たとえば、自動運転による事故の場合に、一方の法益が、他方の法益を侵害することによってのみ保全可能な状況 (=ジレンマ状況) が問題となっている。すなわち、運転者・同乗者の生命、又は歩行者等の生命を、別の歩行者の生命を侵害することによってのみ回避可能な状況である。

運転者が人間 (レベル 3 のオーバーライド後等) ならばその者はもちろん、レベル 3 のオーバーライド前の自動運転やレベル 4 以上の自動運転の場合には、自分ないし同乗者、あるいは歩行者の生命を守るため、他人の生命を侵害するように自動運転車の AI をプログラミングをすることが許容されるか (販売者、さらにはプログラマーの責任) ということも加えて問題となる。

それゆえ、責任の主体としては運転手、販売者、プログラマーがあげられるが、レベル 4 以上の場合には、AI が運転を全て行うので、そもそも人間としての「運転手」は車内に存在しないことになる。車内には乗客だけが存在する。したがって、レベル 3 (オーバーライド後の) 以下の自動運転車においてのみ、車内では、運転手としての人間が過失責任を問われ得る。

## 2 自動運転における過失犯と緊急避難

過失犯において、構成要件的過失 (客観的注意義務違反) の前提としての客観的結果回避可能性の範囲と、緊急避難における補充性の原則 (他に避けるべき方法がないこと) を同じものと考えれば、過失犯についての緊急避難の問題は、構成要件的過失の成否 (結果回避可能性の有無) に解消されて、とくに論じる必要がないとの指摘がある。しかし、構成要件的過失を認め、補充性の判断を「具体的な行為状況を踏まえた行為時の判断」と解する現在の通説によれば、構成要件的過失の判断に際しては、「危難の事態」を度外視して、構成要件該当性の判断 (客観的注意義務違反=過失の予見可能性・結果回避可能性の判断) を行い、これが肯定された場合

に、違法性判断の時点において、緊急避難の判断を行えばよいことになる。

したがって、過失犯の客観的注意義務違反 (結果回避義務違反) は、構成要件の段階での一般人を基準とした類型的判断とされ、緊急避難における補充性は、違法性の段階での具体的事情を踏まえた実質的判断であると解される。よって、両者の内容は必ずしも一致するものではない。つまり、構成要件的過失が認められ、過失犯の違法性段階において緊急避難を検討する構成は可能である。

自動運転においては、現在の危難が存するうえに、防衛者において避難の意味も認められる。緊急避難の補充性「やむを得ずにした行為」とは、その行為が危難を避けるための唯一の方法であって、他の方法がなかったことと解されており、ジレンマ状況において、他に代替手段がなかった可能性は高いといえる。よって、補充性も充足され得る。そして、生じた害 (第三者の生命への侵害) が避けようとした害 (防衛者の生命への侵害) を超えていないので、法益権衡性の要件も充足される。したがって、理論的には、過失傷害罪に緊急避難が成立し、違法性が阻却され得るのである。

しかしながら、緊急避難における補充性の原則が構成要件的過失の成否に解消されるような事案の場合には、緊急避難が成立しないことになり得る。

したがって、違法論の緊急避難以外に、併せて、プログラマー等の自動運転の関連者の免責を可能とする理論構成を希求すべきである。この点につき、示唆を与えるのは、ドイツの倫理規則である。

## 3 ドイツ倫理規則

ドイツでは、2017 年に倫理規則が制定されている)。同規則を策定した委員会には、法律学者、法曹、哲学者、工学系学者などが連なり、中には、ジレンマ状況における緊急避難について多大な業績がある Eric Hilgendorf 教授も含まれる。ジレンマ状況に関する部分は主として倫理規則 8、9 である。

倫理規則 8 「生命対生命のような真のジレンマにおける決定は、関係者の『予測できない』行動様式を含んだ具体的な実際の状況に左右される。それゆえ、かかる決定は、一義的に規範化できず、また、倫理的に疑う余地のないようプログラムすることもできない。技術システムは、事故を避けるために設計されなければならない。しかし、道徳的に判断する能力を有する答責的な運転手の決定を置き換えたり、あるいは、それを先取りし得るような、複雑あ

るいは直感的な事故の評価に向けた規範化はできないのである。人間の運転手が、一人あるいはそれ以上の人間を救うために緊急状況下で一人の人間を殺してしまった場合、たしかに、その運転手は違法に行為したものであろう。しかしながら、必ずしも責任ある行為とはいえないのである。回顧的に、特別な事情も含めてなされるこのような法的な判断は、容易には、抽象的、一般的な事前判断に置き換えられ得ず、それゆえ、ふさわしいプログラミングにも置き換えることができないのである。したがって、望ましいのは、独立の公的機関により、体系的に諸経験を整理することである。」

倫理規則 9「回避することができない事故状況において、個人的な特徴（年齢、性別、身体あるいは精神上の素質）によるあらゆる格付けは厳格に禁止される。被害者同士を相殺することも禁止である。人的被害数を減少させる一般的なプログラミングは支持されうる。乗り物のリスクの発生に関与する者は、関与しない者たちを犠牲にしてはならない。」

これらに加えて倫理規則 2 では、「人間の運転と比較して、少なくとも、リスクバランスにおいてプラスであるという意味での、損害の減少が約束されるときにのみ、自動運転のシステムは許容される。」と規定され、倫理規則 3 では、「事故の回避が理想であるが、自動運転の導入において技術的に避けられない残存リスクは、リスクバランスにおいて原則的にプラスが存在する場合、妨げとはならない。」とされる。したがって、かかる倫理規則の文言からは、可能な限り自動運転のリスクを低減し、かつ自動運転の便益が認められれば、市場投入が許されることになる。

このような理解は、刑法における許された危険の法理に合致し得る。許された危険とは、社会的に有益な目標を達成するために必要な危険行為の遂行も社会生活上必要な注意を払ってなされるかぎり許されるという原則である。そして、社会生活上必要な注意を払っているとされる為には、特別規範を遵守していることが必要である。特別規範とは、道路交通法や建築基準法のような実定法の形態を採っている場合には、国家があらかじめ範型となる一定の事例類型を想定したうえで、そこにおける危険と有用性の衡量の帰結を示したものである。

そこで、ドイツの倫理規則を許された危険における特別規範であると解し、かかる倫理規則を遵守し、市場に自動運転車を投入した場合、自動運転車の投入は、許された危険として刑法上、可罰的違法性が存しないこととなる。それゆえ、構成要件該当性がなく、違法論（緊急避難）に進まずに構成要件段階で犯罪不成立となる。

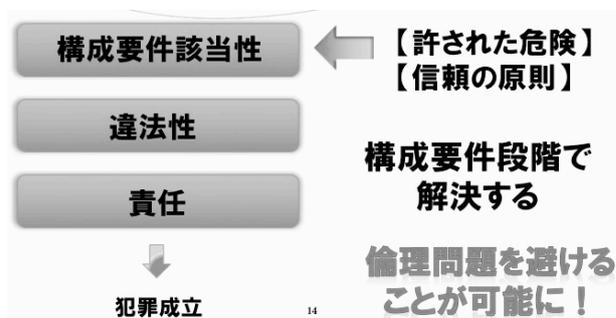
つまり、倫理規則を特別規範と解することで、許

された危険により免責（不処罰）を図るという構成は可能である。

#### 4 帰結

これまでの考察により、販売者・プログラマーの責任の過大化を防ぐためには、緊急避難を論じるのみでは不十分であることが看取された。緊急避難を違法性阻却と解する日本においては、まずは、許された危険の法理による構成要件段階での解決に議論の比重を傾けるべきであろう（図 1 参照）。

図 1 本研究の方向性



それゆえ、ドイツのような倫理規則の策定が急務となる。なぜなら、かかる規則により、許された危険の法理が基礎づけられるからである。

この点、国交省による「自動運転車の安全技術ガイドライン（平成 30 年 9 月）」は、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「許容不可能なリスクがないこと」とし、「自動運転車の運行設計領域（ODD）において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと」としている。かかる定義は、技術者・メーカーにおいて抽象的かつ高い安全性を要求するように思われ、また、同ガイドラインには責任に関する文言やジレンマ状況の事前判断プログラミングについての記述はなく、現場のプログラマーに指針を与えているようには思われない。

それゆえドイツの倫理規則に類する指針・ガイドラインを策定することが目下必要となる。

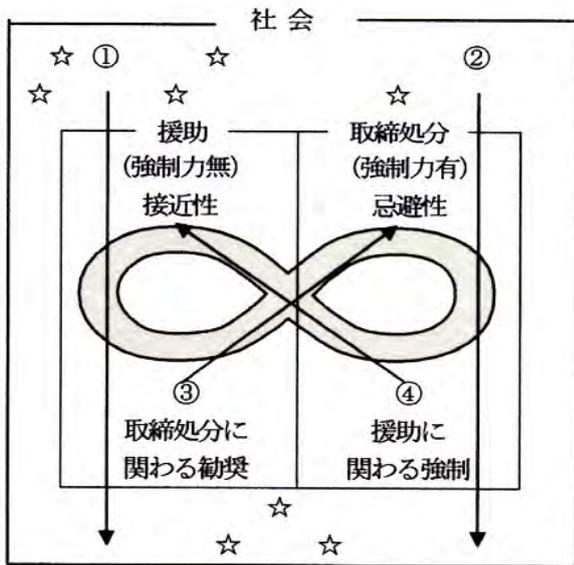
#### 文献

Grunwald, 2019, Autonomes Fahren: Technikfolgen, Ethik und Risiken, SVR, S. 81ff.  
 佐久間修, 2018, 「AI による自動運転と刑事責任」刑事法ジャーナル 57 号 14 頁以下。  
 Mitsch, 2018, Das erlaubte Risiko im Strafrecht, JuS, S. 1161ff.  
 Hilgendorf, 2018, Automatisiertes Fahren und Recht -ein Überblick, JA, S. 807ff.  
 樋笠堯士, 2019, 「AI と自動運転車に関する刑法上の諸問題-ドイツ倫理規則と許された危険-」嘉悦大学研究論集 62 巻 2 号（初校段階）。

1 はじめに

規制薬物の自己使用に関わる犯罪は最も再犯率の高い犯罪であることは周知の事実である。覚せい剤取締法違反検挙者は、平成18年以来ほぼ横ばいのままで、1万人を切れずにいる<sup>1)</sup>。検挙者の95%は自己使用乃至使用のための所持の罪による。わが国においても、薬物事犯の犯罪面のみ着目した取締一辺倒の対応では不十分であることが自覚され、薬物乱用対策本部平成20年7月策定の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」や薬物乱用対策推進会議平成22年7月策定の「薬物乱用防止戦略加速化プラン」においては、再乱用防止のための行政機関及び民間団体の間の連携強化や薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化が目標に掲げられている。ここに謳われた「連携強化～治療・社会復帰」を確実にする方策が、平井慎二氏の提唱する「∞連携」である。

図1 薬物需要削減のための取締処分と援助の∞連携<sup>2)</sup>



現在、刑事施設内での受刑者に対する特別改善指導としての薬物依存離脱指導(R1指導)や平成28年6月から始まった刑の一部の執行猶予制度における保護観察所の薬物再乱用防止プログラム実施並びに薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインに基づく刑事施設や保護観察所等国家机关と医療機関・ダルク等の民間支援団体等との連携は、相応の成果が期待されている。しかし、これらの方策は、取締処分を通して薬物使用障害者を取り込む体制であって、医療機関等「援助側」にない法的強制力を背景とする強力なものである一方、取締処分には忌避性があるため、社会に存在する薬物を乱用する者全てを取り込むことは不可能である。

医療者等援助側は法的強制力を持たない一方で接近性を有し、取締処分側は法的強制力を有する一方で忌避性を持つ故、両者の長短を補いつつ、社会内に居る全ての薬物乱用者をそ

れぞれの対応体系に導入することができるのが「∞連携」であり、その要となるのが援助側の「通報しない態勢」である。

規制薬物乱用の事実を認知した場合、これを取締機関に通報しない態勢には、一般市民として抵抗を感じる者も多からう。しかし、援助側が自分の意思で違法行為を止められない者が援助を求めた際、これを通報してしまうと、その接近性を阻害し、規制薬物使用障害に陥ったものは地下に潜っての乱用を繰り返すこととならう。

2 義務衝突の問題

(1) 告発義務と守秘義務 違法薬物乱用の事実を業務上認知した医療専門職が公務員である場合、刑法239条2項により告発義務を負い、その不履行は、国家公務員法乃至地方公務員法による懲戒対象となる。しかし、この告発義務について通説は、当該公務員の所属する行政機関の行政目的に適った裁量が認められるとする<sup>3)</sup>。行政機関は、それぞれ固有の行政目的の遂行にあたっているものであるから、告発を行うことが、当該公務員の属する行政機関にとってその行政目的の遂行に重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されないことによってもたらされる不利益よりも大であると認められるような場合には、当該公務員の属する行政機関の判断によって告発しないこととしても、本条項には違反しないとされるのである<sup>4)</sup>。薬物使用障害という疾病治療という医療機関としての行政目的、ひいては違法薬物需要の削減という医療機関の監督官庁である厚生省の行政目的に適う限り、告発義務は免れる。

また、当該医療従事者が刑法239条1項により告発はその権利となる民間医療機関に所属する者である場合でも、告発が義務となる公務員である場合でも、刑事法上あるいは私法契約上の守秘義務を負い、更に公務員である場合は国家公務員法等による守秘義務も負う。

(2) 義務の優劣 医師が治療目的で採取した尿から違法薬物を検出し、捜査機関に通報した事例について、平成17年7月19日の最高裁決定<sup>5)</sup>はこれを「正当行為」とする。しかし、これは尿の証拠利用に関する判断であり、司法への協力行為が一律に医療従事者の守秘義務を解除するという判断ではない<sup>6)</sup>。他方、医師が捜査機関に患者の血液や尿を提出した行為をその証拠能力を肯定しつつ傍論で診療契約上の義務に違反すると判示した下級審判例<sup>7)</sup>があり、通報が秘密漏示罪(刑法134条)違反や証拠排除のような刑事上不法とならずとも、民事上不法となる可能性はあって、通報等司法協力が守秘義務に優先されるとは限らない。

また、秘密漏示罪の違法阻却事由について、緊急避難等の特殊事情のある場合に限定される鴨博士は、「刑法134条列举の職業グループは公共的任務を持つ職業であっても、捜査の協力機関として『人の秘密』に関する情報提供を期待することに親しまない地位に置かれている」と述べておられる<sup>8)</sup>。

医師等援助側は、既遂の規制薬物乱用について取締側が検挙するために協力をするのではなく、薬物需要削減のため、将来の規制薬物使用が検挙されやすい設定を作るという形で取締側と協力し、抑止力として利用するという連携により、厭くまで援助側専門職に「純化」した公共的任務を果たすべきである。

### 3 刑事司法による犯罪統制の限界

(1) 通報しない体勢への誤解と刑罰への過信 援助側が「通報しない態勢」を取ることにに対し、「犯罪を見逃す態勢」と批判されることがある。サンクション（賞罰合わせた概念）を用いることは、社会統制の基本であり、ルールは処罰によって守らせるということは、誰しも考え付く。わが国は、戦後のヒロポン流行以来、薬物乱用に対し犯罪化→厳罰化により鎮静化を図ってきたことで、諸外国のような薬物問題の深刻化を回避してきた。しかし、刑罰の謙抑性からして、他の手段による犯罪統制が可能ならば、その手段によるべき。実際、一般の犯罪統制においても、社会政策、家庭教育、地域の統制力と言ったインフォーマルな犯罪統制が大きな役割を果たしており、刑罰を用いての刑事司法上の犯罪統制は世間で考えられているよりその役割は小さい。

また∞連携の主張は、援助側は犯罪者を匿うところではないともいう。既に取締処分側の検挙対象となっている者や他の患者等に譲渡するだけの薬物を持ち込んだ者を通報することは、∞連携において援助側の取るべき態勢と矛盾しない。

(2) 「通報しない」＝非犯罪化の主張ではないこと ∞連携は、規制薬物乱用が犯罪とされているからこそ機能する。既に規制薬物使用障害に陥った者は、当該薬物の自己使用が犯罪であることが、使用障害を治療しようとする動機付けとなるし、患者の同意を得た上で検挙されない形での援助側からの取締処分側への情報提供があればこそ、検挙をおそれて断薬しようとする。それでも、乱用をやめられず検挙される者がいれば、他の使用障害者に対する見せしめ＝一般予防の役割を果たしてくれる。規制薬物使用障害でない世間一般市民は、勿論、自己使用が犯罪であるからこそ規制薬物に手を出さないのである。

### 4 結語—暗数の取込みと規制薬物需要削減

犯罪は、取締処分側に認知されない限り、統計上「暗数」となる。犯罪としての検挙は、規制薬物乱用者にとって、断薬の強い動機となりうるものの、全ての薬物事犯の取締りは不可能である。ここで、援助側が規制薬物使用障害治療の傍ら、取締処分側に通報するならば、使用障害者は治療を求めず、地下に潜ることになる。反対に、援助側が決して通報せず、接近性を保てば、地下に潜って暗数となっていた乱用者が、援助側の懐に入ってくることになる。治療により規制薬物需要が削減されるならば、闇のサービス業である供給側（暴力団等）も、違法薬物供給の罪に対する厳格な取締の不利益と考量した結果、商売(供給)をやめ、薬物犯罪全体も減少することとなる。

<sup>1)</sup> 法務省法務総合研究所編, 2018, 『犯罪白書(平成30年版)』法務省: 140.

<sup>2)</sup> 平井慎二作成の原図を送っていただき掲載.

<sup>3)</sup> 伊藤栄樹ほか, 1976, 『註釈刑事訴訟法(2)』立花書房: 288 [佐藤道夫]、藤永幸治ほか編, 1996, 『大コンメンタール刑事訴訟法(3)』青林書院: 744 [今崎幸彦]、平場安治ほか, 1982, 『注解刑事訴訟法(中) [全訂新版]』青林書院: 207 [高田卓爾]、増井清彦, 1988, 『新版告訴・告発』刑事法重点講座 理論と実際, 立花書房: 118 頁、団藤重光, 1950, 『刑事訴訟法(上)』弘文堂: 465, 平野龍一, 1958, 『刑事訴訟法』有斐閣: 92, 田宮裕, 1980, 『注釈刑事訴訟法』有斐閣: 262.

<sup>4)</sup> 伊藤ほか・前掲注3) [佐藤] 288, 藤永ほか・前掲注3) [今崎] 744、増井・前掲注3) 118 頁、松尾浩也監修, 2006, 『条解刑事訴訟法[三版増補版]』弘文堂: 422.

<sup>5)</sup> 刑集 59・6・600

<sup>6)</sup> 拙稿, 2007, 「判評最決平 17・7・19」北海学園大学法学研究 41(2): 151 以下参照

<sup>7)</sup> 札幌地決平 4・9・10 判タ 805・245、判時 1443・159(尿)、大阪高判平 15・9・12 判例集未搭載 TKC-LEX/DB28090008(血液).

<sup>8)</sup> 鴨良弼, 1985, 「守秘義務と証言拒絶権」『刑事訴訟法の基本理念』九州大学出版会: 166.

### 参考文献

拙稿, 2007, 「刑事司法への協力と医療従事者の守秘義務」『北海学園大学法学部 40 周年記念 変容する世界と法律・政治・文化』ぎょうせい: 305-336.

拙稿, 2010, 「生徒の規制薬物乱用に対する学校教職員の対応について」立教法学 79 号 102-138.

# 熊本地震の被災地における窃盗の発生状況 —震災による窃盗の増加は見られるか—

○岡本 英生 (奈良女子大学)  
 齊藤 豊治 (大阪弁護士会)  
 岡田 行雄 (熊本大学)  
 松川 杏寧 (人と防災未来センター)  
 宇都宮 敦浩 (鹿児島大学)

## 1 問題と目的

大規模災害後の被災地では犯罪が増えるのか、それとも逆に減るのかということについては議論がある。日常活動理論 (Cohen & Felson, 1979) や社会解体論 (Shaw & McKay, 1942) に基づけば、災害後の混乱した状況下では、犯罪が発生しやすくなるのだろうが、少なくとも日本においては、災害後の犯罪総数の顕著な増加は確認されておらず、むしろ減少する傾向がうかがえる。ただし、犯罪種類ごとに見れば増加が確認されるものがあり、阪神・淡路大震災ではオートバイ盗・乗物盗が (平成7年版警察白書)、東日本大震災では侵入盗が (ただし福島県のみ) (平成24年版警察白書) それぞれ増加していた。このように、災害後は犯罪発生の総数は増えない (あるいは減少する) ようだが、罪種によっては増加が見られるようである。

そこで、このような観点から 2016 年 4 月に発生した熊本地震により被災地の犯罪発生がどのような影響を受けたかを検討する。新聞等の報道によれば、熊本地震の被災地では地震直後から窃盗事犯が起きている。被災地で窃盗が増加したのか、また手口別に見ればどうかといったことについて本研究で分析する。なお、検討にあたっては、認知件数のみではなく、被災地住民を対象として実施したアンケート調査の結果も用いる。

## 2 方法

まず、熊本県における窃盗及び手口別での月別の認知件数を用いた検討を行った。

また、熊本市に居住する者を対象に震災後の犯罪被害などについて尋ねるアンケート調査を Web 調査により実施した。本研究ではそのうち、震災前 1 年間と震災後 1 年間の犯罪被害状況を尋ねた結果を用いる。なお、調査の実施は調査会社に委託した (調査は 2018 年 10 月に実施)。調査協力者は 20 歳～69 歳の男女で、今回使用するデータは回答に不備等がなかった 561 人ぶんである。倫理上の配慮として、回答の任意性を説明したうえで実施している (事前に研究代表者の所属機関の研究倫理委員会の承認も得ている)。

## 3 結果

窃盗の月別認知件数について、熊本地震のあった

2016 年を震災の前年である 2015 年と比較検討したところ、震災があった 4 月から 7 月にかけて前年より大幅な減少が見られた (図 1)。次に、手口別で同様な検討を行ったところ、空き巣のみが震災後に顕著な増加を示していた (図 2)。

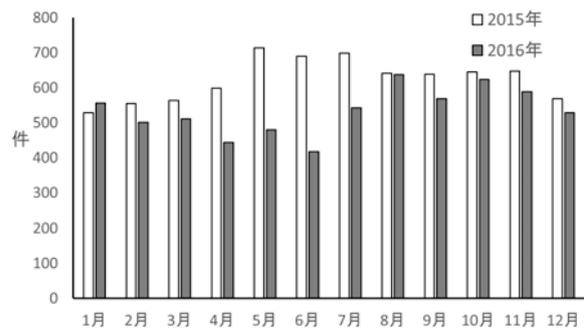


図1 2015年と2016年の認知件数(窃盗)の比較(熊本県)

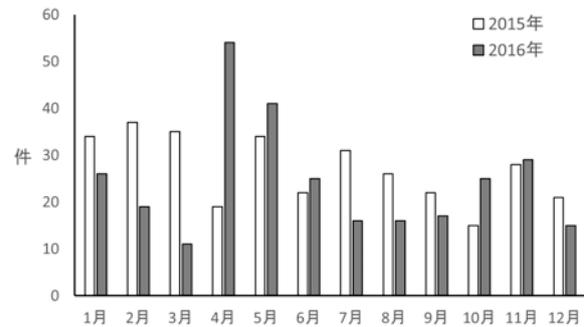


図2 2015年と2016年の認知件数(空き巣)の比較(熊本県)

さらに、この空き巣の認知件数の増加が偶然によるものではないことを確認するため、時系列分析により震災前までの空き巣の月別認知件数の推移を説明するモデルを作り、このモデルに基づいた震災後の予測値を求めて、震災後の実際の空き巣認知件数がその予測値を上回っているかどうかを見ることにした。震災前までの空き巣の月別認知件数 (2009 年 1 月～2016 年 3 月の間) の推移を説明するモデルを、ボックス-ジェンキンス法により求めたところ、最終的に ARIMA(2,1,1)モデルが適切ということになったので、このモデルに基づき、震災のあった 2016 年 4 月以降の予測値を 95%信頼区間により求めた。図 3 に、2009 年 1 月～2018 年 12 月までの空き巣の月別認知件数の推移を実線で、そして 2016

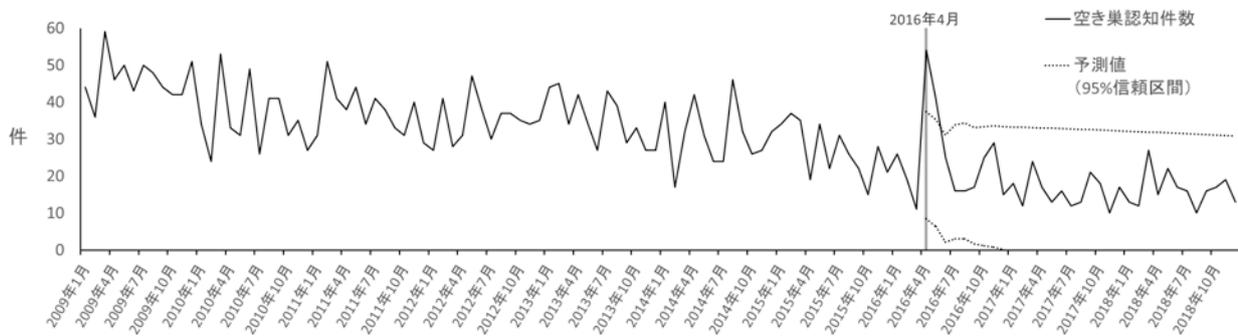


図3 空き巣の月別認知件数の推移と予測値(熊本県)

年4月以降についてはそれ以前のデータに基づくモデルから導かれる予測値の上限と下限を点線で示した。すると、2016年4月と5月に認知件数(実線)が予測値の上限を上回っていた。以上のことから、震災後の空き巣認知件数の増加は少なくとも4月と5月については偶然によるものではない(つまり、震災によるもの)と考えられる。

また、被災地住民に対して実施したアンケート調査の結果では、空き巣被害については震災前1年間の被害報告は0人であったが、震災後1年間では3人が被害にあったと回答していた。なお、空き巣被害にあったのは3人とも震災から2か月以内であった。さらに3人全員が空き巣被害を警察に届けていなかった。

#### 4 考察

熊本地震(2016年4月発生)後の被災地における窃盗の発生状況について、警察データ及び住民アンケートをもとに分析・検討を行った。窃盗犯認知件数を用いた分析では、震災後に増加しているとは言いがたく、むしろ減少している様子がうかがえた。ただし、手口別で見えていくと、空き巣が震災後大幅に増加していたことがわかった。時系列分析の結果でも、少なくとも震災後の比較的早い時期に空き巣が増加していることが確認できた。また、被災地住民を対象としたアンケート調査からも、震災後は震災前に比べて空き巣被害が増加している様子がうかがえた。さらに、住民アンケートからも、空き巣被害は震災後の比較的早い時期に集中していたことがうかがえた。

侵入盗などは災害後の比較的早い時期で発生しやすいと言われている(Voigt & Thornton, 2016; 齊藤, 2013)。熊本地震直後の避難者数は2016年4月17日に最大(183,882人)となり、その後徐々に減少して5月31日には8,178人となっている(平成29年版防災白書)。震災直後に多数の者が避難したことで空き巣被害が起きやすくなったが、避難していた者が徐々に自宅に戻るなどすることで無人の家屋が減り空き巣被害も減少したと考えられる。

なお、住民アンケートによれば、空き巣被害にあったと回答した者は全員警察に被害を届けていなかった。震災後の混乱した状況の中、生活の維持・再建で手一杯で、通報までできなかったものと思われる。このことは、被災地では空き巣被害が認知件数よりもかなり多く発生していた可能性を示唆する。

災害後に空き巣が増えるというのは普遍的な現象なのか、それとも何らかの条件が揃わなければ起きないのかということについては今後の検討課題である。さまざまな災害・被災地において調査を行い、研究を積み重ねていく必要があるだろう。

#### 文献

- Cohen, L. E., & Felson, M., 1979, "Social change and crime rate trends: A routine activity approach." *American Sociological Review*, 44, 588-608.
- 齊藤豊治, 2013, 大災害後の犯罪 齊藤豊治(編) 大災害と犯罪 (pp.3-22) 法律文化社
- Shaw, C. R. & McKay, H. D., 1942, *Juvenile delinquency and urban areas: A study of rates of delinquency in relation to differential characteristics of local communities in American cities*. University of Chicago Press.
- Voigt, L. & Thornton, W. E., 2016, Disaster-related crime mitigation and recovery. In D. W. Harper, & K. Frailing (Eds.), *Crime and criminal justice in disaster* (3rd ed.) (pp.41-84). Durham, NC: Carolina Academic Press.

本研究は、公益財団法人日工組社会安全研究財団2018年度研究助成により行われた。

**第 16 期 研 究 委 員 会**

野田陽子※ 石田侑矢 大谷彬矩 大庭絵里

久保貴 竹中祐二 橋場典子 福島至

藤原佑貴 本庄武 水藤昌彦 森久智江 山口直也

※委員長

『日本犯罪社会学会第46回大会報告要旨集』

[第46回大会]

開 催 日：2019年10月19日（土）・20日（日）

会 場：淑徳大学千葉キャンパス（千葉市中央区大巖寺町200）

大会実行委員長：野田陽子（淑徳大学）

発 行 日：2020年3月31日

編 集：日本犯罪社会学会研究委員会

発 行 者：日本犯罪社会学会

577-0036 大阪府東大阪市御厨栄町3-1-35

学術センターU-BOX 2F